

令和元年 9 月 定例会

浪 江 町 議 会 会 議 録

令和元年 9 月 1 0 日 開会

令和元年 9 月 2 0 日 閉会

浪 江 町 議 会

令和元年浪江町議会9月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（9月10日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
教育長あいさつ	6
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	7
行政報告	7
一般質問	1 2
高野 武君	1 3
山崎博文君	3 0
紺野榮重君	4 6
渡邊泰彦君	6 1
馬場 績君	7 6
散会の宣告	9 2

第 2 号（9月11日）

議事日程	9 3
出席議員	9 6
欠席議員	9 6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 6
職務のため出席した者の職氏名	9 6
開議の宣告	9 8
議事日程の報告	9 8
一般質問	9 8
山本幸一郎君	9 8
発言の訂正	1 1 5

請願・陳情の付託	1 1 6
認定第 1 号から報告第 6 号の一括上程、説明	1 1 6
延会について	1 6 9
延会の宣告	1 6 9

第 3 号（9 月 1 9 日）

議事日程	1 7 1
出席議員	1 7 2
欠席議員	1 7 2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 7 2
職務のため出席した者の職氏名	1 7 2
開議の宣告	1 7 4
議事日程の報告	1 7 4
認定第 1 号の質疑、討論、採決	1 7 4
認定第 2 号の質疑、討論、採決	2 0 0
議案第 7 4 号の質疑、討論、採決	2 0 4
議案第 7 5 号の質疑、討論、採決	2 0 8
議案第 7 6 号の質疑、討論、採決	2 1 0
議案第 7 7 号の質疑、討論、採決	2 1 1
議案第 7 8 号の質疑、討論、採決	2 1 3
議案第 7 9 号の質疑、討論、採決	2 1 3
議案第 8 0 号の質疑、討論、採決	2 1 4
議案第 8 1 号の質疑、討論、採決	2 1 5
議案第 8 2 号の質疑、討論、採決	2 1 9
議案第 8 3 号の質疑、討論、採決	2 2 2
議案第 8 4 号の質疑、討論、採決	2 2 4
議案第 8 5 号の質疑、討論、採決	2 2 4
延会の宣告	2 2 6

第 4 号（9 月 2 0 日）

議事日程	2 2 7
出席議員	2 2 9
欠席議員	2 2 9
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 2 9
職務のため出席した者の職氏名	2 2 9
開議の宣告	2 3 1
議事日程の報告	2 3 1
議案第 8 6 号の質疑、討論、採決	2 3 1
議案第 8 7 号の質疑、討論、採決	2 3 4

議案第 8 8 号の質疑、討論、採決	2 3 5
議案第 8 9 号の質疑、討論、採決	2 3 6
議案第 9 0 号の質疑、討論、採決	2 3 8
議案第 9 1 号の質疑、討論、採決	2 4 1
議案第 9 2 号の質疑、討論、採決	2 4 3
議案第 9 3 号の質疑、討論、採決	2 4 4
議案第 9 4 号の質疑、討論、採決	2 4 5
議案第 9 5 号の質疑、討論、採決	2 4 5
議案第 9 6 号の質疑、討論、採決	2 4 6
議案第 9 7 号の質疑、討論、採決	2 4 6
議案第 9 8 号の質疑、討論、採決	2 4 7
議案第 9 9 号の質疑、討論、採決	2 4 9
議案第 1 0 0 号の質疑、討論、採決	2 6 5
議案第 1 0 1 号の質疑、討論、採決	2 6 5
議案第 1 0 2 号の質疑、討論、採決	2 6 8
議案第 1 0 3 号の質疑、討論、採決	2 6 9
議案第 1 0 4 号の質疑、討論、採決	2 6 9
同意第 5 号の質疑、採決	2 7 0
報告第 5 号の質疑	2 7 1
報告第 6 号の質疑	2 7 3
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 8
委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について	2 7 9
町長あいさつ	2 8 0
閉会の宣告	2 8 1

浪江町告示第 28 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 1 項の規定により、令和元年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和元年 8 月 9 日

浪江町長 吉 田 数 博

1 日 時 令和元年 9 月 10 日（火） 午前 9 時

2 場 所 浪江町議会議事堂

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1 番	大 浦 泰 夫 君	2 番	石 井 悠 子 君
3 番	高 野 武 君	4 番	佐々木 恵 寿 君
5 番	半 谷 正 夫 君	6 番	紺 野 則 夫 君
7 番	佐々木 勇 治 君	8 番	平 本 佳 司 君
9 番	山 崎 博 文 君	10 番	渡 邊 泰 彦 君
11 番	松 田 孝 司 君	12 番	山 本 幸一郎 君
13 番	泉 田 重 章 君	14 番	紺 野 榮 重 君
15 番	佐 藤 文 子 君	16 番	馬 場 績 君

不応招議員（0名）

9 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和元年浪江町議会 9 月定例会

議 事 日 程（第 1 号）

令和元年 9 月 1 0 日（火曜日）午前 9 時開議

- | | | |
|-----|---|------------|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 2 | 会期の決定 |
| 日程第 | 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 | 4 | 行政報告 |
| 日程第 | 5 | 一般質問 |

出席議員（１６名）

１番	大浦泰夫君	２番	石井悠子君
３番	高野武君	４番	佐々木恵寿君
５番	半谷正夫君	６番	紺野則夫君
７番	佐々木勇治君	８番	平本佳司君
９番	山崎博文君	１０番	渡邊泰彦君
１１番	松田孝司君	１２番	山本幸一郎君
１３番	泉田重章君	１４番	紺野榮重君
１５番	佐藤文子君	１６番	馬場績君

欠席議員（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田数博君	副町長	佐藤良樹君
副町長	小林弘典君	教育長	笠井淳一君
総務課長	安倍靖君	企画財政課長	西健一君
二本松事務所長兼 生活支援課長兼仮設 津島診療所事務長		産業振興課長	
横山秀樹君		清水中君	
農林水産課長兼農 業委員会事務局長		住宅水道課長	
清水佳宗君		戸浪義勝君	
まちづくり整備課長		教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	
三瓶徳久君		柴野一志君	
会計管理者 兼出納室長		住民課長	
佐藤祐一君		中野隆幸君	
健康保険課長兼 浪江診療所事務長		介護福祉課長	
掃部関久君		木村順一君	

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	主任主査兼係長
吉田厚志	志賀美樹

書

記

鎌 田 典 太 朗

○議長（佐々木恵寿君） おはようございます。

9月定例会に先立ち、東日本大震災によりお亡くなりになられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙禱を捧げたいと思います。

ご起立ください。

[黙禱]

○議長（佐々木恵寿君） ありがとうございます。ご着席ください。

議会だよりに掲載するため、事務局で会議中の様子を写真撮影しますので、ご了承ください。

傍聴される方に申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

◎教育長あいさつ

○議長（佐々木恵寿君） ここで、本年6月25日より就任された笠井淳一教育長からご挨拶をお願いいたします。

教育長。

○教育長（笠井淳一君） 改めまして、さきの9月の定例会におきまして議会の同意をいただき、教育長を拝命いたしました笠井淳一と申します。どうぞよろしくお願いします。

畠山前教育長の震災後新たに築かれた教育基盤、それをもとに、また前教育長の思いを引き継ぎながら、誠心誠意頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、令和元年浪江町議会9月定例会を開会します。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、14番、紺野榮重君、15番、佐藤文子君、16番、馬場績君を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第2、会期の決定を議題にします。
お諮りします。今期定例会の会期は、配付のとおり本日から20日までの11日間としたいと思います。
ご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から20日までの11日間とします。
会期中の会議についてお諮りします。10日、11日、19日及び20日を本会議とし、12日から18日までは委員会等のため休会としたいと思います。
ご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。
よって、会期中の会議はこのとおり決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第3、諸般の報告を行います。
議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりですので、ご了承ください。
-

◎行政報告

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第4、行政報告を行います。
行政報告は、町長からお願いします。
町長。
[町長 吉田数博君登壇]
- 町長（吉田数博君） おはようございます。
本日ここに、令和元年浪江町議会9月定例会を招集いたしましたところ、ご多用にもかかわらずご参集を賜り、まことにありがとうございます。
東日本大震災から8年5カ月、一部地域の避難指示解除から2年5カ月が経過いたしました。
改めて、震災でお亡くなりになられた方々、苛酷な避難生活の中

で命を落とされた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し深く哀悼の意を表します。

それでは、6月定例会以降の町政の執行状況についてご報告いたします。

初めに、平成30年度決算についてご報告いたします。

平成30年度は、浪江町復興計画に位置づける本格復興期の2年目迎えるとともに、平成29年3月の一部避難指示解除から2年が経過し、町内では災害公営住宅の拠点整備の一部が完成する中、町内の生活環境を整えるための取り組みや雇用の場の創出、地場産業の復興に向けた取り組みを重点的に展開しました。

ふるさと再生に向けた取り組みについては、住宅再建支援補助や住宅清掃費補助などにより、町内での住環境整備を支援いたしましたほか、買い物環境の充実に取り組みました。また、福島いこいの村なみえが再オープンし、町内外の方々の交流と事業者の皆様の事業再開促進などに活用され、雇用の場の創出については、完成した藤橋産業団地への誘致活動を進め、福島水素エネルギー研究フィールド等が立地する棚塩産業団地、また同団地内において木材製品生産拠点施設の整備に着手し、そのほかにも北産業団地・南産業団地の整備を進めました。

地場産業の再興に向けた取り組みでは、請戸漁港水産業共同利用施設や水産加工団地の整備など、水産業関連施設の整備を進め、また、農業分野では用排水路の保全工事やため池の放射線物質対策工事など、農業用施設の復旧を進めたほか、営農再開支援事業による農地の保管理及び営農再開支援ビジョンの策定などを支援いたしました。

そのほか、復興なみえ町十日市祭など、多くのイベントを町内で開催し、町のにぎわいづくりに努め、また、プレミアムつき商品券の発行や、交流・情報発信拠点施設整備の建築工事にも着手いたしました。

さらに、なみえ創成小学校・中学校、浪江にじいろこども園の開校・開園や、福島県内外での避難生活を続ける皆様の絆の維持・生活再建支援など、多岐にわたる取り組みを展開し、町民の皆様の生活再建と町の復興・再生を進めました。

これらの結果、平成30年度の一般会計決算額は、歳入総額351億7498万6000円、前年度比26.7%の減、歳出総額334億3809万3000円、前年度比27%の減となり、前年度より決算額は減少したものの、引き続き大規模な決算となりました。

また、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引き

た実質収支は、8億7075万5000円の黒字となりました。

財政の健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標につきましては、いずれも早期健全化基準以下となりましたが、今後も健全財政の維持に留意してまいります。

なお、9つの特別会計についても、全て黒字決算となったところであります。

次に、賠償支援についてご報告いたします。

去る7月25日に、賠償の指針を策定する原子力災害賠償紛争審査会の現地視察が実施されました。

当日は、集団ADRにおける和解案等を踏まえ、精神的損害の賠償額を引き上げるように求めるとともに、町内における家屋解体の状況等から、地域コミュニティ破壊の深刻さを訴え、賠償すべき損害として認めるよう、中間指針に対する要望書を提出いたしました。

個人ADR申し立てにつきましては、9月下旬から県内11カ所において相談会を実施しつつ、県外を含む避難先自治会の意向を調査の上、希望された自治会において、順次、説明会・相談会を実施いたします。引き続き一人でも多くの町民の申し立てが実現するよう、支援を続けてまいります。

次に、指定ごみ袋配布事業についてご報告いたします。

町内の違反ごみの解消と生活ごみの分別及び収集方法の周知を目的に、7月より町内に居住する世帯を対象に、指定ごみ袋6種類の無償配布を開始し、8月末までに702世帯に配布いたしました。

今後、新たな町内居住者に対し、引き続き事業を実施してまいります。

次に、町内での事業活動状況についてご報告いたします。

8月15日現在の町内での事業者活動状況については、再開・新規合わせて143事業所となっております。

買い物環境の整備では、待望の町内スーパー、イオン浪江店が7月14日にオープンし、連日多くの町民の方にご利用をいただいております。

次に、プレミアムつき商品券についてご報告いたします。

プレミアムつき商品券の販売につきましては、6月8日より販売を開始し、8月末現在で購入者数1949人、販売金額1億509万5000円、登録店舗数は75店となっております。

次に、町内イベント事業についてご報告いたします。

7月27、28日には、標葉郷野馬追祭が昨年に引き続き開催され、中央公園に本陣を構え、町内での出陣式、凱進行列に続き、神旗争

奪戦がとり行われ、騎馬武者48騎の勇壮な姿に、集まった多くの町民から声援が送られました。

さらに、8月10日、11日には、なみえ夏祭り・夏休み爆笑ライブ in なみえ3を開催し、漫才コンビ、サンドウィッチマンによる漫才ライブを初め、夜空に彩る1600発の打ち上げ花火など充実したイベントとなり、2日間でおおよそ5000人の来場者でにぎわいました。引き続き町民が集い、町民同士、また町と町民の絆が深まるような町内イベントを企画、実施してまいります。

次に、交流・情報発信拠点施設の整備状況についてご報告いたします。

6月26日から7月22日まで指定管理者予定者の公募を行い、審査委員会での審査により、一般社団法人まちづくりなみえを指定管理者予定者に決定いたしました。

今後は、運営体制や商品開発等について、詳細な検討を進めてまいります。

次に、雇用の場の創出・企業誘致の取り組みについてご報告いたします。

藤橋産業団地において、震災後2社目の誘致企業である静光産業株式会社の工場の建設工事が、来年度当初の操業開始に向けて着工いたしました。

また、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の第4次公募においては、団地への立地希望事業者から多数申請が出されているところであります。引き続き雇用の場の創出に向けて、企業誘致活動を積極的に進めてまいります。

次に、棚塩産業団地における拠点整備の状況についてご報告いたします。

福島水素エネルギー研究フィールドの整備事業につきましては、プラント建設及び太陽光パネル設置工事が順調に進捗しており、10月から設置した機器から順に調整運転が開始される予定となっております。

木材製品生産拠点の整備事業につきましては、集成材等建設工事において各種調査、設計業務がおおむね完了し、建設工事等へ移行していく段階となっております。棚塩産業団地では大規模工事がふくそうしておりますので、安全管理、工事間調整等を徹底しながら事業を進めてまいります。

次に、農業再生に向けた新規就農者確保の取り組みについてご報告いたします。

農業再生の支援協定を締結している東京農業大学の学生に、将来、

町で就農してもらうことを目的に、町内の農業者のもとでの農作業体験支援を開始いたしました。

6月8日、9日には藤橋地区において、4名の学生がペピーノの定植作業、8月5日には2名の学生が圃場の除草作業、8月11日、12日には西台地区及び川添地区において、4名の学生がエゴマの定植作業を行いました。

また、8月4日に仙台市で開催されたマイナビ就農フェスに当町のPRブースを出展し、北幾世橋で切り花の生産を行っている花農家あいの菅野富美恵さんに参加をいただき、5組の新規就農希望者が当ブースを訪れました。

8月31日から9月1日には、福島県主催による相双地域バスツアーが開催され、県外の方など7名が参加し、苧宿地区で切り花生産を行っている鈴の木ファームの鈴木好道さんの生産現場を視察されました。

また、今月21日には郡山市で行われるふくしま農業人フェアに当町のPRブースを出展する予定であり、今後さまざまな機会を捉えて、当町農業の魅力をPRし、新規就農者及び担い手の確保に努めてまいります。

次に、水産業共同利用施設の整備状況についてご報告いたします。

請戸漁港に整備を進めてきた荷さばき施設、貯氷冷凍庫施設、海水取水ポンプ施設、上架施設が完成し、来月下旬に落成式をとり行う運びになっております。

また、水産加工団地では、第1号立地企業の柴栄水産の加工場建設工事が着工し、来年2月の完成に向けて整備が進められております。引き続き水産業の再生、一日も早い本格操業を目指し、着実に事業を進めてまいります。

次に、医療費一部負担免除の継続についてご報告いたします。

国民健康保険、後期高齢者医療保険及び介護保険の一部負担金の免除措置が、避難指示解除区域の上位所得世帯を除き、令和2年2月29日まで期間が延長することになり、7月下旬に対象者に対し、免除証明書を送付いたしました。

次に、なみえダンベル交流会についてご報告いたします。

9月8日に地域スポーツセンターにおいて、なみえダンベル交流会を開催いたしました。当日は、県内10カ所で行われているロコモはなまる教室の町民など210名が参加し、町民相互の交流と全員演舞による息の合った演技が披露されました。

次に、応急仮設住宅の入居状況についてご報告いたします。

7月31日現在の入居状況は、建設型が供与戸数76戸に対し、入居

戸数11戸、入居者数14人、入居率14.5%、借上型が入居戸数716戸、入居者数1236人となっております。

なお、応急仮設住宅の供与期間につきましては、令和2年3月末で終了することが決定されておりましたが、特例要件を満たす方については、これを令和3年3月まで延長することが8月5日に決定されております。

次に、町外の復興公営住宅の入居状況についてご報告いたします。

町外の復興公営住宅につきましては、6月30日現在、県営及び市町村営を合わせて1486世帯、2610人の方が入居決定を受け、新たな住環境での生活を送っております。

次に、教育行政についてご報告いたします。

閉校を予定している町立学校の校舎の今後のあり方を検討するため、町内各地区から選出した委員17名で構成する町立学校校舎等検討委員会を設置し、8月19日に第1回会合を開催いたしました。

また、8月17日から22日にかけて、津島小学校、なみえ創成小学校・中学校の児童生徒4名がオーストラリア・ケアンズを訪問し、海外学習、異文化交流を体験してきました。

次に、生涯スポーツ関連についてご報告いたします。

7月7日に広野町・檜葉町を会場に、双葉郡スポーツ交流大会が開催され、当町からの出場種目では、家庭婦人バレーボール競技において準優勝、剣道とバスケットボール競技において、それぞれ3位入賞を果たしました。

以上、6月定例会以降、現在までの取り組みについて報告いたしました。

なお、今期定例会にご提案を申し上げる案件は、決算の認定案件2件、条例の制定及び改正案件7件、契約の締結及び変更案件13件、土地の取得案件4件、損害賠償に関する和解案件1件、令和元年度の補正予算案件が6件、特別功労者の決定同意に関する案件1件、報告案件が2件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますのでよろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

令和元年9月10日、浪江町長、吉田数博。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で行政報告は終わりました。

◎一般質問

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、一般質問を行います。

一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分以内となります。

す。

一括質問方式については、慣例により、質問が30分、再質問が10分、再々質問が10分以内となっています。

質問は、質問席で行います。

通告された一般質問の中で、同一内容と思われる事項が2人以上の議員から出されております。議事整理上、また、円滑な議会運営を行うため、後順位者が先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解したときは、その件について撤回するか、または不足分の答弁を求めることをご協力をお願いします。

なお、一般質問は通告順に許可します。質問、答弁ともに簡潔にお願いいたします。

◇高 野 武 君

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君の質問を許可します。

3番、高野武君。

[3番 高野 武君登壇]

○3番（高野 武君） 3番、高野武であります。

議長の許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。

なお、質問の方法については、通告書の記載どおり一問一答方式で行いたいと思います。よろしくお願いをいたします。

質問は、通告書のとおり順を追って行いたいと思います。

それでは、近年、大雨等の自然災害が頻繁に発生しており、かなりの被害が報道されております。そこで、これらのことを念頭に、町の防災関係で気づいた点を少し掘り下げて質問したいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

質問に入ります。

まず初めに、吉田町長におかれましては、連日の公務ご苦労さまです。町長の就任から1年と少しが経過しました。馬場町政を引き継ぐことを公約に掲げ、やり残した仕事とか、町のこれからのあるべき姿等は、前町長の友人として長い避難生活の間や、帰還してからもともに語り合ったのではないかとご推察申し上げます。

そこで、ご自身の就任時からを顧みて、自己採点というか、満足度を数字に置きかえればどんな点数になるのかと思うのか、お尋ねをいたしたいと思います。

その上で、今後の町残しのために何が課題なのか、何が問題なのか、私が思うには、やはり1番目に来るのは人口問題ではないかと考えます。

そこで、これらの諸問題を一まとめにして、今後の抱負と展望等をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） ただいまの質問についてお答えをいたします。

まず初めに、馬場前町長の後を引き継ぎ、町長という重責を拝命してから1年が経過いたしました。これまで大過なくとり行うことができましたのも町民の皆様を初め、議会や関係各位のご支援とご協力のたまものであると深く感謝をしております。

この1年は、生活環境を改善することを最優先に取り組み、7月14日には待望のイオン浪江店が開店いたしました。

そのような中で、評価というものは最終的には町民の皆様がしていただくものと思いますので、自己採点につきましては差し控えさせていただきますと思います。

今後の町残しへの抱負と見通しについてであります。引き続き帰還の阻害要件となっている生活環境の改善、医療、介護の問題、雇用の場の創出、放射能への不安の解消といったことをしっかりと対応してまいりたいと考えております。

町民が集まる憩いの場であり、議員おただしの町の魅力や情報発信施設として、交流・情報発信拠点施設の整備、医療・介護については、ふれあいセンター跡地に予定をしております健康増進施設への整備を進めてまいります。

雇用の場の創出といたしましては、現在4カ所に整備をしている産業団地の整備推進と企業誘致を積極的に進めてまいります。

また、農業水産業の再生につきましては、漁業面においては10月に荷さばき施設の完成を見ることができます。農業面では新規就労者確保促進事業、あるいは農業法人誘致事業やカントリーエレベーターなどの整備等により、担い手と新規就農者の確保、そして営農に関するネットワークの構築などを図りながら進めてまいりたいと思います。

帰還困難区域については、復興再生拠点の前倒しでの整備、あるいは拠点がえの整備の方向性については、早急に示すように国に要望してまいります。

これらの事業を推進していくために、私も全力で職責を全うしてまいりたいと考えておりますので、一層のご支援、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 自己評価、採点というものは難しいのを承知の上で質問をいたしました。採点は町長がおっしゃるとおり本人以

外がすることであって、あえて伺ったのは町政に対する意気込みをご自身の口から発信していただきたいと思い、あえて質問をいたしました。

答弁にもありましたが、買い物、医療、公共施設、雇用問題等は大事なことは言うまでもありませんが、町の魅力も必要なのではと考えます。例えば、震災前の話になりますが、一部店舗などの衣料関係は独特のものがあって、そこで買うと町で誰かと会ってもセンスのよさとか、同じものを着ている人がいないとかで、相馬、新地地方からもよく買い物に来ていたと聞いておりましたし、水道水なども遠くから来た人が飲むと、市販の飲料水とかわりないとか、よく言われたのを思い出します。

最近では、よく知られるようになったトルコギキョウ、実証栽培が行われましたペピーノや全国的に有名な大堀相馬焼、県内でも有数の水揚げを誇るヒラメ、シラス、コウナゴ等もありますが、需要とのバランスで風評問題とか無縁のものや左右されない業種もあります。人の考え方、評価というものは、本当につかみどころがありません。

やはり国・県への風評対策の要望活動とともに、町の魅力を発信していくしかないとは思いますが、今後の町残しへの抱負と見通しで、町独自の考え方があれば伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。

町長。

○町長（吉田数博君） まさに議員おただしのとおりでと思います。

とりわけ風評対策につきましては、私ども大変自治体ではなかなか困難な面もございますので、国・県にその責任の所在を追求しながら、しっかりとそろえてまいりたいと考えております。

また、町の魅力につきましては、議員おただしのとおり、できるだけ、前のおりにはなりませんけれども、しっかりと前のすばらしいふるさと浪江の創生に向けて頑張ってまいりたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 今、町長がおっしゃいましたほかにも、また町民の生命、財産を守り、要望に応えるのが町と議会の責任であることは言うまでもありませんが、町長も職員も我々も同じ町民でもあります。同じ目線での対話が一番の原点かと思い、さらなる町再生への観点から質問をいたしました。

町存続のための人口減少問題は、全国共通の課題でもあります。浪江町ではこれに原子力発電所事故も絡みますので、これからも課題を少しずつでも解決できればと思います。

2 番目に移ります。

県は本年 3 月 30 日、東日本大震災を受け、浜通り 10 市町村の全域を対象に、見直しを進めておりました津波浸水想定図を公表いたしました。資料を配付してあります。

発生の可能性がある最大級の津波を想定しており、東日本大震災の断層モデルと房総沖を波源とする茨城県のモデルを想定し、最悪の事態に備えるため、満潮時の海面潮位や地盤沈下も考慮したとありました。また、本件は浸水想定に必要な地盤調査等の影響で作成がおくれておりました、全国で 36 番目の公表とあります。

配付の資料は、3 月 24 日の新聞記事の浪江・双葉海岸の浸水想定図ですが、これを参考に質問をいたしたいと思います。

そこで、(1) 番の質問であります。

参考資料の津波浸水区域内にある除染廃棄物仮置き場の場所と数、それらの線量並びに保管量はどのぐらいなのかお尋ねをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

津波浸水区域内には、除染廃棄物の仮置き場、それから災害廃棄物等の仮置き場、焼却灰の仮置き場がございます。

まず、除染廃棄物仮置き場の場所につきましては、棚塩仮置き場、北棚塩第一仮置き場、北棚塩第二仮置き場、幾世橋仮置き場、高瀬仮置き場の 5 カ所に設置されておりました。現在は、北棚塩第一仮置き場、第二仮置き場の 2 カ所につきましては、搬出及び返地が完了しております。

次に、幾世橋仮置き場、高瀬仮置き場の 2 カ所につきましては、本年 3 月末に搬出が完了しております。

最後の棚塩仮置き場につきましては、3 万 1800 袋の除染廃棄物が現在、保管されている状況でございます。

次に、災害廃棄物等の仮置き場ですが、請戸仮置き場、棚塩第一仮置き場、第二仮置き場の 3 カ所に設置されております。

保管量につきましては、請戸仮置き場に 7 万 3000 トン、棚塩第一仮置き場に 600 トン、棚塩第二仮置き場に 4200 トンの災害廃棄物等が保管されている状況でございます。

最後に、焼却灰の仮置き場となりますが、南棚塩地区に仮設焼却炉内及び焼却炉より北側になりますが、焼却灰の仮置き場、この 2 カ所となります。

8 月末現在になりますが、焼却灰の保管量につきましては、仮設焼却炉北側の焼却灰仮置き場には 1 万 2000 トン、焼却施設内の仮置

き場につきましては8000トン、合わせまして2万トンが保管されている状況でございます。

それから、線量ということでしたので、線量につきましては、一番高いもので申し上げさせていただきたいと思います。焼却灰の放射性物質濃度となりますが、一番高いもので17万ベクレル／キログラムとなります。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） それで了解をいたしました。

しかし、海岸線近くにある仮設焼却炉に保管してある焼却灰は、本年7月に開催されました全協の調べによりますと、ただいまの答弁のとおり17万ベクレルとかなりの高線量のものが保管されております。

その中で、今年度は4000袋の搬出予定計画とありますが、年に何回ぐらい運び出しているのか伺いたいと思います。それでも一応トンパックという解釈のもとに、一袋1トンと解釈をいたしまして1万4814トン袋も残ります。本年は町内と広域分、合わせて5万7000トンの処理予定とありますので、それらの焼却灰、煤塵等の発生量はどのぐらいになるのか、あわせて伺います。大まかな数字で結構ですから。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

4000袋の焼却灰の今年度の搬出時期というご質問ですが、本年11月から搬出を開始いたしまして、12月末までに完了する予定となっております。

次に5万700トンの処理をした場合、どのぐらいの量になるのかというご質問でございますが、これまでの焼却実績によりますと、焼却量の10分の1程度が焼却灰となることになっているということです。5万700トン焼却したとしますと、焼却灰の発生量は約5000トンと見込まれます。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 一応5000トンということで了解は大体いたしますけれども、あと、これの数字に関しては、後の質問と関連をいたしますので数字は一応これにて終わります。

それと関連をいたしまして、双葉町から4000トンの木くずの処理計画があります。双葉町では、現在仮設焼却炉を建設中とありますので、本年12月供用開始の説明もありましたが、本年7月に産業・建設常任委員会で双葉町の駅前周辺を視察した限りでは、相当数の建物の解体が進んでおりましたが、本当にこんな量で終わるのか、

まだまだ増えるのではないのか、解体した建物の線量も心配であります。

この件で、双葉町の稼働予定日に変更はないのか、無理ならば再度浪江町に持ち込むのか、また、4000トンが上限であるのか、これ以上は持ち込ませないのか、増える可能性はないのかお尋ねをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

ただいまのご質問のとおり、環境省に確認をしておりますが、双葉町からの4000トンの木くずということで、町としてお引き受け入れをいたしました。12月には双葉町での供用が開始されますので、それ以上の物は持ち込まないと聞いております。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 4000トン以上は持ち込ませないということで、了解を賜りました。

次に移ります。浪江町の仮設焼却炉の運営期間は、最長で2022年と記憶しておりますが、帰還困難区域の建物の解体や廃棄物の処分は、この期間内に終わると思えませんので、運営期間終了後の処理計画はどのようなになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） ご質問にお答え申し上げます。

確かに、仮設焼却炉の運営期間、議員お質しのとおりでございますが、特定復興再生拠点、今現在、末森、室原の一部、津島の一部ということで、帰還困難区域の家屋の解体した物を運び入れ、焼却の期間ということで、国では運営期間を示しておりますが、先ほど町長からもありましたように、拠点外の整備の方向性についても早急に国に求めていくということもございまして、ここで終わりということではなくて、これ以後のことも考えていかなければいけないと思っておりますし、焼却炉の運営の延長も含めまして、安全対策、保管場所などもありますけれども、関係機関と今後協議していくということで考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 再度確認をいたしますけれども、再延長もあり得るということですか。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、帰還困難区域、今現在やっている部分、それ以上にまだ残っておりますので、再延長も含めてという

ことで考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 了解をいたしました。

後からの質問とも関連いたしますが、津波の浸水ばかりでなく、洪水による浸水等も考えられますが、これらの灰保管量、保管場所は海岸線のすぐ近くにあり、浸水、最悪流出した場合に広範囲での土壌汚染、海洋汚染等が考えられますので、それらに対する防災計画というか、安全対策はどうなっているのか、また、これらに関して国・県、関係機関等と協議はしたのか伺います。

あわせて、これらの焼却灰の搬出完了年度はいつか、一番先というか、優先的に運び出して、少しでもこれらの災害からのリスクを減らすために、国・県等に強く申し入れるべきと考えますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

まず、焼却灰の安全対策等につきましては、まず堤防のかさ上げによりまして、堤防高を7メートルとしたほか、離岸堤の設置並びに焼却灰の保管庫につきましては、床面から高さ4メートルのコンクリート壁を設置しており、出入り口についても、シャッターにより開閉する構造として、浸水流出対策を講じた上で、国とも協議をして設置したという経過となります。

中間貯蔵への運び出しの期間も定まって、予定となっておりますけれども、議員お質しのとおり、浸水の危険性がある箇所でございますので、町といたしましては環境省に対し、早期の搬出を強く求めているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 今の説明の中で、堤防が約7メートルのかさ上げと、あと離岸堤の設置ということでの対策でありますけれども、お手元にある資料の中では、浸水区域は約5メートルから10メートルの範囲内ということでありまして、津波の衝撃の場合、テトラポットとか堤防が破壊するぐらいの衝撃があります。

そこで、浸水ばかりではなくて、要するに津波の破壊力等を考えたときに、あれだけの建物で果たして完全なる安全な対策と言えるのか、また、コンクリート製の容器に多分保管されているのかなという解釈ではありますけれども、ただ、請戸の津波の被災状況を見ますときに、請戸の港内に、昔ですけれどもありました、テトラポットと一緒にあったトウフ石と通称我々は言うんですけれども、約2メートル四角ぐらいのコンクリート製の塊ですね。それも内陸部

にもかなりの衝撃で入っているんです。これだけの破壊力のある波に対してどのぐらいの強度とか、要するに保管容器のサイズ、強度、そのぐらいの想定して、圧力に耐えられるのか、その辺は不明ですので、何かしらの基準でもそういうものがあれば伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

環境省に確認、それから現地を確認してまいりました。焼却灰の保管の容器等につきましては、フレコンを使用して積んであるということでございますが、外袋、内袋の二重構造ということで、二重になっているということでございます。ですので、先ほど高野議員おっしゃいました、きちっとした容器ということではございませんので、そういった耐久性というのはちょっと弱いのかなと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） それはフレコンの容器に入れて保管してあるということは、先ほどの津波の浸水の想定、また洪水による浸水の予想5メートルから10メートルとなれば、当然高さが4メートルぐらいの高さに保管してあるということです。当然海水、真水にかかる恐れが十分にあるとすれば、当然汚染物質も水につかる、ましてや先ほどの説明のとおり17万ベクレル相当の線量のあるものがかかる、これに関して国・県に当然協議するべきものと思いますけれども、どのような協議内容なのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

議員お質しのとおりでして、国・県というか、国が設置者でございますので、国に対して早期の搬出、それから今よりも想定される4メートルということの壁等々でございますから、まだまだ安全対策が不十分だと思っておりますので、今後協議していきたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 国・県に対しても、また再度の協議を求めるということで解釈をいたしました。

時間の関係上、次に移りたいと思いますが、なお、しつこく答弁を求めますのは、陸上にあるということは最終的には海へ流れていきます。本格的な漁業再開を目前にして、再度の海洋汚染が起これば、我々漁業者というより、福島県の海産物は壊滅的な被害をこうむることは目に見えて明らかであります。

これは、福島県ばかりの問題ではなく、隣の国からもトリチウム汚染水の海洋放出に関し、詳細なデータの開示も求められておりますので、国際的な不安解消のためにも安全対策をしっかりとっていただき、なおかつ早急な施設の閉鎖、焼却灰、ばいじんの移送管理を国に対し強く要求することを求めるとともに、施設のある地元が一番の被害者なんだから言うべきことは言う、その姿勢を貫いていただきたいと思います。

それでは、(2) 番に移ります。

資料をご覧のとおり、6号線から東の高瀬、請戸、両河川の間は完全な津波浸水区域に入ります。色別で見ても0.3メートル以上の区域が集合住宅に当てはまります。

県は、2020年に完成する見込みのハード対策とあわせて、避難等の対策で各町村と連携して、住民説明会等で周知を図りたいとの記事もありました。また、同年6月3日付の朝日新聞記事にも、町は防災ハザードマップの見直しを始めた。創成小・中学校が緊急避難場所に指定されましたが、別のところを避難場所にするという記事もありましたし、先月開催の議会報告会でも同様の質問もあり、町民の関心の高さもうかがえますので、以上、2つの新聞記事を参考に質問をいたしたいと思います。

この資料を見る限り、浸水想定区域は6号線の西側にも及んでおりますが、県の公表から約5カ月も経過しております。町としても、帰還人口に占める高齢者の割合が高いのはご存じのことかと思いますが、それを踏まえた上で、避難計画の見直し等の対策はしたのか、いや、5カ月間もありますので当然したものとは思いますが、その内容を伺いたいと思います。

あわせて、使った資料等があればご提示をいただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） ご質問にお答え申し上げます。

今回、福島県より示された津波浸水想定の設定は、東北地方太平洋沖地震を教訓とし、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する最大クラスの津波、レベル2となっております。

想定される津波の浸水範囲は、東日本大震災による津波の浸水範囲を超える想定となっており、防災対策の見直しが必要であると認識しております。

そのため、全町に配布しております防災ハザードマップについて、今回示された津波浸水想定区域内にある避難場所の見直し、具体的にはなみえ創成小・中学校の避難場所を外し、それから、さらに西

にありますサンシャイン浪江、あるいはいこいの村への非難を誘導するような、そのようなハザードマップを作成して、再度町民の皆様へお示ししたいと考えております。

なお、資料といたしましては、議員からお示しいただきました新聞記事にありますように、これについては県がホームページ上で公表しております、その市町村別津波浸水想定区域図を参考といたしております。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 一応検討はしたということでありまして、私は最悪の場合を想定、想定外、めったには起きない、だから形だけやったことにしておけばいいとそういうふうに聞こえますが、町民の生命、財産を守り、なおかつ安全を提供するのが自治体の責務と考えます。

具体的な内容は、後の項目と関連をいたしますので、次に移りたいと思います。

大きな3番目です。

（1）番の昨年4月発行の町防災ハザードマップ、浸水予想区域内の仮置き場の数と保管量を伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

防災ハザードマップ、浸水区域内の仮置き場につきましては、樋渡・牛渡仮置き場、川添仮置き場、幾世橋仮置き場、小野田仮置き場、酒田仮置き場、西台仮置き場の6カ所となります。

西台仮置き場につきましては、仮置き場の撤去が済んでおります。樋渡・牛渡仮置き場、幾世橋仮置き場、酒田仮置き場については、除染廃棄物の搬出が完了をしております。川添仮置き場、小野田仮置き場の2カ所につきましては、現在、除染廃棄物の搬出を実施しており、搬出完了につきましては令和2年6月、来年6月までの搬出完了を予定しております。

保管量ということでしたので、川添仮置き場につきましては、搬出は開始しておりますけれども、搬出前の数量で申し上げますが、16万9244袋、それから小野田仮置き場につきましては、7万6795袋となっております。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 了解をいたしました。

（2）番です。町内全体で、帰還困難区域も含めてでありますけれども、どのぐらいの仮置き場の数があったのか、そしてまた、今おっしゃったほかに閉鎖になった場所と数、あわせて新たな新設計

画、開設計画があれば、場所と数も伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

現在までに設置された仮置き場の数でございますが、42カ所となっております。そのうち21カ所を閉鎖になっておりますので、代表的なところで、西台、藤橋、北棚塩第一、第二などを含めまして21カ所の閉鎖は、ただいま返地などを行っているような状況です。

次に、新たに仮置き場の開設ということでございますが、特定復興再生拠点区域内の除染廃棄物を置くための仮置き場といたしまして、末ノ森地区は、現在、造成が終わったところです。それから室原地区は、現在、今調整中でこれからできる予定となります。津島地区は、今契約が終わったところで、これから造成等が始まってきますので、3カ所が新たになっていくということになります。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 今の新たな開発計画というのは、帰還困難区域内であるならば仮置き場からの搬出完了年度、これは気にしなくてもいいという解釈に聞こえますが、これはかなり住民感情を無視した政策なのかなと憤りを禁じ得ませんが、これもやむを得ないことなのかなと行政上は考えます。

搬出計画では、帰還困難区域を除き、2021年度までに中間貯蔵施設への搬入完了を目指すとありますが、優先順位というか、順番、搬出の順番等が、国・県と協議して決めているのか、報告だけなのか、それとも、この地区全体を片づけてから次の地区へ移るとか、どんな計画で搬出しているのか、搬出の計画をお尋ねをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

搬出の計画、搬出の場所につきましては、優先順位ということで申し上げますと、仮置き場の設置順、これを基本としております。

国・県と協議したのかという部分ですが、国、環境省と協議の上、搬出仮置き場を決定いたしまして、搬出を行っているというところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） やはり現在搬出中であるということは、また、これは一日、二日で終わることは終わることはありませんから、その間に大雨、洪水等の自然災害が起きないことを祈るしかありませんが、早急な搬出完了を国に要求することを求めまして、次に移りたいと思います。

（3）番に移ります。現在、居住人口の多いであろう幾世橋住宅

団地、この周辺から近い幾世橋小学校は、現在休校中ではありますが、今後の取り扱いに関し、ここに防災備蓄倉庫等を避難所とともに整備、活用したらどうかと、昨年9月の一般質問で要望いたしました。が、本年5月の全協でも提示のありました防災コミュニティセンターの整備事業の概要で、消防屯所、集会場機能も含めて、浪江地区2棟、幾世橋、大堀、苅野、各地区に1棟を整備したいとありましたので、それをもとに、幾世橋小学校を防災備蓄倉庫として整備の考えはあるのか伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。

幾世橋小学校につきましては、現在災害時の緊急避難場所として指定し、周知しているところでございます。おただしのありました防災コミュニティセンターにつきましては、主に消防屯所、集会所並びに備蓄倉庫等を整備するもので、幾世橋小学校も整備候補地の一つとして考えているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 整備事業の一環とあわせまして、集会所の機能を整備するとありますが、集会所の機能としてどのぐらいの収容人数を考えているのか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。

5月の全協の際も説明申し上げましたけれども、約500平米程度ですので、人数的には、すみません、ちょっとお待ちください。集会所は50名程度になります。失礼しました。収容人数は50名程度を考えています。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 私が前に、前年ですか、質問したときに、幾世橋団地の集会所の広さは、県の基準との判断ということでありましたけれども、防災を基準に考えたときに、せめて横になれる、避難してきた人が一人一人横になれる、畳約1畳ぐらいのスペースは必要だと思いますけれども、そのような基準はあるんですか。お尋ねをします。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。

今回、防災コミュニティセンターについては、避難所というよりは一時避難場所として集まっていただいて、その後、室原に整備します防災倉庫とか、あとは宿泊施設としてはいこいの村等も考えておりますので、こちらに最終的には避難場所として移動していただ

くというような形に考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 私が思うには、幾世橋小学校は高台にも位置し、すぐ北側に小熊田宮田線もあります。国道6号線に接続できれば緊急車両の輸送にも便利ですし、校庭はヘリポートにもなります。欲を言えば、6号線を乗り越えて西台方面まで延伸すれば、洪水時の災害にもかなり役に立つのではと考えます。町の防災ハザードマップにも避難場所としての記載はありますが、しかし人が集まっても提供できる物資がなければ意味があるとも思えません。

これらを考えたときに、防災備蓄倉庫というものは1カ所ばかりではなくて、先ほどの消防屯所の整備事業と一緒に整備をすれば5カ所にも分散もできます。さすれば、急な避難にも1カ所に集中をしないので混雑の解消にもなりますし、場所の選定については新たな土地を取得するのではなく、いずれ閉校になる学校の校庭を利用すれば経費の削減にもなります。土地も広いので避難所の駐車場、また太陽光パネルでも設置すれば、売電収入のほかに緊急時の非常用電源の確保もできます。通いなれた学校であるならば、一番身近な存在でもあり、同じ地区の住民とも顔を合わせることできますし、避難してこない世帯もわかります。精神的な不安の解消にもつながるのかと考えます。

メリットだけを申し上げましたが、防災計画の見直しによる幾世橋小学校跡地を利用した避難所、避難所だけではなく建物がなくては場所だけではどうにもなりませんので、あわせて分散しての防災備蓄倉庫の整備のご検討をいただければ幸いです。

次に移ります。自然災害というのは、いつ起こるかわかりません。

例えば夜間に災害が起き、停電で真っ暗な中を避難するときに、街灯のようなものがあればこれ以上の安心はありません。

そこで、太陽光蓄電による避難誘導灯の役目も果たすような街灯の設置はないか考えを伺います。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。

災害時の停電対策については、重要な課題であると認識しているところでございます。

現在、本庁舎、いこいの村なみえに太陽光発電と蓄電設備を設置し、災害等における停電に対応しております。また、国道114号には同様にリボンライトが街灯として設置されております。

お話のありました夜間や停電時など、避難所や避難場所への経路を誘導する案内表示につきましては、災害時の避難誘導に有効であ

ると考えておりますので、財源の確保とあわせ、設置に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 現在、町内に設置されておりますソーラー式の街灯は余り明るいものではないようですが、町なかが暗いのは困ります。しかし、災害時の停電には非常に心強いものであると思います。東日本大震災のときに、漁船とともに洋上に避難した同業者が一晩ではありますが、過ぎたときに、僚船の明かりが見えたことが一番心強く安心したと、帰還してから話しておりました。

明かりは、災害時の安心には一番効果があるものと思います。何よりも、現在町内各所で道路の改修、つけかえ工事も進んでおり、避難経路も変わっているとは思いますが、そこで、避難所周辺の道路だけでもソーラー式の街灯を設置すれば、避難所の安心安全にも一役買うのではと考えますことから、ぜひご検討をいただければと思います。

次に移ります。（5）番です。防災関連の質問はこれで最後になります。

今までの質問のまとめとして、昨年配布された防災ハザードマップの件で、このような本というか、雑誌ではなくて、本というものは常に目の届くところに置くこともなく、そのうちにどこかにしまい忘れたりして、なくすことが普通ではないのかと考えます。

そんな中、県から新たに公表された津波浸水想定区域図の見直しであります。また新たに道路も整備され、以前とは避難経路も変わるのではないかと。これに合わせる形で、震災前に配布された新聞紙見開き大くらいの見やすい1枚物のハザードマップを新たに作成し、各家庭の常に目の届くところに掲示していただければ、防災意識の向上にもつながるのではと考えます。

以上のことから、新たに作成をし、町内居住者世帯に配布される考えはないか伺います。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。

昨年配布いたしました防災ハザードマップにつきましては、洪水の浸水想定や土砂災害の危険箇所、それから東日本大震災による津波の浸水域を記載するとともに、災害発生に備えておくべき事項や注意事項、さらにはもちろん避難場所の位置、それらの必要な情報が把握できるように作成し、町民の防災意識高揚に努めております。

そのため、現在予定しております防災ハザードマップの見直しについても、現在のハザードマップ同様、災害発生時に必要となる情

報を一度に把握できるよう、1冊にまとめて作成し、配布したいと考えているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 私が考えますことは、町内のハザードマップの上に、除染廃棄物の仮置き場の位置や搬出完了予定年度等を記載していただければ、自分の居住しているところはいつごろ終わるのかわかれば、帰る人たちの判断材料にもなりますし、さらには自分の住んでいるところの仮置き場は、常に見ているものですからわかりますが、ほかの地区のことはなかなかわかりません。よって、新しいハザードマップに言及をいたしました但、ぜひご検討をいただければと思います。

大きい4番目に移ります。4番目の浪江町立請戸小学校の震災遺構についてであります。

検討委員会の提言をもとに、さきの定例会において震災遺構として保存が可決されました。これは、福島県においても初めての遺構でもありますので、そこで一番重要な財源問題で、町民には負担のないように、少ないようにとの提言を踏まえまして、今後の課題をいま少し詳しく伺いたいと思います。

（1）番として、どのぐらいの補助金の額を見込んでいるのか、また町の負担はあるのか、補助は単年度だけなのか、震災遺構がある限り維持管理費の補助は見込めるのか、あわせましてオープン開始の予定を伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） ご質問にお答えします。

震災遺構整備につきましては、財源といたしまして東日本大震災復興交付金、それから補助裏として震災復興特別交付税が措置される予定となっております。

金額につきましては、補助要綱で目安として当該対象物の撤去に要する費用と比べ、過大とならない程度の額を限度とするということとされております。対象の費用でございますけれども、保存のために必要な初期費用ということが対象になっております。具体的な補助の見込み額でございますけれども、現在8月から設計業務を行っているところでございますので、工事等の整備費用については、今後その設計の中で明らかにされて算定されるというところでございます。その額によって、おおよその補助の見込み額というのがわかってくる、見えてくるのかなというところでございます。

なお、活用予定の復興交付金を財源とした震災遺構整備事業の枠組みにおいては、維持管理費については対象経費とはされております。

せん。

整備開始とオープン予定についてでございますけれども、今年度内に施設、設備、それから展示場の設計を完了する予定でございます。その後来年度には具体的な整備に入りまして、来年度中に整備を終えると、その後準備が整い次第オープンするといったスケジュールを予定しているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） ただいまの答弁によりますと、初期費用以外は国の方針では対象としないということで、当初の設計段階で自助努力をするということだと思いますが、本施設は津波と原子力発電所事故の複合災害といった、日本でもこれまでに例のない出来事を後世に伝えることのできる唯一の施設であると考えております。

そういったことから、町財政だけの負担とならないよう、国からの財政支援の必要性も念頭に置いて、運営計画を立ててもらいたいと思います。

それと、今の答弁であった財政負担が過大とならないような形、これについて現時点で何か考えというか、構想があれば伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 財政負担が過大とならないような形ということでございますけれども、まずは既に震災遺構として整備を終えて公開されております類似施設、先行事例を踏まえて、例えば入場料の有料化、それから寄附金の受け入れ、あるいは予約制による内部開放などの、適正な人件費にするなどの取り組みなどを先行事例ではしておりまして、そういったところを参考にすることや隣接する復興祈念公園、県有の復興祈念公園のアーカイブ施設との連携を図るなど、適正な運営を図れるような検討をしてみたいと考えているところです。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 了解いたしました。

来る人のためにも、必要な施設として、管理棟、休憩場、駐車場、トイレ等が挙げられますが、経費関係は先に伺いましたので、別の問題として管理運営としての主体はどこが担うのか、第三セクター方式なのか、独立した運営会社を設立するのか、町になるのか、それを伺いたいと思います。

それと、施設の見学者でもありますが、土日の休日に集中することが考えられますし、一番肝心な人材はどうするのか、管理・案内のほかにも語り部等も必要ではないのか、職員の身分として、これ

らの正規、臨時、アルバイト、ボランティア等、いずれを考えているのか、あわせて伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） まず管理運営に関してでございますけれども、管理運営、人材確保につきましては、現在その前提となります施設の整備内容の設計を始めたところでございます、特に議員おただしの人材確保の点につきましては、先行事例の視察におきましても、いずれの施設も、施設周辺の地域の震災前の状況、それから震災当時の施設や住民の状況を丁寧に説明されておりました。

震災遺構の本来の整備目的である、そのような状況を伝えていけるようにするためには、そういった人材確保は必要と考えております。そのためには、まず現段階の設計の中で、どのように施設を見てもらうか、どのような展示を行うかといった部分を固めていく必要があると考えております。そういった点を決定し、それと並行しながら、運営や人員の確保等に努めてまいりたいと考えております。

はっきり申し上げますと、現段階ではまだ設計の段階で、運営にまで詳しく踏み込んだ状況ではないということでございますので、その整備状況を踏まえて決定していきたいというところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） ただいまの答弁によりますと、設計段階ですのということです、これ以上の追及は多分無理かとは思いますが、ただ、以上のことを十分検討していただき、これからの運営上に支障のないように、そういう方向で検討をしていただきたいと思います。

大きい5番になります。これが最後の質問になります。

私も本年4月に、ついの住みかを見つけて8年ぶりに町内に戻りました。その中で一番感じたことは、目の前の道路や接続する国道6号線は交通量が多く、廃棄物等の運搬車両が特に目につきます。これらをノルマはあるのか、時間を決められて運搬しているのかは、私は存じませんが、赤信号でも無理やり進入するのをたびたび目にします。テレビでは、最近が高齢者の事故やあおり運転等の危険行為もよく報道されます。このように事故というものは、幾ら自分で気をつけていても相手のあることでありますから、防ぎようのないのが現実です。

前置きが長くなりましたが、そこで万が一の場合の検証に備えてですが、ドライブレコーダーはご存じのことだと思います。今年度購入予定のEV車には設置されていると聞いておりますことから、お尋ねをいたします。現在、町所有の公用車は作業車も含めて何台

あるのか伺いたいと思います。

あわせて、町職員の安全確保と検証のためにも、これら全ての車にドライブレコーダーを設置すべきと考えますが、設置する考えはあるのか伺いたいと思います。

これらは、保険と同じで安全をお金で買う時代でもあります。また、金額としてはそれほどではないかとは思いますが、職員の安全にかかわる問題でもあります。

以上のことから、この件は町長にご答弁をいただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） それではお答えいたします。

公用車の総台数は、令和元年8月現在105台であります。内訳は町所有が62台、リースが43台となっております。

確かに今、あおり運転等の問題が大きく社会問題化している状況でございますので、職員の立場を守るといいますか、そういったことの観点から非常に重要な提案だと思います。

ドライブレコーダーにつきましては、今年の2月以降に新たに導入したリース車両の公用車14台には設置をされておりますが、職員の安全の観点が非常に大事だと思いますので、これから計画的に、しっかりと年次計画で設置を進めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） ご検討いただきたいというよりも、ご検討いただけるという解釈のもとに終わりたいと思いますが、これからも町民と町職員の安全確保、さらには町復興のためにもご奮闘をいただきまして、質問を終えたいと思います。

終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で3番、高野武君の一般質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） ここで10時40分まで休憩します。

（午前10時21分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前10時40分）

◇山 崎 博 文 君

○議長（佐々木恵寿君） 9番、山崎博文君の質問を許可します。

山崎博文君。

[9 番 山崎博文君登壇]

○ 9 番（山崎博文君） 9 番、山崎博文です。

議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

なお、質問方式は一括質問方式でお願いいたします。

3 月定例会において、平成31年度、後に令和元年度になりますが、当初予算が可決しました。当初予算では、特に 1 次産業である農業の復興・再生にかける吉田町長の思いを私は感受しました。

全国の新規就農希望者等に就農先として当町を選択してもらうために、一定の収入補助や家賃補助を行うとともに、視察や就農体験の受け入れを積極的に行う「新規就農者確保促進事業」、また、避難の長期化に伴い、町内で営農する方が減少する中、新たな生産者として農業法人を誘致する「農業法人誘致事業」、さらに、震災前は農家ごとに所有していた乾燥調製設備のほとんどが劣化により使えなくなってしまったため、公設で整備する「カントリーエレベーター整備事業」等々、その思いは新規事業に見てとれます。

今日は、これらの点についても質問を行いたいと思います。また、県外 2 カ所をまだ残しておりますが、先月 7 日から、町内外 5 カ所において開催しました議会報告会での参加者からいただいたご意見なども触れながら質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、質問事項 1、二本松事務所、3 出張所及び 3 交流館の今後のあり方についてご質問いたします。次の質問事項 2 及び 3 もそうですが、計画的行政運営の観点からご質問いたします。

平成23年 3 月11日の大震災、翌12日の原発事故により、津島支所に災害対策本部を移転し、15日に二本松市役所東和支所に災害対策本部を設置しました。4 月 4 日は、東和支所 2 階に浪江町役場二本松事務所を設置し、5 月23日に二本松事務所を福島県男女共生センター内に移設。翌年の10月 1 日に現在の二本松事務所を開所し、本庁舎機能に移しました。この間、本当に混乱の中、故馬場町長を初め、当時の職員の皆さんは、激務を強いられてきたことは記憶として脳裏に焼きついております。

そして、平成29年 3 月31日に一部地域の避難指示を解除し、役場機能を本庁舎に移してから、間もなく 2 年半を迎えます。一部地域の解除後も、二本松事務所は各種申請受け付けや交付業務などを通し、避難先住民の利便性及びサービス向上に貢献しています。そういった意味では、開所継続の意義は非常に大きいものと考えます。

しかしながら、遅かれ早かれ必ずやってくるのが事務所の閉鎖問

題です。現在、二本松市及びその周辺に避難されている町民の皆さんを中心に、開所継続を望む声があります。

そこで、計画的行政運営の観点から、二本松事務所の今後のあり方についてどのようにお考えかお伺いいたします。

また、賃貸借契約では、終了時に原状回復義務を負うはずですが、事務所解体であれば、その財源はどう捻出するのか、机など備品はどうするのかなど、さまざまな点が危惧されます。閉鎖に伴う作業とその財源などについてもあわせてお伺いいたします。

また、福島市、いわき市、南相馬市の3出張所も開所継続の意義は同様であるものと考えますが、今後の3出張所のあり方についてもどのようにお考えかお伺いいたします。

次に、震災後の平成25年7月、いわき市に「浪江交流館」を、27年5月には、福島市に「あつまっぺ交流館」、同年7月には、郡山市に「コスモスふれあいセンター」をそれぞれの地に町民同士の交流の場として開館し、きずなの維持などに取り組んできました。現在は、生涯学習の場として各種教室も開催されています。

実は、7月中旬に福島市の2自治会より、交流館の継続について私は要望を受けました。交流館運営について事前調査し、両自治会正副会長には、「賃貸契約は再来年の3月までの契約となっている。交流館運営の財源は、復興庁の予算枠から捻出しているので、復興・創生期間終了の再来年3月まではある程度担保されていると考えている。再来年4月以降については、継続できるかわからない」とお伝えしました。いわき、郡山も、利用者からは長期開館の継続を望む声が多く私のところに届いています。

そこで、今後の3交流館のあり方についてどのようにお考えかお伺いいたします。

次に、質問事項2、仮設津島診療所の今後の運営についてご質問いたします。

仮設津島診療所は、震災直後、混乱の中であっても二本松市東和にて診療を再開しました。当時は、着の身着のままで避難した町民の中には、風邪を引き体調を崩したり、健康不安に陥ったりした方々が多く、医療機関の必要性、重要性を再認識したものでありました。

その後、診療所は、岳温泉陽日の郷、安達運動場仮設住宅内と2カ所移転し、現在、石倉団地にて診療所を整備し、診療を行っています。患者数は、1日平均25.5人となっています。町内においては、一部地域の避難指示解除の4日前の平成29年3月27日に浪江診療所を開設し、これまで医療環境の充実に努め、現在は、1日平均17.4

人の患者数となっています。

このように、1自治体2カ所の診療所運営の現状にある中、二本松市及びその周辺に避難している町民の皆さんを中心に、「引き続き仮設津島診療所を継続してほしいとの声」、また、町内に居住している帰町者を中心に、「一部地域を避難指示解除したのだから、仮設津島診療所を閉鎖し、浪江診療所の充実を図るべきとの声」と二分する声があります。

やはりここは、今後の診療所のあるべき姿、つまり計画的診療所運営について、町として示すべきだと思います。議会報告会でも、仮設津島診療所の今後についての質問がありました。

そこで、今後、仮設津島診療所の運営についてどのようにお考えかお伺いいたします。

次に、質問事項3、町税等の来年度の考え方についてご質問いたします。

今年度の町民税の全額減免は、平成30年中の合計所得金額が400万円以下と、前年度の500万円以下から引き下げられ、合計所得金額は400万円超500万円以下は4分の3減免となりました。

また、今年度の土地、家屋の固定資産税は、帰還困難区域は課税免除ですが、避難指示解除区域では、地方税で2分の1の減免、町税減免条例で4分の1を減免し、残り4分の1を課税することとなっています。

町長は、今年2月4日の全員協議会において、「平成31年度町税の取り扱いについて、町の方針が固まりましたので報告いたします。発災以来8年が経過する中、国、県は、法令減免以外は課税を求める方向性を示す状況にあり、近隣市町村の動向を含め、総合的に判断しました。特に住民税、固定資産税につきましては、ほとんどの町民が県内外に避難を余儀なくされている中、どのように対応することがベターなのか苦慮いたしました。次の3点を基本として協議を進めてきました。数少ない自主財源であること、行政の健全化を図りながら行政サービスを低下することなく継続が必要であること、発災以来、ほとんどの町税が減免をされている中、納税の意識の醸成が必要ではないかということ。以上のような事柄を考慮し、方針をまとめました」として、31年度の町民税と固定資産税の方針を示されました。

その後、翌月の定例会において、東日本大震災等による被災者に対する平成31年度の町税等の減免に関する条例を提出され、審議の結果、私も熟慮の結果、賛成し、議案は賛成多数で可決しました。

今後、特に税や料金等、町民の皆さんにご負担を強いることにつ

いては、来年度末の復興・創生期間終了を見据え、計画的行政運営が求められると思います。単年度ごとの対応では、町民の不安を毎年あおるばかりではないかと考えます。

そこで、町税等の来年度以降の考え方についてお伺いいたします。また、水道料金及び下水道使用料の免除についての考え方についても、あわせてお伺いいたします。

次に、質問事項４、私有地の環境保全についてご質問いたします。

町内では、震災前の町並みを忘れてしまうほど家屋解体が進んできている反面、家屋解体後の更地や解体を控えている宅地には雑草が繁茂し、このような状況は、防犯・防火上、非常に問題となっております。また、イノシシなど鳥獣には居心地のいい場所と化している場所もあると聞いております。雑草の繁茂は景観を害するため、これから帰町しようとする町民の意識が失せてしまう要因にもなりかねません。

以前、議会と国との意見交換の際、私は、「補助金事業によって各地区で農事復興組合を設立し、農地保全に努めている。現在、宅地の雑草対策が問題となりつつある。雑草対策に新しい補助メニューをつくってもらえないか」と質問したところ、国からは、「個人の財産管理に税金は投入できない」という非常に冷たい答えが返ってきました。

確かに原理原則ではそうでしょうが、町としてやるべきことがあるのではないかと思います。議会報告会でも、雑草問題の解消についての意見をいただきました。雑草という確かに小さな問題かもしれませんが、復興の妨げになっていると言っても過言ではないと思います。

そこで、１つ、原理原則論からの提案をしたいと思います。土地所有者に対し、「更地・宅地などの私有地管理のお願い」を広報なみえや町ホームページなどに掲載し、環境保全、つまり除草の協力を要請することです。意外に簡単なことですが、今までお願いをしていなかったと思います。対策の一環として取り上げていただけたと思いますが、いかがでしょうか。

また、そのほか何らかの雑草対策を講じるべきと思いますが、お考えをお伺いいたします。お答え次第では、再質問でもう一つ提案したいと思います。

次に、質問事項５、営農再開支援事業についてご質問いたします。

農業を中心とした町民相互のきずなの形成及び営農再開に向けた環境保全活動を現在、14団体、20行政区の農事復興組合において実施中です。冒頭申し上げましたとおり、当初予算において、「新規

就農者確保促進事業」、「農業法人誘致事業」の予算を確保しました。両事業が実現化すれば、営農再開が今以上に活発となり、必然的に環境保全にもつながります。

ただ、現状は、今年度の水稻作付面積は27.2ヘクタールと、震災前の1200ヘクタールのわずか2.3%弱となっています。今後、町では600ヘクタールの作付面積を目標としているとお聞きしています。つまり、営農再開の推進と同時に、まだ再開に至っていない水田などの環境保全活動事業の継続が今後も求められます。営農再開は、町復興・再生に欠かすことのできない事業であると考えますが、来年度以降の営農再開支援事業継続の見通しについてお伺いいたします。

次に、質問事項6、米乾燥調製貯蔵施設整備についてご質問いたします。

議会報告会でも、米乾燥調製貯蔵施設（カントリーエレベーター）整備事業について、ご意見、ご質問をいただきました。多くの町民の皆さんは、本事業について余り承知されていないのではないかと思います。

そこで、まずはカントリーエレベーター整備事業の全体工程を含めた概要についてご説明いただきたいと思います。

また、今年度当初予算において、建築設計、用地調査・測量などの委託料に約1.5億円、さらに、造成工事に約6億円の計約7.5億円が計上されていますが、本事業費の総額は幾らになるのかお伺いいたします。また、その財源内訳はどう想定されているのか、あわせてお伺いいたします。

次に、質問事項7、酪農復興事業についてご質問いたします。

酪農業を中核とした地域循環型農業による地域復興プロジェクトが福島県酪農業協同組合により、当町に整備検討されているとの一部報道がなされました。報道によると、「同組合は、当初、南相馬市小高区に整備を計画していたが、小高区の計画を取り下げ、原町区での再計画も撤回した。今後、浪江町での整備を検討する」とのことです。この報道が事実か、確認をしたいと思います。事業主体者から当町への打診はあったのかお伺いいたします。

次に、質問事項8、町教育行政についてご質問いたします。

震災後、二本松市内に再開した浪江小中学校及び津島小学校の学校運営や今後の既存小中学校のあり方、また、昨年4月に開校したなみえ創成小中学校の小中一貫教育の導入やパソコンなど情報通信技術を活用したICT教育の推進等々、畠山前教育長とは、機会あるごとに私は議論してきました。ここに、改めて3期11年間、町教

育行政にご尽力いただきました畠山前教育長に感謝と敬意を表します。

さて、畠山前教育長の後任として、6月定例会において新教育長に就任されました笠井教育長、就任おめでとうございます。笠井教育長とは、町教育行政に関し、前教育長同様、今後、さまざまな点で議論をしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。教育長にとって、今日は初の定例会となるわけですが、早速ご質問いたします。

開会冒頭、ご挨拶はいただきましたが、新教育長としての町教育行政に対する抱負をお聞かせいただきたいと思います。また、具体的に新設校のなみえ創成小中学校両校の学校運営についてどのようにお考えかお伺いいたします。

次に、外国語学習や異文化交流等を目的に、先月の8月17日から21日にかけて、オーストラリアのケアンズにおいて海外学習事業が実施されました。本事業の詳細報告及び成果についてお聞かせいただきたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

なお、答弁によっては再質問、再々質問を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） それでは、ただいまの質問について、私からは、2番の仮設津島診療所の今後の運営について、3番の町税等の来年度以降の考え方について、答弁をさせていただきたいと存じます。

まず最初に、仮設診療所の運営についてであります。仮設津島診療所の施設は県有財産であり、県との契約による使用貸借の期間は、令和2年度の末までとなっております。その運営につきましては、医師の高齢化や看護師を始めとする医療スタッフの確保、運営財源の確保など、さまざまな課題がありますが、避難先における保健、医療の拠点として、当面は現体制での運営を維持していく方向で県とも調整を行っていく方針であります。

なお、その後、その終了時期が来てといたしますか、終了時期につきましては、今後、運営状況等を見据えながら、しかるべき時期に議会、あるいは町民の方々の意見を伺って、その上で今後の判断をしてみたいと考えております。

それから、町税の来年度以降の考え方についてであります。町税等の来年度以降の考え方については、近隣町村の動向を踏まえて総合的に判断をし、できるだけ早い時期に方向性をお示ししたいと考えております。

また、上下水道料金の免除についてであります。帰還町民の少ないインセンティブでもあります。帰町するに当たり、不便さ等を覚悟していると言いながらも、さまざまな困難がございます。このような状況で上下水道料金のインセンティブについても必要であると考えて現状があるわけですが、財政状況等を踏まえながら総合的に判断をして、できるだけ早い時期に方向性も一緒に示しをしたいと思っております。

その他の項目につきましては、各担当課から答弁をさせます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） それでは、質問事項１の（１）今後の二本松事務所のあり方についてのご質問にお答え申し上げます。

役場の事務組織につきましては、震災からの復旧や町民の生活支援など、復興のステージに合わせ多様に変化する行政需要に適切に対応するため、係の統廃合や出張所の設置等を行ってきました。

二本松事務所については、借地契約が終了いたします2021年度までに今後の方向性を決定する必要があると考えておりますが、特に町民の居住や出張所の利用状況等に基づき総合的に判断してまいりたいと考えております。

なお、閉所に当たっては、事務所の解体ですとか備品の搬出などに数千万円の費用を要すると思われ、財源については一般財源での対応を見込んでおります。

次の３出張所のあり方についてのご質問にお答え申し上げます。

二本松事務所のあり方についても先ほど答弁させていただきましたが、３出張所についても同様に、町民の居住や出張所の利用状況等に基づき総合的に判断してまいりたいと考えております。

（３）の交流館のあり方についての考え方についてお答え申し上げます。

交流館につきましては、主に町民の交流事業やきずなの維持など、町民同士の交流の場や自治会活動等に活用されております。今後も、このような事業継続は必要であると認識しており、町民の利用状況等に留意しながら、関係課と協議の上、継続について判断してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ４番の私有地の環境保全についてのご質問にお答えします。

議員おただしのとおり、町内の宅地や家屋解体後の更地に雑草が繁茂している状況が見受けられております。町に帰還された方や避難先から定期的に自宅を訪れ土地や、建物の管理をされている方が

おられる一方で、それぞれの事情がおりとは思いますが、管理がなされていない土地や、建物が少なくないと認識しております。国や県に対して相談しているところではございますが、補助事業等の明確な対応策がない状況でございます。

これまで広報やホームページで、私有財産である土地、建物管理のお願いについて、その観点で掲載したことはございませんでした。今後、適正な管理にご協力いただけるよう広報に努めてまいります。また、町による支援策についても、何かできることはないか検討してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 営農再開支援事業の件についてお答えいたします。

営農再開支援事業の来年度以降の事業継続の見通しについてお答えいたします。

当事業につきましては、福島県による、基金化により令和2年度までの財源は担保されておりますが、3年度以降の継続は不透明です。営農再開支援事業に係る国と県の市町村巡回による意見交換の都度、事業の継続については強く要望しているところです。

その上で、来年度以降の保全管理については、担い手への農地集積に向けた準備への支援というものが示されました。担い手へ集積する候補の農地については、10アール当たり1万2000円、担い手への集積が見込まれる農地については、10アール当たり3万5000円が交付されます。どちらも営農再開を前提としますが、これまでと同額の3万5000円の補助を受けるためには、どの担い手が、いつから、どこで、何をつくるかといった営農計画が必要なほか、団地要件なども加わります。

次に、米乾燥調製貯蔵施設整備についてお答えいたします。

南棚塩、苧宿、それぞれに300ヘクタールの規模で予定しております。南棚塩は、個別乾燥が可能なラック式による乾燥で、苧宿は、丸ビン式による乾燥です。工期については、現在、設計の途中であること、全国的に資材調達が困難な状況が続いていることなどから、正確な工程は引けない状況にあります。また、交付金制度上、建築工事が単年度事業でなければならない制約などもあります。令和3年産米の受け入れに向け、全力で取り組んでおります。

次に、事業費の総額と財源の内訳についてお答えします。

事業費の総額は81億3000万ほどを見込んでおり、用地の取得に係る2400万円は単費となり、それ以外は加速化交付金及び復興特別交付税で全額充当されます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 7 番の酪農復興事業についてのご質問にお答えいたします。

福島県酪農業協同組合では、南相馬市での整備を断念した後、浪江町内に候補地を幾つか選定し、適地を検討している中で、棚塩産業団地の南側の土地もその候補地として相談がございまして、8月19日に、正式に代表理事組合長から町長に対して依頼があったところでございます。依頼に対しましては、検討していく旨、お答えしているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育長。

○教育長（笠井淳一君） 8 番の町教育行政についてお答えいたします。

初めに、私、教育長としての抱負についてということでございましたが、本町教育行政の4つの柱がございまして、それに基づきまして述べさせていただきます。

まず、第1に安全な環境での学校教育における人づくりでございます。学校が家庭、地域と一体となりまして、子供たちを見守り、育て、一人一人に応じたきめ細かな指導を充実させ、地域の未来を開く人づくりに努めてまいります。

第2に、町民の方々がお互いに高め合う生涯学習の仕組みづくりでございます。地域スポーツセンター等を活用しまして、震災で一時途絶えましたスポーツ活動、また文化活動の再開、またお互いのきずなを強める多様な場や機会の再構築に努めてまいりたいと考えております。

第3に、心豊かな暮らしにつながるふるさとの環境づくりでございます。豊かな自然や文化、歴史や伝統などの保存や伝承などに努めてまいります。

そして、第4に被災経験や教訓を引き継ぎ、よりよい未来につながるまちづくりでございます。震災移行施設の整備等、復興に結びつく施設等の適正管理に努めてまいります。

これらの取り組みを通し、子供たちや町民の皆さんが未来に希望を持って、それぞれの学びを充実させ、新たなふるさとづくりにつなげることができるよう、微力ではございますが、議会の皆様のご指導をいただきながら尽力してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、なみえ創成小中学校の学校運営についての考えでございますが、開校時に定めました教育方針や理念等を踏まえながら、特色ある、また魅力ある学校となるよう、着実に取り組んでいるものと考えております。

1つ目は、一人一人に寄り添った指導であります。地域との連携はもちろんですが、小中学校が同じ校舎で学んでいる、連携している、そして教職員が同じ理念に基づきながら子供たち一人一人の発達に応じて、それらを踏まえてきめ細かな指導に取り組んでおります。

2つ目は、主体的な学びの実現であります。地域を題材としたふるさと創造学等において、タブレットなどIT機器の活用、また地域に実際に出向いての調査活動等、主体的で、また探究的な学習を推進しております。さらに、表現力を育むため、演劇的手法を取り入れたコミュニケーションワークショップなど、これらを実施するなどして、学校独自の魅力ある取り組みが展開されていると思っております。

このように、なみえ創成に集う子供たちだからこそ創り出せる学び、これらを具現するため、地域とともに小中学校の職員が一丸となり、創意工夫された特色ある学校運営に努めており、今後とも学校の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

続きまして、オーストラリアへの海外学習でございます。教育委員会事業といたしまして、8月17日から21日にかけてオーストラリア、ケアンズにおいて、参加を希望する小学生、3年生、5年生、6年生、また中学3年生の4名で実施いたしました。

初日は、現地特有の熱帯雨林の自然公園の中を水陸両用の車に乗りながら動植物の見学を行うとともに、コアラなどオーストラリア固有の動物とも触れ合い、児童生徒からは、動物を間近で見られてよかったとの感想もあり、自然環境などの違いを感じることができました。さらに、昼食では、カンガルーやクロコダイルなどの肉などの料理を食べまして、食文化の違いを体験しました。

2日目は、近隣の農場におきまして農業体験を行い、敷地の広大さ、また野菜などの大きさの違いを感じるとともに、農場主手作りの郷土料理をいただきながら交流しました。児童生徒からは、食文化の違いをみんなに伝えたいとの感想があり、食文化への関心が見られました。

3日目は、オーストラリアの高校生とともに、ケアンズ市内の水族館やショッピングセンターなどの探訪を行いました。随行したALTの補助を受けながらですが、児童生徒は、現地高校生と英語で交流しようと努めておりました。児童生徒からは、自分の英語が伝わってうれしかったとの感想があり、英語で会話ができた喜びを感じていました。

現時点での総括ではございますが、オーストラリアの自然や文化、

現地の方との交流等を通し、児童生徒から、経験することで違いもわかり、勉強になったとの感想があり、日本との違いを実感し、異文化や外国への関心を高めることができるものと考えております。さらに、現地での生活を通し、自分から英語で昼食を注文するということなど自主的に行動しようとする態度の育成にもつながったのではないかと考えております。

今後、児童生徒や随行者へのアンケート等を実施し、現地の同世代の子供たちとの交流がもっとあればよかったのではないかなどの声もありましたので、こういったことも踏まえ、事業の検証を行っていく予定であります。また、今回、児童生徒が体験して学んだことを情報発信していくとともに、学校での諸教育活動に生かせるよう、取り組みを支援してまいりたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 9番、山崎博文君。

○9番（山崎博文君） それでは、再質問いたします。

まず、質問事項1及び2について、これ一括で再質問いたします。私なりに答弁を理解すると、「各施設の必要性は十分に認識しているので、今後、総合的に判断する」との答弁だったかと思います。

しかし、計画的行政運営の観点から申し上げれば、復興・創生期間後の閉所、閉鎖時期や、それらに対する対応策を早期に町民の皆さんに示すことが行政の責務だと思います。例えば、仮設津島診療所を閉所するならば、通院していた方々、また地元の方々になるべくご迷惑をおかけしないよう、二本松市及びその周辺地域の医師や看護師などの確保に向けて、二本松市及び安達医師会との連携を今以上に強化し、医療充実を図るための協力が必要だと思います。

今後、二本松事務所、3出張所、3交流館や仮設津島診療所の閉所、閉鎖となる場合も、不安解消に向けての対応策についてどのようにお考えかお伺いいたします。

次に、町税等の来年度以降の考え方についてですが、「来年度以降の町民税及び固定資産税の減免や帰町者に対するインセンティブである上下水道料金の免除については、できるだけ早い時期に方向性を示したい」との答弁だったかと思います。

例えば、限定的になりますが、固定資産税の減免についてです。今年度は、地方税による2分の1減免、条例による4分の1減免により4分の1課税でしたので、来年度以降に想定されるのは、あくまでも想定ですが、来年度は条例減免がなくなり、地方税による2分の1減免、再来年は、解除の翌年度から3カ年経過となりますので、地方税法上の2分の1減免がなくなり通常課税となることが考えられます。誤解のないように繰り返しますが、これは想定です。

町としては、「いやいや、そうではなく、来年度以降も4分の1課税を継続します」と考えるのか、こういった具体的な方向性を示すことが必要ではないかと思います。今年2月の全員協議会で、町民税及び固定資産税の減免について町の考えを示した際に、周知期間などを考慮するならば、もっと早い時期にすべきだとの指摘されたことを踏まえ、いま一度お答えいただきたいと思います。

次に、私有地の環境保全についてですが、「広報等による私有地管理のお願いなどの呼びかけを行う」とのことですので、速やかな対応を求めたいと思います。また、「今後、環境保全に関し、何かできることがないか検討していきたい」との答弁だったかと思えます。

そこで、何かできることで私なりに考えるのは、業者にお願する草刈りなどの管理料金に対する補助、除草剤の購入補助です。また、敷地内に防草シートを設置する補助はいかがでしょうか。防草シートは、インターネットからの情報ですが、物によっては10年以上の耐用年数だそうです。効率的な対策だと思います。これら私からの提案について、検討されてはいかがと思いますが、お答えをいただきたいと思います。

次に、営農再開支援事業についてですが、来年度からは営農再開が大前提の事業となり、営農計画を策定し事業採択されれば、今年度同様、環境保全が可能となるとの答弁だったかと思えます。

それでは、営農再開の予定がない農地の保全管理はどうするのかという問題が生じます。私有地保全管理同様、広大な農地についても原理原則論では済まない問題だと思いますが、町として、来年度は、これらの地区についてどう対応されるのか、お考えをお伺いたします。

次に、カントリーエレベーター整備事業についてですが、当町では、繰り返しになりますが、震災前の水稻作付面積は1200ヘクタールで、先月、8月16日現在の作付面積は約2.3%の27.23ヘクタールとなっています。約81億円をかけて300ヘクタール分のカントリーエレベーターを2基整備する、つまり600ヘクタール分整備することになりますが、作付面積を拡大していくにはどうするのか、しっかりシミュレーションはしているのか、段階的整備でいいのかなど、さまざまな疑問点が生じます。

そこで、600ヘクタール分の必要性について、納得のできる、理解のできるご説明を求めたいと思います。

次に、酪農復興事業についてですが、8月19日に整備についての相談があったとの答弁だったかと思えますが、水量調査のためのボ

ーリング調査を実施したとの話を聞きました。それは事実か確認をしたいと思いますので、お答えいただきたいと思います。

最後に、町教育行政についてですが、笠井教育長の町教育行政に対する熱い思い、抱負をお聞かせいただきました。しかとその熱意を受けとめました。

そこで、また早速ですが、魅力ある、特色のある学校づくりの一環として、なみえ創成小中学校の授業に取り上げてはいかがかと思う提案が1つあります。

郡山市の三和小学校では、人型ロボットに挨拶させたり、ダンスをさせたりするプログラムの入力方法などを学ぶプログラミング教室を開き、児童が楽しみながら本格的なプログラミングを体験したそうです。この教室は、事前に笠井教育長には資料を見ていただきましたが、厚生労働省委託業務の「若年技能者人材育成支援等事業」の一環として開かれました。ぜひ、なみえ創成小中学校の授業でもプログラミング教室を開催し、ものづくりの楽しさやITの魅力を体験させてはいかがかと思いますが、教育長に答弁を求めます。

以上、再質問といたします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、町長。

○町長（吉田数博君） 先ほどの再質問の中で、1番、2番が一緒ということでございますので、まず私からお答えをさせていただきます。

先ほどお答えしたとおり、当面は現体制で運営を維持していくという方向性でありますので、閉鎖時期における対応をしっかりしようということは当然でありますけれども、当面、現体制で町政執行を行っていくということでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

そういった中で、もしそういった時期が来れば、議会、町民の方々と相談をしながら、しっかりとその後の対応についてもご相談を申し上げたいと考えております。

それから、町民税の来年度以降の考え方についてのおただしであります。そういった中で、単年度の減免方針では、町民の皆様が不安を招くことになるということは当然だと思います。そういった中で、周知期間を考慮して、できるだけ早い時期、遅くとも年内中には方針を示したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 私有地の環境保全について、議員から除草についての提案をいただきました。提案、ありがとうございます。いただいた案も含めまして、どのような方法があつて、町と

してどこまでの支援ができるのか、関係課で連携して検討を進めて、支援策をお示しできるように努めてまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 営農予定のない農地の保全管理についてのご質問にお答えいたします。

現在の10アール当たり3万5000円の保全管理経費については、荒廃農地抑制に大きい効果を果たしていますが、ともすれば、営農するよりも収益が高く、営農再開の阻害要因になりかねない側面があるとも考えております。

本年度で現行の保全管理が終了することから、町としてもいろいろと検討をしてまいりました。例えば、町がトラクターを準備し、作業者を雇い、町による直接の保全管理をしたらどうかとも考えました。1200ヘクタールを6カ月で草刈りを2回するとした場合、10人、10台の確保が必要になります。そうすると、機械代として約1億円、人件費や管理費に数千万円がかかることが想定されます。ただ、そこでトラクターに長期間乗り続けると体への負担が心配されるところでもございます。

ほかの考え方として、同じく1200ヘクタールを2回とし、現在の保全管理と同じ10アール当たり1回7000円で復興組合に委託すると1億6000万円以上、単価を例えば4000円に下げても約1億円の経費がかかります。

また、別の考え方として、どうしても管理できないところだけを町が管理する場合、現状、復興特別交付税で震災前の税収は確保できているものの、今後の行政運営を考えれば、個人の所有物である農地について、町がそのような経費をかけ続けることの是非という問題、さらには、自身で営農や農地の管理をしている方との不公平性という問題も考慮しなければなりません。

このようなことから、来年度の農地保全については、それぞれの地域で営農再開を十分に話し合っただき、先ほどお示しした2つのパターンを活用していただきたいと考えております。

次に、600ヘクタール分のカントリーが必要なのかというご質問にお答えいたします。

避難指示解除になった地域の水田面積はおよそ1200ヘクタールであり、東と西に1基ずつあると農家の皆様の利便性につながるのと考えから、300ヘクタール規模のカントリーを2基設置で検討を進めてまいりました。

広大な農地を管理していくためには、水稻の作付けが有効であると考えます。しかしながら、議員もおっしゃったとおり、震災以前

は各農家にあった乾燥調製施設の多くが使えないため、カントリーがあると、農家は安心して水稲作付面積を拡大することができます。営農再開意欲を高める意味でも、それぞれの地区に同時につくることは重要であると考えております。

実際のところ、水稲作付面積をどのようにふやしていくかが課題となりますが、管理耕作を進めるための地域での話し合いを今年度後半から実施したいと考えております。地域の担い手が作付けし切れない農地については、外部の担い手組織による作付けを進めることで、可能な限り早く600ヘクタールの作付けを実現したいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 酪農復興事業の水量調査のボーリングについてお答え申し上げます。

まだ相談レベルの段階のときに、福島県酪農業協同組合から独自に調査したい旨の相談がございまして、組合による試掘を行うことを許可いたしました。その結果、必要な水量及び水質が確保できることが確認され、依頼になったものと認識してございます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育長。

○教育長（笠井淳一君） 再質問にお答えいたします。

プログラミング教育につきましては、議員ご指摘のとおり、学校教育に有効でございまして、来年度から実施されます新しい小学校の学習指導要領の中に取り上げられているところであります。

2年前ではございますが、私、浪江中学校の校長のとき、浪江中学校において、ドローンを使いましてプログラミング教室を、企業や専門学校との連携において取り組んだところがございます。生徒たちは、思い思いの飛行プログラムをつくるわけなんです、試行錯誤しながらプログラムをつくっていくという論理的に考える楽しさを味わったのかなと思います。

今後、なみえ創成小中学校におきましても、議員ご紹介いただきました事例や浪江中学校での実践なども踏まえながら、各学年の学習内容と関連づけまして、無理なく取り入れることができるよう、関連機関との連携なども含めて支援してまいりたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 9番、山崎博文君。

○9番（山崎博文君） 再々質問、それでは1点のみ行いたいと思います。

酪農復興事業についてですが、町は、水量調査のためのボーリング調査を許可したと。調査の結果、事業主体者が整備地として適地という判断をし、8月19日に整備に関する正式な依頼が町にあった

との答弁だったかと思います。

それでは、現時点で町として、受け入れについてどうお考えか、また、その判断する主な理由についてお伺いいたします。さらに、本事業についての住民説明会開催の有無についてもお伺いいたします。

以上、答弁を求め、私の一般質問を終了いたします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） お答えいたします。

復興牧場は、この地域の酪農業の再生と飼料作物の生産や農地への良質な堆肥供給による営農再開への貢献を通して、耕畜連携につながる事業と考えてございます。まずは、地域の皆様を初め、関係者のご理解をいただくことが必要であると考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で9番、山崎博文君の一般質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） ここで昼食のため午後1時まで休憩します。
(午前11時32分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午後 1時00分)

◇紺 野 榮 重 君

○議長（佐々木恵寿君） 14番、紺野榮重君の質問を許可します。

14番、紺野榮重君。

[14番 紺野榮重君登壇]

○14番（紺野榮重君） 14番、紺野榮重でございます。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問方法は、一括質問方式であります。

台風15号、浪江町は大きな被害もなく、安心をいたしました。今日まで、梅雨が明けたと思えば、今度は日本列島、真夏日の連続、それでもこのごろは涼しい風がふえてまいりました。来年はオリンピックの年、いい環境の中で世界からお迎えして、日本のよさを知っていただきたいと思います。

東日本大震災、原発事故から8年6カ月、一部地域を除いて避難解除から2年6カ月になりました。7月の居住人口は712世帯、1095人となりました。ようやく1000人の大台を突破したことは、感慨深いものがあります。

復興計画では、震災から24年後、8000人を目標としております。計画からすれば、3000人から4000人の人口になっていなければならない計算になるわけですが、計算どおりにはいかないのが現在の状況かと思います。今後、復興計画の見直しも必要になるのではないのでしょうか。

しかしながら、復興が目に見えるようになってきたことも確かであります。若い人の働く場所を確保するための工場誘致、産業団地の造成、藤橋産業団地にはフォーアールエナジー、工業用洗剤の会社、静光産業の7月8日、安全祈願祭が行われました。棚塩産業団地には、水素製造拠点の建設、木材製品生産拠点の建設、ドローンの滑走路、請戸地区には、魚の加工団地が建設されます。そして、通称道の駅の安全祈願祭、5月26日に行われました。1年後のオープンに向けて着々と進められております。

また、町民の皆さんが待ち望んでいたイオンが7月14日オープンとなりました。町内に居住されておる方々に利便性の向上が図られるとともに、帰町を考えておられる方、さらには浪江町に新たに転入される方への後押しとなることと思います。

住民意向調査では、「すぐに・いずれ帰る」が16.7%、前回と比べて0.1%の減、「まだ判断がつかない」の割合が30.2%、1.4%の減少、「帰還しないと決めている」と答えられた方の割合が49.9%と0.4%の微増となりました。前回と大きく変わるものではありませんが、この住民意向調査で、「まだ判断がつかない」の方々が「すぐに・いずれ帰る」に変更されるかと思いましたが、意向調査に反映されませんでした。帰町に対しては、少し長い時間がかかるのではないのでしょうか。

この現状から、まずは5000人のまちづくりを基本と考えなくてはならないと思います。まずは、帰還困難区域の今後、復興再生拠点の進め方、災害からの復興、創生10年の節目に向けた復興、さらに、10年後の浪江町を考えなくてはならない年となりました。そして、復興していくに当たって、この災害をどのようにして先人は乗り越えてきたか振り返ることも大事かと思えます。

質問の大筋は、帰還困難区域の問題、農業復興の問題、過去に学ぶことは何かをお伺いいたします。

帰還困難区域の問題でありますけれども、特定復興再生拠点について。

帰還困難区域は、浪江町の人口の2割、面積では8割を占めております。この状況は、郡内8町村の中でも、人口、面積において突出して多い状況であります。このことを国、県の方々に知っていた

だくことも、我々自身もアピールしていかななくてはなりません。

平成29年12月22日に特定復興再生拠点3地区が認定をされました。それに加えて、浪江町特定復興再生拠点整備推進会議において、「陶芸の杜おおぼり」が除染等の工事実施を決定されました。

3地区の目的の違いについて、そして3地区の状況をお伺いいたします。

室原地区は、高速道路、幹線道路を中心とした物流、防災のかなめ、末ノ森地区は、新たなまちづくり周辺地域との連携による農業再開エリア、津島地区は、新たなまちづくりと交流エリアとして、震災前にあった環境を取り戻し、住民の帰還や生業の再生を目指すとなっております。

そして、3地域の区域面積は661ヘクタール、解除の目標は令和5年3月、ただし、早期に整備が完了した区域から先行するとなっておりますが、目的、それぞれの地域の特性をどう生かしていくのか、何か基準となるものがあればお伺いをいたします。

3地区の現在の状況をお伺いいたします。それぞれの面積、人口、居住人口目標、仮置き場の状況、避難解除については、早期に整備完了した地域から解除するとありますが、何を基準に整備完了地域から解除するのかお伺いをいたします。避難解除後から5年後、約1500を目標としております。1500人を目標としておりますが、室原、末ノ森、津島は、それぞれ何人を目指すのかお伺いをいたします。

今回の特定復興再生拠点には、「オンフルふたば」が除染対象となっておると思いますが、この施設の再開または再利用することができないか、また働きかけるべきかと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

新たに「陶芸の杜おおぼり」の保全管理についてお伺いいたします。

保全管理の進め方、今後の大堀相馬焼の位置づけと方針、「陶芸の杜おおぼり」については、除染等の工事実施が決定となっております。これは平成31年2月と思いますけれども、「陶芸の杜おおぼり」をどのように将来に結びつけていくのか、町の考えをお伺いいたします。

拠点区域外の解除に向けた方針についてお伺いをいたします。

今後、どのようにして拠点区域外に拡大していくか、今後の計画をお伺いいたします。今回の3地区復興拠点の除染整備は、帰還困難区域の方々にとっては、ふるさとに帰れる希望が湧いてきたと思います。しかし、困難区域の今回、復興拠点に選ばれなかった方々にとっては、今後、どのように除染計画がなされるのか心配すると

ころだと思います。

国は、時間がかかろうとも、除染整備をして避難解除すると言っておりますが、解除までの計画を示していただきたいと思うのが当然かと思えます。町としての基本的な考えをお伺いいたします。

帰還困難区域の羽附地区は、放射能、放射線量の低いところであり、復興拠点にならないか、お伺いをいたします。

津島地区において、羽附地区は以前から線量の低い地域であります。羽附地区を復興拠点として、除染整備をして津島地区が復興していくための風穴をあけるべきだと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

家屋解体件数と生活支援金についてお伺いいたします。

家屋解体と生活再建支援金について伺います。帰還困難区域の家屋、大堀、荻野、津島の件数と、復興再生拠点の末ノ森、室原、津島の件数をお伺いいたします。

町長は、帰還困難区域の方々にとって被災者再建支援金が受けられるように、国に陳情されております。いわゆる家を解体して100万円、新築して200万円ですが、帰還困難区域は解体できないので、この制度を利用できなくて困っております。現状はどのようなになっておるのかお伺いをいたします。

津島地区に復興再生支援のための拠点整備について伺います。

津島の活性化センターに浪江町役場の支所を設けるべきだと思います。津島地区は、全地区が帰還困難区域となっております。津島支所、活性化センターは、中通りと浜通りの中間であり、重要な場所です。本所から30キロ離れております。これから特定復興再生拠点の除染を整備していく上で、支所機能を置かなければ、町と津島地区民の復興の思いが届かないと思います。津島地区の方々が役場職員とやりとりができる場所、気軽に話せる場所が必要だと思います。

そこで、国、県にお願いすることは何か、我々のやれることは何かの議論になれば、津島の復興が始まると思います。震災前にも支所があったように、支所を設けるべきと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

帰還困難区域の立ち入り規制の緩和と手続の簡素化、防犯体制の強化についてお伺いをいたします。

114号国道を通行すると放射線のアラームが鳴っていましたが、現在は鳴らなくなりました。自然減衰の影響もあると思います。立ち入り規制の緩和と手続の簡素化を求めます。現在の状況では、立ち入り手続が煩雑で、自宅の片づけ、屋敷の手入れが十分にでき

ないのが現状であります。何とか帰還できるまで、自宅の手入れ、屋敷の手入れができるようにすることが復興にもつながることだと思います。思いをかなえてやるべきではないかと思います。

地区住民に対しての通年の一時立ち入り許可証を発行してはどうか、線量計の携帯は義務づけとする、あるいはスクリーニング立ち寄りには自主性にできないかをお伺いをいたします。時間がかかろうとも帰れる希望、現在は手続に時間を要し、自宅に帰り作業予定が立たないのが現状だそうであります。家が壊れるのを静観できないので、できるだけ家に帰り、自宅の手入れをしたいと思う気持ちは皆同じかと思います。

防犯対策についてですが、不在の家に泥棒が入られて困っております。鍵のあるところを上手に壊して、その鍵をあけて家に入る手口でありますけれども、また、最近、農機具の盗難が頻発しております。何らかの対応をされているのかお伺いをいたします。

農業の復興についてお伺いをいたします。

浪江町の基幹産業である農業は、今後、町が復興していく上で大事な要件であります。いろいろと新しい作物も奨励されておりますが、広大な面積を作付けするには、米づくりは欠かせません。そのためには、早急に大柿ダムの水を通水しなければなりません。また、生活していくのに大切なことは、生活用水、防火用水としても大事な用水であります。特に、権現堂地区に早く通水することが復興の第一と考えるところであります。

大柿ダムからの用水路、進捗状況をお伺いいたします。請戸左岸、右岸の幹線用水路の進捗状況、苧宿頭首工、掃部関頭首工、請戸頭首工の進捗状況、立野用水路、苧宿用水路、掃部関用水路、末ノ森用水路、大堀用水路、青根場用水路、請戸用水路の進捗状況をお伺いいたします。

大柿ダムの底の放射性セシウムは、20万ベクレルと言われております。大変高いわけですが、その水を使って米づくりに影響はないのかお伺いをいたします。

浪江町の奨励作物として、今後の進め方、田畑が保全管理されてきれいな状況にありますが、今後は、どのように作物をつくるかが課題となります。まずは、水稻が主体となりますが、今後の作付面積と今後の計画をお伺いいたします。

「農業復興のための話し合いの場」、会議は持たれているのか、周知されているのかお伺いをいたします。

農家は、今後どのようにして農業を維持していくか悩んでおります。まずは、話し合いの場を設けて新しい営農をしていかなくは

なりません。町として、どのような指導をされているのかお伺いをいたします。

機械購入等補助率の高い事業をどのように周知されているのかということをお伺いいたします。いわゆる4分の3事業ですが、申請者が非常に少ないわけですが、何がこの原因と考えられるのかお伺いをいたします。

保全管理にかわる制度はどのようなになるのか、避難解除から3年で保全管理の制度が終わるわけですが、農家は、保全管理にかわる制度、今後はどのようなになるのか心配しております。来年度、保全管理がどうなるのかお伺いをいたします。

このこと、この質問は、山崎議員とダブっておりますので、つけ加えることがあれば答弁をお願いしたいと思います。

最後に、過去に学ぶことは何かをお伺いをいたします。かつて相馬地方は、天明、天保の飢饉で人口が半減し、農地は荒れ放題になりました。相馬藩は、移民政策をとり、移民者を厚遇いたしました。また、荒れた土地の復興には、尊徳仕法を取り入れて藩の財政を再建いたしました。今、人口の激減と農地の荒廃は、まさに天明、天保の状況に似ている状況と思います。過去に学ぶべきことが多々あると思います。

二宮尊徳の教えの基本となるものは、「積小為大」、「勤労」、「分度」、「推譲」であります。教えの中で、「積小為大」とは、小さな努力をこつこつと積み重ねていけば、いずれ大きな収穫や力に結びつくという考えがあります。「勤労」は、日常的な創意工夫。勤労の精神に基づき、地域が抱えるさまざまな課題を町民と行政との協働を図る。「分度」は、収入と支出のバランス、町民生活の充実を図り、次世代を見据えた健全で未来志向の財政運営をしたいと思います。「推譲」は、それによって得られた蓄積を自身の生活の安定と仲間や社会への救済と投資に充てる。助け合いの精神を持って、互いにこの災害に立ち向かっていかななくてはなりません。この教えが浪江町の復興につながることを思います。

二宮尊徳は、「農業復興は、まず、そこに住む人の心構えを改めていかなければならない」とも言っております。

町内に来られて、農業、商業、そのほか事業をなされる方を呼び込むことを奨励すべきだと思います。浪江町に来られる方の優遇措置は検討すべきではないかと思います。かつて移民政策の中で、移り住んできた人に家や生活用品を助けたとあります。

一つの例として、私の近くの荒井地区は12件ありましたが、現在、1件しか戻ってきておりません。町に土地を売られた方もおります。

この土地を利用すべきではないかと思うところでございます。

尊徳仕法の中で、「いもこじ」という言葉があります。「いもこじ」とは、水桶に芋を入れて、2本の棒をX上にして縛ったものを回し、芋の皮を取ることをいいます。村人を芋に見立てて、こじり回されるうちに、お互いに芋の皮をむき合うことから呼ばれました。個人が集団を支えるとともに、集団が個人を高めてくれるきずな社会が育まれました。

地域社会においても最もとうといのは、上からの指導や助言ではなく、みんなが平等かつ主体的に創造して発見していく行為そのものにあるということです。ですから、話し合いの場を設けることが大事なわけであります。地域での話し合いの場を設けて、模範となる人、立派な作物をつくった人を表彰する制度をつくり、そのようなことができないかお伺いをいたします。

復興するための基金制度はできないかというふうな中で、「勤労」、「分度」、「推譲」の中で「推譲」ですが、世の中には社会貢献をしたい方も多くおられます。浪江町で農業をされる方、事業をされる方に基金制度をつくって、基金から支援をする制度を立ち上げるべきではないかと思います。尊徳仕法を取り入れていただきたいと思います。

以上で1回目の質問は終わります。不明な点があれば、再質問、再々質問をさせていただきます。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、町長。

○町長（吉田数博君） 私から、3番の過去に学ぶことは何かについてお答えを申し上げます。

まず、浪江町へ来られた、事業あるいは農業をやられる方への優遇措置についてであります。農業、商業におきましては、新しく当町に来られた方に対しては、支援策として、移住、定住、その他の窓口の設置、移住支援補助金の創設などが用意されておりますが、まだまだ人口回復策につきましては、さらなる対応策が必要であると考えております。

原発災害被害からの復興は前例がないと言われておりますが、議員おただしのとおり、当町では、かつては飢饉を乗り越え、先人から受け継がれた土地であります。地域であります。現在の状況は、おただしのとおり、天明、天保の大飢饉の状況に非常に似ております。尊徳仕法から学ぶべきことは非常に多く、歴史に学ぶことは非常に重要なことだと考えております。

2番目の話し合いの場を設けているかについてであります。町では、地域づくりコーディネーターが町民の方々の集まりに参加を

し、きずなの維持や地域の取り組みについて効果的な話し合いが行われるようサポートしております。行政区での話し合いが持たれた場合によっては、積極的なサポートしてまいりたいと考えております。

次に、規範となる町民に表彰制度を設けてはどうかのお質しでございますが、現在、当町の表彰制度につきましては、浪江町表彰条例により、町政振興に寄与した方または町民の模範と認められる行為があった方などについて表彰をさせていただいております。

現在、この表彰制度の一部見直しを検討しております。また、復興・再生を進める当町として、これらに寄与された方々については、特別な表彰が必要という認識でおりますので、次年度に向けて対応を進めてまいりたいと考えております。

それから、4番目の基金制度の導入を考えてはというおたしでございます。現在、浪江町復旧復興基金を初めとして、帰還環境整備交付金基金、東日本大震災復興交付金基金など基金を活用して、各種復興事業を進めている状況でございます。これらを活用しながら、今後も有効にこの基金を活用して復興を進めてまいりたい、こんなふうに考えているところでございます。

その他につきましては、担当課から説明をさせます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ご質問、大きな1番の帰還困難区域の問題、（1）特定復興再生拠点についての①3地区の目的の違いについて、ご質問にお答えいたします。

平成29年12月に策定しました特定復興再生拠点区域復興再生計画において、3拠点とも農業の再生を中心としておりますが、室原拠点においては、高速道路、国道114号、県道34号、35号の結節点でございまして、交流、物流、防災のかなめという特色がございます。末の森拠点につきましては、田尻行政区との結びつきが強く、解除区域とも連携した農業再生という特色がございます。津島拠点につきましては、支所、活性化センター、学校など地域の公共施設が集まっております、津島地区全体の復興のよりどころ、足がかりという特色がございます。

続きまして、②の3地区の状況でございますが、室原拠点につきましては、約349ヘクタール、496名、仮置き場は調整中でございます。末の森拠点につきましては、159ヘクタール、151名、仮置き場は県道35号沿いの東側でございます。津島拠点につきましては、約153ヘクタール、241名、仮置き場は南津島下冷田の葛尾村との境にございます。それぞれ居住人口目標につきましては定めておりませ

んが、計画上は、拠点全体で避難指示解除から5年後に約1500人という目標設定となっております。

早期解除につきましては、特別に早期解除が必要な施設や区域が発生した場合を想定してございまして、今後、そのようなケースが発生した場合には検討してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） ③オンフルふたばの利活用についてのご質問にお答えします。

特別養護老人ホーム、オンフルふたばを運営する事業者に対し、町内での事業再開と当該施設の再利用などの方向性について伺ったところ、平成28年4月にいわき市で再開した介護施設の運営が軌道に乗るまでは町内での事業再開は難しい、また、現段階において、町内施設の再利用の見通しが立たないとのことでありました。しかしながら、町にとりましては大切な介護保険事業者ですので、今後の状況を考慮しながら、事業者に対しまして必要な働きかけを行ってまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 陶芸の杜おおぼりの点についてのご質問でございます。保全管理の進め方についてお答えいたします。

陶芸の杜おおぼりにつきましては、浪江町が誇る伝統的工芸品、大堀相馬焼の文化や技法を次世代に継承していくための町内の拠点として、再生、活用していくこととし、大堀相馬焼組合の総会、理事会においても、意向確認をさせていただきました。

スケジュール的には、本年度内に除染を実施、来年度以降に被害調査、修繕設計、修繕工事を行い、施設の機能回復を進めてまいります。改修後の施設の活用法について、始めのうちは常駐の施設開館ではなくて、資料館や展示的な活用をしながら、作品展や登り窯まつり、せとまつりなどのイベントを復活させていきながら、その後、次第に定期的にそれらを実施していくということを考えております。

保全管理につきましては、町と組合が協力して管理に努め、清掃や施設管理、周辺の環境整備を進めていくことで組合と打ち合わせをしているところでございます。

次に、大堀相馬焼の今後の位置づけ、その方針というご質問にお答えいたします。

大堀相馬焼は、町がほかの地域に誇れる特産品であり、その文化や技法を守っていかなければならないと認識しております。窯元の方々も、大堀相馬焼というのは、浪江町大堀地区が発祥地であり、

大堀相馬焼を継承していくためにも、浪江町内にしっかりとした拠点がなければならぬとの思いをお持ちでございます。現在整備中の交流情報発信拠点施設の中にも、伝統工芸館を整備して、広く町特産品としてこれをPRしていくところでもあります。

あわせて、技術、技法の承継の施設として、陶芸の杜おおぼりも再生させ、浪江町内において大堀相馬焼を継承していく拠点が必要だと考えておるところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） （３）の拠点区域外の避難解除に向けた方針、①の拠点区域外にどのように拡大していくのかについてお答えします。

拠点外の避難指示解除に向けた方針につきましては、これまで事あるごとに強く国に要望してきたところでございますが、８月５日の与党第８次提言におきまして、拠点外における今後の政策の方向性について検討を進めることが盛り込まれたところでございます。今後も、国の早期対応に向けて、引き続き要望してまいります。

続きまして、羽附地区が復興拠点にならないかのご質問でございますが、同地区を含めまして、引き続き早期対応を国に求めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） （４）家屋解体と生活支援金についての①番についてお答え申し上げます。

帰還困難区域内の現存する家屋の件数というご質問でしたが、所有者ごとの件数となりますが、大堀地区で489件、苅野地区で230件、津島地区で672件、合わせまして1391件となります。そのうち特定復興再生拠点区域内に現存いたします家屋につきましては、同様に所有者ごとの件数となりますが、末の森地区で49件、室原地区で187件、津島地区で127件、合わせまして363件となります。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、②番の被災者生活支援金を受けられる働きかけはについてお答えをいたします。

帰還困難区域の家屋解体ですが、復興拠点区域以外は環境省が家屋解体を受け付けておりませんので、地震による家屋被害が半壊の方は、現在のところ、被災者生活再建支援金を申請できません。これに対し、４月11日に帰還困難区域を抱える町村の協議会による国及び自民党への要望活動の中で、復興拠点区域以外の家屋解体についても要望しておりますが、回答は来ておりません。

また、現在の支援金の申請期限は、基礎支援金、加算支援金とも、

令和2年4月10日までとなっております。申請期限の延長については、毎年県の意向調査において、延長が必要な旨の要望をしているところであります。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 次、（5）の津島地区復興再生支援の拠点整備のご質問にお答え申し上げます。

議員おただしにありました津島活性化センターにつきましては、町としても、津島地区全体の拠点施設として活用を見込んでいるところでございます。震災前の公民館や集会所など地域振興施設としての活用にあわせ、支所としての活用についても検討してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、（6）帰還困難区域の立ち入り規制の緩和と手続の簡素化、防犯体制の強化についてのご質問にお答え申し上げます。

帰還困難区域は、復興拠点を除き除染が終了しておらず、場所によりまして放射線量の高いところがあると承知してございます。そのため、不要な被曝を避けるため、国により一様に立ち入りが規制されております。

手続といたしましては、専用のコールセンターへ連絡いただき、スクリーニング所を経由して立ち入りいただいております。おただしにありましたさらなる手続の簡素化につきましては、除染等の進捗を踏まえ、国と協議させていただきたいと考えております。

続きまして、農機具の盗難についてでございますが、避難指示の解除された区域で農機具の盗難の発生が確認されております。対応といたしましては、町ホームページでの周知や農業者への注意喚起などに努めているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 農業の復興についてお答えします。

まず、ダムからの通水状況等についてです。請戸川の北側につきましては、請戸左岸幹線用水路、立野用水路、苅宿頭首工、苅宿用水路、掃部関用水路は工事が完了し、通水しております。掃部関頭首工の工事は、本年度完了する予定です。請戸川の南側につきましては、現在、農林水産省の直轄災害復旧工事で高瀬幹線導水路、末の森用水路、大堀用水路、請戸用水路の工事が実施中で、本年度中に完了する予定です。また、請戸頭首工は、来年度中に完了する予定です。そのほかに、福島県が請戸右岸幹線用水路等へ制水弁の設置工事を予定しており、工事の完了は令和2年度中の予定です。

なお、町としても、本年度も各地区の用排水路について現地調査を行い、来年度、通水障害等が生じている箇所について補修工事を

行う予定としております。

このような状況から、請戸川の南側の通水時期は令和3年度になる見込みです。

次に、ダムの水が米づくりに影響はないのかとのご質問にお答えします。

放射性物質は、ダムの湖底深くに沈んでおり、管理者の東北農政局から、ダムからはほとんど出ないとの説明を受けております。その上で、水稻作付けに関する放射性物質対策としては、カリウムの施肥による吸収抑制と出荷前の全量全袋検査という二段構えをとっており、これまで町内で作付けをした米から基準値を超える放射性物質が検出されたことはございません。

奨励作物に関するご質問にお答えします。

町は、農家の方々に収益性の高い農業経営を実施、実現していただきたく、さまざまな農作物の可能性や経営方法について研究中で、現在のところ、特段、奨励作物と位置づけた作物はございません。東京農業大学と連携し、日本ではほぼ流通していない作物の栽培や少量多品目栽培などを研究しております。

そういった中、切り花の高品質栽培を実現している生産農家が主体となった花の生産、県の推奨作物であるタマネギの生産、加工を見据えたエゴマの栽培は、面積が拡大しております。そういったもろもろを含めまして、現在の作付面積は52.7ヘクタールとなっております。

今後の計画については、生産者が少ないこともあり、どの作物を何ヘクタールというものはないのですが、土地利用型作物については、水稻を中心に野菜の作付け拡大を促進し、花卉や施設、野菜といった小面積での労働集約型の農業についても振興してまいりたいと考えております。

話し合いの場を設けているかとのご質問にお答えします。

平成29年の後半から30年度末にかけて、解除区域の復興組合設立単位で営農再開ビジョンを策定するに当たり、各地区で座談会を開催しました。ビジョン策定後は、そのビジョンをもとに営農を進めていただきたいこと、そのための話し合いをするための補助として、町の単独補助である立ち上がる営農等への支援事業補助金の活用も座談会ではご案内しました。ビジョンを策定した全ての地区ではないのですが、幾世橋、苅宿、加倉、立野、北棚塩では、地域での話し合いがなされ、営農面積が拡大しております。

次に、機械導入に当たっての補助事業は周知されているかとのご質問にお答えします。

被災12市町村農業者支援事業については、平成28年度に、浪江町の農地所有者2000名余りに対しダイレクトメールを送付しました。当町での実績については、事業が始まった平成29年は1件、平成30年が8件、本年度は、現在まで3件の採択となっており、この後、申請予定は7件あります。少しずつ増加はしておりますが、議員がおっしゃるとおり、申請者が少ない現状でございます。

主な原因としては、長期の、避難の長期化により、避難先での生活が定着したことで、農家の皆様が町内に戻って本格的に営農をすることが難しくなったこと、町内の一部では、水利といった農業インフラが回復していないことなどが考えられます。

次に、保全管理の来年度についてですが、9番議員にお答えした以外につけ加えることは特にございません。

○議長（佐々木恵寿君） 14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 再質問させていただきます。

陶芸の杜のおおぼりですけれども、文化的な価値を持つ視点として保全し、地元での伝統復活を長期的に目指すとなっておりますわけがありますけれども、今回、この面の除染でなくて点の除染となっております。そういうふうな中で、陶芸の杜に通じる道路、これを除染しないと、この陶芸の杜だけに、孤立状態になってしまうような気がするんですけれども、陶芸の杜に通じる道路除染が必要でないかと思いますが、その点はどう考えられますか、お伺いをいたします。

それから、今後どのようにして拠点区域外に拡大していくのかというふうなことにおきましては、浪江町としても、それから地域としても、できるだけ広範囲に除染してもらいたいわけがありますけれども、国は、受け入れ、厳しいものがあるわけでありまして。町として、広範囲にどのように、広範囲を除染してもらうのにどのように主張していくのか、この答弁をお願いいたします。

それから、復興再生支援のための拠点整備の件でありますけれども、どうしても津島と葛尾と比較してしまいがちでありますけれども、同じ山間部で、人口は同じくらいであります。片や葛尾は宿泊の施設、交流施設、役場あり、比べて津島はいろいろな施設が途絶えてしまいました。津島地区の方々が津島におられてコミュニケーションができる場所、役場支所の復活が必要であります。町長の答弁をお願いしたいと思います。

立ち入り規制の緩和については、ある程度納得をしたわけでありまして、やはり時間がかかろうとも帰れる希望、現在は、手続に時間を要して作業ができないというふうなのが現状であります。

す。家が壊れるのを静観できないので、できるだけ家に帰り、自宅の手入れをしたいという気持ちをかなえてやるべきだと思います。これは要望であります。

羽附地区の件でありますけれども、入植をされた方が多く、苦勞されている方が多いわけであります。地区の人にお聞きしましたところ、これからは5年、10年、15年と、そういうことは待てないと言っておりました。やはり、しかしながら、入れるようにしてやるということが私は先決だと思います。

それから、大柿ダムの水路でありますけれども、令和3年には、浪江町全域に水がかけられるようになるというふうなことで理解していいのかお伺いをいたします。

それから、大柿ダムの、このダムの底には10万ベクレル、大丈夫かというふうなことは、るる、何回も大丈夫であるということを知りましたけれども、やはりみんな、町民の方々は半信半疑であります。そういうふうな中で、機会を設けて科学的な説明の仕方を、町民の方々に説明していただきたいと思います。

それから、水利の確保についてでありますけれども、震災前は、水利組合あるいは江筋組合あるいは地域で水利を維持してまいりました。しかしながら、現状は、非常に災害、8年という中で、この組織の維持が難しい状況となっております。町としては、こういう支援、指導、どうしていくのかお伺いしたいと思います。

それから、機械購入等の補助でありますけれども、今言われたように、官民合同チームあるいは役場、一生懸命支援をしていただいているとは思いますが、実際、やはりこの件数が思うような件数になっていないということが、なかなかその条件が厳しいのではないかと思います。そういうふうなところも緩和できるようにお願いしたいと思います。

それから、奨励作物の件でありますけれども、浪江町といえば、浪江町焼きそばあるはトルコ桔梗、ストックでありますけれども、野菜は今、これだという作物には絞ってすることはできないというふうなところでありましようけれども、やはりある程度種類を絞って、浪江町の特産物として奨励をできないかというふうなことを、今後についてお伺いしたいと思います。

それから、最後に、過去に学ぶということでありますけれども、防災集団移転促進事業で、この対象地は121町歩あるわけでありまして、これが全部ではないわけでありまして、防災林等にも入るわけでありまして、町で管理しなければならない土地が相当あると思います。そういう土地をどういうふうにして今後管理していくの

かということをお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） それでは、私より、名指しで答弁を求められましたので、そのことに関して、まずお答えをいたします。

津島地区の支所再開について、葛尾村との対比を踏まえて、その必要性を述べられたものと思っていますが、葛尾地区と津島地区の放射能の濃度といいますか、その状況が著しく異なりますので、一概に対応することは難しいわけですが、ただ、羽附地区の解除につきましても、あるいは開拓者のお話をいただきました。実は、私も開拓者のお子さんにお話を伺ったことがございます。実は自分たちの両親は、たいまつをつけて、夜中、我々が寝た後、すきくわを耕していたと。その思いを考えると、帰りたいというお話をされておりまして。それを思うと、やはり時間がかかろうとも、しっかりと対応を求めていると思います。

また、防災集団移転の土地への管理でございますが、管理を含めて、一部防災林に該当いたしますけれども、今、その土地の管理を含めた土地の利用、利活用について、今、検討を始めたところでございます。ご理解をいただきたいと思います。

あとについては、担当課から説明をさせます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 陶芸の杜おおぼりへの道路の除染ということでございますが、基幹道路及び関係道路につきまして、拠点区域として指定しているところでございます。陶芸の杜おおぼりに関しましては、県道35号が該当するかと存じますが、指定されているところでございます。

それから、今後どのようにして拠点外区域へ拡大していくのか、それから羽附地区について除染できないのかというご質問でございますが、繰り返しの答弁で恐縮でございますが、今後も、国の早期対応に向けて引き続き要望してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 再質問にお答えします。

町内一円で、令和3年度から水が通る見込みとなっております。

次に、ダムの底にたまっているセシウムの件についてですが、各地区で座談会を開いたときに、農家の方々から必ずそういった質問は出てきました。そのたびごとに、農政局から丁寧に説明を繰り返しているところです。農家の方々が皆、その説明で納得しているかどうかは別として、今後とも、そういった機会があれば説明を繰り返していきたいと思います。

水利の維持管理ということでございますが、来年度、通水に支障がある箇所は、町で手を入れてやりたいと思います。ただ、それが毎年継続するということがいいのかどうか、そこについてはまだ判断しかねるところでございます。水利については、基本的には地元でやっていただきたいと思いながら、地元では、この農家の方々が少ないということも重々わかっております。今のところ、どうする、こうするという確定的なことは言えない状況でございます。

農業機械の補助について、条件を緩和してくれないかということについてですが、既に浪江町も含めてほかの市町村において、県の決めた基準に基づいて機器の導入がなされております。先行してそういった事例があるところで途中から条件を緩和するということは、なかなか厳しいのではないかと考えております。

奨励作物の件についてですが、去年もほかの議員からそういった質問を受けて普及所と相談はしているのですが、なかなかこれといったいいものにたどり着いていないのが現状でございます。しかし、これからも研究、勉強していきたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 再々質問はありません。

ありがとうございました。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で14番、紺野榮重君の一般質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） ここで水差し交換のため暫時休憩します。
(午後 1時56分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開いたします。
(午後 1時56分)

◇渡 邊 泰 彦 君

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君の質問を許可します。
10番、渡邊泰彦君。

[10番 渡邊泰彦君登壇]

○10番（渡邊泰彦君） 10番、渡邊泰彦です。

議長に質問の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。
質問方式は一問一答式でやりますので、よろしくお願いします。

今回は、町の商工業についてということと町の観光業、さらには診療所の件をやりたいと思っております。山崎副議長で診療所をいろいろお答えいただいているので、ちょっと別な質問がかぶら

ないところだけやらせていただきますので、よろしくお願いします。

まず、町の商工業についてなんですが、福島県の商工会連合会でやっといろんなデータが出てきまして、先月、概要版が発表になりました。その内容をちょっとご説明申し上げますと、浪江町の事業再開の状況は避難元及び避難先を合わせて約50%に達しております。避難指示解除に伴い、浪江町へ帰還再開をしている事業者が増加しているというのをデータでいただいております。

一方、震災前と比較して営業利益が増加している事業所は全体の18%で、震災前と同じ営業利益があるというのを含めると全体で29%になります。事業者にとっては事業再開をすることがゴールではないわけですね。すなわち、再開した事業を持続可能な形にするということが必要になっているわけです。

被災地を取り巻く急速な状況変化を的確に把握し、一人一人に寄り添った適切な支援を行うことが今後求められていると私は感じておりますが、町の考えをお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えします。

議員おただしのとおり、特に、浪江町内で事業を再開された事業者様、または再開を考えている事業者様、再開は困難であると判断された事業者様、それぞれのお話を聞いてみますと、抱えている問題や課題はさまざまなでございます。共通している課題としては人材不足、雇用問題、再開してから経営継続ができるかなどといった心配の声をいただいております。

町では、町内再開者の独自の支援策である光熱費補助、食材費補助、こういったものも活用していきますよ、さらには集客効果を高めるイベントの開催、プレミアム付商品券販売による町内での購買促進策、こういったことと同時に商工会や官民合同チームの皆さんとの関係団体との連絡を密にして、どのような問題があるのか、どのような対策を講じればいいのかということを常に検証し、必要な支援策を国に要望してまいりたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） すなわち、50%という数字が果たしてどういう数字なのかという分析になってくると思うんですよ。50%しか事業再開していないと思うのか、50%も再開していると思うのかの違いだと思うんですが、私はこの50%という数字を見ると、今の浪江町の復興状況、さらには県内外を含めた状況を全部含めての上ですが、よくぞ50%も再開したなというのが実は私の考え方なんです。

その中で、せっかく頑張って事業再開した。でも、なかなか利益

が上がっていかない。そうするとちょっとこの先どうなのかなということになってくるかと思うんですよ。

それで、今、事業再開補助金とかグループ補助金ということで、そういうのをたくさん使って事業再開をしているんですが、いよいよそういった被災地限定の助成金ではなくて、通常の日本全国で使っている助成金を町はきっちり調べて、今の事業者にどういうものが必要なのか、どういう補助があるのか、そういったことをもう研究しないとだめなんですよ。もういつまでも被災地じゃないので、被災地から立ち上がるためにはほかの都道府県と同等なものでやっていくと、それで被災地の復興を助けていくという手法にチェンジしないといけないんですよ。

例えば、地域雇用開発助成金、これは被災地限定ではないですね。たくさんあるんですけども、例えば、スタートアップ加速化補助金、中小企業チャレンジ応援補助金、これ数えればたくさんあるんですよ。ただ、それが浪江町で事業再開している方が、じゃ、それを知っているかという、何だかわからないという現状なんですよ。

ですが、町はそれをひとつ一歩先を見て、今、被災地で頑張っている事業再開した事業者にはこういうものが該当しますよと、こういうことで販路を拡大してください、営業利益を上げてくださいというふうなことになっていかないと、いつまでたっても同じだと思うんですけども、課長の考えをお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 現状で、ほかの被災地以外の状況の補助金だけにというわけにまいません。まだ完全にシフトできない状況でありますから、他の地域の補助金と、やはり被災12市町村で使える補助金というものを両方説明していかなければならないと思っております。

事業再開の事業者が減少してしまっていることは、事業再開を進めようといったら進まないことと同様に、避けなければならない現象であります。官民合同チームを中心に、我々町も再開済みの事業者の方を定期的に訪問して、現時点の問題点とその事業者がどのような補助金を使えば有効であるかという時宜を得た政策展開、そういった要望を聞き出していく、こういった問題点があるかということを探ることが今必要なことだと思っています。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） ちょっと50%という数字で今話しするんですが、アンケートの調査を見ると、もう賠償とか原発事故によって事業が休業しているという方の中で、今後、事業再開を目標にしている、

そういう方はいいんですが、もうこれ関係なく廃業予定だということところが40%以上なんですよ、残っている50%のうちの。残りの10%の方にはまだ希望はもちろん、これ、悩んでいるという数字なので、その方には今の事業再開補助金は当然のことながら勧めていくということは、それは私も同じだと思いますが、そうではなくてもう一步、今言ったように、新しいものにも手をつけないと、その10%の方だけのものをずっとやっていたのでは、せっかく再開したところが継続になって、でなければマイナスになるという減少をちょっと今説明したんですよ、ちょっと課長よくわかっていないようなんですけれども。

だから、その辺を町はやるべきではないですかという質問なんですけれども、もう1回お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） やはり、現時点の問題点を模索して、官民合同チームと町が時宜を得た支援策の展開、そしてそれを国に要望していくこと、町だけで進められる問題でありませので、常に国・県との関係が必要でありますので、そういった要望も必要であると考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 前向きな回答、ありがとうございます。そういうふうにして、当然、課長のお答えのように、町だけじゃ進められないということは私も重々わかっているので、今後はやっぱりいろんな窓口が産業振興課の場合はあるわけなので、もちろん官民合同チームもそうですし、国もそうですし、そういった方々にいろんな相談をしながら、せっかく今事業再開をやっている方がずっと営業をそのまま続けるような、そういったものにしていただきたいと思います。要望です。

次に、（2）番なんですけど、これはもっと厳しい質問になると思うんですけども、震災前より営業利益が5割以上減少していますという事業所が事業を再開した全体の約37%になっておりますね。その理由として一番大きいのは、最初に課長がお答えした人材不足なんです。

要は、事業は再開したけれども、従業員が集まらなくて人材不足で、今までの事業が100%できない。震災前の50%とか60%のものしかできなくて、100%にならないんです。そこでなかなか営業利益が上がっていかないという現象を訴えている方が全体の12%で、もう1個、別なデータでいくと、事業再開をするために何が一番必要なんだということで一番多いのが従業員の確保、これ、パー

センテージでいえばちょっと細かくなるんですけども、18.5%になっています。

国は、復興型雇用創出支援事業で雇用費とか、あとは住宅費の助成などを実施していますが、該当外、適用できません、使えませんという答で、相当な事業所が困っています。これ、何か対応が物すごく不十分なんですね、県の対応が。それで、せっかくこういうアドバンテージがあるにもかかわらず、使えないという現象なんですよ、多分、課長ご存じだと思うんですが。それを解消するための新たなインセンティブも考えないといけないんですよ。アドバンテージが使えない方に対する、要するにインセンティブをつくっていかないと、これ、いつまでたっても人材不足になってくるんですよ。

一番いい例は、いろんな求人募集、スタンバイ福島とかいろいろあるんですけども、時給換算すると中通りはまだ1000円にもなっていないんですよ。浜通りはもう1000円ではだめなんですよ、1200円、1300円。それだけ差があって、じゃ、果たして被災者の事業者が時給換算した月給を払えるような企業は少ないんですね。だから人材不足になっているんですよ。

ですから、アドバンテージが使えないところに関しては、新たなインセンティブをつくり出すか、陳情するか、そういった考えがあるかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） ちょっと先に回りくどい回答になるかもしれませんが、人材の確保の問題については多くの事業者様からご意見を頂戴しておる現状でありまして、それを受けて、我々も昨年度実施した合同就職面談会、いわゆる人材マッチングイベント、これを9月20日に開催していきます。さらには、毎年2回の官民合同チームによる求人チラシ「浪江特集」を発行していただいております。

それから、最近の話ですが、震災前にサンシャイン浪江に設置されていたハローワーク地域職業相談室の再開についても要望しておりましたけれども、来年春以降には再開するということで調整していると報告を聞いております。

こういったことで、人材をめぐる状況はやや好転している状況になっているとは思っておりますが、関係機関の協力を得ながら人材確保に努めていくことも必要でありますし、就労世代が浪江に定着し、新たな働き手となるよう、各分野における帰還促進策や定住促進策を充実するように、そういった取り組みを実現するように働きかけをしていくことが肝要かと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 回りくどい説明なので、私も回りくどくちょっと説明しますけれども、今やっている復興型雇用創出支援事業というのはどういうものかというのは課長もご存じだと思うんですが、例えば雇用費を一つとれば、これ、3年間継続で合計で225万、1年目は120万、2年目は60万、3年目は45万雇用の補助が出るんですよ。

では、その雇用費が使える業種、事業所はどういうところかというと、例えば、事業再開支援補助金3000万を使って再開した業者、例えば、グループの助成金を使って再開した業者以外は適用しないんですよ。せっかく自分のお金で一生懸命、浪江町に戻ってきて、事業所を立ち上げて、はい、スタートしました。じゃ、従業員を雇いました。ちょっと雇用費が大変だね、これを申請しようと思ったときに、もう既にそこで該当外になるんですよ。なぜですかといったら、お宅は国の助成金を使っていないでしょうと、助成金を使っていないところは該当にならないんですよと、せっかく国の税金を使わないで、自分で立ち上がった業種が困っているところに手が届かないというのがこの補助金なんですよ、助成金なんですよ。

もう1個、ちょっと回りくどく話をすれば、住宅支援費といえ、例えば会社で住宅、要するに被災地に来るので、当然、外から来れば住むところもない。仮に浪江の方を雇っても、もう解体して、住むところがない。そういった方はアパートなり、貸し家なりを借りて、余計な金がかかるといったらおかしいものですが、そういうものがあるんですよ。それは大変ですよと、それであれば会社がそれを何とかしましょうと、住宅費を少し援助しましょうということでは使えるのが住宅補助金なんですね、住宅支援費なんですよ。

例えば、アパート代があって、5万円、じゃ会社で負担しましょうと。その5万円の4分の3は国で補助しましょうということによって事業者の負担が少なくなるのがこれなんですよ。これの使えない手はどういうことかということ、ちょっと回りくどいんですけども、毎年8月から12月の中で応募するんですよ。それで、じゃ例えば今年2月に雇いました。じゃ、8月まで応募を待って、住宅支援費の募集を出します。

そうすると、どういう答えが返ってくるかというと、4月以降に雇った人じゃないと該当しないんですよという回答が来て、書類を戻せと言ったんですよ。じゃ、2月とか3月とか12月の末、要するに募集期間が終わった3カ月半の方が来年度に募集できるといったら、それはもうできないんですよ。県に聞くと、雇う日にちが悪い

ので、もう住宅支援は受けられないんですよという回答で終わっちゃうんですよ。

ですから、何を言いたいかというと、公平に出さなきゃいけないものが空白期間があって、そこに雇った方は住宅支援出ませんと。要は、極端な話をすると、3月31日に雇った人はだめだけれども、4月1日には雇った人は適用なんですよ。1日待って雇えということ国が奨励しているような形で、例えば2月とか1月とかに従業員を雇うのは、もうこれ全部だめだという制度なんですよ。これだけ人が足りなくて、応募来た、もう、すぐ人が欲しい、雇う、そういう状況の中で、この制度があるということは多分課長もご存じだと思うんですけども、この辺、やっぱり国に陳情して、官民合同チームで陳情して直していくというようなことは考えられるかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えします。

今、2つの問題を提起いただきましたが、特に2つ目の住宅支援金の問題につきましては、現に官民合同チームにおいて巡回している方を通して、特に問題であるということ把握していますし、官民合同チームも重々把握しております。この問題を改善するに当たりましても、県とも連携して国に要望する、ともに町も働きかけをしてまいることが必要かと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） これ、助成金の不備というんですかね、やっぱりこれは町と国と県といろいろ相談しながら、こういう不公平なものはぜひシステムの改善をお願いしたいなと思っているわけですし、そういうものというのはいろんな国の何ていうんですか、応募要項を見て、町も多分一緒に見ないと不備がわからないと思うんですよ。官民合同にお任せしますというのであれば、そういうところが出てきますよ。

例えば、もう1個ちょっと例を挙げておきますけれども、これ、スタートアップという助成金があるんですね。例えば、こういうことです。浪江町に就職しました。仙台の方が応募して、例えば就職しました。横浜じゃなくてもいいけれども、茨城の方が就職しました。その方がその会社に入って、アパートを借りて、何とか浪江の事業所に就職できるというときに、上限30万なんですけど、例えば引っ越し費用を負担するだとか、引っ越しするときの交通費を負担するだとか、あとは仲介料を負担する、不動産の礼金を負担する、そういうのを合算で上限30万という何というんですか、助成がある

んですけれども、それももちろん国でやっているんですけれども、それだって応募期間が3月15日で終わりなんですよ。

今年も3月15日で終わったんですが、そうするとどういう方が該当にならないかという、例えば新しく大学を卒業した方、あとは専門学校を卒業した、新卒で入った場合に、4月1日に入社となったときに3月15日までに全部終わっていないと、その助成の対象にならないんですよ。

例えば、じゃ、新入社員というか新しく入ってくる新卒者には、それはもう適用しないんだねとなっているようなのが、もういろんなものを調べていくとそういうのが多いので、これは答弁求めないんですけれども、やっぱりそういうものが出たら、そこら辺はきちんと調べないと、町としてもこれやってください、あれやってください、一生懸命頑張ってくださいと声だけの応援になってしまうので、ちょっとその辺はそういうものはこれからまた出てくるとは思うんですが、きちんと対応していただきたいと思います。

ちょっと時間が過ぎてしまったので、次に2番目の町の観光業についてお尋ねします。

現在、浪江町においては復興のためのビッグプロジェクトが急ピッチで進行しています。これ本当に町の努力というか、今までまいた種がどんどん花を開く、そういった時期でありまして、ただ、いろんなところで今事業が動いていますけれども、まだまだこれ単独でおのおのが動いているという状況なんですね。当然、復興のときはそうなるんですよ、同時進行になるので。

ただ、そろそろ町とすれば全体の事業をいよいよ把握して、それをピックアップして並べて、それで将来に向けてやっぱり全部を連動させていく。そして観光業という、一言で区切れれば観光業ですよ。観光の資源にしていって、要するに観光地の魅力の創造を事業というか、そういったものをいろいろ高めていって、観光業を振興していくべきだと思うんですよ。

観光地魅力創造事業というのを国でやっているんですけれども、これが3年間なんですよ、継続してくるのが。3年間というのは、今でいえば平成27年かな、1回募集かけて、それから3年間なので、28、29、30と3年間何の応募の何もなく、その事業を受けたところが結果報告を3年後に出すんですよ、毎年もちろん出すんですけれども。

それを踏まえて、こういう事業はどうなんだと、こういう事業に対してはこういう補助金がどうなんだということを当然見直しを国は図るわけですよ。そして、その3年間の経験を生かして、この間

ちょっとホームページで調べたんですけれども、おそらく来年同じように、要するに改善したというか改良したものが出てくるはずなんです。そういったものをやっぱりいよいよ利用する、そして浪江の観光業、観光資源というものはこういうものだ、それをプロジェクトする助成金を受けて、そして観光振興を進めるというような準備を始めたらどうですかと思うんですけれども、回答をお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えします。

地域資源を活用した観光づくり、交流人口の確保については非常に重要な施策でありまして、今後、町としても積極的に取り組みを進めていくことが必要と考えております。

議員おただしのとおり、これまでの状況では復旧とか復興のためのプロジェクト、それで精一杯ということもありまして、またそれぞれのセクションにおいて進められていた状況であります、今後はそれらを有機的に結び、浪江の魅力をパッケージで発信していくことを検討していく時期だと思います。

さらには、今ご紹介のあった地域資源を活用した観光地魅力創造事業、その後継事業である広域周遊観光促進のための観光地支援事業、こういった事業もあるということキャッチして利用すること、現に今回は復興庁事業、12市町村着地交流事業、単発ですけれども、こういったことを30年度に利用してPRをいたしました。こういった事業を活用して、浪江の魅力を発信していくことは有効なことだと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） ぜひ、よろしく、その辺のご検討をして、計画的にやっていただきたいと思いますと思っています。

観光業に関しては、条件整備という中では常磐自動車の浪江インターが当然開通していると、JR常磐線も間もなくとっていいのかわからないですけれども、全線復興、仙台から品川までつながる、そういう条件がもう整ってきております。

施設としては、いこいの村なみえがオープンして、さらにはちょっと今不足分であります入り口というかエントランスとレストランに関しても何とか今事業をできるような形で、一生懸命町が努力している。道の駅なみえに関しても造成工事はもう大分前倒しでやっていて、これから施設の建設に入るわけですが、これもそうおくれずに、何とかいくのかなと私は今感じています。

産業としては、請戸漁港がきちんと整備されて、さらには水産加

工施設の建設も着工していると。もう1個、木材製品生産拠点設備、要するに請戸漁港というか棚塩産業団地も不足している設備に関しての追加で建てるものに関しても、ある程度今のところ目安がついていき、完全なものに仕上がっていくだろうと。

さらには、復興祈念公園はこれは私は新聞で見ただけなんです、整備の計画もきちんとしてきたと、双葉からというふうに、ちょっとささっと見たんですけれども、丈六公園の整備も今回、全協の説明では整備に入るんだと。

本当に、いろんなところで観光資源と呼ばれるものがどんどん目に見えて入ってきていると、その流れをつくるだとか、いろんなことでプロデュースするための施設のピックアップ、例えば1日、観光客が来ました。常磐道でおりました。町はこういうコースで回ります。道の駅に入ります。最後、いこいの村に泊まってもらいますというような、ある程度具体的な構想を立てながら、この整備を進めるべきだと思うんですが、お考えをお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 繰り返しになりますが、議員おたのしみのとおり、5年後には復興祈念公園、F H 2 R（水素製造拠点）、そして、道の駅、こういったものができます。さらにはそれを結ぶ縦軸、横軸の道路も完成してきます。小高瀬迫請戸線や小熊田宮田線、そして浜街道、そして6号線、こういった道路網も整備されます。こういった観光資源を連携させ、パッケージで浪江町の魅力を周知、PRしていくことが必要と考えております。

現在整備中の浪江町交流情報発信道の駅については、まさにその名のとおり、地域の魅力を総合的に発信するハブ的機能を持った施設だと考えております。最終的には、ここにきてお土産を買ってもらって帰っていただくということも必要かと思っております。道の駅に来れば町の魅力が知れる、かつ、そこから実際のそれぞれの場所まで足を運んでもらう、そういった取り組みを考えた観光戦略を立てなければならない時期に来ていると思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 今、おっしゃったとおりだと思うんですが、例えば産業団地ができて、じゃ、それで観光に何が役立つんだといったら、やっぱりイノベで国の事業で町がやった、町にいろんなものが、雇用の場もある、そういったところで次世代産業のものを工場見学だとか、例えば木材生産拠点であれば、その製造状況の見学ができるだとか、そういった次世代産業のものの町ということで、それだけではない、もちろんロボットフィールドの滑走路もあるんで

すけれども、そういったものも観光資源にできるようにちょっと準備していくと、何年か後にはそうなるようにやっぱり今から進めていくべきだと思うし、特に今話をした道の駅なんですけど、これ、指定管理予定者が決まって、いよいよ本格的に動き出すということになるかと思うんですが、指定管理者であります一般社団法人まちづくりなみえの活動の方針の中に観光業がたしか入っているんですよ。観光のいろんなものをやるというふうなもの、入っています。

これから、もうまちづくり会社というのは、もちろん道の駅の運営も当然必要なんですが、ごく一部になるわけなんです。まちづくり会社というのは、いろんなところに今やっているものにプラス入ってくる、そして間口を広げていくというのが一般社団法人まちづくり会社の今の役割になっています。

そこで、道の駅の造成というか、全部が終わったわけじゃないんですけれども、施設部分がある程度固まってきて、いよいよ建設になってきて、いよいよ形づくりになってくるんですけれども、これ、30億以上のお金が投入されている。そして、相当でかいものができるとなると、運営するのは今の態勢でなんかもう絶対無理だと私は思っているんです。

そこで、せっかく指定管理予定者になったのであれば、前から俺、一般質問でやっているんですけれども、本当のプロフェッショナルを雇って、給料が高かろうと実績のある方を雇って、そして、その施設の運営をお任せする、そういった人材を発掘というか日本全国にはもちろんいるんですけれども、そんなようなことで産業振興課は情報を得ているのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 道の駅なみえの経営のシミュレーションにつきまして、全協で指定管理料5000万と申し上げました。それは指定管理予定者のプロポーザルの際、提案された額でございまして、基本計画を参考に現在のシミュレーションもございします。そういった経営的な側面も考えながら、新しい方の採用も考えていかなければなりません。そういった経営的なシミュレーションを詰めながら、専門的な方を採用できるのであれば早目に採用したり、そういった方をスタッフの一部に組み込んでいくということが必要とは認識しておりますが、何せ経営の詰め、それから議会の皆様のご賛同をいただいた上でのことだと思っています。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） ちょっと質問もあれだったんですけれども、回答もちょっとよくわからないんですけれども、とりあえず、3番に

移ります。

3番にちょっと移る前に、要は失敗しないようにしていただきたいということだけなんです。通常の町にできた道の駅の集客と浪江にできた道の駅の集客が、例えば全国の道の駅のデータがそのまま浪江町に当てはまるかということではないということを実は言いたいんですね。やっぱりハンデがもちろんあるんですよ、人口も少ないし、ましてや高速道路の中のパーキングでもないし、高速道からおりてきてもらわなきゃいけない。電車も新幹線が走っているわけじゃなくて、鈍行といたらちょっと怒られるかもわからないですけれども、余り早くない電車で来るので、そういう新幹線のそばにある道の駅ともまた違っているという、その辺のハンデをきちんと踏まえて運営をできるようなプロを見つけて運営してくださいということ要望です。

3番は、診療所についてちょっとお話しします。

これ、何でこの診療所の話をするかというと、私ども議員の報告会というのを今やっている最中で、そこで会場をちょっと忘れてしまったんですけれども、一般というか町民の方からこういうことを言われたんですね、浪江の要するに津島診療所が閉鎖するといううわさが立っているんですけれども、それはどうなんですかと、ぼろっと聞かれたんですよ。そのときに自分も回答は持っていなかったんですけれども、たまたま私も今、文教厚生委員長を拝命しているので、お前だべということで振られてちょっと話ししたんですけれども、そのとき、私、こう答えたんですよ。もし、そういう閉鎖ということになるのであれば、当然のことながら担当課から何らかの報告は多分あるかと私は思っているんですね、文教厚生委員会の中で。全くそういうのもないし、噂ですよ、多分噂だと思いますよということでお答えしたんですね。

ただ、私もそのときは本当にわからなかったもので、じゃ、とりあえず、次の議会のときにいろいろお話を聞いて、本当の回答を議会報なり何なりでお伝えさせていただきますということでその場が終わったので、ちょっとこの質問になったんですが、現在、浪江で運営している仮設津島診療所、浪江診療所について両課長にお尋ねします。

仮設津島診療所は、平成29年度の歳出が約1億8000万、ざっと私が電卓で計算したので、細かい数字はちょっと違っているかも知れないですけれども1億8000万、収入が8000万で約1億円が補助で出ていると。30年度は歳出が1億7000万、収入が7000万、やっぱりこれ1億の補助になっています。

浪江診療所に関しては、29年度歳出は約1億で、収入は3000万で7000万の補助。平成30年度は1億円の歳出に対して、収入は4000万で6000万の補助になっていると。

この現状について、両課長からご報告をいただきたいんですが、当然、診療所で経営的には多分よくないというのは私も重々わかっているんですけども、こればかりは費用対効果ということは当てはまらないと思うんですが、その辺、両課長がこの補助等々、診療所の内容を見て、現状、継続に関してはどんなような意見を持っているかをちょっとお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 仮設津島診療所事務長。

○仮設津島診療所事務長（横山秀樹君） まず、仮設津島診療所の関係についてご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、平成29年度から30年度にかけての仮設津島診療所の運営財源につきましては、受診者数の減少に伴いまして自主財源である診療収入が減少しております。その財源としましては県補助金と町からの繰入金がその多くを占めるなど、厳しい財政状況にあると考えております。

継続に関しましては、先ほど、9番議員の質問に対して、町長から答弁があったとおり、当面の間は現体制での運営を継続していく考えということでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（掃部関 久君） ご質問にお答えします。

浪江診療所は、開所してから年々患者数もふえ、診療報酬も増加しております。

しかしながら、歳入全体としては議員おただしのとおり、県からの補助金に依存している部分が大きく、財源の確保は今後も重要な課題であると強く認識しております。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 本当に、今、両課長のお答えを聞いて一安心しているところなんですけども、やっぱり町民にとってはまだまだ必要なものだと私は思っているんですよ。

2番目に、ちょっと確認に移ってしまうんですけども、仮設津島診療所は平成29年度は7261人で、30年度は7000人、若干4%ぐらい減少している。浪江診療所はちょっと数字、細かいところが間違ったら、後で訂正お願いしたいんですけども、私の調べた限りでは2484人、平成30年度は4739人、でも、これ倍増ではないんですけども、かなりふえていると。

続いて、2番目、②までいくんですけども、これ平成31年度、

令和元年度においては、仮設津島診療所は4月現在で2062人、前年度が2302人なので、これも今減少していると。ただ、浪江診療所においては1411人から、前年度同時期1228人、すみません。減少でなくて、間違えました、増加していると。今のところ、右肩、左肩を比べたときにはやっぱり津島診療所は若干ずっと減っていると、浪江診療所の場合は大幅にふえていっているという現象があるんですね。

それで、ここでお尋ねしたいのは何かというと、医師、医者ですね。診療を診ていただける医師の方が両診療所ともなかなか年齢的に大変な年齢に入ってきていると思って私は見ているんですね。その辺のまず手当てというか、もちろん継続は当然しないといけないんですが、ぼちぼちちょっとそういう交渉をしたり、若くなくてもいいんですけれども、普通の年齢の方の当てとかをそろそろ本気にやらないと、診療所は続けることはできるけれども、医師がいなくてかそういうことになってしまうんですけれども、その辺のご回答を両課長からお願いできればと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 仮設津島診療所事務長。

○仮設津島診療所事務長（横山秀樹君） 医師の確保の件ですけれども、なかなか難しい状況にあります。いろいろ人材バンクに登録とか、それから県の地域医療課なんかにもお願いしているんですが、なかなか現在の時点では見通しが立っていない状況です。

○議長（佐々木恵寿君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（掃部関 久君） 議員おただしのとおり、現在の常勤医師、高齢化しておりまして、後任医師を我々も必死になって探しております。何件か後任、常勤になっていただけたというお話をいただいたときにはお会いしたりもしたんですけれども、なかなか条件がかみ合わない、そういった状況もあります。

また、医療人材派遣の機関にも登録しておりますが、問い合わせ等も一切ないような状況でありまして、津島診療所と同じように、県・国に医師確保について協力・支援いただけるようお願いしているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） なかなか厳しい状況だということは、今ご報告いただいたとおりだと思うんですが、これ我々議員でも解決できないようなことを町にお願いしているような形になっているんですが、やっぱりこれちょっと真剣に考えないと、本当に医師がいなくなっちゃったとなると施設だけがあるみたいな形になって、ましてや仮設津島診療所と浪江診療所は大きく条件が違っていて、例えば、

浪江診療所の医師が誰もいなくなったなんていったら、浪江町にはもう何も診療所がなくなっちゃうんですよね、閉鎖になっちゃうたら本当に困ると思うんですよ。ましてやふえていっているわけなので、患者さんというか、増えるのがいいかどうかというのはちょっと疑問もあるんですけれども。

そんなところで、その辺をやっぱりこれはもうトップが動いていただいて、きっちりその辺の解決の目安だけでも立てていただきたいなというふうなことで、それともう1個は例えば、浪江診療所も仮設津島診療所も不足分の財源というのは、これ当然、福島県地域医療復興の補助金を活用しているんですが、これも何年間続くのかというの、まだこれ先が見えていないのかななんて思っているんですね。ああいうお医者さんというのは、何とか1年ごとか、何とかといういろいろ決まりがあるんでしょうけれども、例えば、これがもう切れたとなった場合には、もうすぐ閉鎖するとなってしまうのかどうかという、その辺ちょっと町の考え、お聞きしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） お答えをいたします。

ただいま、町の復興に向けてさまざまな施策を展開する中で、やはり一番の帰還を困難にしている要因の中に診療体制がございます。

そういった中で、議員おただしのとおり、両診療所とも医師が高齢であるということは重々承知をして、各担当課を通じて県医大であるとか、あるいは有料で医師を紹介する機関等に働きかけをしておりますが、なかなかマッチングができないということがございます。

こういった中でありますけれども、もちろん財政的なものも大事でありますけれども、財政以上に必要なのが医療機関だと思いますので、その辺を十分に承知しながら、今後、積極的に今以上に頑張りたい、そんな思いであります。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 質問は以上であります。私もちょうと持病が少しあって、時々苦勞するんですけれども、やっぱり町に診療所があるというだけで安心なんです。なくなってしまうと、じゃ、ちょっと南相馬に行くかなという、距離的にはそんなにならうけれども、やっぱり病気になってそっちに行くというのは不安になるんです。ですので、浪江町民、私だけじゃなくて町民みんなが多分そういう気持ちだと思うので、ぜひ今の先生がリタイアした

から、もうなくなったという状況だけは何とか避けていただきたいと思います
と思ひまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で10番、渡邊泰彦君の一般質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） ここで3時15分まで休憩します。
(午後 2時52分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午後 3時15分)

◇馬 場 績 君

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君の質問を許可します。
馬場績君。

[16番 馬場 績君登壇]

○16番（馬場 績君） 日本共産党の馬場績でございます。

これから一般質問を行います。

まず、復興・再生の基本問題と国・東電の責任について。

復興・創生期間の問題でありますけれども、まず、現在行われている復興関連税制が復興期間終了に伴い継続されなかった場合、町にどのような影響があらわれるのかと、負担増について試算されていればお示しをいただきたいと思います。

したがって、答弁にもいろいろ出てくると思うんですけれども、町として復興庁はぜひ継続してほしいという立場でこれまでもやってきたと思うんですけれども、復興庁の継続と町の復興・再生についてどのような具体的要望をされてきたのか、お尋ねをいたします。
お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 個人町民税の減収額につきましては、今年度ベースになります。が、条例による減免としまして約4億4400万円ほど、固定資産税の減収額につきましては、地方税法による減収としまして約2億1500万円ほど、町条例による減免としまして約9500万円ほどとなっております。それぞれを合わせますと影響額は約7億5400円と見込まれます。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） 復興庁の今後の具体的な要望と復興庁の必要性についてでございますが、今般の要望につきましては、現在、町議会と共同要望を行いたいということで要望事項の検討を行っている

ところでございまして、後日、取りまとめた結果をお示ししてまいりたいと思います。

具体的な観点は、議員おただしの復興庁の継続を初め、帰還困難区域の再生、医療費・高速道路無料、固定資産税における住宅用地の特例などの負担軽減継続、農業・商工業の産業再生、水素利活用などのイノベ関係等さまざまですが、遺漏のないように努めてまいります。

復興庁の後継組織については、8月5日の与党第8次提言において専任大臣の設置に関する言及があり、方向性が見えてきたような状況でございます。議会と力を合わせて、組閣後の新大臣に効果的な要望活動を実施してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場績君。

○16番（馬場 績君） 復興庁の継続の問題は、そのとおりだと思います。

今町長も言われましたけれども、8月5日に第8次提言を与党が提出をしております。そこにもあるとおり、ここにもありますけれども、1ページから20ページまで課題山積だ、こういうことですよね。

その上でなんですけれども、これまでも繰り返し言われてきたことですが、原発避難という前例のない災害であるわけですから、そこからの復興・再生、これをどうするのかというのは、ここまでは来たけれども、文字通り人類未踏の課題だと私は思います。

率直に申し上げて、今、住民課長が、税関係で7億5600万、もし国からの補填がなければ7億5600万の穴があくと言われましたけれども、まさに自治体の運営をどうするかと、何よりも根底にある町民のなりわいの再建のためにはどうあるべきかと、文字通り課題山積。これからですよ、中長期にわたる施策が必要であることは明らかだと思うんです。

そこで、繰り返しお尋ねいたしますけれども、今、町税関係の欠損について、欠損ではないんだな、もし継続されなかった場合の影響について答弁がありましたけれども、それ以外、復興特例交付金もあるわけですよ。そのほかに企画財政ではどういう分析をしておりますか。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 税収は特定財源ではございませんで、数少ない自主財源でございますので、税収がなくなるというのは非常に厳しいものと認識してございます。

復興・復旧事業につきまして、国から、県からの財源確保に向け

ては今後とも継続して要望してまいりたいと存じますが、税収の補填につきましても要望してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 税収の補填は当然だけれども、復興特別交付税など復興・創生期間終了と同時に打ち切りになるようなことになれば、町としてやりたいことがたくさんあると思うんです、今後。そういうことも含めて町はどうその影響を見ているかという質問をしたんですけれども、簡潔にお答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 非常に厳しいものと認識してございます。そういうことがないように、国・県に働きかけていきたいと考えているものでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 具体的な問題について質問いたします。

実は、先ほどから出ている議会報告会でも町民から復興・創生期間が終了すれば、さまざまな租税が満額課税されるのではないかという不安の声が出されております。

そこで、先ほど住民課長もちょっと触れましたけれども、例えば解体跡地に対するみなし解体による非課税措置が現在行われておりますけれども、これがもし打ち切りということになれば、大変な負担になると思うんですね。ご存じのとおり、地方税法本則のその附則の55条と56条によって、みなし解体による非課税措置が今継続されているわけですが、これが打ち切りになれば大変な負担になると。

先ほど、固定資産税について、課長、お答えになりましたけれども、仮にみなし解体による非課税措置がなくなったという場合はどうなりますか。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

まず、みなし解体につきましては、町の税条例によりまして環境省による解体のおくれから町の条例で減免をさせていただいているところでございまして、中身を申し上げますと、今年度になりますけれども、まず地方税法附則55条によりまして2分の1、これを課税免除しております。残りの2分の1につきましては、みなし解体の部分で、町の条例で減免とさせていただいているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） したがって、みなし解体による非課税措置がなくなるという懸念もあるわけです。それによる町民負担は、先ほどの課長の答弁の中身がそれかどうかはわかりませんが、固定資産税については2億1000万というお答えがありましたけれども、それ以上の負担が発生するのではないかと。したがって、どうしてもこうした継続が必要だと。

そればかりではありません。先ほどから議論になっていますように、農業再開や新規就農者に対する支援をどうするんだと、新たなまちづくりをどうするんだと、医療・介護の問題については、さまざまな議論が行われましたけれども、今後、医療体制の問題、専門職、施設整備の問題、これらに対する国の新たな支援制度を求めていくということは町の復興・再生にとって極めて重要だと思います。こういうことも含めて町長、今後、復興庁に対して復興庁の存続要望と同時に具体的な中身、町民の期待に応えられるような、そういう要望活動を続けていってもらいたいと思います。

そこで、問題は、町民が心配しているのは、国保とか介護保険料などの課税減免が打ち切られるのではないかと、医療費等無料継続がなくなるのではないかと、こういう心配です。今回の決算書を見てみましたけれども、平成30年度の国保の保険給付は27億6600万です。1人当たりになると42万9331円で、介護については保険給付が21億4700万です。ざっくり言うとこれ50億ですよ。介護と国保の国庫負担の割合は違うけれども、仮に無料継続が打ち切られるということになれば、国民健康保険の場合、医療給付の3割しか国は出さないと、国庫負担、それしかないということです。2つ合わせて50億ということで、3割の残り7割が加入者負担と単純にいかどうかは別にしても、決してそう大きな隔たりはないのではないかと。35億ですよ、ざっくり計算して。とてもとても、後でまた触れますけれども、避難が長期化して、賠償金も打ち切られるという中で、さまざまな支援制度がなくなれば、食うに困るという状況にあります。

そういう意味で、改めて国保、介護保険などの課税減免と医療費等無料継続を強く国に求めるべきだと思いますけれども、町長ですか、担当課長ですか、町長だね、はい、お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） お答えを申し上げます。

先ほど、答弁をいたしましたように、現在、議会と町との共同要望に向けて要望項目を検討しているところでございますので、そういった特に避難されている方々がまだ95%近い方々がおられるわけ

ですから、その生活支援を含めた要望を当然やるべきだと思っておりますので、その内容について遺漏のないようにしっかりと協議を進めてまいりたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 数字的にも根拠のある試算をして、こういう影響があるから存続、継続をということを求めていく必要があると思います。

次は、仮設津島診療所の件は先ほど確認されていますから、省略します。

オンフル安達の継続について関係住民はなくなるんじゃないかという不安を持っておりますけれども、お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） お答えします。

議員の言われるオンフル安達、二本松市の安達の石倉サポートセンターですが、事業継続につきましては、受託事業者の意向や当該施設の利用状況、国の財政支援、先ほどから言われている財政支援などをもとに判断しております。

現段階におきましては、翌年度も事業を継続する方向で受託事業者及び国や県の関係部署と調整を行っているところであります。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 翌年継続、1年継続で終わらないで、今あその施設がなくなったら、施設利用者は大変なことになります。ということで、翌年に限らず継続ということで強く求めておきます。

次に、診療所体制の問題と改善についてでありますけれども、診療所医師の確保については、先ほども議論されました。議論を聞いていて、やはり担当課長にお任せするということでは、私はだめだと、やっぱり。町長が入るかどうかは別にして、緊急事態ですからプロジェクトチームをつくって、しかるべき体制で診療所の医師確保に努めるべきだと思いますが、プロジェクトチームの結成についてどう思いますか。余り間を置かないでくれよ。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） 質問にお答えをいたします。

プロジェクトチームが必要かどうかも含めて、これからしっかりと医師確保に向けて、対応を図ってまいりたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 町長、甘い。

実は、木村先生とも私、直接会いました。私は1年契約ですと。話した中身は深刻ですから、ここでは言いませんけれども、プロジ

エクトチームをつくってどうするか、今後検討するなんていうそんな甘い状況じゃないですよ。危機感を持ってくださいよ。浪江町の復興、町民の命と健康にかかわる問題だということを正面から受けとめて、具体的な対策を講ずるべきだと思います。再度答弁を求めませんけれども、そういうことです。

その上で、実は8月の末に私のところに町民からはがきが届きました。5月27日、浪江診療所に行ったらば、お医者さんは1人しかいなかったと。そこにいたお医者さんは、自分の患者しか診なかったと。診てもらえなかった患者もいたと。大変困惑しましたと。この問題をぜひ議会で取り上げてください、こういうはがきです、一町民からの。

担当課長、なぜそういう事態になったんですか。

○議長（佐々木恵寿君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（掃部関久君） その日は、常勤医師が不在でございまして、その連絡がその日に来た応援医師にうまくつながっておりませんでした。そのため、応援に行った医師は、自分の予定していた患者しか診療できないということでございましたので、そのような結果になってしまいました。その日、いらっしゃった患者の方には、後日、私どもで謝罪をしております。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 課長、問題の核心をすりかえてはだめですよ。私は、応援医師とも直接話しましたよ。なぜこういうことになったんですか。そうしたらば、応援医師は1カ月前に5月27日月曜日は、いや、応援医師じゃなくて、木村先生は5月27日は休むと言っていたんだそうです。応援医師は、5月27日、診療所に来て、木村医師が休みだということがわかったというんです。そのことは浪江診療所の事務長である掃部関さんにもちゃんと伝えておいたと。なぜ応援医師には、前もってそのことを言わなかったんですか。もちろん私は20人いたか30人いたかわからないけれども、ある特定の患者しか診ないということについては、それはさまざまな批判的な意見が出て当然ですよ。

しかし、1カ月前から5月27日は休むということはわかっていたわけでしょう。なぜその善後策をとらなかった。町長、こういうことなんですよ。

だから、医師の確保も含めて診療所体制のあり方については、きちんとやっぱり問題点をえぐり出して、改善の方向を示すべきだと思いますけれども、どう思いますか。

○議長（佐々木恵寿君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 私からで申しわけありませんが、その件に関しましては、これまでも診療所等々といろいろ対策についてお話をしてまいりました。

ただ、今回、また言いわけをするようで大変申しわけないんですが、応援をしてくださっているお医者さんに関しましても、先生からその連絡が来ないということで憤慨をしたりとか、いろいろとその辺、錯綜しております。

いずれにしましても、常勤の医師が不在になることを、その件について当然来ていただく方にはお伝えするのが診療所の、いわゆる事務方としての当然のことだと思いますので、そういうことも含めまして今後そういうことのないよう対応するようにしていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 2つの点をしたいと思います。

私は、先ほど10番、渡邊議員の一般質問にもありましたように、浪江町の診療所、これからなくなるのではないか、そういう不安を町民に与えるようなことは決してしてはだめだと思うんですね。

その上で、提案ですよ。1つは、今、健康保険課長が兼務している、あるいは生活支援課長が兼務している、それぞれの診療所の事務長との兼務はこれ切り離すべきだと。まさに、ほかに医療機関はないわけだから、極めて重要な問題ですよ。事務長は、専門職として診療所体制のあるべき姿、内部の必要性も含めて十分な改善の方向を示すべきだというのが1つ。

あと、いま一つは医師住宅の確保、これは緊急の課題だと思います。この2つの提案について、副町長から、じゃ、お答え願います。機構改革も含めて。

○議長（佐々木恵寿君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 1点目のいわゆる専門職というところですが、こちらに関しては、当然機構改善委員会等々を経ましてやらなければならないことですが、その辺につきましては、今後、検討をさせていただきたいと思います。

もう一点、医師の住宅については、本人の希望等々もありまして、これまで南相馬市のアパートを町で借り上げるような形で住んでいただいております。当然、浪江町の住宅についても当然来ていただくときにはお勧めをするということですが、住宅の確保についてはこれまでもご用意をさせていただきたいところですので、今後も引き続き住宅確保については進めていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） そういう認識では甘い。医者と直接話してみなさいよ。もちろん先生が原町がいいと言うのであれば、それはそれでいいと思うんだけど、給料も含めた待遇の問題、医師専用住宅の建設・確保の問題、これはやっぱり来てくださいますという場合の最低の条件というか基本的な条件だと思います。ぜひ前向きに検討するではなくて、具体化の方向で検討してもらいたい、要望しておきます。

それから、賠償継続の問題です。

ご存じのとおり、民法による賠償請求が賠償請求特例で10年間に延長されました。2021年3月にその期限が到来します。

浪江町の問題でいうと、ADR集団申し立てが1万5000人、和解拒否されました。現在、担当課で調べてもらったらば、提訴が174世帯、411人、ADRの個別申し立てが約300人ということです。今年の暮れにならないと正確には把握できない。

いずれにしても、浪江町の現状を今話しましたけれども、多くの人が諦めているということです。打開の方向は、私は2つあると思うんですね。

1つは、何といたっても中間指針の見直しです。現状に合いません。それから、2つは、10年という賠償請求特例延長、さらに延長を求めると、これは日弁連でも求めています。この方向で国に要望されるかどうか、町長、お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） 答弁を申し上げます。

前回もお話ししたと思いますけれども、指針の見直しについては、現地に調査に来た審査会において当然求めました。その結果が、当日に見直しをするつもりはないということで、何のために現地調査をされたのか、見解がどうも我々には理解できないこともございました。

また、時効延長の立法化につきましては、当然さまざまな事項が、事案がございまして、8月19日に、民報に一面に時効延長が必要であるという論調がございました。その辺も踏まえますと、大事なことだと思っておりますし、時効消滅の起算点が、当点においては要求をしないといえますか……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○町長（吉田数博君） そうです、そのとおりです、はい。求めてまいります。

○16番（馬場 績君） その点については、執行部の皆さん、ご存じだ

と思うんですけれども、実はやっぱり最近、生活相談がふえているんです。少ない年金で、賠償も打ち切られて、生活保護を受けるしかない。これも具体例は話しませんけれども、極めて深刻です。子供の預金をお借りするという方も出てきているということだけは頭に置いてください。

その意味では、賠償支援、大いに頑張っていただいておりますけれども、現状を踏まえて、賠償支援系の体制の継続を求めておきたいと思いますが、体制継続について町はどう考えていますか。賠償支援系の体制継続。

○議長（佐々木恵寿君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） これまでも他町村と直接比較するのは、大変申しわけないんですが、浪江町につきましては、震災後から現在の体制を維持してきたところでございます。その成果については、議員から見れば十分でないというご意見もございますが、町の体制として賠償係を存続して、これまでやってきたと。これに関しては自負といいますか、よくここまで担当を含めてやってきたと思います。これからについても継続はしていきたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 帰還困難区域の再生拡大とその促進についてですけれども、先ほども議論されました。企画財政課長、いろいろ答弁されていましたが、区域外の再生拡大について、町が具体的な方策を持っていますか、お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 14番議員への答弁と重なりますが、拠点外の区域につきましても、再生拡大・促進に向けて引き続き早期対応を国に求めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） この課題が山ほどあるから、ここにとどまっているわけにはいかないんだけれども、そういう一般論を俺、聞いているんじゃないんだよ。区域外の拡大について、町は絵姿を示すべきだと思うんです。具体的な方策をお持ちですか、こういう質問ですから、お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 繰り返しになり恐縮でございますが、拠点外の区域につきまして、引き続き早期対応を国に求めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 国に求めるときに、もちろん文書に書いたもの

で要望するということは、それは必要ですよ。その上で、区域外の拡大について町はこういう構想を持っていますと、それが必要でしょう。そのことを言っているんですよ。話をすりかえないでください。ぜひそういう方向で帰還困難区域の問題で前に進むように取り組み強化してもらいたい。

これも先ほどから、議会報告会でいろんな意見が出たということの紹介がありましたけれども、帰還困難区域の問題でやっぱりかなり質問が多かったです。要するに、我々は帰れるのか、帰れないのか、どうすればいいんですか。もちろん帰りたいということですよ。追い詰められているということですよ。町民が追い詰められているという状況に対して、国に対して区域外の拡大を求めますと、それは言葉ではそれでいいんだ。中身が伴わないとだめだと。区域外のどこをどういう拡大を考えているのか。そこをきちんとやらないとだめだと。これ以上言っても、らち答弁でしょうから、質問終わったら、そういう方向でお仕事を進めてください。

それから、帰還困難区域借り上げ打ち切りの問題、行政報告でもありました。いわゆる特定延長の問題です。特定延長は、あたかも行政報告では、帰還困難区域の人たちは令和3年3月末まで延長される、されたかのような受けとめ方になるわけです。

しかし、ご存じのように、特定要件とは、今、家を建設をしていますと。しかし、来年3月までは間に合いませんと、そういう方のみが対象ですから。基本的には、双葉、大熊を除く豊岡、浪江、葛尾、飯館の帰還困難区域については来年3月で、令和2年3月末で供与を終了するとこれなっているんです。

そこで、町長にお尋ねしたいんですけれども、6月議会で、佐々木議員は何番だ。7番議員、佐々木議員の質問に対して、それは同じ帰還困難区域でおかしいじゃないかと、矛盾しているんじゃないかと。町長は、どう答えたか。当該町村の意向も踏まえ、終了期間を判断、平成30年8月決定とある。終了期間がそうになっていると。しかし、大熊、双葉と差別すること自体問題であるということなので、その見直しを要望すると。具体的には、こう答えたんだな。大熊、双葉と違う方針が確定するならば、8割の、これ浪江町、8割の帰還困難区域を抱えていますので、しっかり要望します、こう言っているんです。

じゃ、いつ要望されたんですか。県はどういう回答されたんですか。先ほど言った特定要件については、極めて限定されているわけだから。帰還困難区域自体は、令和3年3月まで延長されるということではないんですよ。これまでの議会での議論経過も踏まえて、

町長はいつ、どういう要望をされたのか、お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） お答えをいたします。

6月の定例会において、同じ帰還困難区域にあっても、それにかかわらず対応が異なるということは、非常に問題だということでお答えをいたしました。平等の観点から見直しを求めるとの答弁をしたわけではありますが、私の認識不足もございまして、実は昨年8月の時点で、令和2年3月をもって終了するということでございまして、大変申しわけなかったと思いますけれども、県の方針が示されておりましたけれども、あえて町民の要望も非常に多いことから、見直しについて協議をいたしました。残念ながら県の方針は変わらないということでございました。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 実は、津島の人ですけれども、今、福島に住んでいます。借り上げ住宅資金について、相談がありました。先ほどから言っているように、なぜ浪江町がそういう差別を受けなければならないんだと。俺は、明日にでも津島に帰りたいんだと。借り上げ住宅、来年3月いっぱい打ち切りだと言うんならば、それまで俺が帰れるようにしてくれ。この相談には、実は共産党の宮本県会議員も同席しましたけれども、私は真つ当な主張だと思うんですね。

しかも、8月22日の全員協議会の担当課長の報告資料によれば、県は町に来て、協議をしていると。協議をしているということだから、このことについて町は了解したという経過があつて、来年2月じゃない、3月末ということになって、特定要件のみの説明で終わったと、そういう経過じゃないですか。町が、そこでなぜだめだと押し返さなかったんですか。

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休議します。

（午後 3時55分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 3時58分）

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長。

○生活支援課長（横山秀樹君） ご質問にお答えします。

応急仮設住宅の供与につきましては、災害救助法に基づく応急救助の考えのもと、みずからの力では住宅を確保できない方に対し

して、あくまでも一時的な居住の安定を図るために提供されている
ものであります。

県内におきましては、応急仮設住宅からの受け皿となる復興公営
住宅等の整備がほぼ完了しておりまして、帰還困難区域からの避難
者についても安定した住まいの確保が可能な状況にあることに加え
まして、町内におきましては、帰還困難区域を除く区域の避難指示
が解除され、解除区域内には役場機能も戻っており、生活環境も一
定程度整いつつあるとともに、帰還者向けの災害公営住宅も整備さ
れるなど、自分の町村内での住まいも確保できる状況にありました。

こうしたことから県では関係町村の意向も踏まえまして、昨
年 8 月の時点で供与終了の判断をしているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16 番、馬場績君。

○16 番（馬場 績君） 双葉、大熊と浪江が何で違ったかということに
対する明確な答えではないですよ。今言っているのは県の言い分だ
から。そんなことを町で聞いていて、町民の暮らしを守れますか。
県は、その立場で町に相談したんでしょう。町は、それを押し返さ
なかったんでしょう。町は認めたんでしょう。それでは、やっぱり
町民に寄り添った支援ということにはならないということですか
ら、ぜひ姿勢を改めてください。

次、大地震の長期評価と町のハザードマップについてですけれど
も、これは私も資料をつけておきました。これも後でご覧ください。

地震評価委員会によれば、今後 30 年以内に日本海溝沿いでマグニ
チュード 7 から 8 弱の地震が、このあれだとランク 3 だから非常に
高い確率で発生するということです。

その上で、浪江町の問題でいうと、これは去年の 4 月、町民に配
布されたハザードマップはどこだ、パンフレットですよ。ここに洪
水浸水想定区域 3 メートル以上とこれ書かれてあるだけ。しかし、
先ほど高野議員が質問されたように、海岸沿いからかなりのところ
だな、5 メートルから 10 メートル、そして創成小・中学校がある辺
でしょう。2 メートルから 5 メートルという、これは県の浸水予想
図だけれども、ハザードマップを見直すと答弁をされました。

そこで 2 つね。いつまで見直すんですか。今度つくるハザードマ
ップには、何か曖昧としたこの地域は 3 メートル以上なんていうこ
とで、災害危険に対する曖昧さを残すようなこういう資料ではなく
て、5 メートルから 10 メートル、2 メートルから 5 メートルと細部
にやっぱり色分けしてつくるべきだと思います。お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 質問にお答え申し上げます。

ハザードマップの見直しについては、現在着手しておりまして、実際に、最終的にはこういったまた製本して、お配りする予定ではありまして、その製本の予算については、今回の補正予算に計上させていただいております。年度内には新たなハザードマップを作成して、お配りしたいと考えています。

それから、現在のこのハザードマップについては、東日本大震災の津波浸水域が破線で、ここまで津波が来ましたというただ表示になっておりますが、今回つくる際には、先ほど新聞とか高野議員が資料にありましたように、きちんと色分けした形で浸水域を明示してお配りしたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 明確な見直しを求めておきます。

次、大きな2番目、町民の信頼に応える町行政のあり方についてということです。

1つは、コンプライアンス、法令遵守の町の取り組みについて、現在どういうことが行われているか、お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。

地方公共団体は、住民福祉の増進を図るため、地域における行政を主体的かつ総合的に実施する役割を担っております。そのため、職務の遂行に当たっては、地方公務員法を初めとし、法令、条例、規則等に定められた規定に従うことが求められており、職員研修等を通して職員一人一人がコンプライアンスに対する理解を深め、職務に専念しているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 町としては、コンプライアンスの取り組みを十分やっているという答弁だと思います。

それでは、具体的に質問します。実は、ある町民から情報提供がありました。8月7日水曜日、午後4時半前、庁舎内を横切って散歩をしていたら、浪江診療所の職員が全員帰宅していたと。その日、タイムカードはどのように記されているんでしょうね。ご存じのとおり、その2日後からはお盆休み、9日間連休が控えている日です。その日のタイムカード、どのようにされていましたか。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。

○16番（馬場 績君） 今、答えられないね。

議長。

○議長（佐々木恵寿君） 続けてください。

○16番（馬場 績君） はい。これは重大な問題なんです。総務課長が

地方公務員法、法令規則、条例等遵守すべく研修を進めていると言った。

じゃ、浪江診療所、それでなくても診療所の体制の問題で町民が不満たらたらず、正直。それが、午後4時半ごろごろ帰ったと。多分その人は、その後のタイムカードの処理についても重大な疑惑を持つての私に対する情報提供だと思うんです。

町長、町長は就任した当初の議会で、信頼される行政こそが先頭に立つ町長の責務だと、町長はどう考えますかという質問しました。そのときの答弁覚えていますか。

議長、覚えていないようだから。そのとおりですと、信頼される行政に努めますと明確に答弁しているんです。こういうことは信頼される行政なんですか。町民から信頼されることなんですか。これはこの後も引き続き追究したいと思いますけれども、今の件について調査審議会に報告すべきであると思います。最高責任者の町長、明確にお答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） 議員おただしのとおり、町民との関係にあっては、信頼が基本であります。そういった意味で、この今回の事案についてどういう状況かまだ把握をしておりませんので、しっかり調査をして、どういう状況であったのか、議会に報告をさせていただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） そうしてください。

次、職場の人権侵害とハラスメント禁止の取り組みについてです。

ご存じのとおり、今年の6月に国際労働機関、いわゆるILOは、働く場での暴力・ハラスメントを禁止する条約と勧告が出され、これには日本政府も賛成し、採択されました。今後の具体的な取り組みが待たれているところであります。

これも具体的な問題があるんですけども、時間の関係上、省略します。

女性の管理職登用について、町はどのような計画を持っているか、お尋をしたいと思います。

今日の私の配付資料の2枚目ですね。これは町の総務課に議会を通じて調べていただいた資料です。一番上のところを見てください。管理職の割合は14.3%、係長は全体で33名、うち女性が8名、24.2%。浪江町の正職員の男女の割合は7対3です、調べました。

その上で、必ずしもその割合で女性の管理職がいなければならないというその機械的なことを言うつもりはありませんけれども、そ

れこそ働き方改革の問題は、男女雇用均等法だね、はい、等々法律があるわけですがけれども、そういう面から見ても浪江町の有能な女性幹部の管理職登用計画、あるいは管理職登用計画についても、まさに国際レベルとは言いませんけれども、少なくとも男女雇用機会均等法あるいは女性活躍推進法に定められているその水準までは高める必要があると思いますけれども、どのように考えていますか。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。

当町での状況については、平成28年3月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づきまして、浪江町特定事業主行動計画を策定しております。この計画により、人材の確保、女性職員の管理職登用、男性の育児休業や配偶者出産休暇取得の促進など、それぞれ目標を定め、組織全体で継続的に女性職員の活躍推進に努めているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 男女活躍推進法による行動計画を浪江町でもつくったということですけれども、いわゆる置かれている今日の状況からすると、公務員の仕事、それは別な表現を使えば、社会的協働を担う崇高な事業だと、もちろん労働者という一面もありますよ。崇高な事業だと思います。公務公共イコール社会的協働事業という認識があるならば、女性の管理職登用を積極的にやるべきだと強く指摘をしておきます。

次に移ります。あと5分。

福島第一、第二原発廃炉と住民の安全について、重要な問題について簡潔にお尋ねいたします。

1つは、立地上はもちろん、周辺町村との廃炉安全協定を結ぶべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、2つ目、安定ヨウ素剤の事前配布について。3枚目の資料を見てください。これはインターネットでとった資料ですがけれども、去年の12月27日、福島県県民健康調査による甲状腺がん、あるいは疑いの市町村別の発生です。浪江町では、がん及び疑いが4人です。双葉郡にもたくさんあると、県内にもこういうふうに散在しております。という現状からすれば、安定ヨウ素剤の事前配布、これを具体的に検討すべきだと思いますけれども、お答えください。

それから、最後になりますけれども、原発のコストが高いということは、お手元の資料、お配りした資料、7月9日の日本経済の一面でも原発のコストは高いと、エネルギー政策の見直しが必要だと、こういう報道もしております。

その上で、浪江町としては、今家庭用発電に対して、太陽光発電に対して上限16万、1キロワット当たり4万円の助成をしております。相馬市では、調べてみましたところ1キロワット当たり4.5万、上限が44.9万円。それから、柳津町は、1キロワット当たり6万円、上限24万。浪江町のルール以下のところもありますけれども、浪江町以上の市町村が結構あります。という現状を踏まえて、再生エネルギーに対する浪江町の独自支援を、さらに上乘せする考えがないかと。さらに、蓄電システムがあれば、今災害が多発しておりますけれども、災害時の非常用電力としても、先ほど誰かが質問していましたけれども、家庭用蓄電池の補助制度もありますけれども、これの推進とこれに対する補助、積極的に考えるべきだと思います。

以上、まとめて質問しました。お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 質問にお答え申し上げます。

福島第一、第二原発の廃炉と住民の安全性についての②ということで、周辺町村との廃炉安全協定ということについてお答え申し上げます。

福島第一原子力発電所の廃炉に当たっては、平成28年に安全確保に関する協定を結んでおります。今回、廃炉が決定されました福島第二原子力発電所におきましても、廃炉工程は長期間になることは想定されることから、同様に協定の締結に向けて調整してまいりたいと考えてございます。

続いて、安定ヨウ素剤の事前配布についてのご質問にお答え申し上げます。

放射性ヨウ素が放出される可能性のあるシナリオとしては、燃料デブリの再臨界が想定されるところでございます。通常の原子力発電所の燃料は、発電をする上で臨界になりやすい、最適な配置になっているのに対しまして、福島第一原子力発電所は、事故による炉心溶融のため、臨界になりにくい状況だと認識してございます。放射性ヨウ素が放出され、安定ヨウ素剤を服用する状況となるリスクは、極めて小さいと考えてございますが、ご質問にありました事前配布につきましては、服用による副作用等を医師などと相談しながら、慎重に検討してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、原発の高コストについての認識と再生エネルギーのさらなる支援というご質問にお答え申し上げます。

原子力発電所は、今回のように事故による周辺環境への影響を与えるリスクや廃炉までの工程をすべて含めると、非常に高コストであると認識しております。

再生可能エネルギーの推進につきましては、町では、平成30年3月に、浪江町再生可能エネルギー推進計画を策定し、取り組みを進めておりますが、引き続き地産地消型の事業を積極的に推進してまいりたいと考えております。また、個人に対しましては、住宅用太陽光発電設備導入支援補助金等によりまして、設置者に対して支援を継続してまいりたいと考えてございます。

◎散会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

（午後 4時18分）

9 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和元年浪江町議会 9 月定例会

議 事 日 程（第 2 号）

令和元年 9 月 1 1 日（水曜日）午前 9 時開議

日程第 1	一般質問	
日程第 2	請願・陳情の付託	
日程第 3	認定第 1 号	決算の認定について
日程第 4	認定第 2 号	浪江町水道事業会計決算の認定について
日程第 5	議案第 7 4 号	浪江町森林環境譲与税基金条例の制定について
日程第 6	議案第 7 5 号	消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 7	議案第 7 6 号	浪江町立認定こども園条例の一部改正について
日程第 8	議案第 7 7 号	浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 9	議案第 7 8 号	浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 1 0	議案第 7 9 号	浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について
日程第 1 1	議案第 8 0 号	浪江町印鑑条例の一部改正について
日程第 1 2	議案第 8 1 号	工事請負契約の締結について（木材製品生産拠点地盤改良工事）
日程第 1 3	議案第 8 2 号	工事請負契約の締結について（関ノ倉ため池環境保全整備工事）
日程第 1 4	議案第 8 3 号	工事請負契約の締結について（丈六ため池環境保全整備工事）
日程第 1 5	議案第 8 4 号	工事請負契約の締結について（南迫ため池環境保全整備工事）
日程第 1 6	議案第 8 5 号	工事請負契約の締結について（小和田ため池環境保全整備工事）
日程第 1 7	議案第 8 6 号	工事請負契約の締結について（浪江浄化センター水処理施設修繕工事）

日程第 1 8	議案第 8 7 号	工事請負契約の締結について（橋梁補修工事（内匠町橋））
日程第 1 9	議案第 8 8 号	工事請負契約の締結について（町道一里檀大町線道路改築工事（4 工区））
日程第 2 0	議案第 8 9 号	物品購入契約の締結について（請戸荷捌き施設放射線検査機器購入）
日程第 2 1	議案第 9 0 号	工事請負契約の変更について（浪江町北産業団地造成工事）
日程第 2 2	議案第 9 1 号	工事請負契約の変更について（北産業団地アクセス道路整備工事）
日程第 2 3	議案第 9 2 号	工事請負契約の変更について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（2 工区））
日程第 2 4	議案第 9 3 号	工事請負契約の変更について（町道大平山来福寺東線道路改築工事（1 工区））
日程第 2 5	議案第 9 4 号	土地の取得について
日程第 2 6	議案第 9 5 号	土地の取得について
日程第 2 7	議案第 9 6 号	土地の取得について
日程第 2 8	議案第 9 7 号	土地の取得について
日程第 2 9	議案第 9 8 号	和解について
日程第 3 0	議案第 9 9 号	令和元年度浪江町一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 3 1	議案第 1 0 0 号	令和元年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 3 2	議案第 1 0 1 号	令和元年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 3 3	議案第 1 0 2 号	令和元年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 3 4	議案第 1 0 3 号	令和元年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 3 5	議案第 1 0 4 号	令和元年度浪江町水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 3 6	同意第 5 号	特別功労者の決定について
日程第 3 7	報告第 5 号	財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告について
日程第 3 8	報告第 6 号	一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告について
追加日程第 1	議案第 8 6 号	訂正の件
追加日程第 2	議案第 9 0 号	訂正の件

追加日程第 3 議案第 9 1 号訂正の件
追加日程第 4 議案第 9 7 号訂正の件

出席議員（１６名）

１番	大浦泰夫君	２番	石井悠子君
３番	高野武君	４番	佐々木恵寿君
５番	半谷正夫君	６番	紺野則夫君
７番	佐々木勇治君	８番	平本佳司君
９番	山崎博文君	１０番	渡邊泰彦君
１１番	松田孝司君	１２番	山本幸一郎君
１３番	泉田重章君	１４番	紺野榮重君
１５番	佐藤文子君	１６番	馬場績君

欠席議員（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田数博君	副町長	佐藤良樹君
副町長	小林弘典君	教育長	笹井淳一君
代表監査委員	根岸弘正君	総務課長	安倍靖君
企画財政課長	西健一君	二本松事務所長兼 生活支援課長兼仮設 津島診療所事務長	横山秀樹君
産業振興課長	清水中君	農林水産課長兼農 業委員会事務局長	清水佳宗君
住宅水道課長	戸浪義勝君	まちづくり整備課長	三瓶徳久君
教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	柴野一志君	会計管理者 兼出納室長	佐藤祐一君
住民課長	中野隆幸君	健康保険課長兼 浪江診療所事務長	掃部関久君
介護福祉課長	木村順一君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長
吉田厚志
書記
鎌田典太郎

主任主査兼係長
志賀美樹

◎開議の宣告

○議長（佐々木恵寿君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（佐々木恵寿君） ここで佐藤副町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 昨日16番馬場議員の一般質問にありました浪江診療所職員の勤務時間内退所の件についてお答えを申し上げます。

内容につきましては、町民から通報があり8月7日水曜日16時30分ごろ診療所職員が一斉に退所したとのご指摘でしたが、まず当日の職員の勤務状況につきましては、5名のうち4名の職員が出勤をしております、確認をしましたところ同時刻の16時30分ごろから17時45分まで事務所で打ち合わせを行っておりました。なお、当日出勤した4名のタイムカードの打刻の時間でございますが、A職員が18時13分、B職員が17時53分、C職員が18時03分、D職員が18時05分となっております。よってご指摘の時刻に職員が退所した事実はありません。

◎一般質問

○議長（佐々木恵寿君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

◇山 本 幸一郎 君

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君の質問を許可します。

12番、山本幸一郎君。

[12番 山本幸一郎君登壇]

○12番（山本幸一郎君） 12番、山本幸一郎です。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。質問方法は一問一答でお願いいたします。

では、通告順に1、鳥獣害対策についてから始めます。今、浪江町には多くの鳥獣害がっていると私は認識しております。それで、特にイノシシが皆様も目についているかとは思いますが。

そこで、(1)今の捕獲状況についてをお伺いいたします。

○議長(佐々木恵寿君) 農林水産課長。

○農林水産課長(清水佳宗君) ご質問にお答えします。

捕獲隊は2班に分けて月曜日と木曜日に活動する班と、火曜日と金曜日に活動する班で活動しております。箱罠による捕獲を実施しており、町民からの設置要請があった箇所や掘り返しの被害がひどい箇所に設置し、かかった鳥獣を処分している状況でございます。

8月末現時点での捕獲隊による捕獲頭数につきましては、イノシシが201頭、アライグマ55頭、タヌキ17頭、ハクビシン25頭、アナグマ2頭、カワウ5羽となっております。

○議長(佐々木恵寿君) 12番、山本幸一郎君。

○12番(山本幸一郎君) 今の状況で檻罠しかしていないような答弁でしたが、そのほかには捕獲方法としてやっている事実がありますか。

○議長(佐々木恵寿君) 農林水産課長。

○農林水産課長(清水佳宗君) 町内においては箱罠のみです。

○議長(佐々木恵寿君) 12番、山本幸一郎君。

○12番(山本幸一郎君) 今の状況で檻罠だけで課長は捕獲頭数を含めて順調だと思われませんか。

○議長(佐々木恵寿君) 農林水産課長。

○農林水産課長(清水佳宗君) 一時イノシシなどを見かける件数が少なくなってきたものの、最近またそういった報告が増えております。そういった実際の生息数というものはわかっておりませんが、増えているのかなと感じております。

○議長(佐々木恵寿君) 12番、山本幸一郎君。

○12番(山本幸一郎君) (2)今の捕獲方法以外に検討しているか。

また、分析しているかと(1)を含めて質問させていただきます。

今の捕獲方法では私は限度があると考えております。やはり檻罠、結果的には檻罠に入らないと捕獲できないのであります。以前ですと鉄砲等々で殺すといったらあれですが、そういう形であとは犬等々を使って追い払う方法等が檻罠よりは震災前は普通だったかと思われれます。なぜこのような方法は住んでいない地区でできないのかをお伺いします。

○議長(佐々木恵寿君) 農林水産課長。

○農林水産課長(清水佳宗君) 動物を捕獲するということは大なり小なりのリスクがあると認識しております。そして、役場の事業とし

ての捕獲活動というものには、万が一というのものがあってはならないものと考えております。そこで、箱罟以外の方法としては、猟犬などを使った巻狩りやあとはくくり罟などの方法も考えられます。

ただ、巻狩りの場合だと必ず銃というものが必要になってきます。その銃を平地で発砲するということはかなりのリスクがあるものと思っております。以前に数年前なのですが、実際に巻狩りを試してみたことはあるそうです。ただ、その結果として箱罟と比べてかなり効率が悪かったという話を聞いております。

あと、くくり罟については、基本人間にはかかりづらいような大きさにはなっているのですが、ひょんなことからかからないという絶対的なものではないと思っております。例えば人間の足にかかった場合、外し方を知っている人は簡単に外せるそうですが、知らない人はなかなかそこは難しいと聞いております。くくり罟というのは、大体が山の中とかに設置するのが多いのかと思っております。そこが万が一携帯の電波が届かないようなところだと、大変なことになるのだろうなと考えております。

そういったリスクを考え現在のところは箱罟で引き続きやっていきたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 私が毎回この鳥獣害対策については質問させていただいているのですが、なぜかといいますと今年で管理耕作事業等々が終わってくると来年からは荒れる農地が増えるのかと認識しています。

そこで、こういう鳥獣害が万が一管理耕作等々が不備なところになくなってきますと、自然的に街場権現堂地区にも何らかの被害が出るのかなと思います。

また、帰ってくる町民の方が毎回イノシシにやられて帰ってきたくないなどというようなことがあったら困るからです。

今課長の答弁のとおり何かのリスクはあるかとは思いますが、元々鳥獣害対策というのは部落一丸となってやっていたかと思えます。私の家も農家であったため山間部ということも含めて鳥獣害対策というのは、部落みんなでやって今日はここでイノシシ捕るからみんなで協力してここにはいるなとか、そういう啓蒙活動をしながら今までやってきていました。

それで、今このように人があまりいない、帰ってくる帰町者が少ない時期に今のうちにいろんな方法を試して、イノシシ等々を初め多くの鳥獣害対策方法をマスターして帰っても農業ができる、もし

くは帰っても安心だというようなことを今からやっていなければ来年からはひどくなる一方だと思われます。今の檻罠、箱罠というのはですか名称違って申し訳ありませんが、今の箱罠にエサは何使っているか課長わかりますか。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 現在のところ米ぬかを使っております。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 今の時期に米ぬかのエサでイノシシももう寄ってこないような状況です。多くの住民の方は箱罠に自分からいいエサを入れていってやって、そうするとイノシシがかかるのだと言っています。私も試したことはありますが、私のときは偶然入りませんでした。そういう実態があります。やはりおいしいものがあればイノシシも多分そこに食いつくのではないかと思います。そのような予算というのは、どこかでとられているのでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 米ぬか代とかは消耗品でとっております。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 米ぬかには消耗品でとってられるのであれば、違うエサ代も消耗品でとれるのでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 可能です。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 可能であれば、毎回米ぬかで入らないのであれば、違う方法も考えるべきだと思います。

それでまたもう1つ、私も檻罠等々の設置場所はよく見ております。それで、檻罠の周りにはたくさん来られているような、荒らされているところでもあります。何で入らないかというような検証は捕獲隊任せで、町の職員で検証はされていますか。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 職員が捕獲隊と一緒にそういった議論をされているものと認識しております。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 今のよく聞こえなかったのですが、もう一回いいですか。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 職員が捕獲隊員とそういった議論をしているものと認識しております。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） では、職員は認識しているのであれば課長までそういう連絡はいつているのでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 実際に罾を設置してなかなかイノシシが入らないということはよく聞いております。なぜ入らないのか、それは罾の場所とか、あとエサの入れ方とかそういったもののいろいろ考えられると聞いております。それで、いつも同じやり方ばかりをやっているのではなくて、いろいろ工夫しながらやっていると聞いております。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 私の周りにも檻罾が12カ所くらい設置されています。どこで工夫しているのかはわかりませんが、全然変わりません。エサも鳥等々にとられてなくなっているような状況もあって、多分捕獲隊もそこまで目が届かないのかなと思っています。今の課長の答弁とは、全然現況はあっていないと思いますが、町職員が毎回行ってやれるような体制でないと、なかなか捕獲頭数を増やすのは難しいのではないかと私はと思っています。

それで、（3）に移りたいとは思いますが、やはり捕獲隊の方もかなり高齢になってきているかと私は思っております。そこで、捕獲隊を臨時職員、もしくはかなりそういう知識のある方を臨時職員等々で何年間勉強のために採用して、これからの捕獲もしくは防御、予防等々の職員を採用する考えは、町長ありますか。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） 議員お質しのように今農業の再開に向けての動きの中で非常にこの鳥獣害の被害は問題だと認識をしております。そういった中で、もちろん捕獲するということが基本的には大切になるわけですが、全体として今まで住民協働での捕獲駆除が行われてきたわけですが、それが今不可能な状況でございますので、イノシシの棲み家を除去するというか、今事業の中で河川の竹林の伐採を進めております。そういった総合的な対応が必要だと思います。そういった中で、イノシシに特化した臨時職員の確保について、捕獲隊との協議を含めて前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 町長からは前向きというような答弁をいただきましたが、やるとはまだ答弁もらえませんでしたので、なるべく前向きな方向でお願いいたします。

その上で、私が思うのには、檻罾ではなくても予防も必要だと思

います。今、竹林伐採を河川のそばにされているのは私もわかっております。竹林伐採したからイノシシがいなくなるわけではありません。今竹林伐採したためにその近くのこんもりした山にイノシシが住み家を構えています。それで、場所を移動しただけであって、竹林伐採したから職員の方々はイノシシがいなくなったのではないかなんてそういう錯覚をしている人が多いのではないかと私は思っています。やはり捕獲しないうちは、昔で言うと私の一番初めの一般質問のときは笑われたのですが、その時の答弁は山に追い払えばいいような話の答弁でした。山に追い払っても結果的には住みやすいところに出てくるのです、動物も。やはり捕獲を十二分に考えていただいて、いろんな方法、もしくは先ほどの方法で人間にもかかったら危ないのではなくて、元々檻罠以外は捕獲するときにここにありませんという合図をしてかけるものなのです。田んぼの真ん中にそういうものがあって近づく人は今のところいないかと思えます。やはりいろんな捕獲方法を検討して、実施して、自分で体感してみないとわからないと思います。これは課長が悪いわけではないですが、捕獲隊と職員との間のギャップはかなり大きいと思います。この辺をもう少し縮めていって、本当にイノシシが来たら大変なのだと、作物をつくっている方にとっては収穫時期の一番いいときにやられるのです、イノシシもサルも。その気持ちをもう少し踏まえて、いやもう少し力を入れてやらなくては、そういう専門職をおいて二日に一遍等々の巡視ではなくて、いつでも対応できてこうやったらイノシシは来ないというような対策も含めてやっていただかなければ、これからの農業再生は私はないと思っています。

また、先ほど私が配った道路が写っている写真を見ていただきたいのですが、これは町道の路肩であります。イノシシにえぐられていて町道が少しずつ壊されています。これはまだいいほうであります。悪いところは、舗装の際をもう下まで何のために掘っているかはわかりませんが、イノシシが掘っています。本当に車で歩いたら、道路が崩れるような状況になっているところも目にしています。そこで、このような状況は町では把握されているのでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 月に何件かこのような報告は受けております。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 報告は受けているというのは、課長もこれはイノシシにやられたのだなというような認識でいると思います。それで、このようなことがないように、先ほどの答弁と重なるのです。

が、農林水産課長、違う方法でもう少しやっていただけるような方法、そして檻罠のエサ等々の変更等々で速やかに実施できますでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） そこは捕獲隊の皆さんと相談させていただきます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） もちろん捕獲隊と相談するのは初めはそうだと思いますのですが、違う発想で違うことを言うていくのも課長の権限であると思います。これ以上その辺が荒らされていなければ今までの状況でもいいと思うのですが、くどいようですが、違う方法を次々やっていただいて、多くのサル、イノシシ等々も捕獲していただきたいと思います。

それでもう1つ、今イノシシに特化して言ったのですが、サルも今多い状況であります。そのサルの捕獲頭数に挙がっていないのですが、何か捕って悪いきまりか何か法律があるのでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 去年は捕獲しております。ただ、今年はまだ捕まえていないということでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 私今小野田というところに住んでいるのですが、朝晩サルに会います。旧大堀郵便局の前に朝行くと隣の家の屋根はサルだらけです。それだけサルが増えているのは事実です。それで、なぜ捕まらないのかなと私は自然と思うのですが、このサルはなかなか檻罠には入らないとは聞いています。なので、去年捕ったサルはどのようにして捕られたのでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 箱罠にかかったと聞いております。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 箱罠で捕られたのですね。しかし、今年入っていないというのは、サルは多分頭がいいので入らないのかなとは思っていますが、これも先ほどとかぶるのですが、家の近くだったら鉄砲等々はだめかと思うのですが、山間部の鉄砲の使っている地区であればサルの捕獲、もしくはサルを脅したりしてなかなか里山には来ないような方法は試しているのでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 試しておりません。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） では、このようにサルがいる実態もわかって多分いる課長だとは思いますが、なぜ試さない、もしくは捕獲隊に依頼していないのでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 近年ことにサルの被害が増えていることは重々承知しております。サルの捕獲については、福島大学の専門の先生に実は先月でしたか相談させていただきました。浪江町におけるサルの捕獲というものがどういったものが有効なのか、それでどの程度捕っていいのかそういったことも相談させていただいております。具体的な捕獲の方法についてもそういった先進事例とかも参考にしながら検討している最中でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 有識者の意見もちろ然大切だとは思いますが、実態からはかなり遠いと私は認識しております。サル、イノシシ等々の被害はもう何十年とあります。それで、今になって福島大学の教授としゃべったからすぐよくなるようなことは全然ありません。昔であれば、猟銃の方がオレンジの服を着て歩くとみんな逃げて歩いたというように、イノシシ、サル等々もそばに来なかったと聞いています。今、そこら辺で鉄砲持って歩いていてもイノシシ、サル等は全然逃げません。やはりもう時代が変わってれば、サル、イノシシの知能というか性格も変わっています。犠牲といったら失礼ですが先ほどから、誰かが痛い思いしないとわからないのです。言い方は言葉足らずで申し訳ありませんが、そこで1頭なり2頭が捕獲され犠牲になると、周りは寄って来ません。

先ほどの捕獲隊を臨時職員にしないかの一つの案ですが、犬等々も捕獲の一面に入れてみたらどうかとも考えてもらえませんか。要望するなら山等々からイノシシを排除しなくてはいいませんが、今は寄って来たものを捕まえるだけなのです。そのほかには何もしていないのです。隠れていた山には檻罠がなければそこにはずっといます。いろんな方面から考えていただいて、それで早急に試していただいて、いい捕獲頭数を増やしていただきたいと思います。課長、大丈夫でしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 私が聞いているところによると、猟犬というのはただ犬種が生まれてただ育てれば猟ができるというものではないと聞いております。猟をするためにはそれなりの訓練と成長が必要だと聞いております。そこで、今捕獲隊のみならずそういった十分な猟犬の数というのはこの付近では少ないのではないかと

思っております。そういう可能性も、結局巻狩りという方法になってしまいますが、そういった手法などもこれから、以前効率が悪かったということもありますが、そういったことも相談していきたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） これで1番は終わらせていただいて、2番目に移りたいと思います。2、職員の現状は、（1）震災後の職員採用人数は何人になりますか。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。

今年度の採用職員を含めまして震災後の採用職員は、78名となっております。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） では、全体の何パーセントに当たりますか。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 割合でいいますと、49.4%となっております。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 以前民報新聞に12市町村の震災後の採用人数が載っていました。今年度分等が入っていなかったから多分人数が違うのかなとは思いますが、12市町村のほとんどで40%以上の震災後の職員だそうです。

そこで、お伺いします。（2）町職員で、町内にいつも住んでいる方は何人いらっしゃいますか。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 本人からの住居手当等の状況から計算しまして、72名ほど町内に居住しております。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 失礼ですが、全体の何パーセントに当たりますか。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 全体でいいますと45%です。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 今町内に住んでいる方が45%という数字になっているということは、半分以上の方は町外、それで多分かなりの遠距離から通勤されている方が多いのかなと予測しております。

そこで、（3）に移りたいと思いますが、今のような体制ですごい災害が起きるこの日本列島にいて、このような状況のときの体制

はどのようなになっていますか。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 災害時の体制につきましては、基本的に地域防災計画を定めておりまして、その中で大切となる初期対応についてはまず対応を総括する総務課が道路や水路、上下水道などの施設を管理する担当課のほか災害の種類といいまして風水害、それから地震津波、原子力防災そういった種類ごとに担当課を設け、災害の初期対応に当たっているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 多くの町民が安心して町で生活できるのも公務員の皆様のおかげだと私は思っています。そこで、大震災、そして原発事故を経験している多くの職員がいる浪江町において災害というのは複合災害になるのがこれからの災害だと私は思っております。それで、万が一夜12時ごろに災害が起きました。半分以上の職員は町外です。連絡も含めて、もしくは遮断されることもあるかと思えます。また、道が閉鎖されるようなこともあるかと思えます。それで、この45%の職員しか町内で活動できないとしたとしたら、そういうような状況の体制が整っているのかどうかをお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 議員お質しのように今回の例えば台風15号のようにあらかじめ災害が予想されるような場合は、前もってそのような体制はとることができるとは思っておりますが、今お質しの様に夜間でありますとか、深夜等の大規模な地震等については必ずしも町として十分な体制がとれるとはなかなか難しいと承知してございます。そのために今回防災ハザードマップ等の見直し等も行いまして、日頃から町民の皆様方には防災意識の高揚について周知しながら、減災に努めてまいりたいということも考えているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 私がしたいのは、災害はいつくるかわからないということでありまして。でありましたら、今町内に住んでいる72名で最低限のことをできる体制もとっておく必要があるかと思つて質問させてもらっています。課長は浪江町に住んでいることは私も存じています。しかし、多くの課長も浪江町に住んでいるとは限りません。そこで、住んでいないからいいとか、住んでいるからではなくて、やはり公務員というのは町民の人命を守るのが第一だと思っております。そこで、今住んでいる職員だけが対象ではありま

せんが、いる職員でできる最低限のマニュアルもつくらなくてはいけないと私は思っています。それをつくるような考えはありますか。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。基本的には地域防災計画がございます。それから、町でもそういった災害を想定した防災訓練、地域防災計画に基づくそういった災害対応の初期対応のシミュレーションをしたような訓練、そういった実地訓練なども行っております。

あと、今いったように各担当課の中で町内に住んでいる職員については、常日頃からそういったマニュアル等を熟知していただいて、初期対応がすぐにとれるようなそういった体制も整えていくということも今進めているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） やはり災害はいつくるかわかりません。そのときに職員の誘導が大事だと思っています。もちろん予防の訓練も大切だとは思いますが、この近年もうとてつもない大雨等々が多くて予想外のような天気予報士の逃げてくださいますとか、危険ですというような言葉を頻繁に聞くようになっていきます。浪江町も元年災等々でこの辺役場のところが水浸しになった経験を知っている職員さんも多いかとは思いますが、やはり何があっても最低限の人命を確保、救助できるような体制をとっていただけるようお願いしてこれは終わらせいただきます。

続きまして、3、仮称「道の駅なみえ」についてであります。（1）前般全協でランニングコストのお話が出ました。くどいようですが、いくらかかると言われましたか。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えします。

全協でお答えいたしました数字ではその時点で1カ月以内に提案がございまして、そのときに提案された指定管理料5000万円という提案があったものですから、そのことを申し上げました。しかしながら今現在詳細設計中でありまして、使用電力量や設備の維持管理費などを積算が不特定な点もございしますが、基本計画からの変更した床面積そういったものの増加を加味した町の試算というものを申し上げさせていただきますと、集客予想は年間58万人程度、売上高が4億7000万円、指定管理料4000万円程度、その他収入が3000万円程度で総収入が5億4000万円。支出として、売上原価が3億2000万円、人件費が1億円から1億5000万円、一般管理費などの費用が1億円程度で5億4000万円と試算しておりますが、それぞれ提案あつ

たものと町の基本計画で立てたもの、これを実現可能なものとしてすり合わせていくことが必要でありますので、今申し上げた数字が実際に予算計上の際に、それから実績のときにきちんと同じ数字になるということは残念ながら今申し上げられない状況でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 今ランニングコストを聞いて、いろんな明細等々が課長からお伺いいたしました。ランニングコストというのは、人件費も含んでなのかと思っていたのですが、人件費で1億2000万円というような数字が出たので、ランニングコストはどこどこ何まで含めて5000万円だったのかお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 提案がありました際の5000万円というのは、指定管理料として当町から支払うということで提案された5000万円でございますので、それについては原則的に申せばこの道の駅というものは公益的な部分、商業的な部分がありまして、その公益的な部分の面積、現在の状況ですと1100平米かける3万8000円程度の金額を出したものの、そういったものを管理してもらうというためにかかる経費が原則的にいえば指定管理料ということになりますが、それが純粋に人件費は入っていないのか、入っているのかというところは、難しいところだと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 今の指定管理料の話で1100平米かける3万8000円と言われたかと思うのですが、人件費が入っているか入っていないかわかりませんという答弁で値段出してもらっても、どれを信じていいかわからなくて、これは人件費まで入ったの経費と私は思っていたのですが、その辺明確に答弁していただけますか。

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休議します。

（午前 9時41分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前 9時42分）

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 私の認識不足で時間をとらせて申し訳ありませんでした。当初計画でありました3万8000円程度というのは、最初の基本計画で算定した形でございます。その3万8000円

かける公共施設部分の面積という金額となるわけですが、その中には公共施設を管理するに当たって従事する人の部分の人件費も含まれると。商業的な部分の方の分は含まれないというのが原則ということでございますが、それがいくらなのだという事は難しい部分だと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） よく課長の答弁がわからないのですが、もちろん公共的な部分に対してのランニングコストを聞いているわけであって、この次の（２）ともだぶるのですが、指定管理者候補にまちづくり会社が挙がったと、内定したという報告を受けました。しっかりやっていただきたいと思います。そこで、まちづくり会社が指定管理者になるので、何人ぐらい従業員、もしくはアルバイト、パート等々を採用して、この公益的部分をやるのかなと思って聞いたのですが、そこで5000万円は人件費分でいくらだと、共通の光熱費はいくらだと、だから5000万円でしたというような答弁がくるのかなと思っていましたが、今のはどこに5000万円、人件費がいくらだかわかりません、それで5000万円を町のお金から出してくださいなんていわれて通るわけじゃないですね。もう少しはっきりした5000万円のときの明細があるかと思うので、そこを報告願いますか。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 提案の際の5000万円、それから基本計画で4000万円程度という指定管理料を出すに当たって、その詳細について積み上げはございませんので、今後積み上げが必要とあればその辺もつめていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 質問と答弁が食い違っていて申し訳ないのですが、副町長、今の答弁で納得というか質問の内容と答弁があってないのですが、それでよろしいのでしょうか。副町長は、今回の代表で一応お願いします。

佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君）

今ご指摘があったとおり道の駅の部分で当然営利事業と非営利事業がございます。非営利事業にかかる部分、

5000万円につきましては、多少積み上げもございますが、これまでの近隣

の立ち上げた中身などを検証してまいりまして、この程度の金額を積み上げたところだと思います。

先ほどの質問のとおり、非営利事業の部分の経費としては人件費が当然一番大きくなると思います。ご指摘が若干ありました清掃であるとかそういう部分の人件費が、管理費の部分は当初は出てこないと思うのですが、新しい部分でありますので、以後にかかってはその部分の修繕等々もいずれは出てくると思いますが、当初におきましては、人件費が主なのかなと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） その上で、また質問します。

私も人件費と光熱費だと思っていました。だったので、この（２）と先ほども言いましたがだぶる方向で質問したのですが、なかなかそのような答弁が返ってこないのですが、やはり人件費いくら、光熱費いくら、共通部分なのでそれで試算したと私は今も思っています。なので、ここになってその難しい課長からの答弁になるかが不自然なのですが、5000万円というお金を町から捻出するというのは、浪江町はそれほど裕福な町ではないので、かなり大変だと思っています。それなので質問しているのですが、間もなくオープンを来年に控えている仮称道の駅なみえなのではしょうが、今みたいなやり繰りで運営できるのでしょうか。もう一度確認します。人件費がいくらで、光熱費いくらぐらい答弁できなくてどうするのでしょうか。再度お聞きします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 提案のありました金額で申し上げさせていただきますれば、人件費で1億6000万円、光熱水費で2000万円程度の提案がございましたが、先ほど申し上げましたようにこちらの基本計画とのすり合わせがありますので、この提案したとおりの人件費で必ずいきますということではありません。

したがいまして、先ほど当初に答弁いたしましたように1億円から1億5000万円の間に人件費はなるだろうと答弁したわけでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） たびたびで申し訳ございません。これはランニングコストの全協でいった5000万円というのは、この1億2000万円の人件費を除いたお金なのですか。それとも、いや違いますと、1億2000万円は目標であって、5000万円の中で、共通部分です私が言っているのは、共通部分にかかるお金は1億2000万円が人件費なのですか。再度お聞きします。

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休議します。

（午前 9時51分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前 9時57分）

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お時間かけて申し訳ありません。

まず、先ほど申し上げました1億6000万円、そして電気料の2000万円の1億8000万円というのは、この建物全体としてかかる金額でございまして、今回申し上げています収益部分、公益部分というそれぞれの面積のパーセンテージを出しますと、公益部分で38%部分のものがございまして。今回の人件費に関して駅長、コンシェルジュ、パートのこれに従事する方の部分の人件費を合計し、それに38%をかけますれば2300万円、そして残りの1700万円分がほかの維持管理費、電気料などそういったものに要するものということで、5000万円程度と提案してきたものと思われまして。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 今の合計すると5000万円ではなくて4000万円になるのですが、町は4000万円ぐらいを目標かなと勝手に思うのですが、そこでお伺いします。

では、このまちづくり会社からは何人の従業員を、もしくはアルバイト等々の予算で積算しているのでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えします。

これもあくまでも提案のあったものでありますから、この人数に必ずなるということではありませんが、常駐する社員が9人程度、パート、アルバイト雇用そういったものの方合わせて50名と現段階の提案書では記載されております。社員においてそれぞれの部門に精通した人の配置も含めてのこととございまして。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） そこでお伺いします。

今合計ですと、59名程度に目標ですがなるかと思われまして。今かなりこの地区では、昨日の他議員からの一般質問でもありましたが、なかなか従業員等々の確保が難しい状況であります。

そこで、このまちづくり会社で59名の人員を確保できるかが私は心配で質問させてもらっています。以前にも駅前に軽食のところを

まちづくり会社でオープンされました。私も数回行っていましたが、今日は定休日でないのに定休日になっていました。休みになっていたということです。後で、これは課長に聞いたのですが何で休みになっているのと、なかなか従業員の確保が難しく開店できませんと。そのような数名程度の人数を確保もできなかったまちづくり会社に1社とはいえ指名管理者にして大丈夫なのかどうかをもう一度、これは町長にお伺いしてよろしいでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 副町長。

○副町長（小林弘典君） 指定管理予定者です。議員おただしのとおり、1年後のオープンに向けてしっかりと運営していただくというのが大事なことでと考えております。

昨日の他議員からの質問にもございましたように町内の雇用状況というのは大変厳しい状況であるということも認識しております。その中で、運営体制の早期準備等々をしっかりといただくためにも今回指定管理者の予定者ということで公募させていただいたというのが、経過でございます。

なので、今後1年後に向けて町と予定者としっかりと連携を図りながら、体制整備にも努めていきたいと考えておりますし、まちづくり会社から提案いただいた内容では、専門的知見を有する者の確保という観点からは、道の駅等でいろいろとサポートをしていたっている民間会社の支援も受けるということを提案の中では受けております。そういういろいろな他方の力もいただきながら、1年後のオープンに向けて町、事業者一体となってしっかりとやっていきたいと考えているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 初めに訂正させていただきます。私指名管理者と言いました、指定管理者の誤りでした。申し訳ございません、訂正お願いします。

そこで、お伺いします。この仮称道の駅なみえのオープンには、私も賛成であります。しかし、多くの町からのお金の出費があるとは認識しています。そこで5000万円、もしくは今課長は4000万円ぐらいにしたいというような答弁でしたが、これ以上超えた場合に、はっきりいって赤字になった場合、補填は誰がされるのでしょうか、お伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 今の段階で赤字になるというつもりでやっているわけでありませんし、指定管理者候補者を早めに選んだというのも人員を確保するためいろんな方の協力を得られるためで

ございますので、現段階では赤字が出た場合どうするかということより、赤字を出さないでとんとんでやっていくために今努力している状況でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） もちろん初めから赤字運営するようなオープン前からそういう気持ちはないのはわかりますが、赤字になることは決してないというわけでないと思うのです。そういうところも踏まえて、赤字になったらどこから補填するのですかと聞いているです。どこから補填するのですか。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 指定管理料も当初の5000万円から少しずつ下げていくということでございますが、赤字になってどうしても立ち行かないという場合は人を減らすとか、それから在庫を減らすとか、仕入れを減らすとかそういった工夫をして、それでも赤字だという場合には、そういった指定管理料やその他の名目で補助していくしかないということにはなりかねないのでありますが、そうならないようにやるということを今申し上げたいと思います。どこから出すかということは、そのときに町から出すのか、ほかの補助金を探すのかそういったいろいろな方法をそのときは考えなくてはならないと思います。町から全て出すのだと断定できるものではないと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 今多くの議員から後ろからくるのですが、売り上げ赤字になったから補助金だしてくれなんてあるわけないだろうと後ろから何か聞こえてくるのですが、初めから人件費というのはその中でちゃんとできてやれるのかどうかをやって、役場の関連の組織というかそういう団体は毎回赤字なのです。浪江町でやったいこいの村さん、そしてマリンパーク、補填、補填、補填で黒字といっているだけなのです。なので道の駅なみえは、もう少し黒字になるように、赤字を出さないように頑張っていたきたいと思います。

次があるので、ここで終わります。次、4番に移りたいと思います。4、防犯対策について、（1）双葉警察署浪江分庁舎で、夜間不在の時間帯があることを把握しているかについてお伺いします。

昨日、私が早朝田んぼ回りをしていたら泥棒を発見しました。そして、泥棒を捕まえたわけではないのですが、急いで警察署に朝5時前頃行きました。警察署の入口には、何か用事があつたら双葉警察署に電話してくれの旨のビラが入口に貼ってあって、警察署は開

きませんでした。町では、警察署が24時間やっていないのはご存じでしたでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。

議員お質しのように双葉警察署分庁舎24時間体制で業務を行っているとは伺っておりますが、事案によってパトロール等で不在になる時間もあるとそういった認識でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） やはり町から、議会からも要望しないといけないとは思いますが、何かあったら警察署分庁舎に行く方はいらっしゃると思います。よっぽどのことでしか警察署には普通の方は行きません。なので、24時間あれほどパトカーとすれ違っているわりに、警察署が開かないのです。パトカーも待機して停まっているのです。その辺は、町長からの要望、もしくは議会からの要望でもう24時間いつ行っても警察署に行けば安全だというような防災体制をしていただきたいと思います。でも、今の総務課長がたまにみたいな感じでしたが、私3回行ったのですが3回ともビラ貼ってありました。誰か本当にいてもらわないと、泥棒来たから入ったから逃げで行ったら誰もいなくて殺されたりしたらどうするのですかというようなことを常々思っていますので、防災体制の要望、そして広報の周知をお願いしたいと思います。いないときは双葉警察署に電話してくださいと、浪江警察署は出ませんでした、お願いします。

以上で、質問終わります。

◎発言の訂正

○議長（佐々木恵寿君） ここで発言の訂正を求められておりますので、佐藤副町長から訂正の発言をお願いします。

佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 先ほど私が発言をしましたが、これについては不適切な発言でございますので、削除をお願いしたいと思います。まちづくり会社の部分で私が発言した部分です。

○議長（佐々木恵寿君） ただいま佐藤副町長から会議規則第64条の規定により、発言取り消しの申し出がありました。

お諮りします。

これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

◎請願・陳情の付託

○議長（佐々木恵寿君） 日程第2、請願・陳情の付託を行います。

今期定例会において受理した請願1件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

なお、所管常任委員会は、会期中に審議のうえ、議長あてに報告願います。

◎認定第1号から報告第6号の一括上程、説明

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。

日程第3、認定第1号 決算の認定についてから日程第38、報告第6号 一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告についてまでを一括議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、日程第3、認定第1号から日程第38、報告第6号までを一括議題とします。

日程第3、認定第1号 決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 認定第1号 決算の認定について、ご説明いたします。

本案は、平成30年度浪江町一般会計をはじめ9の特別会計の予算執行結果を報告し、認定を求めるものであります。

平成30年度は、浪江町復興計画に位置付ける「本格復興期」の2年目を迎えるとともに、平成29年3月の一部避難指示解除から丸2年が経過し、災害公営住宅など一部の拠点施設が完成を迎える中、町内での生活環境整備や雇用の場の創出、地場産業の再生を重点的に展開いたしました。

具体的には、生活環境の整備においては、住宅再建支援補助などの住環境整備支援のほか、買物環境の充実に向けた準備を進め、今年度のスーパーマーケットオープンにつなげました。

雇用の場の創出については、完成した藤橋産業団地への誘致活動をはじめ、棚塩産業団地、同エリアに整備する木材製品生産拠点施設、北・南産業団地の整備を進めました。

地場産業の再生に向けた取り組みでは、請戸漁港水産業共同利用

施設や水産加工団地の整備など水産業関連施設の整備を進めました。

また、農業分野では、ため池の放射性物質対策工事などの農業用施設の復旧を進めたほか、営農再開支援事業による農地保全管理や、営農再開支援ビジョンの策定を支援いたしました。

その他、復興なみえ町十日市祭や8年ぶりに町内開催となった標葉郷相馬野馬追祭、ふたばワールドなど、多くのイベントを町内で開催し町の賑わいづくりに努めました。

また、町の交流の拠点となる、交流・情報発信拠点施設の整備では、建築及び造成工事に着手いたしました。

平成30年4月には、なみえ創成小・中学校、浪江にじいろこども園がそれぞれ開校・開園となり、町内で子どもたちの声が聞こえるようになりました。秋には運動会が開催され、地域の方々にも参加をいただくなど、地域との交流も再生しつつあります。

その他、県内外で避難生活を続ける皆様の生活再建支援など、広範囲かつ多岐にわたる取り組みを展開し、町民の皆様の生活再建と、町の復興再生を進めました。

これらの結果、一般会計においては、歳入歳出決算額ともに、昨年度に引き続き大規模なものとなりました。

また、実質収支、実質単年度収支についてはいずれも黒字となっております。

決算に関連して、財政健全化判断比率である「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標につきましては、昨年度同様全てにおいて早期健全化基準未満となりました。

その他9つの特別会計においても、全て実質収支の黒字を確保いたしております。

なお、決算の認定を求めるにあたり、監査委員の審査を受けましたので、その意見書及び関係書類をあわせて提出しております。

詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 詳細説明は会計ごとに行います。

平成30年度浪江町一般会計歳入歳出決算について。

企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、ご説明申し上げます。

平成30年度主要な施策の成果1ページをお開きください。一般会計決算の状況につきまして、第1表一般会計決算の概要をご覧ください。

平成30年度の歳入決算額は351億7498万6000円、対前年比26.7%

の減、歳出決算額は334億3809万3000円、対前年比27%の減でございまして、なみえ創成小・中学校整備などの復旧・復興関連事業の一部が完了を迎えたこと、また復旧・復興関連事業の財源となっております福島再生加速化交付金等におきまして、平成29年度に交付を受け、基金へ積み立てたこと等によりまして、歳入歳出とも減となっております。歳入歳出差引額17億3689万3000円から翌年度へ繰り越すべき財源 8 億6613万8000円を差し引いた実質収支は 8 億7075万5000円の黒字、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は 5 億4584万7000円の赤字、さらに財政調整基金への積み立て、取り崩しを加えた実質単年度収支は 2 億7417万2000円の黒字となっております。

続きまして、歳入の状況につきまして、3 ページ第 2 表歳入の状況をご覧ください。

主なものを申し上げますと、町税につきましては、一部の償却資産の課税標準の特例適用などにより決算額で 6 億6930万円、構成比 1.9%、対前年比7.2%の減となっており、また特例減免も継続しておりますことから震災前の水準まで回復していない状況が続いております。

次に、地方交付税は、92億6823万8000円、構成比26.4%、対前年比11.5%の減でございまして、これは平成29年度におきまして震災復興特別交付税で補助裏が補填される福島再生加速化交付金や東日本大震災復興交付金の基金化が進んだことによるものでございます。

次に、国庫支出金は、94億4869万4000円、構成比26.9%、対前年比60.1%の減でございまして、なみえ創成小・中学校整備などの復旧・復興関連事業の一部が完了を迎えたこと、また平成29年度で復旧・復興関連事業の財源となっておりました福島再生加速化交付金事業の基金化が進んだこと等により減少してございます。

次に、県支出金は、17億126万7000円、構成比4.8%、対前年比6.8%の増でございます。

次に、繰入金は、109億8763万7000円、構成比31.2%、対前年比79.9%の増でございまして、主に浪江町復旧・復興基金、浪江町帰還環境整備交付金基金等、特定目的基金からの繰り入れ増により増加してございます。

次に、諸収入は、2 億9772万7000円、構成比0.9%、対前年比89.7%の減でございまして、主に平成29年度におきまして財物賠償による原子力損害賠償金により一時的に増となっていたものが減少してございます。また、町債につきましては、前年度に引き続き新規借

り入れはいたしておりません。

続きまして、4 ページ第 3 表財源の構成でございます。まず、一般財源と特定財源との比較でございますが、町税や地方交付税等の一般財源につきましては、136億2090万円、構成比38.7%、対前年比1.5%の増、国・県支出金や基金繰入金等の特定財源は、215億5408万6000円、構成比61.3%、対前年比37.6%の減となっております。前年度と比較いたしますと、一般財源では震災復興特別交付税をはじめとします地方交付税が減少し、特定財源では国庫支出金が減少しております一方で、平成29年度に積み立てを進めました基金からの繰入金が増となっております。

次に、自主財源と依存財源の比較でございますが、自主財源は142億6578万8000円、構成比40.5%、対前年比21.7%の増、依存財源は209億919万8000円、構成比59.5%、対前年比42.3%の減となっております。前年度と比較いたしまして、自主財源におきましては、基金繰入金の増により増加しております、依存財源におきましては、震災復興特別交付税や国・県支出金の減等により減少しております。

続きまして、6 ページ、第 4 表町税の状況でございます。町民税につきましては、個人町民税が2億7692万5000円、対前年比7.9%の増、法人町民税が1億4738万7000円、対前年比11.4%の減となっております。町税全体の決算額は6億6930万円、固定資産税の減等により対前年比7.2%の減となっております。

続きまして、歳出の状況につきまして、7 ページ、第 5 表目的別歳出の状況をご覧ください。

主なものを申し上げますと、総務費は145億2582万9000円、構成比43.5%、対前年比49%の減でございます、主に平成29年度で福島再生加速化交付金等の事業費の基金化が進んだことや、行財政長期安定化基金の基金化が完了したことによる積立金の減によるものでございます。

次に、民生費は23億3116万円、構成比7%、対前年比23.4%の減でございます、主に平成29年度で認定こども園等の整備事業や臨時福祉給付金事業が完了したこと等による減でございます。

次に、農林水産業費は18億7425万6000円、構成比5.6%、対前年比50.7%の増でございます、主に水産加工団地整備の本格化や農地保全管理事業の増によるものでございます。

次に、商工費は79億7800万5000円、構成比23.9%、対前年比476.4%の増でございます、産業団地、交流情報発信拠点施設、木材製造拠点の整備等の本格化によりまして、増加しております。

次に、土木費は27億8713万7000円、構成比8.3%、対前年比52.6%の減でございまして、主に平成29年度で幾世橋地区災害公営住宅、福島再生賃貸住宅の整備が完了したことにより減少してございます。

次に、教育費は5億894万2000円、構成比1.5%、対前年比68.2%の減でございまして、主になみえ創成小・中学校の整備が完了したことにより減少してございます。

続きまして、9ページ第6表性質別歳出の状況でございます。義務的経費につきましては、26億7408万5000円、構成比8%、対前年比12%の減でございまして、主に臨時福祉給付金事業の完了による扶助費の減などにより減少してございます。

次に、投資的経費は115億8411万8000円、構成比34.7%、対前年比26.6%の増でございまして、平成29年度で幾世橋地区災害公営住宅、福島再生賃貸住宅、なみえ創成小・中学校及び認定こども園等の整備が完了した一方で産業団地、交流情報発信拠点施設、木材製造拠点及び水産加工団地等の整備が本格化したことにより増加してございます。

次に、その他の経費につきましては191億7989万円、構成比57.3%、対前年比43%の減でございまして、平成29年度で福島再生加速化交付金等の事業費の基金化が進んだこと等による積立金の減などにより減少してございます。

次のページ第7表には性質別歳出の詳細について記載してございます。

続きまして、12ページ第8の1表財政構造にかかる指数等の状況でございます。まず、財政構造の弾力性を判断する指標でございまず経常収支比率は95.5%で、前年度より4.3%減少したものの、依然として高水準でございまして、震災以降復旧・復興事業の進展により財政規模が膨大となる一方で、経常一般財源が依然として少ない状況でございまして、財源構造が硬直しておりまして、自主的な財政運営が困難となっております。

次に、財政力指数は0.44で、前年度より0.01ポイント減少しております。

次に、財政調整基金現在高は28億1988万2000円で、前年度より8億2001万9000円増加してございます。

次に、翌年度以降財政負担額は28億6200万7000円で、地方債の発行を抑制しますとともに、償還を進めたことで前年度と比較いたしまして、4億9228万4000円減少してございます。

次に、実質公債費比率は7.7%で、前年度より0.4ポイント減少し

ております。

続きまして、13ページ第8の2表健全化判断比率の状況でございます。実質公債費比率につきましては、先ほどご説明したとおりでございますが、他の健全化判断比率並びに公営企業資金不足比率につきましては、昨年度同様算出されてございません。

14ページ第9表につきましては、地方債種別ごとの現在高一覧。

15ページ第10表につきましては、借入先別及び利率別の現在高一覧となっておりますので、ご確認いただければと思います。

続きまして、16ページ第11表債務負担行為の状況でございます。主に県営請戸川土地改良事業に対する補助金でございます。平成30年度決算額は合計で3717万4000円、平成31年度以降支出予定額は1億4201万4000円となっております。

次に、第11の2表双葉地方広域市町村圏組合負担金の状況でございますが、平成30年度決算額は5億1457万9000円で、8532万4000円の減となっております。

続きまして、18ページ第12表基金の状況でございます。積立基金は、一般会計で15基金、特別会計で5基金、計20基金設置してございまして、平成30年度末現在高は401億1505万7000円で、復旧・復興基金や財政調整基金の積み増し等により21億3285万2000円増加してございます。また、定額運用基金の平成30年度末現在高は4億9458万5000円となっております。

一般会計決算は、以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） ここで休憩します。10時50分まで休憩します。
(午前10時32分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前10時50分)

○議長（佐々木恵寿君） ここで企画財政課長より発言を求められております。

これを許可します。

企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 申し訳ございません。主要な施策の成果で誤りがございましたので、訂正をお願いしたいと思います。

主要な施策の成果11ページでございます。タイトルも入れて上から6行目、前年度98.8%と記載されてございます、99.8%が正しいものでございました。大変申し訳ございませんでした。

○議長（佐々木恵寿君） それでは、次に平成30年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出決算について。

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（柴野一志君） それでは、主要な施策の成果でご説明申し上げます。105ページをお開きください。

文化及びスポーツ振興育成事業特別会計の決算額につきましては、歳入154万2505円、歳出92万2505円、前年と比較しまして歳入が19万5419円、11.2%の減、歳出が31万5419円で25.5%の減額となりました。

歳出の主なものは、負担金補助及び交付金45万円で、助成内容につきましては、次の106ページの下段をご覧ください。下段の表に記載のとおりスポーツ事業16件、それから文化事業2件であります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、平成30年度浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について。

健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関久君） それでは、平成30年度浪江町国民健康保険事業特別会計決算につきましては、主要な施策の成果によりご説明いたします。107ページをご覧ください。

平成30年度の国民健康保険事業につきましては、町民の皆様の医療の確保、さらには健康管理、健康維持の徹底を図ってまいりました。また、原発事故の特例措置により国保税の全額減免、医療費の一部負担金免除は平成28年度に避難指示が解除された区域の上位所得層世帯を除き実施してきたところでございます。国民健康保険の加入状況でございますが、加入世帯数3642世帯、加入者数6444名で、平成29年度と比較しますと町外への転出及び社会保険加入者の増加等に伴いともに減少しております。

次に、108ページをご覧ください。歳入歳出の状況でございますが、歳入総額が43億240万5089円、歳出総額が40億6701万5822円でございます。前年度と比較いたしますと、歳入が11億1872万920円、20.6%の減、歳出が8億2646万7501円、16.9%の減となっております。減額の主な理由としては、平成30年度から県が財政運営の責任主体となる制度改正により、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等が図られたためと考えております。

なお、一人当たりの保険給付費につきましては、42万9331円で、前年度と比較しますと8620円、2%の増となっております。

次に、109ページをご覧ください。医療費適正化事業についてご説明いたします。事業費234万3678円によりレセプト点検委託事業

を行い、二次点検による再審査の申立てを行い、319万2530円の医療費が削減されました。

次に、110ページをご覧ください。医療費の給付の状況は一般被保険者療養給付費につきましては、27億4444万6476円、退職被保険者につきましては、352万5175円、審査手数料769万4123円を加えて、合計27億5566万5774円となりました。

次に、111ページをご覧ください。高額療養費給付状況についてですが、対象が13件で46万7474円の給付を行いました。

次に、その他の保険給付について、ご説明いたします。はじめに、出産育児諸費でございますが、21名のお子様がお生まれになり、出産1件につき42万円の現金給付を行いました。次に、葬祭費でございますが、30名の方がお亡くなりになり、喪主に対し1件につき5万円の現金給付を行いました。

112ページをご覧ください。国民健康保険事業納付金についてご説明いたします。福島県の納付金総額は8億5311万1844円となっております。内訳についてはご覧ください。なお、この納付金を納めることで療養の給付等に要する費用を全額県から国民健康保険保険給付費等交付金として支払われます。

最後に、特定健康診査等事業について、ご説明いたします。実施状況については、40歳から74歳までの対象者5233人に対しまして検診者数が2367人でございます。受診率は45.2%となっております。事業費につきましては1845万6052円で、生活習慣病予防のための健康診査費用でございます。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、平成30年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計歳入歳出決算について。

浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（掃部関久君） 平成30年度国民健康保険直営診療施設事業特別会計について、主要な施策の成果によりご説明いたします。113ページをお開きください。

浪江診療所は、平成29年3月27日から役場敷地内西側に開所し、木村所長ほか非常勤医師6名の協力のもと地域医療を提供しております。診療状況は、町民以外にも震災関連従事者等の患者も増えており、一日の受診者数は20人となっております。

仮設津島診療所は、平成29年3月24日から二本松市油井石倉団地敷地内に開所し、関根所長ほか浪江町内で開業されていた医師3名及び非常勤医師2名の協力のもと町民に根差した医療を提供しております。診療状況は、高齢者の受診が多く糖尿病や生活習慣病等の

患者が増加傾向にあり、震災当初より受診者数は減少しましたが、一日当たり29.9人となっております。

次に、114ページをお開きください。平成30年度決算の歳入は、合計3億2657万9810円で、対前年比17%の増、歳出は2億9758万6126円で、対前年比5.6%の増となっております。

次に、115ページをご覧ください。仮設津島診療所の診療状況については、受診件数4899件、延べ受診者数7001人、診療収入合計7144万6112円となっております。

次に、116ページをお開きください。浪江診療所の診療状況については、受診件数1635件、延べ受診者数4739人、診療収入合計3775万4162円となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（掃部関久君） 歳入の説明のとき、114ページ、対前年比12.7%の増でございます。訂正いたします。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、平成30年度浪江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について。

住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、公共下水道事業特別会計の決算について、主要な施策の成果にてご説明いたします。117ページをお開き願います。

決算額は、歳入の表、歳入合計は5億8868万4962円で、対前年比1292万2337円の減、2.1%の減でございます。

次に、歳出の表、歳出合計は5億6808万4188円、対前年比1280万3740円の増、2.3%の増でございます。

続いて、118ページをお開き願います。上段、下水道建設費の内訳ですが、主なものは公共下水道管渠移設工事の1382万円で国道114号拡幅に伴う下水道管渠移設工事第1工区分でございます。

下段、下水道維持管理費の内訳ですが、主なものは委託料で浪江浄化センターの委託管理業務2116万2600円及び下水道台帳更新業務673万9200円などでございます。

続いて、119ページをお開き願います。上段、下水道災害復旧費の内訳ですが、主なものは委託料で川添、樋渡地区の管渠災害復旧事業9157万円等でございます。

下段、地方債の借入先別現在高の状況でございます。右から2列目が現在の残高でございます。財務省が11億9478万6000円、日本郵政が1億2826万7000円、地方公共団体金融機構が7億7052万1000円、市中銀行が1億3518万8000円、合計で22億2876万2000円となっております。

ります。

続いて、120ページをお開きください。こちらは利率別地方債の状況ですので、後ほどご覧ください。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、平成30年度浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算について。

産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 主要な施策の成果の1ページの前のページをお開きください。ページがふってありません。

中段に、工業団地造成事業特別会計という記載がございます。歳入603万9000円は繰越金でございます。支出はなし。そして、差し引き603万9000円でございます。預金の利子2円は、ございました。

以上、ご報告いたします。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、平成30年度浪江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について。

住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、農業集落排水事業特別会計の決算について、主要な施策の成果にてご説明いたします。121ページをお開き願います。

決算額が、歳入合計5152万3853円で、対前年比396万5854円の減、7.1%の減でございます。歳出合計は、3835万7032円、対前年比415万736円の減、9.8%の減でございます。

続いて、122ページをお開き願います。上段、農業集落排水建設費の内訳ですが、新規接続にかかる3件の公共枮設置工事118万5840円でございます。

中段、農業集落排水維持管理費の内訳ですが、主なものは高瀬浄化センター維持管理委託で194万4000円でございます。

下段、地方債の借入先別及び利率別現在高の状況でございます。右から3列目が現在の残高で、財務省が7200万6000円、地方公共団体金融機構が355万円、市中銀行が2275万2000円、合計で9830万8000円となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、平成30年度浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 平成30年度浪江町介護保険事業特別会計決算について、主要な施策の成果によりご説明申し上げます。123ページをお開きください。

歳入歳出の状況は、歳入総額が30億2299万955円、歳出総額が27億2497万9577円でございます。前年度と比較いたしまして、歳入が1億2483万9734円、4.3%の増、歳出が8186万9784円、2.9%の減となっております。

歳入の主なものは国庫支出金で、14億9639万4383円、前年度と比較いたしまして25.8%の増となっております。

歳出の主なものは、保険給付費21億4750万5632円で、前年度と比較いたしまして、1.7%の減となっております。

なお、介護保険料及び介護保険サービスの利用者負担については、上位所得者層等を除き免除となっており、国から災害臨時特例補助金が交付されております。

次に、124ページをお開きください。介護認定審査会についてご説明いたします。事業費は1437万1704円でございます。介護認定審査業務については、双葉地方広域市町村圏組合において双葉郡8町村の審査判定業務を行っております。平成30年度は新規認定及び更新認定審査会を100回開催し、2990件の審査判定を行い、そのうち浪江町分は607件となっております。県外等の避難者については、原発避難者特例法により避難先の市町村で認定事務を行っております。

次に、認定者の状況でございますが、平成30年度末の要介護、要支援認定者数は1484名で、前年度と総数に変わりはありませんでした。

125ページをお開きください。介護保険給付事業でございます。事業費が21億4750万5632円です。被保険者の状況でございますが、平成30年度の第1号被保険者は6020名、前年度と比較いたしまして70名の増となっております。

次に、受給者の状況でございますが、平成30年度の要介護、要支援サービス受給者は1266名で、72名の減となっております。減少の理由といたしましては、昨年度と同様に要支援認定者において介護保険サービス給付から地域支援事業の総合事業分へ移行したため減少したと考えられます。

次に、126ページをお開きください。介護サービス別保険給付事業でございますが、居宅介護地域密着型といった介護サービス等諸費は20億2924万3868円で、0.3%の増となっております。介護予防サービス等諸費は4023万5675円で、50.8%の減となっております。減少の理由といたしましては、平成29年度から実施されました予防サービス給付のうち訪問介護予防サービス、通所介護予防サービスが地域支援事業の介護予防生活支援サービス総合事業に移行された

ことによるものと考えております。

次に、127ページをお開きください。地域支援事業でございます。事業費は1億688万6907円です。総合事業につきましては、平成29年度から新規事業として実施しておりますが、平成29年度は移行期間でありましたので、平成30年度からは介護予防給付から全て総合事業へ移行されました。サービス受給件数は1867件で、訪問型サービス利用件数は712件、通所型サービス利用件数は2284件となり、完全に移行されたことにより大幅な増となりました。一般介護予防事業と包括的支援事業、2事業につきましては、町直営の地域包括支援センターとして記載にあります各事業内容により高齢者の心身の健康保持と生活の安定のため適切な介護、医療、福祉サービスが提供されるよう包括的に支援いたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、平成30年度浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出決算について。

企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 主要な施策の成果、表紙を含めて3枚目のページのない平成30年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算のページをご覧ください。財産区管理事業特別会計は一番下のその他のところでございます。

歳入決算額は404万7000円、全額繰越金でございます。

歳出決算額は46万6000円。主なものとしましては、財産区管理委員会報酬並びに旅費等でございます。

歳入歳出差引額は358万1000円となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、平成30年度浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について。

健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関久君） それでは、主要な施策の成果の128ページをご覧ください。

歳入歳出の状況でございますが、歳入総額が9119万5497円でございます。前年度比15%の増でございます。

歳入の主なものは、保険料、繰入金及び繰越金でございます。

次に、歳出総額は7965万3511円でございます。前年度比13.5%の増でございます。歳出の主なものは、保険者である福島県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、認定第2号 浪江町水道事業会計

決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定について、ご説明いたします。

本案は、平成30年度浪江町水道事業会計で、収益勘定では、総収益4億2423万9000円、総費用3億821万5000円となり、当年度においては1億1602万4000円の利益となりました。

次に、資本勘定では、収入総額4178万円、支出総額1億6937万4000円で、1億2759万4000円の不足額が生じましたが、当年度分損益勘定留保資金等により補填をしたところであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、決算書によりご説明いたします。

まず、10ページをお開き願います。水道事業報告書でございます。

（1）総括事項であります。福島第一原子力発電所事故による給水人口の減少と産業団地計画に伴う給水の需要が増える中、既存施設等の集中的な更新時期を迎えており、水道施設再構築計画検討及び水源調査を行いました。経営面では、事業用の給水量が増えたことから営業収益も増加しております。なお、平成29年度給水収益の減収分の賠償については、東京電力ホールディングス株式会社と合意したところであります。

（ア）給水状況については、事業再開による水需要の増加により、有収水量は5万4215立米と前年度に比べ3万4491立米増加しました。

（イ）施設整備事業については、12ページをご覧ください。（1）改良工事は下水道災害復旧工事に伴う排水管布設替工事2件、（2）その他の工事は維持修繕工事として漏水修繕工事等33件を実施いたしました。

13ページをお開き願います。（ウ）経理状況についてご説明をいたします。事業収入に関する事項では、決算額4億2423万9828円は、対前年比2億8005万5049円の増、194.2%の増となりました。

次に、14ページをお開き願います。事業費に関する事項では、決算額3億821万5371円は、対前年比3265万7460円の減、9.6%の減となりました。

次に、2ページをお開き願います。水道事業決算報告書でございます。収益的収入及び支出の予算に関する決算の状況であります。

内容については、先ほど13ページ、14ページで報告したとおりでございます。

次に、3ページをご覧ください。資本金収入及び支出の報告書でございます。収入決算額は4178万713円です。支出決算額は、1億6937万4676円で、主なものは建設改良費の下水道災害復旧工事伴う排水管布設替工事などと企業債償還金であります。収入が支出に対して不足する1億2759万3960円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補填したところでございます。

次に、4ページをお開き願います。収益計算書でございます。下から4行目をご覧ください。当年度は、1億1602万4457円の利益となりました。

次に、5ページの下段の表をご覧ください。剰余金処分計算書（案）でございます。右の列をご覧ください。当年度末未処分利益剰余金は1億3657万1996円で、資本金への繰り入れ2054万7539円、繰越利益剰余金は1億1602万4457円として計上させていただきます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。貸借対照表でございます。資産の状況及び負債資本の状況が記載されておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

続いて、15ページをお開き願います。中段にあります（2）企業債及び一時借入金の状況でございます。前年度末残高6億8919万7899円、本年度償還額9953万374円、本年度末残高5億8966万7525円です。

17ページ以降につきましては、参考資料となります。18ページが水道事業会計のキャッシュフロー計算書、19ページ、20ページ、21ページが収益費用明細書になります。22ページが、資本金の収支明細書、23ページが固定資産明細書、24ページが企業債明細書となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） ここで浪江町監査委員から決算審査等の結果に関する意見をお願いします。

代表監査委員。

○代表監査委員（根岸弘正君） それでは、平成30年度決算審査等意見書をお開きいただきたいと思います。

これは、平成30年度浪江町歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書並びに健全化判断比率等審査意見書について、令和元年8月16日付で監査委員より町長宛てに提出したものであります。

1ページをお開きください。平成30年度浪江町歳入歳出決算審査

意見書であります。

審査の対象は、平成30年度浪江町一般会計歳入歳出決算書ほか9つの特別会計を対象とし、令和元年7月22日から8月1日までの間審査をしたものであります。

審査の方法は、審査に付された決算書等に基づき各課により整理された関係書類の提出、閲覧を求めるとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、例月出納検査も参考として、計数の確認照合を行い、かつ予算の執行状況について審査を行いました。

審査の結果であります、一般会計及び特別会計の審査に付された決算書による決算は関係法令におおむね順守して作成され、掲げられている計数は関係書類といずれも符合し、正確なことが認められました。

次のページをお開きください。総括の財政収支の状況ですが、一般会計と特別会計を合わせた決算額は、歳入総額435億6999万円、歳出総額412億1515万5000円で、形式収支は23億5483万5000円の黒字決算となっております。各会計の形式収支は、一般会計では17億3689万3000円、特別会計である文化及びスポーツ振興育成事業ほか8会計の合計は6億1794万2000円となり、各会計とも黒字決算となっております。

また、一般会計では、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支8億7075万5000円から前年度実質収支を差し引いた額に黒字要素である財政調整基金積立金を加え、積立金取崩額を差し引いた実質単年度収支は、2億7417万2000円の黒字決算となっております。

一方、特別会計全体では、実質収支6億1794万2000円から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は7432万2000円の赤字となっております。

6ページをお開きください。一般会計の総括であります。最終予算額は、当初予算額329億4500万円に補正予算額16億2835万2000円を増額し、前年度からの繰越明許費27億1894万1000円を合わせ、372億9229万3000円となっております。決算収支は、歳入歳出差引額が17億3689万3000円となりましたが、翌年度へ繰り越すべき財源8億6613万8000円を差し引いた実質収支額は8億7075万5000円となっております。

以下31ページまで財政分析比率、さらに歳入及び歳出の状況を記載しております。

また、32ページから36ページまで9つの特別会計に記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

37ページをお開きください。平成30年度基金運用状況審査意見書であります。審査の対象は、財政調整基金をはじめ22の基金を対象としております。

審査の方法は、一般会計、特別会計審査と同時にかつ同様の方法で実施したところであります。

審査の結果であります。基金運用状況報告書に掲げられている計数は、関係帳簿といずれも符合し、誤りのないことを確認いたしました。以下、各基金の状況を記載しております。

43ページをお開きください。平成30年度健全化判断比率等審査意見書であります。この審査は町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

審査の結果であります。審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。

また、是正改善を要する事項は特に指摘する事項はありませんでした。

次の水道事業会計をお開きください。これは、平成30年度浪江町水道事業会計決算審査意見書及び資金不足比率審査意見書について、令和元年8月16日、監査委員より町長宛て提出したものであります。

次のページをお開きください。平成30年度浪江町水道事業会計決算審査意見書であります。

審査の対象は、浪江町水道事業会計決算書で、審査の期間は令和元年7月26日に実施したものであります。

審査の方法は、住宅水道課より整理された関係帳簿と例月出納検査の結果を照合調査するとともに細部については、関係職員の説明を聴取しながら各計数が正確であるか等について審査を実施しました。

審査の結果であります。審査に付された決算諸表は関係法令に遵守して作成され、掲げられている計数は関係帳簿といずれも符合し、誤りのないことを確認いたしました。

以下事業の概要及び予算の執行状況等を記載しております。

49ページをお開きください。結びの中段をご覧ください。今回の決算審査では、おおむね適正に処理されていると認められましたが、多額の予算流用、不用額など改善すべき事項が見受けられたので、必要な処置を講ずるとともに厳正な執行に万全を期するよう求めたところであります。

特に予算執行にあたっては、次の点に留意するよう指摘をいたしました。

1 点目、適正な予算編成、執行管理を行い、安易な予算流用、予備費充当は避けること。

2 点目、入札、随意契約では、設計金額の根拠を予算計上段階から明確にし、過剰な予算計上は避け、財政関係法令等を遵守した契約に努めること。

3 点目、事業の実施にあたっては、進捗状況を常に把握しながら、予算の有効活用に努め必要な経費であれば適切に予算措置をすること。

4 点目、事業の確定後には、予算を精査のうえ、3 月までに補正し、専決処理は緊急的なものにとどめ、不用額は最小限とすること。

5 点目、歳入においては、財政関係法令等を遵守した適切な時期に処理を行うこと。

この5 点について、特に指摘をしております。

最後に、令和元年度は本格復興期として引き続き復旧・復興を本格的に実現する段階であり、今後も予算規模が拡大する可能性があります。事業の執行にあたっては、将来を見据えた財政運営を念頭に引き続き財源の確保に努め、限られた財源の重点的配分と効果的、効率的な財政運営により事業の執行を図ることを期待いたしまして、報告いたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第74号 浪江町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第74号 浪江町森林環境譲与税基金条例の制定について、ご説明いたします。

本案は、今年度から譲与される森林環境譲与税を、森林整備及びその促進に関する施策に充てるための財源として積み立てる基金を設置するものであります。

詳細は、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 第1 条については、森林整備及びその促進に関する施策の財源とするそういった目的を記載しております。

第2 条については、基金の原資について記載しております。また、第2 項で歳出予算にしっかりと明記することを規定しております。

第3 条については、もっとも確実かつ有利な運営をなささいとい

うことを書いております。

第4条については、基金の利子についてはこの基金に入れるもの
ということを書いております。

第5条については、この基金を取り崩して財源として充てること
ができるものについてを記載しております。

第6条は、この条例のほかということで、委任条項になっており
ます。

附則は、この条例は公布の日から施行するということでございま
す。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第6、議案第75号 消費税率の改定に伴
う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第75号 消費税率の改定に伴う関係条例の
整理に関する条例の制定について、ご説明いたします。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革
を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税率
が令和元年10月1日から10％に引上げられることに伴い、関係条例
の整理条例を制定するものであります。

内容は、浪江町国民健康保険診療所条例において、介護保険法第
27条第6項の規定に基づく医師の意見書の手数料の額の改正、浪江
町水道事業給水条例、浪江町下水道条例及び浪江町農業集落排水処
理施設の設置及び管理に関する条例においては、消費税率を定めた
規定の改正を行うものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第7、議案第76号 浪江町立認定こども
園条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第76号 浪江町立認定こども園条例の一部
改正について、ご説明いたします。

本案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正を
行うものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（柴野一志君） それでは、議案第76号資
料で、説明させていただきます。

2の改正の主な内容でございますが、子ども・子育て支援法の一部改正により法において使用されている略称が変更されることに伴い本条例中の表現を支給認定から教育保育給付認定に改めるものであります。

施行期日でございますが、令和元年10月1日から施行するものでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、議案第77号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第77号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（柴野一志君） それでは、議案第77号資料で説明させていただきます。

改正の主な内容でございますが、1点目が2の主な内容（1）の第1条による改正でございます。第1条改正の1点目で特定地域型保育事業者に対して連携協力を行う施設の確保義務の緩和でございます。原則として、0歳から2歳児への保育を提供する特定地域型保育事業者につきましては、認定こども園、それから保育所等よりも比較的小規模であることも踏まえまして、下段のアからウに記載されております事項について連携協力を行う施設を確保しなければならないとされているところでございます。今回の改正につきましては、このうち代替保育の提供及び卒園後の受け皿の確保について連携協力を行う施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは、連携施設の確保義務を緩和とするものでございます。

それぞれ、下段に代替保育の提供については、現行の連携施設に変えて小規模保育事業A型事業所等を確保することで足りる。卒園後の受け皿については、現行の連携施設に変えていずれも定員20名以上で企業主導型保育事業にかかわる施設、それから地方自治体が運営支援を行っている認可外保育施設のいずれかを確保することで足りるとしたところでございます。

2ページをお開きください。第1条改正の2点目でございますが、

②満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所を行うもののうち、町長が適当と認めるものについては卒園後の受け皿を行う連携施設の確保を不用とすることとしたものでございます。

次に、第1条改正の3点目、附則第5条において、連携施設の確保に関する経過措置として確保が著しく困難であって、町が認める場合においては連携施設を確保しないことができるとしていたところでございますが、その期間を5年から10年へと5年間延長するものでございます。

続きまして、第2条による改正でございます。2条改正の1点目でございますが、1つ目の食事の提供に要する費用の取り扱いの変更でございます。こちらは、幼児教育無償化に伴い、1号認定及び2号認定の子どもの主食費、副食費について施設による徴収とするものでもあります。改正前においては、第13条において、下段に図がありますが図のとおり1号認定における主食と副食、それから2号認定における主食の費用を施設が保護者から実費徴収することができるとしていたものを、改正後は1号認定、2号認定共通して主食、副食の費用について保護者から支払いを受けることができることとするものとするものでございます。

そのうえで、3ページに記載されていますとおり、3ページのイですが、1号認定、2号認定の子どもの副食費について、低所得世帯及び第三子以降に対する徴収免除の規定を追加するものでございます。低所得者世帯の対象でございますが、下の1ポツ目の年収360万円未満相当の低所得世帯について徴収を免除としたものでございます。また、第三子以降多子世帯の該当部分でございますが、所得階層にかかわらず1号認定においては、小学校3年生以下の範囲において第三子以降の子ども、2号認定においては小学校就学前までにおける範囲において第三子以降の子どもについて副食費を免除としたものでございます。

最後に、施行期日でございますが、第1条による改正につきましては公布の日から、それから第2条による改正につきましては、令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第9、議案第78号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第78号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（柴野一志君） それでは、議案第78号資料で説明させていただきます。

まず、1 ページ目をご覧ください。改正の主な内容でございます。第77号と同様に連携施設を行うものが特定地域型保育事業者から家庭的保育事業者に変更になったというのが大きな第77号と第78号の違いでございます。基本的には原則として0歳から2歳への保育を提供する家庭的保育事業者が比較的小規模であることを踏まえて、2の（1）①から③に掲げている事項について、連携協力を行う施設を確保しなければならないとこれまでされていたところでございます。今回の改正につきまして、3歳から5歳児の卒園後の受け皿の確保について、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認める場合については、拡大策として現行の連携施設にかえて企業主導型保育事業にかかわる施設、または地方自治体が運営支援を行っている認可外保育施設を確保することでも足りるとするものでございます。

もう1点でございますが、（2）でございますが、家庭的保育事業者のうち満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業者所内保育事業所については、町長が適当と認めるものについては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不用とするものであります。

2 ページをお開きください。3 点目でございます。附則第3条において、連携施設の確保に関する経過措置として確保が著しく困難であって町が認める場合においては、連携施設を確保しないことをこれまで5年間できるとしていたところを、その期間を5年から10年へ5年間延長するとするものでございます。

最後に、施行期日でございますが、公布の日から施行するものでございます。

なお、本改正において対象となる家庭的保育事業者等、また連携施設の拡大要件として新たに加わる企業主導型保育事業にかかわる施設、地方自治体が運営支援を行っている認可外保育施設については、現在のところでございますが、浪江町には設置されておりませ

ん。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第10、議案第79号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第79号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、子ども・子育て支援法等の一部改正により幼児教育・保育が無償化されることに伴い、町の利用者負担額等について所要の改正をするものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（柴野一志君） それでは、議案第79号資料で説明させていただきます。

はじめに制定の趣旨でございます。子ども・子育て支援法等の一部改正により本年10月1日から幼稚園、保育所、それから認定こども園等を利用する3歳から5歳までの子どもと住民税非課税世帯に属する0歳から2歳までの子どもの利用料が無償となることから、本町の利用者負担額等について所要の改正を図るものでございます。

主な改正内容でございますが、1点目が（1）利用者負担額の無償化でございます。内容につきましては、3歳から5歳までの子どもの利用者負担額について無償とするため、その旨を第3条第1項に規定するとともに、別表中の（1）の1号認定の表、それから別表中の（2）の表中にございます2号認定の区分を削除するものでございます。無償化の対象となる子どもといたしまして、満3歳以上の教育認定子ども、こちらが1号認定でございます、それから満3歳以上の保育認定子ども、2号認定でございます、2号認定につきましては、このうち満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもは除くとするものでございます。

なお、住民税非課税世帯に属する0歳から2歳までの子どもについても無償化の対象となるため、1ページの下段の表にありますとおり、別表中第二階層の利用者負担額を9000円から0円とするものでございます。

2ページをお開きください。そのほか（2）の2ポツ目ござい

ますが、今ご確認いただいた表の第一階層区分のところが改正前後で0円となっているところがございますが、この第一階層の階層区分の中に里親である教育保育認定保護者を追加するものでございます。これ以外の改正でございますが、子ども・子育て支援法等の改正において用語の整理が行われたことに伴う必要な改正。それから、改正後の別表について子ども・子育て支援法施行令を参考といたしました表現に改める改正を行うものでございます。

施行期日でございますが、令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第11、議案第80号 浪江町印鑑条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第80号 浪江町印鑑条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、旧氏による印鑑を登録することができるようにする等の、所要の改正を行うものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） それでは、議案第80号資料によりご説明させていただきます。

1、改正の趣旨でございますが、住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴う条例の一部改正でございます。

2、改正の主な内容でございますが、旧氏のまま社会活動する女性が増加している中、様々な活動の場面で旧氏を使用しやすくするという女性活躍推進の観点から、住民票などへ旧氏を併記できるようにするために、住民基本台帳法施行令等が一部改正され、令和元年11月5日に施行されることに伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部も改正され、氏に変更があったものの住民票に旧氏の記載がされている場合は、旧氏での印鑑登録が可能となることなどから所要の改正を行うものでございます。

2条の一部を削除する改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の制定により、法人の設立の際には法務局へ印鑑登録の義務化に伴い、その文言を削除するものでございます。

次に、第5条、第6条、第17条、及び第18条は、住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴う、住民票に登録している旧氏について追

加する改正でございます。

次に、第11条は印鑑登録証明書に男女の別を希望により記載しないことを可能とするための改正でございます。

最後に、施行日でございますが、この改正は令和元年11月5日の施行となります。

説明は以上となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） ここで、暫時休議します。昼食休憩のため午後1時まで休憩とします。再開は午後1時とします。

（午前11時52分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 1時00分）

○議長（佐々木恵寿君） 日程第12、議案第81号 工事請負契約の締結について（木材製品生産拠点地盤改良工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第81号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、木材製品生産拠点地盤改良工事について随意契約により、なみえ復興特定建設工事共同企業体代表者 戸川聡と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） ご説明します。議案第81号でございます。

- 1、契約の目的、木材製品生産拠点地盤改良工事。
- 2、施工の箇所、浪江町大字棚塩字赤坂地内。
- 3、契約の方法、随意契約。
- 4、契約金額、7920万円。（うち消費税、地方消費税の額720万円。）
- 5、契約の相手方、なみえ復興特定建設工事共同企業体 代表者 浪江町大字藤橋字原59の1 東北工業株式会社 代表取締役 戸川聡。
- 6、工期、議会の議決を得た日から令和元年12月27日でございます。

す。

後ろにあります資料をご覧ください。この図面の部分でございます。これをご覧ください。今回の契約内容といたしましては、図面に赤枠斜線で示してあります構内通路の箇所につきまして、地盤調査の結果の踏まえ地盤改良の必要性が生じたことから、当該箇所の地盤改良工事を行いたいものであります。これらの構内通路等の位置につきましては、設計業務の中で操作後に木材等を運搬するための大型車両、運搬車両が何万回も運行するものですから、路面の沈下損傷等が起こらないよう地盤強化をする区域を選定したものであります。

本工事については、設計及び建築等の現場状況に精通した本体工事と一体として施工しなければ建築の工程や施設の運用開始時期に著しい支障が生じる恐れがあるため、木材製品生産拠点建設工事の本体工事の受注者であるなみえ復興特定建設工事共同企業体と随意契約をさせていただきたいと存じます。

説明は以上でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第13、議案第82号 工事請負契約の締結について（関ノ倉ため池環境保全整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第82号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、関ノ倉ため池環境保全整備工事について地方自治法第234条第1項の規定による、指名競争入札により、落札者となった横山建設株式会社 代表取締役 横山佳弘と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案書によりご説明いたします。

- 1、契約の目的、関ノ倉ため池環境保全整備工事。
- 2、施工箇所、浪江町大字立野字春卯野地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、4億2790万円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3890万円。）
- 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。
- 6、工期、議会の議決を得た日から令和2年6月30日。

次に、資料 1 をご覧ください。緑色に塗っているところが35cm、その右の肌色に着色しているところが15cm、水色のところが30cm、これが除去となりまして、現在水が張ってある状態ですので、浚渫という工法で泥を除去いたします。黄色のところが35cm、赤いところが15cm、これはバックホーによる掘削によるものでございます。面積としては、合計で 1 万9281平米となっております。

次に、資料 2 に入札の執行状況が記載されております。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第14、議案第83号 工事請負契約の締結について（丈六ため池環境保全整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第83号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、丈六ため池環境保全整備工事について地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により、落札者となった株式会社泉田組 代表取締役 泉田征慶と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、丈六ため池環境保全整備工事。

2、施工箇所、浪江町大字高瀬字丈六地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、3億3000万円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3000万円。）

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組 代表取締役 泉田征慶。

6、工期、議会の議決を得た日から令和2年5月15日。

次に、議案資料 1 をご覧ください。緑色の部分が40cm、肌色の部分が20cmの浚渫工事となります。黄色の部分が20cmのバックホー掘削となりまして、面積的には1万8000平米となります。

資料 2 に入札の執行状況が記載されておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第15、議案第84号 工事請負契約の締結について（南迫ため池環境保全整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第84号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、南迫ため池環境保全整備工事について地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により、落札者となった双葉グリーン土木株式会社 代表取締役 室原泰仁と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案書によりご説明いたします。

- 1、契約の目的、南迫ため池環境保全整備工事。
- 2、施工箇所、浪江町大字請戸字南迫地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、9559万円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額869万円。）

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字牛渡字竹の花52番地、双葉グリーン土木株式会社 代表取締役 室原泰仁。

6、工期、議会の議決を得た日から令和2年2月5日。

次に、議案資料1をご覧ください。肌色に着色してあるところが15cmの浚渫工事となります。面積は4392平米でございます。

入札の執行状況が資料2にありますので、よろしくお願ひします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第16、議案第85号 工事請負契約の締結について（小和田ため池環境保全整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第85号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、小和田ため池環境保全整備工事について地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により、落札者となった酒井工業株式会社浪江営業所 浪江営業所長 但野佳弘と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案書によりご説明いたします。

- 1、契約の目的、小和田ため池環境保全整備工事。

- 2、施工箇所、浪江町大字両竹字小和田地内。
 - 3、契約の方法、指名競争入札。
 - 4、契約金額、1億4960万円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1360万円。）
 - 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字牛渡字北荒神13番地1、酒井工業株式会社浪江営業所 浪江営業所長 但野佳弘。
 - 6、工期、議会の議決を得た日から令和2年3月27日。
- 次に、議案資料1をご覧ください。肌色に着色しているところが10cm、緑色のところが15cmの浚渫となります。面積は6972平米になります。
- 資料2に入札執行状況を記載しております。
- よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第17、議案第86号 工事請負契約の締結について（浪江浄化センター水処理施設修繕工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第86号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、浪江浄化センター水処理施設修繕工事について、地方自治法第234条第1項の規定による制限付一般競争入札により落札者となった株式会社日立プラントサービス東北支店 支店長 坂本晃と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、議案書により契約の内容にご説明をいたします。

- 1、契約の目的は、浪江浄化センター水処理施設修繕工事です。
 - 2、施工箇所は、浪江町大字北幾世橋字堂ノ迫地内です。
 - 3、契約の方法は、制限付一般競争入札です。
 - 4、契約金額は、5830万円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は530万円です。）
 - 5、契約の相手方は、宮城県仙台市青葉区中央四丁目6番1号、株式会社日立プラントサービス東北支店 支店長 坂本晃です。
 - 6、工期は、議会の議決を得た日から令和2年3月20日までです。
- 続いて、工事の概要についてご説明いたします。お手持ちの議案資料1をご覧ください。本工事は、福島第一原子力発電所事故によ

る全町避難の影響により、適切な維持管理ができず不具合が発生していた浪江浄化センターの汚泥処理設備を修繕するものです。修繕箇所は、図面中ピンク色に着色した部分であります。右上の工事概要の修繕箇所の番号施設箇所を対比していただければと思います。

まず、①ナンバー 1 から 3 汚水ポンプ、②流量指示計は左下のマンホールポンプ内です。続いて、③ナンバー 1 汚泥濃縮槽から④場内給水装置、⑤ナンバー 3 の 1、3 の 2、返送汚泥ポンプ、⑥ナンバー 1、2 薬品溶解槽、⑦ナンバー 2 薬品供給機、⑧汚泥貯留槽までは大きな四角の機械棟内です。⑨放流流量計ピット排水ポンプについては、機械棟左の流量計ピットが修繕箇所であります。

修繕の内容につきましては、汚泥の引き抜き、処分、洗浄、部品の交換などがありますので、後ほどご覧いただければと思います。

議会資料 2 は、入札の執行結果であります。

説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第18、議案第87号 工事請負契約の締結について（橋梁補修工事（内匠町橋））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第87号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、橋梁補修工事（内匠町橋）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 議案書によりご説明いたします。

- 1、契約の目的、橋梁補修工事（内匠町橋）。
 - 2、施工箇所、浪江町大字北幾世橋字広内地内。
 - 3、契約の方法、指名競争入札。
 - 4、契約金額、6600万円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額600万円。）
 - 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。
 - 6、工期、議会の議決を得た日から令和2年3月19日。
- 資料1をご覧ください。内匠町橋の補修であります。橋の長さが117.85m、全幅が4mの橋であります。工事概要は、断面修復工が

1 式、表面被覆工が 1 式、高欄撤去設置工が 1 式、支承防錆・支承保護モルタル工が 1 式、伸縮装置取替工が 1 式、排水施設補修工が 1 式。

資料 2 につきましては、入札の執行結果となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第19、議案第88号 工事請負契約の締結について（町道一里檀大町線道路改築工事（4工区））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第88号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、町道一里檀大町線道路改築工事（4工区）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、町道一里檀大町線道路改築工事（4工区）。

2、施工箇所、浪江町大字北幾世橋字広内地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、8305万円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額755万円。）

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。

6、工期、議会の議決を得た日から令和3年2月26日。

資料1をご覧ください。県道長塚請戸浪江線から上川原橋へ至る町道一里檀大町線の道路改築工事です。延長が142m、幅員が6（10m）、工事概要は道路改良プレロード盛土1式、プレキャストボックス40.4m、プレキャストU字工U型側溝251.9m、自由勾配側溝23.2m、表層1198.1平米。

資料2につきましては、入札の執行結果表となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第20、議案第89号 物品購入契約の締結について（請戸荷捌き施設放射線検査機器購入）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第89号 物品購入契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、請戸荷捌き施設放射線検査機器購入について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社東栄科学産業郡山営業所 所長 橋本富美男と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案書によりご説明いたします。

- 1、契約の目的、請戸荷捌き施設放射線検査機器購入。
- 2、納入箇所、浪江町大字請戸字中島地先。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、1529万円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額139万円。）

5、契約の相手方、福島県郡山市富久山町福原字陣場194の7、株式会社東栄科学産業郡山営業所 所長 橋本富美男。

6、納期、議会の議決を得た日から令和2年1月10日。

次に、議案資料1をご覧ください。2の購入目的でございますが、請戸漁港で水揚げ予定の魚介類に関して安全性を確認するため、福島県内の主な荷捌き施設で行われている放射線検査と同様の検査を行うことを目的に当該機器を購入するものでございます。

3、検査機器、①として、破壊式放射性セシウム測定装置付属品1式、②非破壊式放射性セシウム測定装置付属品1式。

次に、資料3をご覧ください。①の破壊式のものについては、型番がUDF100CsIとなっておりまして、測定原理はγ線分析法、検査機形式としてはγ線シンチレーションカウンタCsI検出器が4個搭載、検出限界値は12.5Bq/kg以下となっております。この主な用途でございますが、中大型魚介類を検査するものでございます。

②の非破壊式放射性セシウム測定装置は型番がNDIF100CsIとなっておりまして、仕様につきましては、測定原理がγ線分析法、検査機形式がγ線シンチレーションカウンタ大型CsI検出器4個搭載、検出限界値は12.5Bq/kgでございます。これは、主にシラスやメロイドなど小さな魚類を前処理なくそのまま検査する

ものでございます。

次に、資料2をご覧ください。これは、入札の執行状況でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第21、議案第90号 工事請負契約の変更について（浪江町北産業団地造成工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第90号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、浪江町北産業団地造成工事について、請負金額の変更及び工期延長に伴う変更契約を行うものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 議案第90号について、ご説明いたします。議案をご覧ください。

1、契約の目的、浪江町北産業団地造成工事。

2、施工箇所、浪江町大字北幾世橋及び棚塩地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前8億6184万円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額6384万円。）変更後9億3782万2320円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額6946万8320円。）

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組 代表取締役 泉田征慶。

6、工期、変更前、平成30年10月9日から令和元年10月31日。変更後、平成30年10月9日から令和元年12月13日まで。

別紙の資料をご覧ください。今回の契約内容の変更といたしましては、産業団地内の箇所につきまして、当初設計では道路全体において地盤強度があると想定した設計でしたが、さらに後ろのページの図面をご覧くださいまして、工事を進めている中で図面に赤く着色しております一部において強度不足の箇所があることが発覚したため部分的に強度不足の箇所を切削し、良質土で置きかえる施工の変更を行うものであります。

ほかには、伐採木の伐開処分量の増、再生の砕石材の欠品などがありまして、再生材が使えなくなりましたというような理由もありまして、変更増を行うものであり、これらの作業量の増などから9月まで予定していた雨水排水口が10月に変更、そして団地内の幹線道路の舗装工を12月まで施工せざるを得ない状況となりましたの

で、契約工期を10月31日から12月13日まで延長することとさせていただきます。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第22、議案第91号 工事請負契約の変更について（北産業団地アクセス道路整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第91号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、北産業団地アクセス道路整備工事について、請負金額の変更及び工期延長に伴う変更契約を行うものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） ご説明いたします。議案第91号をご覧ください。

- 1、契約の目的、北産業団地アクセス道路整備工事。
- 2、施工箇所、浪江町大字北幾世橋地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、変更前2億844万円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1544万円。）変更後2億4624万9720円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1824万720円。）
- 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組 代表取締役 泉田征慶。
- 6、工期、変更前、平成31年3月14日から令和元年10月31日。変更後、平成31年3月14日から令和元年12月27日までとさせていただきます。

次の資料裏ページ並びにその後ろにある図面をご覧くださいながら、説明いたします。今回の契約内容の変更といたしましては、議案資料の裏の1枚目、2枚目の図面の赤の矢印で示してございます道路改良の範囲でございますが、その場所につきまして当初設計では道路全体において地盤強度があると想定していたのですが、工事を進めているうえで、一部において強度不足の箇所がありましたため、部分的に強度不足の箇所を切削し、良質土で置きかえる施工の変更を行います。また、ほかに全体の路盤材の再生砕石土の欠品などの理由もございました。これらの変更内容の増に加えて、埋蔵文化財発掘をしながら工事をするということになったため、当初10月まで予定していた排水工が11月に変更、舗装工を12月まで施工せざるを得ない状況となりましたので、工期を10月31日から12月27日ま

で延長させることとさせていただきたく存じます。

説明は以上です。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第23、議案第92号 工事請負契約の変更について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（2工区））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第92号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（2工区）について、契約変更を行うものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 議案書によりご説明いたします。

- 1、契約の目的、町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（2工区）。
 - 2、施工箇所、浪江町大字請戸字北迫地内。
 - 3、契約の方法、指名競争入札。
 - 4、契約金額、3億1860万円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2360万円。）
 - 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。
 - 6、工期、変更前、平成30年6月12日から令和元年11月30日、変更後、平成30年6月12日から令和2年3月31日。
- 資料をご覧ください。変更の内容は工期変更であります。近接して施工しております請戸住宅団地造成工事の残土を道路工事の盛土に流用するため及び近接部分の施工調整に不測の日数を要したため工期を延伸したいと考えております。
- どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第24、議案第93号 工事請負契約の変更について（町道大平山来福寺東線道路改築工事（1工区））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第93号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、町道大平山来福寺東線道路改築工事（1工区）について、契約変更を行うものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 議案書によりご説明いたします。

- 1、契約の目的、町道大平山来福寺東線道路改築工事（1工区）。
- 2、施工箇所、浪江町大字請戸字北迫地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、3億2400万円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2400万円。）

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組 代表取締役 泉田征慶。

6、工期、変更前、平成30年6月12日から令和元年11月30日、変更後、平成30年6月12日から令和2年3月31日。

資料をご覧ください。工期変更の理由であります。近接して施工しております請戸住宅団地造成工事の残土を道路工事の盛土に流用するためまた近接部分の施工調整に不測の日数を要したためであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第25、議案第94号 土地の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第94号 土地の取得について、ご説明いたします。

本案は、浪江町南産業団地整備事業に伴い、当該事業区域内の土地を取得するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 議案第94号についてご説明いたします。

まず、議案をご覧ください。土地の取得について。

- 1、取得の目的、浪江町南産業団地整備事業。
- 2、取得する土地、別添の裏面のとおりでございます。
- 3、取得予定価格、918万8840円。
- 4、取得の方法、随意契約。
- 5、取得の相手方、神奈川県大和市中央林間九丁目36番12号、五十嵐秀さんです。

あわせて、後ろに土地の明細と予定箇所を表示した位置図、それから現在まで買い取ってきた状況をおつけしております。議案案件

位置図としてこの黄色いところを買うわけでございます。

よろしくお願いいたします。以下同じようなものですので、省略した説明にさせていただきます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第26、議案第95号 土地の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第95号 土地の取得について、ご説明いたします。

本案は、浪江町南産業団地整備事業に伴い、当該事業区域内の土地を取得するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 議案第95号 土地の取得について、ご説明いたします。

1、取得の目的、浪江町南産業団地整備事業。

2、取得する土地、別添の裏面のとおりですが、浪江町大字請戸字杉迫29番地2山林739.23平米ほかでございます。

3、取得予定価格、749万7961円。

4、取得の方法、随意契約。

5、取得の相手方、福島県双葉郡浪江町大字請戸字谷地畑33番地、柴野浩一さんでございます。

先ほど申したとおり、黄色の部分がその場所、そして同じようにその後ろにこれまでの用地買取り状況が書いてございます。

以上ですので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第27、議案第96号 土地の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第96号 土地の取得について、ご説明いたします。

本案は、浪江町南産業団地整備事業に伴い、当該事業区域内の土地を取得するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 議案第96号について、ご説明します。
議案をご覧ください。土地の取得について。

1、取得の目的、浪江町南産業団地整備事業。

2、取得する土地、別紙のとおりですが、別紙をご覧くださいまして後ろのページですが、浪江町大字請戸字杉迫27番地山林2925.00平米ほか5筆、合計1万2873.64平米でございます。

議案に戻っていただきまして、

3、取得予定価格、965万354円。

4、取得の方法、随意契約。

5、取得の相手方、郡山市七ツ池町18番19号メゾン七ツ池402号、富永亜希子さんでございます。

資料の後ろのは、黄色の場所、そして今現在の取得状況でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第28、議案第97号 土地の取得について
を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第97号 土地の取得について、ご説明いたします。

本案は、浪江町南産業団地整備事業に伴い、当該事業区域内の土地を取得するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 議案第97号について、ご説明します。
議案をご覧ください。土地の取得について。

1、取得の目的、浪江町南産業団地整備事業。

2、取得する土地、別紙裏のページでございますが、お開きいただきまして、浪江町大字請戸字南迫99番の2山林7219.00平米ほか14筆、合計1万8452.00平米でございます。

前に戻っていただきまして、

3、取得予定価格、1375万1860円。

4、取得の方法、随意契約。

5、取得の相手方、福島県双葉郡浪江町大字請戸字本町7番地、渡邊忍さんでございます。

その後ろの構図の黄色いところが今回の場面、そしてその後ろに現在の取得状況が書いてあります。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第29、議案第98号 和解についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第98号 和解について、ご説明いたします。

本案は、福島第一原子力発電所事故に係る損害賠償を求める調停の申立てについて、原子力損害賠償紛争解決センターから和解案の提示があったことから、同、和解案に基づき相手方と和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、議案書によりご説明申し上げます。

1、和解する相手方の住所及び氏名、東京都千代田区内幸町一丁目1番3号、東京電力ホールディングス株式会社 代表執行役社長小早川智明。

2、事件の概要、町は平成22年度及び平成23年度に発生した損害に係る賠償請求のうち相手方が一部支払いに合意した額等控除すべき額を除いた額及び申立てにかかる代理人に要する費用を支払うよう原子力損害賠償紛争解決センターに調停を求め、同センターから和解案の提示があったものである。

3、和解の内容、（1）相手方は町に対し損害賠償金3749万2000円を支払う。（2）本和解に関する手続費用は各自の負担とする。

続きまして、資料でございますが、資料1として和解案をおつけしております。

続きまして、資料2をご覧ください。和解案では詳細が不明でございますので、内容を分析した資料でございます。町からの申立て総額は一番下でございますが、2億2176万3502円でございます。申立てに対しまして、和解案が大きく違うものとしまして、まず上から2つ目の事故起因事業費増加事業におきまして、災害弔慰金、災害障害見舞金の9812万5000円について、和解案が提示されなかったこと。また、上から4つ目の事故前着手契約事業におきまして、震災で一時的に工事が中止となり、その後工事を再開して完成したもののについて、対象外となったことが大きなものと分析してござい

ます。

続きまして、資料３でございますが、弁護士からの意見書をおつけしております。第１のところに結論がございますが、弁護士からは受託はやむを得ない旨の意見をいただいているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第30、議案第99号 令和元年度浪江町一般会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第99号 令和元年度浪江町一般会計補正予算（第２号）について、ご説明いたします。

本案は、前年度の決算及び普通交付税の確定等に伴い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24億75万円を追加し、歳入歳出予算の総額を438億1539万4000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、主な補正内容につきまして、予算書事項別明細書によりご説明申し上げます。

10ページをお開きください。歳入でございます。一番下になりますが、款９地方交付税、項１地方交付税、目１地方交付税８億7205万6000円の増につきましては、普通交付税につきましては交付確定による増及び震災復興特別交付税につきましては主に請戸漁港小高瀬迫線整備事業や大平山来福寺東線整備事業などの補助裏措置分により増となっております。

続きまして、11ページ、款13国庫支出金、項２国庫補助金、目１総務費国庫補助金６億4558万2000円の増でございますが、福島再生加速化交付金の増でございます。主に請戸漁港小高瀬迫線及び大平山来福寺東線の交付見込みによる増でございます。

続きまして、款14県支出金、項２県補助金、目４農林水産業費県補助金3699万7000円の増につきましては、主に節１農業費県補助金におきまして、主に営農再開支援事業補助金の増によるものでございます。

続きまして、目５商工費県補助金１億2100万円の増につきましては、避難地域復興拠点推進交付金の増でございます。木材製品生産拠点整備事業の交付確定による増でございます。

続きまして、12ページ、款14県支出金、項３委託金、目２土木費委託金1000万円の増につきましては、河川浄化委託費の増でございます。

まして、竹林伐採費用の追加交付によるものでございます。

その下、款15財産収入、項2財産売却収入、目2不動産売却収入3449万8000円の増につきましては、防災林造成事業用地売却収入でございます。

その下、款17繰入金、項1特別会計繰入金、目1国民健康保険事業特別会計繰入金1064万2000円の増につきましては、平成30年度繰入金の精算による繰り入れ増でございます。

その下、目3介護保険事業特別会計繰入金2824万8000円の増につきましても過年度繰入金の精算による繰り入れ増でございます。

その下、項2基金繰入金、目2浪江町復旧・復興基金繰入金7100万円の増につきましては、主に交流情報発信拠点厨房機器費の増及び堤上ため池環境保全事業や請戸漁港小高瀬迫線整備事業の継続費設定による補助裏分の減などを合計して増となつてものでございます。

続きまして、13ページ、款17繰入金、項2基金繰入金、目8浪江町帰還環境整備交付金基金繰入金1億6271万9000円の減につきましては、主に堤上ため池環境保全事業や請戸漁港小高瀬迫線整備事業の継続費設定による補助本体分の繰り入れの減でございます。

その下、款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金7億2075万4000円の増につきましては、前年度歳計剰余金の確定による増でございます。

続きまして、15ページ、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目7企画費16億1609万8000円の増につきましては、主に節23償還金利子及び割引料の増でございます。平成30年度交付の精算見込みによる被災者支援総合交付金国庫返還金の増並びに、次のページになりますが、節25積立金の増でございますが、浪江町復旧・復興基金積立金につきましては、主に請戸漁港小高瀬迫線や大平山来福寺東線等の補助裏分及び防災林事業に係る町有地売却分及び繰越金の一部の積み立て増でございます。また、浪江町帰還環境整備交付金基金積立金につきましては、請戸漁港小高瀬迫線及び大平山来福寺東線の加速化交付金の積み立て増でございます。

その下、目10財政調整基金費5億円の増につきましては、歳計剰余金処分による積み立て増でございます。

その下、項2徴税費、目1税務総務費1000万円の増につきましては、過年度還付金の増によります町税還付金の増でございます。

続きまして、18ページ、款4衛生費、項3上水道費、目1上水道費6008万4000円の増につきましては、主に節19負担金補助金及び交付金の増でございます。主に高料金対策並びに24時間モニタリン

グ機器修繕にかかります上水道事業補助金の増でございます。

その下、款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 6 営農再開支援事業費 3683 万 8000 円の増につきましては、主に節 13 委託料の増でございます、管理耕作に向けた意向調査等にかかります営農再開ビジョン策定支援業務委託料の増でございます。

19 ページ、項 2 農業土木費、目 1 農地保全管理費 1 億 5426 万 2000 円の減につきましては、主に節 15 工事請負費の減でございます、堤上ため池環境保全工事を継続費設定したことによります次年度分の減でございます。

続きまして、20 ページ、款 7 商工費、項 1 商工費、目 6 交流情報発信拠点施設整備事業費 1 億 6617 万 4000 円の増につきましては、厨房機器及び什器購入のための施設内備品の増でございます。

その下、目 7 企業誘致促進費 1 億 2110 万円の増につきましては、主に節 15 工事請負費の増でございます、木材製造拠点建築工事におきまして地盤改良工事及び敷地造成の変更による増でございます。

款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 2 道路維持費 1500 万円の増につきましては、節 13 委託料につきましては、支障木撤去等の道路維持管理委託料の増、節 14 使用料及び賃借料につきましては、小規模道路復旧などに使います重機借上料の増、節 15 工事請負費の増につきましては、道路破損部の補修などの道路改良工事の増でございます。

その下、目 3 道路新設改良 5821 万 4000 円の減につきましては、請戸漁港小高瀬迫線について 4 工区の継続費設定による減及び 5 工区の交付確定による増を合わせましてトータルで減となったものでございます。

続きまして、21 ページ、項 3 河川費、目 1 河川総務費 1000 万円の増でございますが、小規模竹林の伐採について、県からの委託事業で実施するための増でございます。

その下、項 4 都市計画費、目 6 まちづくり整備事業費 1823 万 7000 円の増につきましては、主に節 13 委託料の増でございます、駅前周辺のまちづくりを検討します浪江駅周辺調査業務委託料の増でございます。

続きまして、6 ページにお戻りください。第 2 表継続費の追加でございます。款 2 総務費、項 1 総務管理費、事業名、本庁舎改修工事第 2 期施工管理業務から一番下の款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、事業名、道路整備事業請戸漁港小高瀬迫線 5 工区その 1 までの 4 事業につきましては、事業計画上その施工等に複数年を要するため記載のとおり新たに継続費として総額及び年割額を定めるものでござ

います。

続きまして、7 ページ、第 3 表は繰越明許費の追加でございます。款 2 総務費、項 1 総務管理費、事業名、町民号企画運営事業及び款 7 商工費、項 1 商工費、事業名、交流情報発信拠点施設備品整備事業の 2 事業につきましては、性質上年度内に支出が終わらない見込みのため記載のとおり新たに繰越明許費を設定するものでございます。

続きまして、第 4 表地方債の補正でございます。臨時財政対策債につきましては、発行可能額が確定したため限度額を変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第31、議案第100号 令和元年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第100号 令和元年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したことに伴い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億2543万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億4116万3000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関久君） 事項別明細書によりご説明申し上げます。6 ページをご覧ください。

はじめに、歳入についてご説明申し上げます。款 7 繰越金 2 億2538万9000円を増額するものでございます。これは、前年度の歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。7 ページをご覧ください。款 5 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 国保基金積立金 1 億円を増額し、積み立てるものでございます。補正後の基金残高見込額は18億140万3000円となります。

次に、款 7 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 3 償還金2443万3000円を増額するものでございます。これは、前年度の事業確定による国への返還金でございます。

次に、項 2 繰出金、目 2 一般会計繰出金1064万3000円を増額するものでございます。これは、前年度事業確定による一般会計の繰出金でございます。

最後に、款 8 予備費 9036 万 1000 円を計上するものであります。

説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第 32、議案第 101 号 令和元年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第 101 号 令和元年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したことに伴い、歳入歳出予算の総額に 2399 万 3000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 3 億 6305 万円とするものであります。

歳入は、繰越金 2399 万 3000 円を増額するものであります。

歳出は、総務費 173 万 8000 円を増額、予備費 2225 万 5000 円を増額するものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第 33、議案第 102 号 令和元年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第 102 号 令和元年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したことに伴い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7084 万 2000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 8 億 2068 万 4000 円とするものであります。

また、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めるものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、事項別明細書により説明をさせていただきます。7 ページをお開きください。

はじめに、歳入予算についてご説明をいたします。款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 公共下水道使用料、節 1 公共下水道使用料 9 万 9000 円の増及び款 5 繰入金、項 1 繰越金、目 2 基金繰入金、節 1 浪江町公共下水道事業基金繰入金 9 万 9000 円の減は、昨年度事業の確定に伴う増減となります。

続いて、款 6 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、節 1 繰越金 1060

万円の増は、前年度決算に伴う増額となります。

款 7 諸収入、項 1 雑入、目 1 雑入、節 1 雑入6024万2000円の増は、県の国道114号道路拡幅に伴う下水道管渠移設工事第 2 工区分の補償費となります。

次に、8 ページをご覧ください。歳出予算についてご説明をいたします。款 1 公共下水道事業費、項 1 公共下水道事業費、目 2 下水道建設費、節15工事請負費6024万2000円の増で、先ほど歳入の際にもご説明をいたしました国道114号道路拡幅に伴う下水道管渠移設工事第 2 工区分の工事費となっております。また、昨年度の事業の確定に伴い、予備費1060万円を増額するものであります。

続きまして、4 ページをお開きください。繰越明許費です。款 1 公共下水道事業費、項 1 公共下水道事業費、事業名が国道114号下水道管渠移設事業であります。この事業は、県の国道114号道路拡幅の第 2 工区工事に伴い支障となる下水道管を移設する公共補償事業となります。昨年度発注した第 1 工区に引き続き実施する下水道管渠移設工事第 2 工区となります。当工事は、令和元年10月に入札、その後議会承認を得ての発注予定となっており、標準工期175日を確保した場合、令和 2 年度中の完了となることから繰越明許費の設定をするものです。金額は、令和 2 年度への繰越額が6024万2000円であります。財源内訳は、下水道移設補償費が6024万2000円であります。なお、下水道移設補償金につきましては、事業完了後額確定により請求となりますので、未収入特定財源となります。

説明は、以上です。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第34、議案第103号 令和元年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第103号 令和元年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したことに伴い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億8125万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億5335万円とするものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 予算書事項別明細書の 6 ページをお開きください。

歳入について、ご説明いたします。款 8 繰越額、項 1 繰越金、目 1 繰越金の 2 億8125万3000円の増は、前年度歳計剰余金であります。

7 ページに移りまして、歳出についてご説明いたします。款 4 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 2 償還金の9660万6000円の増は、前年度事業確定による国県等への精算金であります。

項 3 繰出金、目 1 他会計繰出金の2824万9000円の増は、前年度事業確定による一般会計の繰出金であります。

款 5 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 介護給付費準備基金積立金の 1 億5639万8000円の増は、介護給付費準備基金への積立金であります。

説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第35、議案第104号 令和元年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第104号 令和元年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

本案は、収益的収入で6879万6000円の増額、収益的支出で1039万7000円の増額並びに資本的収入で4390万円の増額をするものであります。

詳細につきましては、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、説明書によりご説明をさせていただきます。8 ページをお開きください。

収益的収入であります。款 1 水道事業収益、項 1 営業収益、目 1 給水収益360万円の補正増、目 2 加入金1220万円の補正増、目 4 その他営業収益26万円の補正増は、徴収実績による見込額の増額であります。

項 2 営業外収益、目 4 補助金5273万6000円の補正増で、これは高料金対策による繰入金及び水道水の24時間モニタリング測定装置修理委託にかかる経費の補助金であります。

9 ページをお開きください。収益的支出であります。款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 1 原水及び浄水費で689万7000円の補正増で、水道水の24時間モニタリング測定装置修理委託にかかる経費であります。

目 2 配水及び給水費で330万円の補正増は、水道メーターの交換委託料であります。

目 4 総係費で20万円の補正増で、これは印刷製本費であります。

続きまして、10ページをお開きください。資本的収入であります。款 1 水道事業資本的収入、項 2 工事負担金、目 1 工事負担金4390万

円の補正増で、国道114号道路拡幅に伴う水道管移設工事負担金であります。

説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君）　ここで2時40分まで休憩したいと思います。
暫時休議します。

（午後　2時16分）

○議長（佐々木恵寿君）　再開します。

（午後　2時40分）

○議長（佐々木恵寿君）　日程第36、同意第5号　特別功労者の決定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君）　同意第5号　特別功労者の決定について、ご説明いたします。

本案は、今年で第47回目を迎える浪江町功労者表彰式において表彰予定の特別功労者について、浪江町表彰条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

本年は、4名の方が該当となります。

牛来幹夫氏は、多年にわたり浪江町議会議員として浪江町の地方自治発展に寄与され、旭日単光章を受章されました。その功績は、誠に顕著であります。

佐々木幸夫氏は、多年にわたり浪江町議会議員として浪江町の地方自治発展に寄与され、旭日単光章を受章されました。その功績は、誠に顕著であります。

（故）山本孝一氏は、多年にわたり浪江町議会議員として浪江町の地方自治発展に寄与され、旭日単光章を受章されました。その功績は、誠に顕著であります。

畠山熙一郎氏は、平成20年から浪江町教育長に就任され、東日本大震災以降避難先での学校再開、また、解除後の町内での小中学校・認定こども園の開校・開園等、町の教育進展・復興に寄与されました。その功績は、誠に顕著であります。

牛来氏、佐々木氏及び山本氏については、表彰条例第3条第1項第6号に、また畠山氏においては表彰条例第3条第1項第7号に該当しております。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第37、報告第5号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 報告第5号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告について、ご説明いたします。

財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の平成30年度の決算について、事業収入は売上総利益金額、営業外収益で収入総額が5083万9000円でありました。販売費及び一般管理費の合計の支出総額が5916万7000円、営業外費用が548万8000円で、当期純損失金額が1396万7000円となりました。

この結果、繰越利益剰余金当期末残高は2億898万9000円となっております。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 平成30年度の福島なみえ勤労福祉事業団の事業報告並びに収支決算について、ご報告いたします。

事業としては、東日本大震災、東京電力第一原子力発電所事故により震災以降は休業状況でありましたが、平成30年6月19日日帰り入浴施設を、6月20日には宿泊施設も含む形でリニューアルオープンしました。再オープンにあたっては、従業員を5月1日から3人雇用し、職員研修、開業準備等を実施してまいりました。

事業報告及び収支計算書をご覧いただきまして、1ページ、2ページあたりは、そういった事業の経過、理事会の関連でございます。5ページは貸借対照表、6ページは損益計算書でございます。

営業実績といたしましては、日帰り入浴につきましては、オープンから3月末まで延べ1万人程度、1日平均37.3人の方にご利用いただきました。宿泊は同様に3月末で延べ4300人程度、1日平均で7.6部屋のご利用をいただき、客室稼働率平均27.1%でありました。収入としては、宿泊料など営業による総利益金額が2951万円、営業外収益が主に営業逸失利益賠償金などがございますが、2132万9000円でありまして、収入合計は5083万9000円となりました。

支出につきましては、販売額及び一般管理費で5916万7000円、営業外費用548万8000円で、支出総額が6465万5000円となりました。差し引いた平成30年度の当期純損益金額は1396万7000円であります。

さらに、6ページの内容をご説明いたしますと、収入は宿泊料や日帰り入浴料、施設利用や宴会の仕出し料理の営業売り上げと、営

業外収益として震災被害に対する東京電力からの営業逸失利益賠償金によるものであります。営業逸失利益賠償金の内容としましては、平成27年度内に支払いのありましたところの平成27年3月期から平成32年2月期までの60カ月分、いわゆる将来的な営業利益金である1億555万2000円のうち、今回事業年度分12カ月分の賠償金であります。

次に、支出でございますが、7ページについてです。主だった項目についてご説明いたします。給与手当につきましては、5月から採用いたしました職員の給与でございます。最初は職員が7名でありました。雑給については、パート賃金でございます。

次に、会議費であります。理事会の開催時の費用であります。

次に、旅費交通費は理事会と役員会の出日当及び交通費の支払いです。

消耗品、水道光熱費、通信費につきましては、事業運営に伴うものでありまして、次の車両費につきましては、社有車の車検代や修繕費、ガソリン代、自賠責任任意保険料などであります。

次に、修繕費につきましては、事業再開に伴い必要となった軽微な修繕などの費用であります。

リース料につきましては、コピー機、カラオケ機リース代であります。

支払報酬については、社会労務士、税理士への費用であります。

次に、外注費は夜間警備についての費用です。

洗濯費については、寝具等のクリーニング費用になります。

以上、報告申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第38、報告第6号 一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 報告第6号 一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告について、ご説明いたします。

一般社団法人まちづくりなみえの平成30年度の決算について、事業収入は売上総利益金額、経常外収益等で、収入総額が1億3056万9000円でありました。事業費及び管理費の支出総額が、1億1207万8000円、経常外費用が1150万円で、当期純利益金額が687万円となりました。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） ご報告申し上げます。

平成30年度の一般社団法人まちづくりなみえの事業報告並びに収支決算について、ご報告いたします。

事業報告書の1ページからお開きください。まちづくりなみえは、平成30年1月22日に設立しており、平成30年度が実質の開業初年度となっております。

実施事業といたしましては、交流情報発信拠点道の駅事業として、道の駅管理運営を担うための準備、視察、情報交換を行いました。公共施設と管理事業につきましては、シルバー人材センターの再開が困難な中、町民の雇用の場を創出するために、登録制による町民の雇用の場創出を行いました。

次に、町内コミュニティー再生事業につきましては、帰還町民が点在している中、ヒアリングを通して地域づくりのきっかけとなる場づくり支援、実施、活動支援を行いました。

イベント事業については、まるしえの日をはじめ春、夏、秋まつりなどのイベントの企画運営を行い、交流の場づくりを行いました。

次に、観光ツアー事業につきましては、県の観光物産交流会との連携による教育旅行、企業研修、H I SやJ T Bなどの旅行会社と連携した観光ツアーの創出など、そういったものを行い交流人口、関係人口拡大の取り組みを行ったところです。

次の視察事業については、浪江町へ視察に訪れる方のアテンドを行い、被災経験を次世代、そしてほかの地域の方にも伝えていく取り組みを行ったわけでございます。

次に、世界が浪江とつながる事業については、浪江町の協力者を増やし、各種団体、企業との共同を促進し、人材育成や移住、定住につなげていく取り組みを実施しました。

次のカフェ事業につきましては、駅前活性化のために、また町民や町を訪れる方のいこいの場として駅前のまちづくりなみえ事業所1階にカフェを開催しました。

こういったことが事業の概略でございます。

次に、決算書2ページの損益計算書についてご説明いたしますと、収入経常費用の売上利益金額として1億1906万9000円、経常外収入として補助金が1150万円などで、収入の合計は1億3056万9000円となりました。

支出につきましては、事業費、管理費で1億1207万8000円、経常外費用が1150万円で、合計1億2357万8000円となりました。

差し引いた平成30年度当期純損益は687万円となったわけでございます。

内訳を説明しますと、次の3ページの事業の内訳でございます。

給料手当、賞与、法定福利費、福利厚生費につきましては、職員に係る人件費となります。採用、教育費につきましては、草刈り作業講習の費用でございます。外注費につきましては、イベント時のステージ音響、照明などの資材代、また警備員などへの費用となっております。消耗品につきましては、イベント用品などを買いそろえた費用です。リース代につきましては、車両、コピー機、パソコンなどのリース代です。支払報酬につきましては、税理士やイベント出演者の報酬、ギャラなどがございます。

以上の内容でございますので、よろしくお願いいたします。

報告終わります。

○議長（佐々木恵寿君）　ここで議会運営委員会開催のため暫時休憩といたします。

（午後　２時５５分）

○議長（佐々木恵寿君）　再開します。

（午後　３時２３分）

○議長（佐々木恵寿君）　資料配付のため暫時休議します。

（午後　３時２３分）

○議長（佐々木恵寿君）　再開します。

（午後　３時２４分）

○議長（佐々木恵寿君）　町長から提出された議案第86号　工事請負契約の締結について（浪江浄化センター水処理施設修繕工事）、議案第90号　工事請負契約の変更について（浪江町北産業団地造成工事）、議案第91号　工事請負契約の変更について（北産業団地アクセス道路整備工事）及び議案第97号　土地の取得について、訂正したいとの申し出があります。

議案第86号訂正の件、議案第90号訂正の件、議案第91号訂正の件及び議案第97号訂正の件を日程に追加し、追加日程第１、追加日程第２、追加日程３及び追加日程第４として日程を追加し、直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君）　議案第86号訂正の件、議案第90号訂正の件、議案第91号訂正の件及び議案第97号訂正の件を日程に追加し、追加

日程第1、追加日程第2、追加日程3及び追加日程第4として日程を追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

○議長（佐々木恵寿君）　ここで資料配付のため暫時休議します。
（午後　3時25分）

○議長（佐々木恵寿君）　再開します。
（午後　3時26分）

○議長（佐々木恵寿君）　追加日程第1　議案第86号訂正の件を議題にします。

町長から訂正理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君）　議案第86号　工事請負契約の締結についての事件の訂正請求について、ご説明いたします。

浪江浄化センター水処理施設修繕工事に係る工事請負契約についての事件で、記載に誤りがあったため事件の訂正を請求するものです。

訂正の内容につきましては、5、協定の相手方を契約の相手方と訂正するものであります。

誠に申し訳ありませんでした。

○議長（佐々木恵寿君）　ここで暫時休議とします。
（午後　3時28分）

○議長（佐々木恵寿君）　再開します。
（午後　4時02分）

○議長（佐々木恵寿君）　事務局長より発言が求められておりますので、これを許可します。

事務局長。

○事務局長（吉田厚志君）　先ほど再開した際、資料をお配りさせていただきましたが、本来事件の訂正請求書のコピーを皆さんにお配りするということでしておったところ、誤って別なものを先に配ってしまいました。

そのおかげで議事を停滞させてしまいまして、大変申し訳ございません。今後は、このようなことがないようにしっかりと確認をしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。

○議長（佐々木恵寿君） ただいま議題となっております議案第86号訂正の件を議題としておりますが、その議案配付をするため、暫時休議します。

（午後 4時02分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 4時04分）

○議長（佐々木恵寿君） 正しい資料が配付されたましたので、再度町長からの説明を求めることになります。

追加日程第1 議案第86号訂正の件を議題にします。

町長から訂正理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第86号 工事請負契約の締結についての事件の訂正請求について、ご説明いたします。

浪江浄化センター水処理施設修繕工事に係る工事請負契約についての事件で、記載に誤りがあったため事件の訂正を請求するものです。

訂正の内容につきましては、5、協定の相手方を契約の相手方と訂正するものであります。

誠に申し訳ありませんでした。

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第86号訂正の件を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、議案第86号訂正の件を許可することに決定しました。

追加日程第2 議案第90号訂正の件を議題にします。

町長から訂正理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第90号 工事請負契約の変更についての事件の訂正請求について、ご説明いたします。

浪江町北産業団地造成工事に係る工事請負契約の変更についての事件で、4、契約金額の変更後の額及び契約金額の変更後の額のうち取引に係る消費税及び地方消費税の額に誤りがあったため、事件の訂正を請求するものです。

訂正の内容につきましては、契約金額の変更後の額 9 億 3782 万 2320 円を 9 億 3922 万 9400 円に、変更後の額のうち取引に係る消費税及び地方消費税の額 6946 万 8320 円を 7087 万 5400 円に訂正するものです。

誠に申し訳ありませんでした。

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 90 号訂正の件を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 90 号訂正の件を許可することに決定しました。

追加日程第 3 議案第 91 号訂正の件を議題にします。

町長から訂正理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第 91 号 工事請負契約の変更についての事件の訂正請求について、ご説明いたします。

北産業団地アクセス道路整備工事に係る工事請負契約の変更についての事件で、4、契約金額の変更後の額及び契約金額の変更後の額のうち取引に係る消費税及び地方消費税の額に誤りがあったため、事件の訂正を請求するものです。

訂正の内容につきましては、契約金額の変更後の額 2 億 4624 万 9720 円を 2 億 4694 万 9900 円に、変更後の額のうち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1824 万 720 円を 1894 万 900 円に訂正するものです。

誠に申し訳ありませんでした。

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 91 号訂正の件を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 91 号訂正の件を許可することに決定しました。

追加日程第 4 議案第 97 号訂正の件を議題にします。

町長から訂正理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第 97 号 土地の取得についての事件の訂正請求について、ご説明いたします。

浪江町南産業団地整備事業に係る土地の取得についての事件で別紙浪江町南産業団地整備事業取得明細書の番号 1 から 15 番までの土地所在の記載に誤りがあったため、事件の訂正を請求するものです。

訂正の内容につきましては、土地所在の表記中大字北請戸を大字請戸に訂正するものであります。

誠に申し訳ありませんでした。

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第97号訂正の件を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、議案第97号訂正の件を許可することに決定しました。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

◎延会について

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。

質疑については、19日に行うこととし、本日の会議は、これで延会したいと思います。

これに、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、本日は、これで延会することに決定しました。

19日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。

◎延会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 本日はこれで延会します。

（午後 4時12分）

令和元年 9 月 1 2 日（木曜日）	委員会
令和元年 9 月 1 3 日（金曜日）	委員会
令和元年 9 月 1 4 日（土曜日）	休 日
令和元年 9 月 1 5 日（日曜日）	休 日
令和元年 9 月 1 6 日（月曜日）	祝 日
令和元年 9 月 1 7 日（火曜日）	委員会
令和元年 9 月 1 8 日（水曜日）	全員協議会

9 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和元年浪江町議会 9 月定例会

議 事 日 程（第 3 号）

令和元年 9 月 1 9 日（木曜日）午前 9 時開議

日程第 1	認定第 1 号	決算の認定について
日程第 2	認定第 2 号	浪江町水道事業会計決算の認定について
日程第 3	議案第 7 4 号	浪江町森林環境譲与税基金条例の制定について
日程第 4	議案第 7 5 号	消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 5	議案第 7 6 号	浪江町立認定こども園条例の一部改正について
日程第 6	議案第 7 7 号	浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 7	議案第 7 8 号	浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 8	議案第 7 9 号	浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について
日程第 9	議案第 8 0 号	浪江町印鑑条例の一部改正について
日程第 1 0	議案第 8 1 号	工事請負契約の締結について（木材製品生産拠点地盤改良工事）
日程第 1 1	議案第 8 2 号	工事請負契約の締結について（関ノ倉ため池環境保全整備工事）
日程第 1 2	議案第 8 3 号	工事請負契約の締結について（丈六ため池環境保全整備工事）
日程第 1 3	議案第 8 4 号	工事請負契約の締結について（南迫ため池環境保全整備工事）
日程第 1 4	議案第 8 5 号	工事請負契約の締結について（小和田ため池環境保全整備工事）

出席議員（１６名）

１番 大浦泰夫君
 ３番 高野武君
 ５番 半谷正夫君
 ７番 佐々木勇治君
 ９番 山崎博文君
 １１番 松田孝司君
 １３番 泉田重章君
 １５番 佐藤文子君

２番 石井悠子君
 ４番 佐々木恵寿君
 ６番 紺野則夫君
 ８番 平本佳司君
 １０番 渡邊泰彦君
 １２番 山本幸一郎君
 １４番 紺野榮重君
 １６番 馬場績君

欠席議員（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 吉田数博君
 副町長 小林弘典君
 総務課長 安倍靖君
 二本松事務所長兼
 生活支援課長兼仮設
 津島診療所事務長
 横山秀樹君
 農林水産課長兼農
 業委員会事務局長
 清水佳宗君
 まちづくり整備課長
 三瓶徳久君
 会計管理者
 兼出納室長
 佐藤祐一君
 健康保険課長兼
 浪江診療所事務長
 掃部関久君

副町長 佐藤良樹君
 教育長 笠井淳一君
 企画財政課長 西健一君
 産業振興課長
 清水中君
 住宅水道課長
 戸浪義勝君
 教育委員会事務局
 教育次長兼浪江町中央公
 民館長兼浪江町津島公民
 館長兼浪江町図書館長
 柴野一志君
 住民課長
 中野隆幸君
 介護福祉課長
 木村順一君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長
 吉田厚志

主任主査兼係長
 志賀美樹

書

記

鎌 田 典 太 朗

◎開議の宣告

- 議長（佐々木恵寿君） おはようございます。
ただいまの出席議員数は16人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎認定第1号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第1、認定第1号 決算の認定についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑は会計ごとに行います。
平成30年度浪江町一般会計歳入歳出決算について、質疑はありますか。
16番、馬場績君。

- 16番（馬場 績君） 30年度決算議案について、何点か質問をさせていただきます。

財政の問題。地方交付税で92億6800万、国庫支出で94億4800万。このかなりの部分が復興特例によるものだと私はと思いますが、復興特例の部分として分けるとすれば、それぞれどのぐらいの金額になるのかということについてお聞きいたします。

財政構造については、私から言うまでもありませんが、総体でいうと、過去最大の決算額、351億7400万ということになりました。

そこで、さまざまな事業、施策の成果の資料で説明はされておりますが、別の角度から。これだけの膨大な予算を執行してきたわけです。その上で、職員の健康管理、職員の体制の問題。別な言い方をすると、過剰労務、あるいは精神的な問題などなど、そういうことはなかったのかということについてお尋ねをしたいと思います。

それから、主要な施策の成果26ページに、マイナンバーの事業について報告があります。マイナンバーカードの交付件数、全体の割合でどうなっているかということと、それからシステムトラブルはなかったんでしょうか。システムトラブルの中には漏えいの問題も含めてお尋ねをしたいと思います。

それから、次です、同じく施策の成果28ページ。コミュニティー再生事業について成果説明があります。この事業の活動補助の基準

は上限があるのかどうか。順序逆になります、決算書では、委託料として5147万4000円の決算処理をされております。それから金額としては小さいんですが、一般財源から690円の支出があります。これは何でしょうか。お尋ねをします。

それから、次に、同じく施策の成果の28ページで、行政区の活動補助についてお尋ねいたします。申請団体が33行政区というふうになっております。解散したところもあると聞いておりますが、現在の行政区の数はどうなっているのか。30年度において解散したという行政区があるのかどうか。それから行政区の活動の中身ですが、この報告だけでは詳しくわからないのでありますが、未活動の行政区に対する町からの改善指導は行われていたのかどうかと。どういう指導がなされていたのかということについて。

それから、同じく主要な施策の成果40から41ページ。決算書にも出ておりますが、換算ということになりまして、民生費の不用残額5847万2000円、最も大きいというふうに私は調査しました。

その上で、具体的な問題についてお尋ねいたしますが、仮設住宅の入居者が22戸、30人。3月31日現在で。多分にして転居先の見通し、住宅確保の見通しが立たない低収入高齢者の方がいると思います。仮設住宅入居者の生活保護適用世帯があるかどうか、把握されているかどうか。

それから、次です。主要な施策の成果42ページ。浪江町復興支援事業。決算では7億4900万です。去年の決算書と比べると大幅減になっております。あえて前年度の決算額を申し上げますと、1億3800万円ということになっております。これは、この1年間の議会で、その前の年からもずっとやってきておりますが、特に県外避難者、もちろん県内避難者の対策も必要であります。平成29年度は7県に22名の復興支援員を配置していたと。それが今年度は、県内8名、ほか9名、という報告になっておりますが、17名に体制縮小で、成果の内容を見ますと、大いに交流を深めて支援の活動の成果があったという報告になっておりますが、ただ事業展開のスタイルが、29年度までは町直営でやっていたわけですが、去年からは中間支援組織に事業委託すると。決算書128ページにも出ておりますが、中間組織に対する委託料として7830万。ざっくりいうと去年の半分になっているということです。

それで、半減した理由と、その結果、復興支援を進めるという目的からすると、活動上の問題は発生しなかったのかと。それから、逆に県内シフトを強化しました。そのことによる成果は何ですかということ。

続けて聞きますが、去年の決算でも、復興支援の活動があらゆる意味で非常に重要な役割を果たしている。したがって、避難町民の生活再建の住民意向調査をやるべきだと、こういうお尋ねをしました。それはやりますというお答えでしたが、実施されたかどうか。特徴的なことについてご報告をいただきたいと。

それから、次です。主要な施策の成果45ページ。賠償支援事業です。意向調査についてわかりやすく説明されております。そこで説明を求めたいのは、この後訴訟に入ってしまった町民は何人ですかと。それから、ADRの個別申し立てに方向転換したというか、和解案拒否ということになって、そういう対応をせざるを得なくなったという経過があります。その上で、ADR個別申し立てをした件数について、把握されていればご説明をいただきたいと思います。

それから、賠償状況についてですが、未請求者がいると思うんです。町でいろいろ東電に情報開示を求めて、支援態勢を進めてきたというふうに報告されておりますが、未請求者の件数について把握されているかどうか。その上で、それらの方々に対してどういう対応をされたのかお聞きいたします。

次に、46ページです。住家被害認定調査についてです。8月22日の全員協議会では、7月末の受け付け件数で2278件、支給件数で2253件という報告がありました。その上で、決算との関係でお尋ねしたいんですが、申請期間が令和2年4月10日まで延長になったということですが、一律ここで線引きされるということになると、帰還困難区域の人たちはお手上げ状態だということにならざるを得ないんです。申請期間の締め切りが、帰還困難区域の場合、令和2年4月10日でやはり打ち切りということになるのか、どうなるのかということについてお尋ねします。

それから、この事業の問題で、これも一般質問等でたびたび議論はしてきましたが、区域外の認定と生活再建支援金支給の条件緩和です。半壊の場合は解体しないともらえないと。したがって、避難解除された場合は解体という手段も、ある意味では見通しが立つわけですが、帰還困難区域でも申請はできると、判定はできると。しかし半壊の場合は、解体後でないと生活再建支援金の支払いはできないと、大きな壁があります。このことについて、町として条件緩和に取り組まれてきたというふうに思いますが、条件緩和の見通しについてどうなのか、お尋ねいたします。

それから、施策の成果52ページ。決算書187ページ。除染対策事業費です。決算額は1億2800万。施策の成果52ページには、ガンマカメラの成果説明があります。測定委託料で1億1000万です。そこ

で測定結果。これは宅地ということにしかありませんが、宅地での高い数値は幾らだったのか、その地域はどこなのかということについてお尋ねをいたします。

それから、検証結果についてお尋ねをいたします。ガンマカメラで1億1000万もかけて測定したと。検証委員会は解散はしていないというふうに私は認識をしております。そこで、測定事業の結果について、検証委員会としてどういう検証をされて、どういう改善の取り組みをなされたのかということです。お尋ねをいたします。

それから、主要な施策の成果60ページ。営農再開支援事業について報告があります。再開の実態について、町内で再開した農家戸数とその面積。今詳しくは結構ですが、大まかな営農作目で再開の中身についてご報告いただきたい。できれば、これも主要な施策の成果、農業再開がどうなのかと、どうするかというのは、やっぱり町を挙げての大きな課題ですので、私としては、施策の成果にそういうものを明記いただければと、書き込んでいただければというふうに思います。再開戸数については、町内というふうに言いましたが、町外で再開している人もいるのではないかと。把握されているかと。同じ角度から、町外の再開件数、それから町外で再開した面積はどれくらいかということです。

それから、主要な施策の69ページから70ページに、さまざまな工業団地造成についての報告があります。その上で、棚塩産業団地についてお尋ねいたします。整備費が37億です。その後30年度決算事業でも、世界最大規模の水素製造拠点として投資されてきているわけですが、事業者の現地での投資規模について把握されているか、お示しをいただきたい。

それから、浪江町もロボットテストフィールドの事業に関係しております。これは報道もありましたから、担当課長はご存じだと思うんですが、ロボットテストフィールド屋内水槽の試験棟に、ひび割れと地盤沈下というか、構造物の傾斜が発生したという問題が起きております。これは浪江町区なのか、南小高区なのかについて、町で把握していたらご説明をいただきたい。

その上で、こういう不測の事態が発生したということについては、団地造成の不備と関連があるのかどうか、捜査をされているのかどうかということについてお尋ねいたします。

一般会計決算については以上、お尋ねをいたします。お答え願います。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。

企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 復興の特例交付税についてのお問い合わせについてお答えいたします。

震災復興特例交付税65億8504万5000円の主な内訳でございますが、補助事業に係る地方負担が49億383万円、町税や手数料の減免措置分が8億4937万7000円、派遣職員等の震災対応職員の費用分が6億4497万円などでございます。

それから、国県補助金のうち主なものとしましては、福島再生加速化交付金が62億9060万1000円、原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金、こちらが13億4518万8000円、それから東日本大震災復興交付金、こちらが3億4675万3000円などとなっております。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 2つ目の職員の健康管理というご質問にお答え申し上げます。

主な取り組みをご紹介しますと、まずは計画的な年休の取得、特に疲労が蓄積しやすい夏等につきましては、夏季休暇10日間の取得を推奨してございます。さらには、定期的にメンタルヘルス研修というような研修も行っております。さらには、弘前大学のご協力によりまして、健康相談というのも定期的に行いながら、職員の健康管理には努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

主要な施策の成果26ページのマイナンバーカード交付件数につきましてお答え申し上げますが、直近で申し上げます。今年の8月末になりますが、交付された件数が2575件となっております、交付率にしますと14.62%となります。システム等のトラブル、漏えい等の報告は受けておりません

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） それでは、次、施策の成果28ページにございます町内コミュニティー再生支援事業についてのご質問にお答え申し上げます。

この事業につきましては、ここに記載のとおり、地域コミュニティーを回復させるため、地域づくり支援専門員を町内に配置して、各行政区等と協議しながら、さまざまな活動を行うものでございます。

ということで、そういった活動団体への直接的な補助ではないため、補助基準といえますか、そういったものは特段ございません。

この歳出額5147万3000円につきましては、全額まちづくりなみえに対する委託料でございます。また、端数690円というご指摘もございましたが、これにつきましては、財源が被災者支援総合交付金という交付金を使っております。その交付金の対象経費の不用残の積み上げが690円になったということでございます。

続きまして、その下にあります浪江町行政区活動補助金で、解散した行政区は、というご質問ですが、今49行政区で、特段解散した行政区等はございません。それで、申請が33団体でございますので、残りについてはこの補助金の申請がなかったというわけでございますが、そういった団体につきましては、先ほど言いましたコミュニティー再生支援事業によります地域づくり支援専門員、そういった方が各行政区等を訪問して、そういった活動の支援等も行っておりますが、結果的に30年度は33団体にとどまったということでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長。

○二本松事務所長兼生活支援課長兼仮設津島診療所事務長（横山秀樹君）

ご質問にお答えします。

まず、仮設住宅入居者に生活保護世帯があるかどうかということですが、この時点というか、今もですが、生活保護世帯はございません。

それから、復興支援員事業の関係ですが、事業費が半減したということの理由ですが、こちらにつきましては、1中間組織に委託することに伴いまして、委託料を定額という形ではなくて、実費というような形をとっております。精算の段階で、このように節約できたというか、こういった形での支出となっております。

それから、1中間組織への委託によって、それから県外へのシフトによって、活動上の問題はなかったのかということなんですが、こちらについては、特別問題はございませんでした。かえって、1組織に委託することによりまして、支援員同士の横の連携ができるとか、そういった関係で効率化が図られております。

それから、住民意向調査ということですが、復興支援員でも、各避難世帯を訪問いたしまして、帰還の意思の確認とか、今後の住まいの再建の方策とかを調査しております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） それでは、施策の成果45ページにあります賠償支援事業についてのご質問にお答え申し上げます。

まず、現在、集団ADR打ち切りから、訴訟に移行された方の人数でございますが、今年の7月現在で言いますと174世帯、411名が訴訟に移行されたということでございます。それからADRの申し立てにつきましては、現在まで約300世帯ほどの方が個人ADRの申し立てをされております。

それから、未請求者につきましては、町で把握したところ、完全未請求、それから一部未請求、そういった方を含めまして、100世帯ほど今現在支援が必要だと判断しておりまして、賠償支援係を中心に、戸別訪問、電話相談等を行いながら支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、施策の成果46ページの住家被害認定調査の関連ということで、生活支援金のご質問をいただきましたのでお答えをいたします。

まず、復興拠点区域外の半壊に対する条件の緩和ということですが、現在帰還困難区域を抱える町村協議会で、国への要望をいたしております。ですが、現在もまだ回答はいただいていない状況であります。

また、支援金の申請期間が令和2年4月10日までになっているということですが、こちらについては、毎年県の意向調査がありまして、そちらにおいて、帰還困難区域の拠点区域以外にかかわらず、まだ町営住宅でも解体が済んでおりませんので、こちらについてもあわせて延長していただくように、毎年要望をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 主要な施策の成果52ページ、ガンマカメラ測定業務についてのご質問にお答え申し上げます。

まず、測定結果に関しまして、一番線量の高かった数値でございますが、11.8μSv/hでございます。地域につきましては、権現堂地区、この1カ所が一番高かったということでございます。それから、この高い箇所につきましては、環境省によるフォローアップが行われておりまして、1センチ高になります、0.39μSv/hということで下がっているような状況でございます。

それから、検証委員会につきましては、こういった検証を行ったかということのご質問ですが、まず平成30年度、2回ほど実施しております。ガンマカメラも含めまして、検証委員会の先生方にも

共有いただいているところでございますが、こちらのガンマカメラにつきましては、環境省にもデータ共有ということで、所有者様へ通知を出す際に、この結果を環境省にも情報を共有しますという内容で、ご通知をさせてもらって、測定をしているような状況でして、高線量部会というのがありまして、そちらの高線量地点については、国、町、事業者と除染等の協議を行って、フォローアップへつなげていくというような形で進めているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（清水佳宗君） 施策の成果60ページの営農再開支援事業の中で、平成30年度の町内の営農状況についてお答えいたします。

営農者数としましては、31名。面積は19.8ヘクタール。主な作物は、水稻、柿、花木、タマネギ、エゴマ、飼料作物等でございます。町外の件については、正確な数字は把握しておりません。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

棚塩産業団地についてのご質問の中で、造成ではどのぐらいかかっているが、その上物に関してはどのぐらい投資しているかというご質問でよろしかったかと思うんですが、まず、各業者が建物等について支出しているというわけではなくて、資源エネルギー庁の予算によりNEDO（ネド）に委託して、NEDO（ネド）の予算でやっているわけでございますが、平成30年度においては、あの場所はFH2Rと言うんですが、そのFH2Rの予算全てにこの162.7億円の予算が充当されているわけではなくて、ほかの水素施設にも全国において投資されているわけでございますので、まず平成30年度は、その162億の幾らか分がこの分に投資されていると思われる。これは30年度分でございますので、やはり29年度、30年度、31年度と、これらがそれぞれ累積されれば、推測では150億は超えるものと思われます。

ただ、今後どのくらい実証実験が続くかということもありますので、今の段階で全部で幾らかかるということは、確定できない状況だと思います。

次に、ロボットテストフィールドの新聞記事においては、恐らくは南相馬においてのロボットテストフィールドで、水中ロボットの実証を行うプールにおいてクラックが発生した事案のことについておっしゃっているのかと思われますが、やはりそのものが、造成事

業に関して、直接的に関係しているかどうかということは、まだ私ははっきりとは言えないところでございますが、産業団地の各区画の利用方法というのは、事業者によってさまざまでありますので、その産業団地の整備の段階で、過大整備とならないように、それぞれの水準でもって造成工事を行うのが通例でありまして、さらに、そこに入居する事業者が、それぞれの区画の区分利用方法を決定した段階で、各事業者が必要に応じて地盤改良をするということが多いわけでございますので、とはいうものの、私どもの造成において、そのようなことがないように、きちっと造成を進めていく、そして監督していくことが必要と認識しております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質問ありませんか。

再質問。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） それぞれ再質問したいと思いますが、最後のところで、課長答弁で、事業者が地盤改良するものだという答弁については、しかと受けとめておきたいというふうに思います。

それでは、質問の順序に沿って、また再質問していきたいと思います。

あえて、詳しく説明しなくてもいいのではないかと思います。私の再質問の意図を理解しておくために、若干の項目と数字を申し上げておきたいというふうに思います。

実は、決算の概要として、先ほど申し上げましたが、過去最大の決算額351億7000万となりました。それぞれ浪江町の財政の状況を示すものとしては、実質単年度収支では2億7400万の黒字ということです。財源構成では、一般財源として136億2000万、構成比率が38.7%で、これは前年度決算からすると10%ほど増えているという説明もありました。それから、財政構造の問題では、実質収支比率が18.8%、前年度は28.4%ですから、改善されたという中身だと思います。

それと、一方では、浪江町の標準財政規模。これは主要な施策の成果の12ページだったと思うんですが、標準財政規模は48億です。何度も言いますように、決算額では351億7000万だから、標準財政規模が50億だから7倍になるということだと。それから、いま一つ注目しておきたいのは、財政調整基金残高が28億1900万。これも最大規模の積み上げになっていると。

そこで、質問なんですが、もちろん減免しているという実態、担税能力がないという実態もありますが、先ほど企画財政課長が示し

た復興加速化交付金等々、何項目かの特別歳入があります。ちょっと合計はしていませんけれども、膨大な金額です。

ということで、復興特別財源による財政運営だと、それに基づく事業展開だと。先ほども復興支援員の予算の減額の質問をしましたが、町民サイドからすると、将来的には役立つものもあるのかもしれませんが、大規模事業展開が、本当に町民の生活再建に結びつくものなのかどうなのかということについて、町長はどういうふうに判断されているか。別な角度から質問すると、こういう流れを見ると、復興期間が終了するという問題もあるし、町民要求はとどまるところがないということもあります。それらをあわせて受けとめた上で、平成30年度決算から見た町の課題は何ですかと、どういうふうに分析されていますかということについてお尋ねをしたいと思います。

それから、マイナンバーについてですが、交付件数が2575件で14.6%。始まって五、六年になるのかな。国全体で13.数%と言っていますから、比率で言うと1%ほど高いとは思いますが、決してそれをよしというふうに認識しているものではありません。結果、進まないんです。この前もテレビでやっていましたが、何で進まないんだと。一言で言うと必要性がないからだ。私もそう思っています。私も交付申請しております。これをこのまま続けていいのかという疑問があります。

これも新聞報道されましたが、政府はマイナンバーカードについて、さらなる強硬策を押し込もうとしていると。今年度末まで、地方自治体の公務員、新聞報道では関連する団体というから、附属団体の職員も含めてだというふうに思いますが、今年度末までに取得義務を課すと、こういう方針なんです。何が怖いかというと、やっぱり個人情報の漏えいです。公務員が堰を切れという意味があるのかもしれない。

少し話が大きくなりますが、きのう議会に来る途中、ラジオを聞いていたら、エクアドルで2000万件の個人情報が漏えいしたと。大問題になっているという報道がありました。全ての情報が把握されているということですから、このままマイナンバー事業を進めていったいいのかと。さらに政府は、全ての公務員に申請してもらうと。公務員だからといって、上から命令するようなやり方は、私はけしからんというふうに思います。申請するかどうかは、全く個人の権利だと思います。

ということで、マイナンバー交付について、政府の新たな動きも含めて、あくまでも個人の権利に基づくものであって、強要すべき

ものではないというふうに思いますが、いかがお考えなのかお尋ねいたします。

それから、コミュニティー再生事業について、専門員を配置して、さまざまな事業を委託しているということです。コミュニティー再生事業という大きな概念からいうと、私はやっぱり、町民が今強く求めている解体跡地の管理についても、この事業を活用できないかというふうに考えました。お尋ねいたします。お答えください。

それから、行政区の活動補助については、一般的な回答がありましたが、33団体から補助申請があったと言っていますが、それぞれ年度決算が行われているのかどうか。行政区単位で年度決算が行われていないところがあると。総会も開けないという状況があります。それぞれうまくいっているという課長の答弁だったけれども、総会開催すら容易でないという状況なのに、専門員等の支援もあってうまくいっているという現状認識は、いささか甘いというふうに思います。それぞれの行政区で、決算総会が開かれていないところがあると思いますが、町は把握されているのか、お答えください。

それから、民生費。これは誰が答えるのかあれですが、項目ごとにいろいろありますが、民生費の不用残が5847万2000円です。決算前に不用残を処理できなかったのかという問題が1つと、民生費については、もちろん町民の生活再建に直結する事業ですので、やっぱり大いに実になる活用、活動を推進すべきだと思いますが、町行政として、民生事業についてもっと活用する、そういう推進指導の取り組みをなされたのかどうなのかということについて質問いたします。

それから、借り上げ住宅入居者の問題では、来年3月いっぱい打ち切りということになっていますが、従来のような広い範囲での調査はしていませんが、やっぱり県から言われる、町がやっぱり強硬に出るということで、頭を痛めていると。これも全員協議会でも指摘したし、本会議でも議論してきた経過がありますが、中にはノイローゼになった人もいるということも、現実起きております。そういう点からいうと、残った人たち、本当に寄り添って、状況確保なり、生活再建、場合によっては、行くところがあれば居住を認めると、そういう柔軟な対応も必要ではないかというふうに思います。どう考えるかお答えください。

それから、復興支援の事業についてですが、これも年間委託することによって、横の連携がとれて、非常に効果があったという答弁がありました。実際データとしては、全協でも示されておりませんし、本会議でも示されておりませんが、前年度からすると体制が弱

体化しているわけだから、交流活動もできないということは明らかだと思うんです。だから、横の連携がとれてうまくいったというのであれば、どういう成果がありましたかと。交流活動や何かで、前年度と比べてどういう変化がありましたかということ具体的にお答えください。

それから、賠償支援事業については、未請求者が100世帯ほどいるという把握をされたことです。その方々の請求支援に取り組んでいると。非常に力強い限りです。その上で、私もそのうちの1人なんですが、住居確保の請求について、やっていない人もいるし、わからない人もいます。「どうだい」と言うのと「それ何だ」と、こういう人がいるんです。だから、やっぱり町民の請求の実態について、もっと踏み込んで把握をして、生活再建につなげるような賠償支援をすべきだというふうに思いますが、30年度決算を踏まえて、当然審査するかと。課長のお考えがあればお答えください。

それから、住家被害については、帰還困難区域4町村の協議会で国に要望したが回答なしと。これはこれまでの議論でも、ここにとどまっているんです。これはやっぱり、町長。ここにとどめておくわけにはいかないんです。同じことを言うようだが、高齢化しているし、長引く避難で命を縮めている人もいます。そうすると、被災者生活再建の請求もできないと。もう幽霊のような、そういう荒れ果てたところに我が家があるということは、そういう現状だけでも、やっぱり町民は追い詰められるということだと。

これは議会の問題でもあるんだが、町長も全力を挙げて取り組んできたと思うんですが、国の態度に対して、今後どう一歩攻め込むかという見解について、決算事業を踏まえて確認をしておきたい。

それから、除染事業についてですが、ガンマカメラについても検証部会の活動も含めて、いろいろやっているという報告がありました。高いところで11.8マイクロシーベルト・パー・アワー。権現堂でということだから、これも聞いてびっくりなんです。ガンマカメラの測定箇所については、申請があったところだけやっているのか、それとも、やっぱり面的な調査をしているということなのかどうなのか、ということについてお尋ねします。

それから、農業再開との関係でいうと、やっぱり農業再開が進まないということについては、農地保全の心配があると、あるいは水保全の心配があるというのは、農家の共通した声です。そこで、ガンマカメラは道路や宅地だけではなくて、農地もきっちりと調査をして、場合によってはやっぱりフォローアップ作戦もやると。帰還の最大のベースは何かというと、安心です。だから、町ではかり続

けて、対策もとって、安全安心のベースをしっかりとしたものにつくり上げていくということが大事だと思います。担当課長がこれは答弁できるかと、ということでお尋ねをいたします。

それから、再開支援事業について、県外については把握していないということですから、これは官民合同チームの協力もいただいて、調査可能ではないかと。やっぱり町民が町外で頑張っていると。商工会の場合は、町外再開の実態は把握されているわけだから。したがって、JAと協力をするとか、そういう方法で町外の再開についても把握をして、町内、町外とも、再開できない最大の問題は何かという、そのニーズをきっちり把握して対策を進めるべきだと。これがやっぱり平成30年度から見えてきた大きな課題だというふうに思いますが、担当課長はどういうふうに考えるか、お答えいただきたいと思います。

それから、最後ですが、棚塩産業団地に絞ってあえて聞きましたが、推測162.7億のうち、150億ぐらいは投資しているのではないかと。しかも実証事業のことであり、確定することはできないということは、今後も追加投資があり得るという含みのある答弁だと思います。その上で、私はやっぱり世界最大の水素製造拠点、打ち上げはいいけれども、本当に浪江町にとって有効な利用なのかということです。

要するに、これもたびたび聞いてきましたが、地元参入が実際どれだけあるのかと。ほぼ事業は完成するわけだから、研究者が浪江町に来て交流人口が増えるという答弁はありましたが、实体经济において、NEDO（ネド）の事業が浪江町の経済のレベルを底上げすると。そういうものに結びつけなければ、私は呼び込み型の企業参入でしかないという危機感は免れないと思う。そのところ、NEDO（ネド）でやっているからいいということではなくて、浪江町のあれだけの貴重な土地を提供しているわけだから、やっぱり大いに経済効果を有らしめるべきだというふうに思います。これはやっぱり、引き続きやっていきますが、町としても、ただどうなんだということだけではなくて、こういう面で浪江町の経済に貢献してほしいと。具体的な事業展開を要望すべきだと思うんです。あれは国がやっていることだ、第三者では私はだめだと思うんです。100%これが来るわけだから、浪江町の企業としてだから、エビで鯛を釣るみたいなことをやられたら困りますよ、我々町民は。そこはやっぱり一步踏み込んで、プラスになる、プラスアルファを引き出す、そういう取り組みが必要だというふうに思いますが、課長の考え、今後の取り組みについてお答えいただきたい。

一定時間をとりましたので、もし納得できる回答がいただければ、再々質問はなしということで、しっかりご答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。

町長。

○町長（吉田数博君） 16番議員のおただしにお答えをいたします。

まず、大規模開発をすることによって、町民、あるいは町に対する波及効果について、どういう見解をお持ちなのかということでございますが、議員もご存じのように、帰町に当たってのアンケートによれば、不安要件が4件ございます。この1つが、生活環境、1つが雇用の場の確保、これが最大であります。そういった意味で、震災に伴って、ほとんどの工場、浪江の雇用を支えてきた会社が撤退をいたしました。それに向けて、雇用の確保という観点から、4つの工業団地をつくっているわけで、今その結果について、確たる保障といいますか、今一生懸命、企業誘致を含めて対応を図っておりますが、そういう観点から、支障になっている不安要件を解消するということで取り組んでいるというふうにご理解をいただきたいと思います。

それから、賠償支援事業についてであります。その中では、特に議員おただしの住居確保損害について、まだ未請求者が多いということであります。これは担当も含めて、十分認識をしております。そういった中で、多分議員もご存じのことと思いますが、南相馬市との比較をさせていただくと、浪江町においては、賠償支援係が対応を図っておりまして、非常にすばらしい成果を上げている状況がございます。そういった中で、住居確保損害については、これから年をとられて老人ホーム入られる、そういう場合においても利用が可能でございますので、それをしっかりと町民に周知を図って、対応を図ってまいりたいと思います。

それから、生活再建支援金のことであります。非常に大きな問題であると認識しておりまして、特に拠点区域外の方は、申請すらできないという状況でございますので、課長がお答えしましたように、帰還困難区域を抱える町村協議会でしっかりと対応を図っているわけですが、その中で私は、みなし解体を含めた対応がとれないかということで、これはどこの省庁に伺ったときでも要望を重ねている段階でありますので、非常に大きな課題だと認識して、今後最大限の努力をはらっていきたいと考えております。

その他のことについては、担当課からお答えさせていただきます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 決算から見た町の財政の課題について
お答えいたします。

議員おただしのとおり、復興に関係する財源を中心に、町の運営を平成30年度も進めてきたものでございます。現在は震災からの復興、町民の生活再建に向けた大規模な施設等の整備のために、予算規模が大きくなってございます。これらの事業が完了いたしますと、予算規模は縮小していくものと想定してございます。

一方で、議員おただしのとおり、町の復興、町民の帰還、生活再建につきましては、まだまだ多くの取り組みが必要であると認識しているところでございます。こういった取り組みに対する財源をいかに確保していけるかということが町の課題であると考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

マイナンバーカードにつきましては、まず公務員ということで、総務課を通じて各職員に通知が来ているということで承知をしてございます。マイナンバーにつきましては、マイナンバー法など、法令に準拠した形で今後進められるものと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 町内コミュニティー再生支援事業を活用して、解体跡地の管理というようなご質問がございました。

コミュニティー再生支援事業につきましては、やはり地域コミュニティーの回復、それからそのために行われる住民主体による自主的な活動、そういった活動のための動機づけでありますとか、そういった話し合いの場を設けるとか、そういった支援事業でございまして、直接的な跡地の管理事業というようなことに活用は、ちょっとこの事業についてはなじまないというか、できないと考えております。

それから、行政区については、こちらの施策の成果にも書かせていただきましたが、なかなか行政活動が困難な地区もあるということは承知しております。そのために、この補助金については、総会の開催費用でありますとか、そういった費用にも活用できます。それからコミュニティー再生支援事業による地域づくり支援事業、そういった方も行政区長さんのほう回らせていただいて、そういった活動の支援等も行っております。そう意味で、なかなか活動が困難な行政区については、こういった資金面と、あと人的な支援という

ことで、継続的に支援を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 私から、民生費の不用残等についてご質問がございましたので、お答えを申し上げたいと思います。

決算審査等意見書におきましても、予算の編成、執行管理、さらに不用額の適切な管理等、昨年に引き続いてご指摘を受けているところもございます。こういう点も踏まえまして、現状大型予算が続いております。伝票等もかなり多い状況となつてございますが、必要な時期に適切な処理を怠ることによりまして、大きな事故につながることもございます。そういうことも含めまして、今後におきましても、職員研修等を通しまして、遅滞のない適切な予算の管理に努めてまいりたいと思つてございます。

2つ目のご質問ですが、民生費の不用残の大きい部分についてと、民生費の重点的配分というご質問だったかと思いますが、これにつきましては、当然町民が生活する上で重要な項目であると認識してございます。今後につきましても、状況等精査の上、予算づけをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長。

○二本松事務所長兼生活支援課長兼仮設津島診療所事務長（横山秀樹君）

お答えいたします。

まず、仮設住宅の入居者の件でございますが、入居者の方に寄り添った形で、今後とも生活再建、それから住宅再建のための支援に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、交流活動関係の成果でございますが、例えば、関東圏でございますと、町長就任に合わせまして、町長がご招待をして「なみえのしゃべり場」というような交流会の開催、それから、町民号を模したような形で浪江町町民交流バスツアー等を開催しております。また東北圏ですと、各自治会さんとか、地元の自治会、避難者の方をお招きした交流会とかを実施しております。多くの方に参加をいただきまして、浪江町民のきずなの維持が図られたところでございます。

さらには、交流館ですが、こちらには30年度より支援員を2名ずつ配置しております。交流館事業の強化を図っているというような状況でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

ガンマカメラのご質問でしたが、測定箇所について、申請に基づくものなのかというご質問でしたが、こちらで宅地について把握してございますので、その宅地について、所有者様へ測定のお願いの通知を差し上げて測定をしているという状況にございます。

また、農地の関係のガンマカメラの測定を用いてというお話だったかと思いますが、平成27年に浪江町でも1台ガンマカメラを購入しておりますし、人員の限りもありますので、できる範囲になりますが、進めてまいりたいと、考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（清水佳宗君） 今の件について、私から補足なのですが、営農再開を町内でする場合、必ず県において土壌分析を行います。その際に、放射性物質が幾ら入っているのか、それによって施肥計画というものを指導されることになっております。

営農再開の町外での調査の件についてですが、どのような方法で把握することができるのか、官民合同チームの協力なども検討したいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） まず、最初にお答えいたしました内容について、もう一度ご説明させていただきますと、30年度の水素関係に該当する予算というのは160億あったと。150億を超えているであろうというのは、30年度ではなくて、29年度、30年度、31年度、それぞれ足した場合の推定でございますので、30年度から150億が出ているというわけではございませんので、よろしくお願いいたします。

それから、議員おっしゃるとおり、これだけの施設を当町において、そして浜通りにおいて活用できないのは、本当に残念なことでございますので、今年度再三にわたり、要望、打ち合わせに行っております。そして副町長にも、町長にも同行していただいております。その具体的な施策というものは、今後詰めていって実践していく段階だと思っておりますので、議会の皆さんと一丸となって、要望活動を展開していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 最後から3点ほど。

水素製造拠点整備事業で、29、30年の合計で推測150億だということですが、2カ年分で150億という全体がわかればそれでいいんですが、今後の投資計画があるのかどうなのかということが1つ。

それから、ガンマ測定については、農地の測定についてもできる限り進めたいという答弁でした。はっきり言うと曖昧な答弁です。これまでやってきたのかどうなのかということです。やっぱりやるべきだと。これに関連して、農林水産課長から土壌分析は県でもやっているということなので、そこはやっぱり連携をして。なお、ただ測定したという自己満足ではなくて、高ければ高いで、やっぱり事実を町民に知らせる。そのまま放置しておく、やっぱり何だかんだということになるわけだから、事後対策をきちっととるというその連携が必要だと思うんです。どちらが答えていただいても結構なんですが、きちんと調べて公表もして、我々にも情報を提供して、議会にも情報を提供して、その後の追加除染の対策をとるという取り組みをなされるかどうか。

それから、生活支援課長で、住民意向調査をやりましたという1回目の答弁でした。それで住民意向調査についてまとめたものがあるのかどうか。復興支援員活動との関係、あるいは生活支援課の活動の中身として、住民意向調査をやったということでしょうから、どこでやったということは答えなくてもいい。その調査結果をまとめて、我々にも情報提供すべきだというふうに思いますが、担当課長の見解を求めます。

それから、総務課長。総会未開催の実態を把握されているんでしょう。49のうち33。そうすると16が未開催ということでもいいのかどうか。総会未開催の行政区。それをそのまま、全国に散らばっているから、町から指導されたからといってそれで解決するものではないが、ただでさえコミュニティーが崩壊しているわけだから、行政としてそこをどうバックアップするつもりなのか。未開催行政区の活動改善について、町の考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

令和2年度、来年度のその関連の概算要求額としては146億が概算要求されておりますので、その中の内数がF H 2 Rにおいて使われるお金だと思います。その次の年度はどうなるのかということは、来年度になって正式に発表されるというふうに聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

農地のガンマ測定の関係のご質問でしたが、実は農地については、農林水産課長より、土壌の分析や施肥の回答がありましたが、一応

ガンマカメラ測定につきましては、昨年除染の検証委員会でも行ったんですが、あぜといいますか、休む場所になりますが、そういう箇所が高い箇所がございまして、環境省、それから除染の検証委員の先生と私どもも行きましたが、現地の確認をしながら、高い箇所の除染という形で進めた実績もありますし、そういう箇所もわかっておりますので、そういった場所について、ガンマカメラなどを活用しながら今後も進めていきたいと、考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長。

○二本松事務所長兼生活支援課長兼仮設津島診療所事務長（横山秀樹君）
質問にお答えいたします。

支援員の報告の中で、調査結果については報告を受けております。

そのデータもございます。議長から要請があれば、ご提供したいと思えます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 行政活動についてのご質問でございますが、先ほども申し上げましたように、行政区の活動が困難で、過去に総会が開かれていないというような行政区もあるかと聞いております。今年度の状況はまだわかりませんが、去年までの間にはあったというような話もございます。

そういった意味では、この補助金については、そういった総会の開催経費等も補助対象としております。そういった補助金も活用していただきながら、これは区長会総会の際もこういった補助金の活用もご紹介申し上げています。そういった形で今後も支援をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 主要な成果で何点か質問させていただきます。

まず、22ページであります。タブレットを利用したきずな再生強化事業というふうな中で、タブレットの通信無料化が平成30年度で終了すると。配付台数は6041台、利用率は53%、1億7914万6000円。タブレットの機能や写真などのデータが従前と同様に活用できるように機能の追加を行ったとありますが、現在このタブレットを利用している人は何名おられるかお伺いをいたします。

ここに53%ですか、そういうことであれば、費用対効果からすると高過ぎるのではないのかなと。これを有効利用するための考えはあるのかというふうなことでお伺いをいたします。

それから、次に58ページ。農業委員会の運営であります、震災

前は農業に対しての料金、賃金表を出していただいて、大変参考になりました。来年度からは賃貸の状況が出てくるので、以前のような作業に対する料金表を出してもらいたいというふうなことでお伺いをいたします。

それから、61ページ。有害鳥獣防止対策事業というふうなことで、イノシシ、ニホンザルは1頭当たり2万5000円。アライグマ、タヌキ、ハクビシンが3000円。これは隊員のみの報償費なのか、一般町民に対しての報償はあるのか、お伺いをいたします。

それから、63ページ。林業振興事業というふうなことで、福島森林再生事業の全体計画の作成を行ったと。375万円。今後どのような事業をするための計画作成なのかお伺いをいたします。

次に、65ページ。泉田川ふ化施設水源等調査業務576万円。契約金1922万円。幾世橋のふ化計画をしていたところの水質をはかったところ、悪いというふうに聞きましたが、今後の方針をお伺いいたします。

それから、71ページ。木材製品生産拠点整備事業というふうなことでありますが、この事業の完成予定と事業内容をお伺いいたします。そして、この原材料はどのように調達するのかお伺いしたいというふうに思います。

それから、79ページ。移住定住住宅取得支援事業というふうなことで、町内に移住定住した方のうち、住宅を建設、購入した場合に住宅補助金を支給したと。これは100万円。利用件数は1件と。少ないわけですが、この件はどのように広報されているのかお伺いをいたします。

それから、84ページ。既存町営住宅用途廃止清算事業というふうなことで、東日本大震災で半壊の被害を受けた既存町営住宅及びしらうめ荘を廃止し解体するため、入居者の退去手続を行ったというふうなことでありますが、解体予定はいつから行われるのかお伺いいたします。

それから、90ページ。防災行政無線戸別受信機賃貸借事業、これで防災行政無線機2500台を賃貸し、町内居住者や事業者等を対象に、無償供用を行ったとありますが、現在の居住人口は712世帯、1095人ですので、2500台の賃貸は多過ぎるのではないかというふうに思いますが、その点をお伺いいたします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。

企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 主要な施策の成果22ページのタブレッ

トを利用したきずな再生強化事業についてお答え申し上げます。

現在の利用者数ということでございましたが、利用率53%と記載してございますが、これは1カ月のうち1度でもアプリケーションを開いた人の割合でございまして、それが半分程度であるという数値となっております。

それから、今後の有効な活用ということでございまして、平成30年度をもちまして、その無料通信は、議員おただしのとおり終了したわけでございますが、アプリケーションを個人のスマートフォンなどにダウンロードできるように、アプリケーションをつくってございまして、その移行作業の研修会なども、主要な施策の成果に記載の事業の中で昨年度実施してございますので、そうした活用を推進してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（清水佳宗君） 主要な施策の成果58ページの農業委員会の賃金の件についてお答えいたします。現在、農業委員会の中で、来年の春の公表に向けて、賃金体系の協議を行っているところでございます。

次に、61ページの有害鳥獣を捕獲した際の報償については、捕獲隊員だけに限っております。というのは、野生動物を捕獲するためには、狩猟免許というものが必要でございます。狩猟免許を持たない者は野生動物を捕獲すること自体ができないので、そういうことにしております。

63ページの福島森林再生事業についてですが、避難以来、長年にわたって管理されていない民有林を所有者にかわって町が森林整備するという事業でございます。全体計画をつくりまして、大ざっぱに申しますと、町内の東側からどんどんと年次計画で整備していきたいと思っております。

次に、65ページの泉田川ふ化施設事業についてですが、これまで行ってきた北幾世橋の荒井地区については、水質が基準を満たさないということで、あの場所で再開することができなくなりました。まずは良質の水が出ないと事業再開そのものができませんので、もっと上流の地点で、その基準に合う水が出るかどうかの調査をこれから行うところでございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 木材製品生産拠点についてお答えいたします。

事業の概要を申し上げれば、2街区、3街区と棚塩産業団地の中にそれがございまして、2街区に製材と、そして3街区に集成材と、これを充てるわけでありまして、ほか小さな建物を入れますと、10棟ほどの建物になります。その完成時期。現在進めている設計施工業務については、国の交付金との関係上、令和2年末を契約工期としておりますが、日本全国において高ボルトが逼迫している状態、状況からして、完成は令和2年度以降になると想定しております。

次に、原木の調達、最初の目標では年当たり1万5000立米の集成材を製造することを目標としておりまして、その調達は福島県内の材料を再製することを目的としてやっておりますので、原則県内から持ってくるわけでございます。その中で、どうしても足りないといった場合には、例外もあり得ると思いますが、そのような目標で今やっているわけでございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 施策の成果79ページの移住定住住宅取得支援事業の広報についてであります。浪江町の広報に掲載しまして、お知らせをしたところであります。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、84ページの既存町営住宅の用途廃止事業につきましてご説明いたします。

既存の町営住宅に関しましての解体予定につきましては、来年度以降ということで環境省から聞いております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 施策の成果90ページの防災行政無線の台数、2500台についてでございますが、これについては、確かに現在の居住人口1000人ということでございますが、町の将来的な目標人口でございますと、平成35年8000、それから避難指示当時は5000という目標数字がございました。それを見越して2500台のリースを考えて始めた事業でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） タブレットの件なんです。もう不必要な方もおられるわけですね。そうした場合に、そのタブレットは町から貸したという形になっておりますから、回収すべきではないのかなと。以前のフットビジョンも回収をして再利用すべきではないかというふうに思います。そのことをお伺いします。

それから、有害鳥獣防止対策事業、61ページなんですが、狩猟の免許、そういうものがないとこれを捕獲することができないというふうな答弁でありました。捕獲隊でいろいろ、イノシシ等一生懸命やられていても、これがふえ続けているというふうな中で、やはり町民の方々にも狩猟免許を取っていただくような、そういうような方法をとって、このイノシシ、あるいはニホンザル、アライグマ、タヌキ、ハクビシン、これを少なくするための対応をしていくべきではないかというふうに思いますが、その点、2つ伺いをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） タブレットの回収の件についてお答え申し上げます。

タブレットは、ハードウェアとしてはまだまだ使えるものでございまして、例えば、カメラとして使っていらっしゃる方ですとか、もしくは自宅にWi-Fi環境などがございましたら、インターネットもつながるというものでございますので、まだまだ使っている方がいらっしゃるかと存じますので、回収する考えはございません。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（清水佳宗君） 一般質問でもお答えしましたが、今後捕獲に関して、どのような効果的な方法、方策があるのかどうかということを検討したいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

○議長（佐々木恵寿君） ここで、トイレ休憩のため、11時まで暫時休議します。

（午前10時38分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前11時00分）

○議長（佐々木恵寿君） 次に、平成30年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

次に、平成30年度浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

次に、平成30年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

次に、平成30年度浪江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

次に、平成30年度浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

次に、平成30年度浪江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

次に、平成30年度浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

次に、平成30年度浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

次に、平成30年度浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

以上で認定第1号 決算の認定についての質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 認定第1号について、不認定の立場で討論したいと思います。

351億7400万の事業執行に全力を挙げて取り組んでこられた職員のご苦勞については、敬意を表したいと思います。しかし、執行さ

れた幾つかの事業において、町民の立場からは容認できないと、そういう問題も幾つかありますので、論点を絞って決算不認定の討論をしたいと思います。

1つは、林業再生事業の執行報告がありました。これは後でも議題に出てきますが、実は森林経営管理法に基づく、その前段での森林図面の作成ということであります。この森林経営管理法の問題は、市町村が経営管理集積計画をつくると。もっと踏み込んでいうと、私有地の森林管理について、町の判断で、整備といえば整備なんだけれども、森林経営権を侵害するような、そういう中身の法律であり、その事業の入り口であるということが1つです。

それから、タブレット無料貸与についても終了するという報告がなされました。これも散在している町民にとっては、町の情報を得る大きな手段だと。お互い町民同士でも有効な情報交換になっていると。

さらに、マイナンバーの問題です。全ての公務員に対して、交付申請をするという通知が既に職員には来ているというお話がありました。マイナンバー制度自体は、さまざまな困難と問題を起こしていることはご存じのとおりです。決算議案審議の中でも、その申請についてはあくまでも個人の権利であり、個人の判断に任せるべきだという質疑をしましたが、これについても明確な理解を示す答弁もありませんでした。個人情報管理という点からも、マイナンバーの問題は大きな問題です。

それから、町民生活の再建という点から、一番ある意味では弱い立場にあると言っても過言ではないと思うんですが、仮設住宅供用期限終了ありきのそういう態度で、入居者に対するさまざまな町側の取り組みが行われてきたということについても、決算上、そのまま容認できるものではないと。

そして、最後には、水素製造拠点の問題で、今日の審査でも明らかになったとおり、大規模水素製造事業については、NEDO（ネド）経由というものの、それこそ世界を独自に駆け巡ることができる、そういう地力のある、体力のある、そういう事業に対して、既に296億、今後も追加されるだろうと。県全体では、今年度予算を含めて2300億です。全体として、県内企業、被災地企業の本当の意味での再建につながるそういうものかということ、そうではないと。やっぱり大型企業呼び込み型の拠点整備になっているということについては、これまでも問題があったし、これから大きな問題として、浪江町に、あるいは町民に突きつけられる問題だと。真の意味で町内事業者が、町民が働く場を確保し、経営基盤をしっかりと確

立する、そのための復興支援が求められているということが明らかになった決算だというふうに思います。

幾つか不認定の理由を上げましたが、その立場から不認定の討論を終わりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

13番、泉田重章君。

○13番（泉田重章君） 平成30年度の決算認定について、賛成の討論をいたします。

本年度の事業決算は、震災後8年を経過して、一般会計大型決算、歳入351億7498万円、歳出334億3809万円と、超大型な結果となりました。復興に係る事業を的確に遂行しておりまして、今後の浪江町復興に希望が持てる内容となっていると認めております。

決算報告にある収入未済額は、事業が単年度では完了できない大型なものとなっており、繰越明許費により、復興事業の継続を行っております。切れ目なく歩んでいる証と、復興のために歩んでいる証となっております。今後の目的達成に期待をしたいと思います。

事業遂行に当たっては、職員の皆さんの努力が欠かせないものであり、その頑張りに敬意を表したいと思います。総体的に申し上げますと、念願であった町民の生活に必要なスーパーマーケットも開店し、生活環境も改善されてきました。引き続き、住民生活に便利な事業を展開していただきたいと思います。

また、今後の人口増加には、帰還困難区域もあり、町民それぞれの事情もあって、戻ってこられない方もいます。これからは、帰還人口はもとより、産業振興における労働人口に期待を寄せています。次世代エネルギーとして、浪江町に将来の水素事業に関連する事業者が数多く進出していただけるように、企業誘致に努力していただきたいと思います。

また、今後の町運営のための税収入を確保するためにも、将来性のある事業者が参入できるように、数多くの手法を手がけていただいて、引き続き企業誘致に努力をしていただきたいと思います、このように思います。

以上、町民が少しでも早く安定した生活に戻れることを念願して、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより認定第1号 決算の認定についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は、原案のとおり認定されました。

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第2、認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 水道事業について質疑を行います。

決算書の6ページ。未収金、営業収益未収金、営業外未収金、その他未収金、合わせて6300万ありますが、その後の状況について。これはどういう中身の未収金なのかと。その後、未収入の収入が図られたのかどうかです。

それから、決算書の24ページは企業債の明細ですが、そのほかにも15ページに企業債の明細があると思いますが、このことについてお尋ねをしたいと思います。

正直、水道事業については、収益収入が図れないという現状にあります。その中にあって、現在企業債の残高が約6億ということです。利用料収入がないのに、企業債の支払いはやっぱりきっちりやっていたかなければならないと。24ページには、借り入れ先別発行額期末残高利率が書いてあります。例えば、資金運用部の資金では4200万。償還終期が令和3年ということで、間もなくということですが、ざっと見ると、番号37かな。資金運用部資金の880万も含めて、利率が1.6%、2%、3%、4%、5%と高金利です。これもけさのニュースだと、ある銀行は銀行口座維持の手数料をいただかないと、銀行収益が悪化して経営が困難だと。今後検討したいという報道すらありました。低金利の中にあって、企業債はやっぱり高利で支払い続けなければならぬと。

前もあったと思うんだが、公的資金保証金免除繰上償還制度というものを活用できないのかと。賠償金に頼って、しかも帰還町民からは利用料を徴収しないと、そういう努力をしている一方、高金利の企業債を払い続けてきたし、これからも継続すると。やっぱり声を上げて、何でもかんでも一切、自治体だからという甘えの態度で

はなくて、やっぱり我々は被害者なわけだから、加害者が明確なわけだから、責任のあり方も含めて、国に対して低利の借りがえ制度を求めていくということが、経営改善の基本的な手法だというふうに考えますが、これは副町長かな、お答えをいただきたい。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休議します。

（午前 11 時 20 分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前 11 時 30 分）

○議長（佐々木恵寿君） ここで午後 1 時まで休憩とします。

（午前 11 時 30 分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 1 時 00 分）

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、決算書 6 ページの未収金の内訳についてご説明いたします。

まず、営業未収金につきましては、過年度分の水道料及び現年度分の水道料。あとは退職手当の負担金と審査手数料、加入金、自宅工事収益等々がございます。

その下、営業外未収金につきましては、資料の 19 ページをお開きください。収益費用明細書のうちの款 1 水道事業収益、項 2 営業外収益、目 4 補助金のうちの他会計補助金、こちらのうちの消火栓の管理費 38 万 8300 円と、あと国県補助金の 1828 万 4400 円であります。

続きまして、その他の未収金につきましては、同じく 22 ページをごらんください。3 の資本的収支明細書のうちの資本的収入、こちらの合計 4178 万 713 円となります。

以上であります。

○議長（佐々木恵寿君） 小林副町長。

○副町長（小林弘典君） 15 ページにございます企業債の残高を減らす検討の件についてお答え申し上げます。

水道事業会計において企業債を減らす取り組みについては、会計の健全化を図る上で重要であると考えております。議員ご指摘のように、今後繰上償還等により、水道事業会計の債務を圧縮できるか

どうかについては、検討を進めてまいりたいと考えております。

あと、もう1点おただしのごさいました収入確保の件についてお答えいたします。

水道事業会計においては、現在免除、あと利用者数の減少ということに伴いまして、毎年度逸失利益相当額については、東京電力に対し賠償請求し、認められているところでございます。いまだ震災前の状況にはなっていないところでございますので、今後も引き続き賠償請求について求めてまいります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 決算書6ページの流動資産（2）未収金については、別紙資料の説明で、何がどうだということについてはわかりました。この未収金は、その後健全に処理されているということによろしいのかどうかということです。

それから、15ページ、それから22ページの企業債に関する繰上げ償還の問題ですが、繰上償還で経営の健全化を図ることは重要だと。できるかどうか検討すると。私はそういう方法も可能ではないかということなんだが、今のあなたの答弁では、できるかどうか検討するということが曖昧だと。できるかもしれないし、できないかもしれないという、そういう答弁です。これは、ちょっと答弁としては不完全です。できるかどうか検討すると。検討するというのも、対議会との関係で答弁用語ではあるが、具体的に私はこういう方法で可能ではないのかということ、公的資金償還免除繰上償還、いわゆる繰上償還という方法でできるんじゃないかというお尋ねをしたわけですので、いま一度。

それから、県下の状況でいえば、接続者、利用者から使用料負担を求めるということは、なかなかやっぱり困難だと。事業者の場合はまた別だと思います。

そういう意味で、東電賠償を今後とも請求していくということで、これも大事な取り組みだというふうに思います。

一般論から言えば、個人の場合も民間事業者も、賠償については東電は極めて不誠実な態度。不誠実な態度というと抽象的だから、民間事業者の場合は打ち切りです。行政で公的利益を担保しているわけだから、水道事業はやっぱりやめるわけにはいかないということで、東電賠償に確固たる姿勢で請求するということは大事です。

その上でなんだが、これは今後とも賠償がなされるという見通しがあるのかどうなのか。

以上、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） 未収金の回収状況につきましては、営業外未収金、その他未収金につきましては、全額収入されております。ただ営業未収金につきましては、過年度分の4万2137円と、これは前年からです。あと現年分は、130万2527円のうち127万6349円を回収していきまして、現在残っているのは6万8315円となっております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 小林副町長。

○副町長（小林弘典君） 議員の再質問にお答えいたします。

繰上償還の件に関しましては、財政投融资資金の貸付金の一部につきましては、従前平成19年度から平成24年度まで、償還金免除繰上償還制度というものがございまして、実施されていた時期がございました。ただ現在は未実施でありまして、公的資金の繰上償還はできないと考えております。

ただ、一方で民間資金の貸し付けも受けておるところでございしますので、その部分について、会計全体の債務が圧縮できるのであれば、繰上償還という部分も全体の資金運用上、検討してまいりたいと考えております。

賠償金につきましては、震災以降、逸失利益分については協議をし、賠償請求しているというところでございます。引き続き、必要性も訴えながら、しっかりと請求していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 民間借入れの分については、今後相手方とも協議して、繰上償還できるように努力をしたいという答弁でした。なお財投関係については、現在はそういう制度はないということで、現在は行われていないということはわかりました。

その上で、制度事業の民営化なんていう問題も出てきていますが、その問題とは別に、やっぱり公企業としての経営が、この政府系金融資金も含めて、高金利で経営を圧迫しているということは事実なので、改めて低金利時代において繰上償還制度を求めていくべきだというのが、やっぱり決算から見た町の必要な対応ではないかというふうに思います。今後どうされるのかお尋ねしますので、お答えください。賠償については引き続きということだから、先ほど言いました。

それと、営業未収金のところで、130万2527円のうち127万6000何

がしかが入ったと。残りはまだ未収の状態だということですが、先ほどの説明で、退職金にかかわる未収が発生しているということですが、これは退職金積み立てのことですか。それともその分について徴収できない何らかの理由があったんですか。中身の話と現時点でどうなっているのか。

○議長（佐々木恵寿君） 小林副町長。

○副町長（小林弘典君） 再々質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、会計事業上、企業債を減らす取り組みなど、健全化を図る上では重要な取り組みであると考えております。繰上償還等、実現可能性も含めてしっかり検討し、可能なものから実施していきたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） これは退職手当の負担金でありまして、1万4608円ほど多く納めていたので、その分の返納分となります。以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり認定ことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、認定第2号は、原案のとおり認定されました。

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、議案第74号 浪江町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 新しい条例であります。まず条例に基づいてお尋ねをいたします。

第1条、浪江町が実施する森林整備、浪江町が実施する森林整備の事業というのはどこから発生するんですか。及びその促進に関す

る施策、ここに書いてある施策の中身は何ですか。その事業の財源に充てるため、財源構成の基礎は何ですか。

それから、第5条、処分です。法第34条第1項各号に規定する施策。これ、やっぱりこういう新しい法律に基づく新しい条例の場合は、関係条文の中身がわかる、それは議員だから調査しなさいと言われればそれまでですが、少なくともこの資料の中にわかるようなものを入れるとか、ということが必要ではないかと。したがって、法第34条第1項各号に規定する施策とは何ですか。第1条の森林整備促進に関する施策という中身とかぶるのかもしれませんが、そのところをまず説明をしてください。お尋ねをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（清水佳宗君） 第1条と第5条の中身については、ダブリますが、その34条の中身を申し上げます。

1つ目としては、森林の整備に関する施策、2つ目として、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進、その他森林の整備の促進ということが掲げられております。

財源としましては、森林環境譲与税そのものでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 課長は言わなかったが、要するにこの条例の出発点となっているものは、森林経営管理法に基づくさまざまな事業ということになるんだろうと思います。

そこで、今課長が言われた森林整備に関する施策、いわゆる森林整備に関する事業の中身として、森林整備、人材の育成確保、木材の利用、森林整備、この計画は誰がつくるんですか。この計画をつくる根拠は何ですか。この森林経営管理法に基づく森林整備に当たっては、市町村が前面に出るということのようだが、国有林ではなくて、これは民有林でしょう。いわゆる森林所有者の権利はどのように保護されるんですか。法律に基づいて、先ほど言ったような計画を組む、先ほど言ったような事業を実施する。所有者との関係で、所有者の権利を尊重できるということになっていきますか。

それから、これだけの事業をやるということになれば、浪江町の職員体制でできますか。予想される事業量、どれくらいになりますか。予想される事業量の中身として、浪江町の民有地の面積はどのくらいあるんですか。地権者は何人ですか。上位法に基づいてこういう条例をつくるわけだけれども、末端自治体がこれほど大変なことをできるわけがないとは言わないけれども、やるとすれば大変なことです。担当課長として、この事業の問題点をどのように認識し

ているか、今言った点についてお答えをいただいた上で、町はどういうふうに認識しているか。もし副町長、この事業制度をご存じでしたら、理事者としてどういうふうに考えるかお答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（清水佳宗君） まず、町が実施する事業というのは、議員がご指摘のとおり、森林経営管理法に基づいてやるようになります。議員もご存じだと思うんですが、これは森林が、森林といいましても民有林でございます。手入れされていなく、不健全といいますか、そういった状態の森林について、それぞれの所有者に意向を確認して、自分で管理するのであればしていただいて、もし自分で管理できなくて町がかわりに管理してもいいよという承諾が得られるのであれば、町が所有者にかわって森林を整備するものでございます。その際に、所有者の意向に逆らってまで、強制的に町が手を入れるということはありません。

それと、民有林の地権者の数、面積については、私ちょっと不勉強で、今資料を持ち合わせておりません。

今回、この後の一般会計の補正にも出てきますが、今年度については490万ほどの財源が国から来ます。将来的には、最大で千五、六百万円ぐらい、その程度の財源が来ます。その財源の範囲内でできる事業をやりたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 実は、森林環境税として、町民1人1000円賦課されると。これが財源なんです。一旦国に行って、国からまた。いろんな計算方法がありますが、それによって交付されると、こういう仕組みです。

その上でだけれども、課長は楽観しているようだけれども、民有林が健全に管理されていない、管理ができていない。そういう場合には、本人の承諾を得て町が管理するというふうに今お答えされました。確かに森林管理の意欲なしという場合には、町が所有者にかわって管理するという法の建てつけになっていますが、これはある部分だけを抽出して、じゃ、ここのところだけやりましょうとかという、そういう事業展開にはなり得ないというふうに思うんです。

私が非常に今気にしているのは、114号沿線、ナラ枯れが起きています。あれは国有林ですけれども、これはこれでまた別の角度から森林管理の問題がありますが、仮に私なら私が、ずっと森林管理してきたし、これからもできるという場合、全体の森林荒廃からいうと、町としては全体のエリアに入れると。そうすると、事業実施主体が町になるわけだから、所有者の意思を無視して森林経営管理

が行われるということが、この法案審議の過程で明らかになってきているんです。特に、東北も森林は多いけれども、この法律との関係では、近畿・東海地方の自治体で、これはこの法律どおり末端自治体がやるなんてことはできないと。所有者とのトラブルが絶えないだろうと。裁判にもなるだろうと。どうしたらいいかわからないという町の幹部の発言があるんです。だから、まだ法律ができて、初めて浪江町は条例として提案されるわけだが、この制度自体が大きな問題があると。

一言だけ言うけれども、なぜ森林荒廃が起きているかという、外材に頼って、国内の森林管理の採算がとれないということで、みんなやっぱり放置せざるを得なくなっているんです。問題の根本はそこにあるんです。それをこういう法律をつくって、末端自治体にお金をあげるから、末端自治体が事業主体になって管理してくださいということは無茶だ。だからあなた方としては、上から来たものは出さざるを得ないということだと思いますが、私有権も拘束するような、こういう事業の実施、これは極めて慎重であるべきだというふうに思います。上から来たものだから、入ってくるお金を突き返すわけにはいかないでしょうけれども、要するに、事業実施計画を組む場合には、所有者の意思を尊重して、強制的な事業執行はしないということが何よりも大事だと思います。

町長。今の話を聞いて、流れは大体わかったと思うんですが、どうされますか、今後の対応。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） 議員おただしのとおり、やはり町の行政執行に当たっては、信頼関係が基本であるということでございますので、当然ながら、山林の管理につきましても、そういう手法で、やはりトラブルが予想される案件だとか指摘もございますが、そういったことのないように、しっかりと法の趣旨に則って対応してまいりたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） この条例は、町民に対して、1人1000円という新たな賦課が課されるものであると。それを財源について末端自治体に交付されると、そういう背景があるということです。その上で町長は、所有者との信頼関係を損なわないように、法に則って進め

てまいりたいという答弁でした。前段と後段は矛盾する、この中身からいうと矛盾する答弁になっているんですけれども。

反対の理由としては、町が森林管理の実施主体になるということです。膨大な事務量です。末端自治体の実施主体になるということ自体、とてつもない混乱を招くと。やるんだったら国の責任で国がやればいい話です。何でもかんでも末端自治体に押しつけてくると。こういう問題があるということが1つ。

それから、2つ目には、森林経営管理法の行き着くところは、いわゆる集積判断、全体の判断をするということになるので、所有者の不同意があっても町が実施すると、そういうことにならざるを得ない法律に基づく事業の中身だと。

それから、3つ目、そういう事業展開になるわけですから、仮に森林整備して伐採をして、請求があった場合、所有者には配分されないんです。こんなばかな話ありますか。という問題があるので、私としては、とてもとてもこの条例に賛成するわけにはいかないということを明らかにしておきます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第74号 浪江町森林環境譲与税基金条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第75号 消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 附則に、この条例は令和元年10月1日から施行するというふうに書いてあるとおり、10月1日から消費税が10%に引き上げられるというもとに提案されている条例です。

この条例だと、別表中、何々を何々にというところで、例えば、施設入所者の新規の申請の意見書、これが4320円が4400円になる。80円。あとうのところでは、施設入所者以外の新規の申請にかかわ

るものについては、5400円が5500円になる。つまり100円ということです。そのほか水道事業給水条例、下水道条例、農業集落排水処理に関する条例で、これもそれぞれ税率を上げるというものであります。

そこでお尋ねしますけれども、それぞれの条例改正に伴う手数料が、どれくらい負担増になるのかということについて、これまでの実績をもとに試算されたものがあれば、お答えいただきたいというふうに思います。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長兼浪江診療所事務長（掃部関 久君） 昨年度の実績でございますが、新規10件、継続6件でございました。合計で7万9920円の収入でございました。今回2%の増税ということで、この金額におよそ2%が上乘せされるものと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、水道料金等につきまして、8月の実績をもとに試算をした金額を申し上げたいと思います。上水道が29万2000円ほど、上水道の加入金につきましては7万6000円ほど、下水道使用料につきましては21万1000円ほど、農業集落排水につきましては1万3000円程度の増額になると考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 要するに、金額としては数十万円ということだけれども、ご承知のとおり、10月1日から消費税が上がるという状況にありながらも、駆け込み需要すらないと。いかに町民の懐、大きく言うと日本経済が落ち込んでいるかということだと思います。これまた消費税の増税について、町がそれを否決するというわけにはいかないと思いますが、上下水道の使用料免除等も含めて、町民の負担を最小限にしていこうという取り組みが必要だと思いますが、町の対応についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） 住民の負担を軽減するために、使用料の減免の継続についてとのご質問だと思いますが、これは総合的に判断しまして、今年度いっぱい是一般住民の方につきましては、減免させていただいておりますが、次年度以降につきましては、今後総合的に判断して決定していく方針であります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 議案第75号の反対討論をしたいと思います。

とにかく今、全体として、大きく言うと国全体として、あるいは町民の生活再建の状態から見ても、消費税を上げる、上げられる、そういう状況にないということは明らかだと思います。それを今の政権は、10月1日増税を強行するということは、重大な問題だというのが反対理由の一つ。

それから、いま一つは、水道事業、あるいは下水道事業、あるいは農集事業について、今年度は減免をしてきたが、来年度からは総合的に判断すると。非常に都合のいい言葉だが、要するに、これまでの減免継続については、極めて後退した見解を示されました。これも、それこそ町民が置かれている総合的な状況判断をした場合は、減免を継続して町民の負担軽減を図るべきだと。そして先ほどの議案でも議論しましたように、さまざまな経営圧縮の要因を緩和していく、排除していく。さらには東電に対して、公営企業体の存続のために、責任ある賠償を求めていくということが、被災自治体のとるべき態度だというふうに思います。

そういう点で、極めて遺憾な答弁があったということも含めて、この議案に反対の討論といたします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第75号 消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第76号 浪江町立認定こども園条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第76号 浪江町立認定こども園条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第6、議案第77号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 所管ですので、議案の質疑はしませんでした、委員会審議の後、いろいろ改めて条例の中身について調査をしました。

この条例は、ご存じのとおり、10月1日から実施される消費税増税に合わせて、2年前、子育て支援法等改正案が国会で成立をしました。この子育て支援法と改正の中身なるものは、幼児教育の無償化を図るという中身であります。

ところが、この条例でも明らかなように、幼児教育の無償化を実現するということを言ってきたんですが、実際には負担増になるという問題が発生しているんです。

したがって、次の次、79号では、浪江町では特定養育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部改正。これを無償にすると、町が負担するという中身ですけれども、ここで、町がやっぱり穴埋めせざるを得ないと。今、被災自治体としては、確かに教育費の負担、あるいは幼保の負担については、特例措置で無料になっていますが、この条例そのものからいうと、幼児教育無償化というふうに言っていたのにもかかわらず、負担増になる

と、こういう条例になっているということが問題です。

私の説明だけでは理解できないかもしれませんので、議案第77号資料2ページをちょっと見てください。

これを見ると、左には現行ということで、保育料、1号認定の場合、2号認定の場合ということで、副食費については、2号認定の場合は保育料の中に含まれるとなっていました。今回の条例改正でどうなるかという、1号、2号とも、保育料は無償化だけれども、副食費、主食費については実費負担をすると、こういう仕組みになってくるんです。

今までは、幼児教育無償化で、副食費についても無償だというふうに言ってきたんですが、4500円、行政用語で言うと給付対象外ということだが、保護者負担になるということなんです。しかも、この副食費の保護者負担については、市町村の対応がまちまちなんです。委員会の審議でも明らかになりましたが、浪江町民が県外に避難している。今までは幼児教育無償で、支払った領収書があれば、その分は後から振り込まれると、こういうことになっていたんだけど、今回の法律改正、条例改正で、それぞれの市町村で判断すると。浪江町の場合は49号で町負担という補填制度をとりましたが、そうっていない自治体もあるんです。そうすると、同じ町民で、新しい制度改正のもとで、無償化になる人と、新たに4500円負担になる人が出てくるんです。全く看板に偽りあり。こういう極めて、ある意味ではうそとごまかしの法律だと、行政の中身だと、上から言っていることが。

ということで、これは本当に末端自治体で、福島県内もいろいろ調べましたが、本当にご苦労なさって、副食費の負担、あるいは保育料軽減措置を図っているというところもあります。市町村泣かせ、保護者泣かせ、ある意味では町民分断の。こういう極めて問題のある条例だということを明らかにして、私は反対の態度を明確にしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第77号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。
よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第78号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第7、議案第78号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第78号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第79号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第8、議案第79号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第79号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第9、議案第80号 浪江町印鑑条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） この条例は、80号資料にもいろいろ書かれてありますが、やっぱり男女平等という立場から必要な改正だというふうに思います。

そこで、やるかやらないかは本人の判断ということになると思うんですが、この条例改正でいろいろ混乱が生じるのではないかと、いうふうに私的には予想するんですが、住民課長ですか、これは。担当課としては、この住民基本台帳施行令一部改正の啓蒙というか、町民へのお知らせをわかりやすい形でやる必要があるだろうというふうに思いますが、大きな意味で、この改正を必要とする時代的背景について、担当課長はどういうふうに考えているのかということと、混乱の内容に町民に対してお知らせをしていくという取り組みについて、どういうふうに考えているかお尋ねしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

まず、改正の趣旨ということですが、議案第80号の資料にも載せていただいておりますが、社会活動する女性、旧姓のまま、こういう方が増加しているといった背景の中で、こういった住民基本台帳法の施行令などの改正も行われてきたということで、それに伴って、今回の印鑑の条例もあわせて改正させていただくということになります。

あと、お知らせ等々につきましては、議員おっしゃっていただきましたように、わかりやすい方法でホームページなどでしっかりとお知らせさせていただきたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） この条例改正に伴う町民の対応ですけれども、条例がこういうふうに改正されたということであって、やるかやらないかについては、全く個人の判断、従来どおりで済ませるということも可能だと思うんですが、そこも含めてわかりやすくお知らせする必要があると思いますが、改正の趣旨と、その点での対応について、どういうふうに考えているかお答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答えいたします。

希望があった場合ということになってきますので、わかりやすく、その辺も含めまして、周知ということで、広報、ホームページ等でさせていただきたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第80号 浪江町印鑑条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第81号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第10、議案第81号 工事請負契約の締結について（木材製品生産拠点地盤改良工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） この工事請負契約の締結なんですが、木材製品生産拠点地盤改良工事、この工事内容は、2万8400平米しか書いてなくて、中身が全然わからないんですが、簡単に中身がわかれば教えてほしいんですけども。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

まず、結論から先に申し上げますと、こちらの赤いところの面積の部分を1メートル切削し、土とセメントを混ぜてそこに戻すという工事でありまして、そのセメントの混合量1立米当たり100 kilogramsのコンクリートを混ぜるということがこの工事でございます。その背景は、先ほどの答弁と同じような理由でございますので、割愛させていただきます。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） セメント安定処理をするとわかるんですが、ただ、簡単にここに表示してくれればなと、どんな中身なのかわから

ないで議案を通すわけにはいかないなと思ったんです。後ろのため池工事とかは、大体面積と掘削土量とかが書いてあるんです。できれば今度は書いてほしいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 81号についてお尋ねいたします。

同一事業者がやったほうがいいと。本体工事と一体でやったほうがいいということで、随意契約になったという提案理由の説明がありました。

それで、今回の費用が出てきた経過としては、大型車両が多数台通過するので地盤強化をする必要があると、地盤改良する必要があるという説明がありましたが、ここで2つお尋ねいたします。

1つは、この事業そのものは、大型車両が通行するというのを当初は想定していなかったんですか。木材製品生産拠点整備事業ですから、当然設計に当たっては、そうした検討を加えたはずだと、加えるべきだったというふうに思うんですが、なぜこれが抜けたのかということが1つ。

その上で、地盤がやわいということもあって地盤強化することだと思うんですが、後からも同じような案件が出てきますが、地盤の強度からいって強化しなければならないと、路盤強化しなければならないということは想定外だったんですか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

先ほどのロボットテストフィールドの件でもお答えいたしました。が、産業団地の造成に関しては、過大整備とならないように、共通の整備水準を定めて当初設計をして造成工事にかかったわけでございます。その後にこちらの木材製造拠点がここに来ることが決まり、さらにはその木材製造拠点の中身を設計していく上で、このような車も来ると。車が来るところはこの道路の周りのところだけではなくて、道路の中の部分の土の部分にも入ってくるということが決まって、その設計に基づいて、今回この部分は土壌改良し、路盤を強化しなければならないということが確定したわけでございまして、当初の棚塩産業団地の造成の設計の際に、そういったものを加味して設計するということは不可能だったと考えられます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 想定していなかったということですが、一般論

として聞きます。あそこの地盤は、地盤としては強固な地盤なんですか、軟弱な地盤なんですか。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 私も技術的な面はそれほど詳しくないので、何とも正確なところまでは行かないかもしれませんが、一旦、棚塩産業団地を造成する際、もう2年近く前から始まってしまして、まず上を削って平らにして、そこに新たな土を入れた工事でございます。ただ、ほかのところと比べて、さらに削った下の部分は弱い地盤ではなかったと聞いております。そして、その上に土を入れて平らにして固めるわけでございますが、その固めた工事と土を固めたその強度というものは、標準的な産業団地の強度でつくられたものであると思います。

今回、地盤改良する地区は、特に最大40トン車も入ってきますから、そこのところが舗装をかけても下が陥没しないようにコンクリートを混ぜて強化すると、陥没しないようにすると。それから、いろいろなクラックが入らないようにするというような基礎的な改良工事が必要になったと聞いております。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 地盤改良の必要性について、業者から上がってきた意見なんですか。それとも専門家の調査・検討の結果、ここはやっぱり強化しないとだめだということになったんでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 当然、木材製造拠点の設計を始めまして、建物の配置や、どのような建物をつくるかということを設計している上で、設計事務所、そして業者、両方の意見があると思うんですが、そういった設計の中で、このような強度が必要であるというふうになってきたものと聞いております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） この工事に伴いまして、路盤改良は何か今の説明でわかったのですが、ここに入ってくるまでの町道についてお聞きしたいのですが、この工業団地の中だけを改良しても、入ってくるのには通路が必要だと思います。ここで言うならば町道、染めてはいませんが、図面の町道があると思います。他の議案でも、町道の路盤が悪く、入れかえ工事で多額のお金が発生しています。ここの工業団地内には多くの重車両が入ってくるという今の答弁ですが、これからこの町道も地盤が悪いようなことも想定しているかとは思いますが、次々次々、追加案件で議案で出てくるような方

向も考えられるのでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

こちらの道路の部分は、棚塩産業団地の造成工事の中で、耐え得る路盤にしていく工事が行われていくと思います。つまり、先ほど決算の中でやった37億で、来年度の残った予算、その予算の中からそういったものは捻出されていきますし、それでも足りなければ、その棚塩産業団地の変更契約となるわけですが、ある程度余裕があるということで、この部分は変更契約というふうにならないと思われます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 今、答弁がちょっとよくわからなかったんですが、やはり棚塩産業団地そのもののの中で、町道になり得るところの、道路でいうと、路体、路床、路盤、上層、表層とくるところんですが、やはり下地が悪いと道路がゆがんでくるのは、先ほどの課長の工業団地内の話と同じであります。今の課長の答弁ですと、悪いともう一回その中で追加で直すようなお話に聞こえたんですが、もともとこの購入土が余りにも悪いんで、こういう事態になっているのかなと私は思うんです。

私も議会で視察に行ったときに、ちょうど造成工事もやられていました。山砂等々の土で盛られていたのは、議員の皆さんが見ておわかりのとおりだとは思いますが、やはりそういうところのチェックが、町でかなり甘かったんじゃないのかと。UR任せであって、工期ありきでやっていたことが、ここに付けが来ているのかと思います。

くどういようですが、補助事業だから何でもいいわけではありません。やっぱり施工体制でやっているのに、町ではかなり無関心な形で、もうURに任せっきりだから、今の答弁も、聞いていて納得いかないような答弁が次々続いていると思います。

失礼ですが、もう一度聞きます。ここに入ってくる町道では、今の状況では路体、路床は同じようなもので盛っているんですが、設計の中では、あと追加のないような施策になっているのかどうかをもう一度確認して、これ以上の強度で道路はつくられていると認識してよろしいのでしょうか。もう一回お聞きします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） そのように道路の部分はつくられていると認識しております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに。

12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 今の課長の答弁ですと、道路工事に関しては追加はないということで理解してよろしいんですよね。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） この道路は、棚塩産業団地の造成工事の一部として入っております。その工事の中で強度を保ちながら、道路の部分をつくっております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 補足させていただきます。

今後におきましても、工業団地内、新たに用途が決まった際には、当然道路等々も入ってくると思います。今現在の道路等も、今ありましたことも含めまして、今後におきましては、その道路の構造と路床とか表層まで当然入ってくるわけですが、全く今の工業団地内でないということではなくて、今後も当然新しい企業であるとか、そういうところも入りますので、その辺につきましては、細心の注意を払いまして、そういうことのないように設計させていただきますとともに、先ほどお話のあったとおり、いわゆる事業者任せではなくて、町も十分そちらの施工等に、一緒になって進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第81号 工事請負契約の締結について（木材製品生産拠点地盤改良工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第82号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第11、議案第82号 工事請負契約の締結について（関ノ倉ため池環境保全整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 82号資料に、入札の結果報告があります。落札率が99%。復興事業の落札率が限りなく100%に近い案件が続出している。佐藤副町長。落札率は正常だというふうにお考えでしょうか。

それから、資料1で工事内容が色別に示されています。面積は書いてありますが、これで掘削した場合の土量はどれぐらいになるのでしょうか。初歩的な質問になりますが、この汚染掘削土の搬出先はどこになるのでしょうか。

それから、問題は線量です。このため池の線量調査はやったのでしょうか。やったとすれば、色別にわかれば大変我々としては理解しやすいんですが、線量濃度の調査結果についてお尋ねをします。

それから、現地がわからないんですが、ため池だから、大柿ダムの水がここに一旦入るということではなくて、いわゆるため池で、自然流水ということだと思う。周りは山だと思うんだけど、各地で今発生している大雨洪水等によるため池の再汚染も想定しておく必要があると。したがって、これ莫大なお金がかかるわけです。ため池の流入溝に土砂が流入しない、そういう対策も必要ではないのか。暴風強風、経験したことのないような豪雨災害が各地で発生しておりますので、そうした検討も必要ではないかと、検討されたのかどうかお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 佐藤副町長。

落札率についてでございますが、本議案の82号以降、入札の結果がそれぞれ添付されてございます。落札率につきましては、事業者の積算の結果ということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁調整のため、ここで暫時休議とします。
（午後 2時22分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
（午後 2時26分）

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（清水佳宗君） 時間をとって申しわけありません。

土量は、計算しますと約4400立米ほどになります。今の関ノ倉た

め池の汚染の状況でございますけれども、高いところで3万4000ベクレル、低いところで8600ベクレルでございます。

以上です。

[発言する者あり]

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（清水佳宗君） 搬出先は、まずは地元の仮置き場に持って行っていただくようになります。その後、中間貯蔵施設に向かうと思っております。実際この工事では、現場内にフレコンバッグを積みます。それを仮置き場に持っていくのは環境省がやるものでございます。

以上です。

[発言する者あり]

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（清水佳宗君） 特に対策の検討はしてございません。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 1点だけ。何事もなければそれに越したことはないんだけど、現在の破天荒な自然界の状況を考えれば、関ノ倉ため池も周りが高くて、下のほうにため池があるわけです。しかも上手のほうは裸地だと。やっぱり俺も百姓をやっていたから、天然水を扱ってやっていたから、やっぱり一旦は土留め場というか、たまり場というか、そういうものが必要なんです。大雨になって土手がぬかるくらい水が出るんです。鉄砲水になる。

ここの詳しい状況はわからないけれども、ほかの地区もそうだけれども、せっかく汚染土の掘削、農業再開の環境整備事業、莫大な金をかけて事業をやって、また上流から大量の汚染土が流入するということについては、やっぱり防護策を考えるべきだというふうに考えます。私は専門家ではないので、つくるとすればどういうものかということまでは言い切れませんが、そういうことも担当課としては、十二分に検討して事に当たるべきだというふうに思いますが、いかがですか。その必要はないと。専門家の設計どおりにやるのがベターだというお考えなのか。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（清水佳宗君） この事業は農林水産省のマニュアルに沿ってやっている事業でございます。そのマニュアルの中に、再汚染というものはなかったと記憶しております。ただ、そういった対策が不要だと言うつもりはございません。ただそういったものが可能なかどうか、実はよくわからないので、その辺はちょっと検討したいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第82号 工事請負契約の締結について（関ノ倉ため池環境保全整備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐々木恵寿君） ここで45分まで休憩とします。
（午後 2時32分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
（午後 2時45分）

◎議案第83号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第12、議案第83号 工事請負契約の締結について（丈六ため池環境保全整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 82号でもお尋ねしました線量調査結果についてお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（清水佳宗君） お答えいたします。

一番多いところで36万ベクレルほど、少ないところでは4500ベクレルです。ここについては、8000ベクレル未満ですので、対策はしません。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 高いところで36万ベクレル。大柿ダムはもっと高い数値が出ている気がしますけれども、丈六は非常に高いというふうに思います。ため池除染の事業だから、その事業についてはわ

かりましたが、さっきの周辺からの流入ということを考えれば、周辺がやっぱり高いわけだから、周辺の除染、あるいは流入防止策、何らかの対策をとらないと、環境汚染は解決しない、町民は安心できないということになるのではないかと思います。町の今後の対策についてお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（清水佳宗君） 周辺の除染対策は必要と考えております。丈六につきましては、青根場水路というところから水が来ます。その途中にふたがけ工事なども農政局でやっていたくようにお話ししているところです。ただ、全線できるかどうかというところは、それは今調整中でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 青根場についても、今余計な話になるから言わないけれども、いろいろあそこでもやっぱり水路が破損して、大問題になったことがあるんです。

したがって、水路側溝のふたがけも一部考えているということだけでも、それこそ復興事業として全線ふたがけをすると。できればやっぱり、調整池だからといっても、あそこは町民だけでなく観光客も来るわけだから、今後浪江町のPRの拠点でもあるというふうに思いますので、安全策はため池だけでなく、周辺の安全策をしっかりと講じていく必要があると。すぐできることとしては、全線ふたがけ、これはぜひ、環境省の事業なのか農水省の事業なのかわからないけれども、実現するように強く求めていくべきだというふうに、町長、それで頑張りますか。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） 間違いなく議員おただしの点については、農業再生に向けては必要なことだと思っております。しっかり頑張ります。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君）

質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第83号 工事請負契約の締結について（丈六ため池環境保全整備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第84号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第13、議案第84号 工事請負契約の締結について（南迫ため池環境保全整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 線量調査の結果についてお尋ねをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（清水佳宗君） お答えいたします。

一番高いところで9600ベクレル、一番小さいところで69ベクレル。
以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第84号 工事請負契約の締結について（南迫ため池環境保全整備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

手の平で議案第84号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第85号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第14、議案第85号 工事請負契約の締結について（小和田ため池環境保全整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 本議案について、2点お尋ねいたします。

先ほどの議案では、15センチの除去をして浚渫工事をする。今回は10センチの除去、15センチの除去が2カ所ありますが、本件に

ついて、なぜ浚渫なのかということです。浚渫ということであれば、私も現地はわからないんですが、この図面の中ほどに白抜き（白抜き）の島があるんですが、これは陸地なんですか。それともそうではないんですか。ここはどうなるんですか。

それから、線量調査結果をお尋ねいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（清水佳宗君） まず、線量についてお答えします。一番高いところで1万2000ベクレル、小さいところで91ベクレル。

なぜ、浚渫なのかということでございますが、今水が張った状態でございますので、そのままバックホーで攪拌してしまうと、かえってひどいことになるので、ホースで泥を水ごと吸うという浚渫の工事を計画しております。

資料図面の中ほどの白抜きでございしますが、ここは8000ベクレル未満ということで、今回の対象から外れているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 白抜きの場所は8000ベクレル以下なので浚渫工事はやらないと。しかし矛盾しているのは、今回のピンクと緑の浚渫工事で、線量調査結果が低いところで91というんでしょう。91のところも浚渫するでしょう。白抜きの部分は8000ベクレル以下だからやらないっていうと、矛盾していると思うんですが、どういうことなのかお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（清水佳宗君） 線量調査の結果をとということでしたので、純粋に調査した結果を申し上げました。調査する際には、表面から5センチの数字をまず測ります。それ以降5センチごとに、どんどん深いところの線量を調査します。今回この小和田ため池の場合ですと、30センチまで測定したところがございました。そこが91ベクレルでした。そこの表面については1万2000ベクレルでした。10センチについては6000ベクレルほどです。10センチまでの土壌を浚渫ということで計画しております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第85号 工事請負契約の締結について（小和田ため池環境保全整備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） ここでお諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

（午後 2時58分）

9 月 定 例 町 議 会

(第 4 号)

令和元年浪江町議会 9 月定例会

議 事 日 程（第 4 号）

令和元年 9 月 2 0 日（金曜日）午前 9 時開議

- | | | |
|---------|-------------|--|
| 日程第 1 | 議案第 8 6 号 | 工事請負契約の締結について
（浪江浄化センター水処理施設修繕工事） |
| 日程第 2 | 議案第 8 7 号 | 工事請負契約の締結について
（橋梁補修工事（内匠町橋）） |
| 日程第 3 | 議案第 8 8 号 | 工事請負契約の締結について
（町道一里檀大町線道路改築工事（4 工区）） |
| 日程第 4 | 議案第 8 9 号 | 物品購入契約の締結について
（請戸荷捌き施設放射線検査機器購入） |
| 日程第 5 | 議案第 9 0 号 | 工事請負契約の変更について
（浪江町北産業団地造成工事） |
| 日程第 6 | 議案第 9 1 号 | 工事請負契約の変更について
（北産業団地アクセス道路整備工事） |
| 日程第 7 | 議案第 9 2 号 | 工事請負契約の変更について
（町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事
（2 工区）） |
| 日程第 8 | 議案第 9 3 号 | 工事請負契約の変更について
（町道大平山来福寺東線道路改築工事
（1 工区）） |
| 日程第 9 | 議案第 9 4 号 | 土地の取得について |
| 日程第 1 0 | 議案第 9 5 号 | 土地の取得について |
| 日程第 1 1 | 議案第 9 6 号 | 土地の取得について |
| 日程第 1 2 | 議案第 9 7 号 | 土地の取得について |
| 日程第 1 3 | 議案第 9 8 号 | 和解について |
| 日程第 1 4 | 議案第 9 9 号 | 令和元年度浪江町一般会計補正予算
（第 2 号） |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 0 0 号 | 令和元年度浪江町国民健康保険事業特別
会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 6 | 議案第 1 0 1 号 | 令和元年度浪江町国民健康保険直営診療
施設事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 7 | 議案第 1 0 2 号 | 令和元年度浪江町公共下水道事業特別
会計補正予算（第 2 号） |

日程第 1 8	議案第 1 0 3 号	令和元年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 9	議案第 1 0 4 号	令和元年度浪江町水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 0	同意第 5 号	特別功労者の決定について
日程第 2 1	報告第 5 号	財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告について
日程第 2 2	報告第 6 号	一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告について
日程第 2 3	発議第 2 号	原子力損害賠償基準「中間指針」の見直し及び原子力発電所事故に伴う賠償請求権の時効期間延長も含めた法的措置を求める意見書（案）
日程第 2 4	委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について	

出席議員（１６名）

１番	大浦泰夫君	２番	石井悠子君
３番	高野武君	４番	佐々木恵寿君
５番	半谷正夫君	６番	紺野則夫君
７番	佐々木勇治君	８番	平本佳司君
９番	山崎博文君	１０番	渡邊泰彦君
１１番	松田孝司君	１２番	山本幸一郎君
１３番	泉田重章君	１４番	紺野榮重君
１５番	佐藤文子君	１６番	馬場績君

欠席議員（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田数博君	副町長	佐藤良樹君
副町長	小林弘典君	教育長	笠井淳一君
総務課長	安倍靖君	企画財政課長	西健一君
二本松事務所長兼 生活支援課長兼仮設 津島診療所事務長	横山秀樹君	産業振興課長	清水中君
農林水産課長兼農 業委員会事務局長	清水佳宗君	住宅水道課長	戸浪義勝君
まちづくり整備課長	三瓶徳久君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	柴野一志君
会計管理者 兼出納室長	佐藤祐一君	住民課長	中野隆幸君
健康保険課長兼 浪江診療所事務長	掃部関久君	介護福祉課長	木村順一君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	主任主査兼係長
吉田厚志	志賀美樹

書

記

鎌 田 典 太 朗

◎開議の宣告

○議長（佐々木恵寿君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第86号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第1、議案第86号 工事請負契約の締結について（浪江浄化センター水処理施設修繕工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 14番、紺野榮重です。

今回のこの浄化センター水処理施設のこの役目は、何をする役目なのか教えていただきたいというふうに思います。

それから、処理施設でのオキシデーションディッチ4カ所あるわけですが、震災前は何基稼働しておって、現在は何基稼働しているのかお伺いをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

まず、本件の処理施設につきましては、浄化槽、汚水処理の分離後にたまりました汚泥の乾燥処理施設となります。汚水が入ってきまして、バクテリアで微生物で分解をしまして、上水は水処理ということで流しますが、その際にたまりました汚泥についての処理をする施設であります。

また、オキシデーションディッチ4基のうち3基、資料1をごらんください。

オキシデーションディッチ4基ございますが、左側の2基とあと右側の1つ、上ですね。この3基については震災前から動いておりました。こちらの右側の下につきましては、震災直前に完成をしたわけですが、こちらについては震災後に動いていまして、現在はこちらの1基を中心に動いております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 現在は4基のうち1基稼働しているというふうなことでありますが、5000人のまちづくりというふうな、8000人の前の5000人というふうな中だとすれば、何基稼働すればいいのか。この現在の1基でいいのか、それともそれ以上稼働させなければならないのかというふうなことをお伺いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） 現在、居住人口が1000人程度というふうなことで1基が稼働しておりますが、今後5000人程度にふえた場合、そのときの流入量によりまして稼働するオキシデーションディッチの数をふやしていくというような形になります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑はありませんか。

3番高野武君。

○3番（高野 武君） 3番、高野です。

一応、本件は私の所管でもあります。入札の件で伺います。

担当課に伺ったところ、水道課で所管外ということでもありますので、入札の件で伺います。

なぜこれだけの7回もの入札があったのか。その具体的な内容を知りたいと思ひまして、質問いたします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） お答えいたします。

入札を実施しまして、予定価格を上回る入札でございまして、不落となったものが続きまして、7回目で落札となったものでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 再度質問いたします。

7回もの入札があつて、入札価格、予定価格に近くなるまで行つたということですが、あくまでもこれは1者入札でありますので、当然ほかの入札資格者が応札がなかったのか、なぜ1者だけの入札だったのか、それもあわせて伺います。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、私から今の件につきましてお答えいたします。

本件の入札につきましては、制限付一般競争入札というふうなことでありまして、入札の参加につきましては、こちらから指名競争入札であれば、こちらから何者か指名をして入札に応じていただくというふうな形になっておりますが、本件の場合、制限付一般競争

入札ということで、ある程度条件をもっと提示しまして、それに参加を希望する業者が入札に参加をするような形になっていまして、結果的に本件の条件に見合う入札の参加者がこちらの1者だったというような結果であります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 了解いたしました。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑はありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 関連して質問いたします。

入札の執行結果表を見ますと、最終的には5300万、97.1%で落札していると。1回目からすると680万の価格を抑制することができた。

何を言いたいかというと、浪江町のいろんな入札で高落札率が続いていると。これについてはたびたび質問しておりますし、昨日も佐藤副町長は、入札執行に問題はないという答弁をされている。

仕組み上問題ないのかもしれないけれども、制度の改善、節約・投資という点からすれば、今の議論でもわかるように制限付一般入札にすれば、これだけの予算抑制の効果があるということは、これ一目瞭然なわけです。

したがってね、全て制限付一般競争入札というわけにはいかないかもしれないが、それは不可能ではないというふうに私は思うんですね。今回の入札7回目にして落札したと。入札の方式は制限つき一般入札だと。こういうことも大いに今後の入札案件に活用していくと、生かしていくということが大事ではないかというふうに思うんです。本件の結果と、今の私の質問にどういうふうにお考えになりますか。聞きたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 今回7回目で落札したという結果になってございますが、これは予定価格、あくまで予定価格に入札の札を当然入れまして、その額が高い入札といいますか、高い札が入ったという結果でございまして、一般、いわゆる制限つきでやる方法、さらには指名でやる方法においても、たまたまという言い方はないかと思うんですが、これはあくまで予定価格、当然全て設定してございます。

それで、今回のこの業者に限ってという言い方は断定的になるかもしれませんが、あくまでその結果として7回目で落札になったということでございますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

ます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） いずれにしても100%近い公共事業の落札が続いていると。今回の入札は、予定価格よりも高い応札が続いたので繰り返し入札を実施したということだが、いろんな入札制度の改善の方法はあります。したがって、他自治体の入札改善なども大いに調査研究をして、今後に生かしていただきたいというふうに、副町長、うんと言っていますから、答弁はいりません。わかりました。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第86号 工事請負契約の締結について（浪江浄化センター水処理施設修繕工事）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第87号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第2、議案第87号 工事請負契約の締結について（橋梁補修工事（内匠町橋））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 14番、紺野榮重です。

この場所は、私たちの部落のところの橋でありまして、一、二カ月前に電気地下の埋設工事のために、内匠町橋通行止めというふうなことになりました。それで、上流の上川原橋の工事のために使用できない、そしてまた下流の荒井橋も使用できない、そのために日中の通行が非常に多いために通行止めできず、夜間の工事というふうなことになりました。

今回もそういうふうな工事によりまして、内匠町橋の通行止めによる不便が生じるというふうに思います。交通対策は考えているのか、お伺いをします。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） この工事によりまして、約1カ月程度通行止めを予定しております。施工方法の工夫によって、なるべく通行止めの期間が短くなるように努めてまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 地元としてしかわからないことがあるというふうに思います。私としては、対策として迂回するためのこの堤防の交通ができるようにすること、あるいは、この上川原橋からこの旧橋の大通りに通れるようにすれば少しは違うんではないのかなというふうに思います。

何しろ、このそういうふうなことを現場で見えていただいて、そしてこの対応をしていただくようにしていただきたいというふうに思います。答弁をお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） この工事現場は、現在、議員がおっしゃられているとおり河川の工事とか、あるいは上川原橋の工事とか、かなり工事が錯綜しております。今言われましたように、工事の迂回路が確保、どのようにできるのかよく検討して、なるべく通行止め、ご不便をかけないような形で工事を施工していきたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案87号 工事請負契約の締結について（橋梁補修工事（内匠町橋））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第88号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、議案第88号 工事請負契約の締結について（町道一里壇大町線道路改築工事（4工区））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第88号 工事請負契約の締結について（町道一里壇大町線道路改築工事（第4工区））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第89号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第89号 物品購入契約の締結について（請戸荷捌き施設放射線検査機器購入）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 何点かお尋ねをいたします。

これは、無償貸与になるんですか、それとも別な使用形態になるのか。放射線検査機の管理形態についてお尋ねをいたします。

それから、この機械については、放射線機器の管理責任者が必要なのかどうなのか。いわゆる専門家の配置が必要なのか。必要とする場合、それはどういう形態になるのか。

それから、この検査機器の保守点検の問題です。当然、保守点検が発生するだろうというふうに思います。その場合の費用、先ほど聞いたその無償貸与なのか、それとも別な形態の物品管理になるのかということをお尋ねしましたが、それとの関係で今の件でお聞きをいたします。

以上の件でお答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（清水佳宗君） まず、今年度につきましては、町で設置して、町が人を配置して検査したいと思っております。

放射線関係の管理責任者については、正直何も考えておりませんでした。町で検査しておりますので、そちらの担当課とよく話しを聞いて対策したいと思っております。

保守点検については、年に1回、校正をすることになっておりま

す。その費用については、県からの補助がありますので、それを
充当したいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 施設の管理については、町が設置をして、町が
人を配置するということで、いわゆるその第三者の利用ということ
はないということなのかなのか。

それから、この資料ですと、12.5ベクレル・キログラム・パーと
いうところまで、これは下限値だね、検出限界値、だから下限値と
いうことでも間違いでないと思いますが、12.5ベクレル・パーであ
るという機器なんですけど、検査結果について、その情報公開をどう
考えているのかお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（清水佳宗君） 検査方法につい
ては、この設備は町で設置します。その検査する作業についても、
人を町で配置します。

ただ、来年度以降については、そういったことに関する県の補助
があります。そういった補助を活用してやっていきたいと思ってお
ります。

それと、その検査した結果については、当然公開するべきものと
考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 情報公開するということですから、全くそのと
おりだというふうに私も考えています。

それで、情報公開のスタイルなんだけれども、食品検査もやって
います。なみえ広報にも書いてありますが、言ってみればざっくり。
この前、委員会で議論になりまして、ホームページでは今少し詳しく
書いてあるという説明がありました。

いわゆる放射線検査については、食品検査については、スタイル
としてはやっぱりダブルスタンダードなんです。いろいろ議論し
ていくと、それは余り露骨な数字を出すと、町民がかえって不安を
抱いて、帰還の阻害要因になるということも考えているということ
でした。

それも一理はあると思うんです。同時に、今の請戸漁港の荷さば
きの問題。そこで活用する検査機器の情報公開のあり方を、請戸漁
港の信頼度を高めるという点からいえば、生の数字を出すと帰還阻
害要因になるから、そこは慎重に扱っているということについては、
それはやっぱり町民、県民、国民の深いところでの信頼醸成にはな
らないというふうに私は思うんですよね。

昨日もため池の浚渫、固定の状況を議論しましたが、ちゃんとはかっているわけです。そういう数値をやっぱり町民に知らせることが、時間はかかりそうだけれども、広い意味で、深い意味で、真の信頼を回復する最大の手段だというふうに思いますが、情報公開のあり方についてどう考えますか。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（清水佳宗君） 正確な情報の公開は、まさに議員おただしのとおり大事なことだと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第89号 物品購入契約の締結について（請戸荷捌き施設放射線検査機器購入）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第90号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第90号 工事請負契約の変更について（浪江町北産業団地造成工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 本件の契約変更による増額は7738万9000円。変更の理由については、資料に書いてあるように、標準的な地盤強度を想定した設計であったが、施行中に実施する地盤強度の調査の結果、一部において強度不足の箇所が発生したため、地盤強化をします。それに必要な契約変更だということと、あと、そのほか伐木の処分料とか、あとこういうふうに変更と、いろいろありますが、この地盤強度については、昨日も同僚、山本議員からもいろんな角度から質疑がありました。

私は土木については全くの素人です。そこで2点お尋ねします。

この変更の理由にあるように、当初は標準的な地盤強度を想定した発注・施工だったということですが、全く発注前に必要な地盤調

査は行われていないのかどうかということが1つです。

それから、この問題と関係するんですが、たまたま今朝、そういう意識を持って車を運転してきたならば、山木屋工区において今、国道114号の拡幅工事をやっています。そこの地名はわかりませんが、現道を拡幅している部分。そうしましたら、ぱっと見たところこのぐらいだから、70センチぐらい、もっと高いですよ、このテーブルよりもね。深く掘削をして、それでその碎石を埋めて路盤づくりをやっているんですね。それは現道拡幅の工事です。

だから、今回の工事において、改めて地盤調査をしたならばその軟弱地盤だったので強化するとかというのではなくて、そういう工事もあるんだなと、できるんだなと、それが本来の公共工事のあり方かなというふうにな、この件と実はダブらせて考えてきたんだけど、事前のその路盤調査というのはやっていなかったのか。やってみないとわからないんですか。お尋ねいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

まず、この北産業団地につきましては、非常にすぐに発注すべきであったということで急いだ点もあって、地盤調査についてあらゆる部分においてできなかったということは現実ではございます。

そして、特に今回軟弱地盤であった場所は、用地交渉と並行して行っていたところでありまして、まだ用地買収となっていなかった納屋の場所であったり、そういった場所でありましたので、そういったところを細かく地盤調査はできなかったということもありまして、この部分について、特に路盤の置き換えを必要になったわけでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 私は土木の素人だから、そういうふうに言われるとそういうこともあれかなというふうに思うんだが、実はね、これ、素人なもんだから、素人の感覚でお尋ねするんだが、確かに同箇所は未買収箇所であったと、急いで発注したということなんだが、急いで発注したにしても、そこに道路をつくると、未買収であってもそこに道路をつくるという計画はあるわけでしょう。

ちょっとこれ厳しい言い方になるが、こういう契約変更が次々発生するということはね、急いでいたと言えぱそれまでなんだけれども、入札設定なり、入札時期の設定なり、そういう全体の工程表との関係で拙速ではないのかと。私素人だからそういうふうに考えるんだけど、用地未買収だったから調査できなかった、しかしそこはいずれ道路になるという計画はあるわけでしょう。そこをちゃ

んと設計して発注するわけでしょう。

後でね、これ何億だ。これ2億2000万ですよ。そうだな。95。事件の訂正請求資料では、今回の変更で、9億3900万が7億……いや、違いますね、これは。消費税の額だから違うね。それは訂正します。取り消します。それは間違えました。

いずれにしても、設計変更によってね、追加の費用が発生することとは、もうこれまでも繰り返し発生していることなので、今言った角度から、今私が言った角度から、もっと公共工事の発注にふさわしい、ある意味では節度ある適正な、適切な発注をしていかないと、こういう案件が連続すると入札・発注そのものの信用性、信頼性に欠けるというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。

全体的なことについては入札担当の副町長、それから個別の問題では担当課長からご答弁いただきたい。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 言いわけばかりで申しわけないんですが、特にその場所を切り土をしてからやった場所であったということもありまして、地盤強度がなかなか判別できない地形であったということも申し添えさせていただきますが、だからといって契約後に幾らふやしてもいいんだという姿勢でやるべきではなく、今後こういったことのないように、設計をきちっとやるべきだというふうに考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 同内容となりますが、ご指摘のとおり、やはり入札前の地質調査と事前調査につきましては、変更等が生じないよう、今後担当課等々に伝えますとともに、こういうことがないように努めてまいりたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第90号 工事請負契約の変更について（浪江町北産業団地造成工事）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第91号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第6、議案第91号 工事請負契約の変更について（北産業団地アクセス道路整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 第90号の議案質疑を前提にして、別な角度からお尋ねをいたします。

強度検査は誰がやるんですか。

それから、地盤強化施工後の強度検査は誰がやるんですか。

それから、変更理由として、投入する碎石のランクが変わってまいります。その資材変更分、資材変更による増額は幾らになるのか。

この資料では量は書いてあるんだな。立米で出ているから量はわかりますが、金額は幾らでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁調整のため、暫時休憩します。

（午前 9時38分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前 9時41分）

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） ただいまの質問についてお答えいたします。

強度検査は誰がやっているかということでございますが、今回は設計会社が事前にやっておるわけでございます。

最終的な強度検査はいつやるのかといいますと、この工事中に施工会社、工事会社がやっております。

そして、その検査が終わった後に、上を今度アスファルトで舗装しますから、その後は強度検査はできなくなりますので、施工工事中に強度検査をやっております。

次に、再生材から再生材ではないものに変更となったことに関しては、700万円程度の増となっております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） これもたびたびの契約変更、この教訓というかね、今後はどう生かすかという角度からやっぱり考える必要がある

と思うんですね。

私は、正直そこまで勉強しているわけではありませんが、これまでの経過を一言で言うと、やっぱり設計会社任せ、施工会社任せ。そのことで明らかなように、発注者である町の主体性、責任性をどう発揮するかということが求められていると思うんです。

産業振興課長にね、ちゃんとやりなさいといっても、これは所詮無理な話しであるわけだから、やっぱりこういうことのないようにするためにどう改善するかといえば、やっぱり専門職の配置だと私は思うんですね。それがやっぱりいないからね、わかりやすく言うと振り回されているということですよ。

だから、ここでこういう議論をしているわけだが、多くの町民も議会中継のテレビを見て、いろんな意見、実は来るんです。したがって、やっぱり改善の方向もきっちり示すと。方向だけじゃなくて解決するという方策が求められていると思います。

そこで、佐藤副町長、改善解決の方策について、どのように検討しますか。お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） ただいまのご指摘のとおりでございまして、先ほどの繰り返しになりますが、やはり入札に付す場合の設計書をつくる段階では、今言った、お話しがあったとおり変更等が生じないよう、当然現場で不測の事態が生ずる場合はございます。そこに対応するのが変更ということになりますが、ありきではなくて、今お話しがあったとおり、当然その事前の調査等々についてはこれからもしっかりとっていきたいと思います。

また、専門職の配置でございますが、現在も自治体の派遣であるとか、任期つき職員等で専門の方を配置してございます。ただ、現在もこの大型予算の中で、かなりのインフラの整備、公共工事の発注を行っております。手が回らないという言い方は大変申し訳ないんですが、そういうところも含めまして、今後におきましても、そういう派遣等含めて工事を進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第91号 工事請負契約の変更について（北産業団

地アクセス道路整備工事）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第92号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第7、議案第92号 工事請負契約の変更について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（2工区））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 第92号の資料に変更の理由が書いてあります。接近して工事している請戸住宅団地造成工事の残土を道路工事の盛り土に流用のため、施工調整に不測の日数を要することになったということで工期延長ということだが、ここに書いてある残土の流用ということになれば、工期の延長だけではなくて事業費そのものが圧縮されるのではないかと思うんですが、これはどうなんですか。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） ご指摘のとおり、現在工事施工中でありまして、正確な土量が把握できておりません。

工事残土、流用土の量がわかり次第、額の変更をしたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 私は当然だと思うんですね。投入する土量がわかり次第ということだが、工事管理者は町が関係していますか。投入する土量の、何でしょう、把握は誰が行うんですか。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 請戸住宅団地造成及び本件の道路改良工事、また次の道路改良工事も全て町発注でありまして、それぞれ工事の監督員がおりまして、その中の協議で土の流用をやっております。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 要するにあっちとこっちの工事管理者に管理をお願いしていると。町としては、ではどれだけの土量が投入されたかというのは、そこから上がってくる報告を受け取るだけということですか。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） それぞれ工事には監督員がいて、常に施工検査を現地でやっております、その中でどれぐらいの土が利用できるかということも把握しております。

ただ、現在においては工事がまだ途中でありまして、確定した数字がまだ出ていないということで、ちょっと額の確定というか、額を確定するまでにはいたっていないという状況であります。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第92号 工事請負契約の変更について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（2工区））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第93号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、議案第93号 工事請負契約の変更について（町道大平山来福寺東線道路改築工事（1工区））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） これも第92号と同じ変更理由です。

そこで、今度は別な角度からお尋ねをいたします。

道路工事の設計図面はできているわけですから、あっちとこっちの出と入りという関係はあるにしても、計算上はどれぐらいの土量が投入されるかということは、これわかりますよね。昨日から出ているように、道幅をどうするかとかね、道路の高さがどうだとかということはもう図面上明らかなわけだから、数字としては把握できる。

逆に言うと、投入される土量がわかれば、どれぐらいの工事費が圧縮されるかということも、正確にはわからないにしても概算では算出できるというふうに思うんですが、概算でどのぐらいになるの

かということでお尋ねをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 請戸住宅団地から道路工には約2万立方メートルほどの土を流用可能と、今のところ算出しております。1立方メートル当たり500円程度多分減額になると思いますので、1000万程度になるかと思います。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第93号 工事請負契約の変更について（町道大平山来福寺東線道路改築工事（1工区））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第94号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第9、議案第94号 土地の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第94号 土地の取得についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第95号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第10、議案第95号 土地の取得について

を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第95号 土地の取得についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第96号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第11、議案第96号 土地の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第96号 土地の取得についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第97号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第12、議案第97号 土地の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 一連の関連する議案ではありますが、第97号の資料2で1点だけお尋ねします。

地権者対象が59件ですね、契約済みが50件ということで、残りが

9件ということになるわけですが、契約の見込み、現在進行形だと思っただけけれども、現状も含めて、現在進行形も含めて今後の見込み、お尋ねしたいと。お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 今現在、手続が未了なところは合計10筆ほどございますが、それぞれのなぜ済まないかと言えば、後見人であったり、抵当権が入っていたり、共有者が細かく何十人もいるといった方でございます。それぞれ着実に進んでおりますので、何とか着工までには間に合わせるようにやってまいります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第97号 土地の取得についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第98号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第13、議案第98号 和解についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 本件の和解、ご苦労さまでした。

その上で資料を調査させていただいて、納得がいけないというかね、どうなのかなというところがありますので、お尋ねします。

資料2に、和解申し立ての項目とそれぞれの金額が書いてあります。申し立て金額が2億2176万とか。和解額が3750万ですね。率直に言って、和解に至ったという評価と、申し立て額と和解案の隔たりが余りにも大きいという、その2つが率直な私の受けとめ方です。

その上で、請求項目と和解案の分析結果のところで大変気になったのは、事故起因事業費増加事業、申し立て金額が1億9790万に対して、和解が410万。これは対象項目ごとに整理したならばこうい

うことになったということだから、委任弁護士の整理に間違いはないというふうに思います。

その上で、この分析結果のところを見ていただきたいと思います。思うんですが、中段です。読んだほうが私の質問の意図がご理解いただけると思うので読ませていただきます。

一方、申し立て額の大部分を占める災害弔慰金、災害障害見舞金、合計9812万5000円については、和解案が提示されましたというふうに書いてあります。なぜ和解案が示されなかったということについては、その下段に書かれていますね。これも読んでみます。

事故と災害弔慰金の支給に、事実として因果関係はあるものの事故後の解釈変更で支給対象となったものであるから、東京電力にはその予見可能性も、何かどこかで聞いたような言葉になるんですけども、予見可能性がなく、賠償の相当性を認めるまでには至らないというその分析結果。

これも結論から言うと、東電の物差しで和解案の判断を下していると、上から目線だと、とんでもないということに尽きるわけですが、ただ、ここに書かれてある中身をちょっと吟味すれば、私としては極めて問題のある東電の対応だと。聞きたいことは、このことに対して反論したのかということを知りたいわけです。

どういうことかと言うとね、今も読んだけれども、事故と災害弔慰金支給の関係については、その事実は認めると、その因果関係は認めると、これをAというふうにしましょう。

しかしというところにつながるんですがね、事故後の解釈変更で支給対象となったものであるから、これをBとしましょう。

それから最後、東京電力には予見可能性がなく、賠償の相当性を認めるまでには至らない。

そうするとね、AとBはイコールなんですよね。そこにへ理屈としか言えない、あの事故は予見可能性がなかったから認められない。このCはね、論理無視も甚だしい。こちらで請求しているのはAなわけだからね、相手方の主張があるとは思いますが、本来ならば東電はAイコールBイコールCにはならないとこう言っている。このCはね、突如として出てきた話で、Aに対して請求している、Aに対してイコールBだと認めている。

相当な数学知識のある人がいれば、私数学の知識からもこの論理矛盾は粉碎できるというふうに考えているんですが、その理論づけを私はできません。

したがって、本当にご苦労なことではあるけれども、極めて不当な東電の主張だと。これに対して、ここまでワゴウの弁護団が分析

しているとすれば、この件についてどう反論したのかということについて1点だけお尋ねしたい。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁調整のため、暫時休憩します。
(午前10時08分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前10時11分)

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） お答えいたします。

災害弔慰金につきましては、申し立てにおける協議において、賠償の妥当性を主張してまいりましたが、ADRセンターの判断として今回の和解案には含まれなかったものでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 仲介委員の和解案をのむしかなかったという経過はわかりますが、繰り返しません、この件についてどう反論したんですかということ聞いたんですが。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 当初の申し立てについて、我々の主張の妥当性を主張し続けたというものでございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第98号 和解についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第98号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第99号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第14、議案第99号 令和元年度浪江町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 何点かお尋ねをいたします。

15ページ、企画費、節の23というところ。被災者支援総合交付金
国庫還付金9500万について、返還になった理由は何でしょうか。

それから、16ページ、関連するんでしょうけれども、総務費の調
整還付金ですね、節の23、発生の理由。法人ですか、個人ですかと
いう。

それから、18ページ、上水道費でボーリング工事に734万8000円
ほど計上しておりますが、ボーリング工事の目的は何でしょうか。
事業の内容、目的と内容についてお尋ねします。

それから、同じく18ページの目の6で節の13ですね。農業再開ビ
ジョン策定委託業務3500万。

〔「営農」と呼ぶ者あり〕

○16番（馬場 績君） 営農再開で。失礼しました。

そして、その下に負担金及び補助金、営農再開支援事業補助金。

要するに何を聞きたいかという、営農再開支援のメニューはある
ということで、今回補正70万。この件について言えば、補助金の予
算、ちょっと調べてこなかったのが、この項目の予算総額は幾らで
しょうかと。

そして、大きな意味で、営農再開のくくりで支援事業補助制度が
あると。しかし、営農再開ビジョン策定の業務のあり方について委
託をするということで、既存の支援事業のその事業展開の中身と、
今回委託発注する再開ビジョン策定の事業との関連と違いについて、
わかりやすくお答えいただきたい。

それから、19ページ、昨日は制度の問題で議論しましたがけれども、
浪江町森林環境譲与税の基金積み立て490万1000円計上されていま
す。町として、森林整備の森林環境整備の事業計画を今後どのよう
に進めていくのかということについてお尋ねをいたします。

それから、19ページ、一番下の商工費です。ここに物流システム
モデル事業で170万の予算計上しておりますが、この事業の目的と
内容についてお尋ねします。

このことについて、町は物流システムモデル事業について、仮に
これが提起された場合、町としてはどうかかわりを持っていくのか
ということについてお尋ねします。

それから、20ページ、交流情報発信拠点整備事業で備品購入1億
6600万ほど計上されております。当然必要な備品がたくさんあると
思います。

そこで、提案理由の説明では、厨房機器などの備品購入だということですが、津島の活性化センターでも主に津島企業組合が中心にあの施設を活用していたんですが、あそこの設備設計については、使ってみてからやっぱり不備はあったけれども、何を入れるか、どういう設計にするか、これは津島企業組合と十分な議論しているんですよ。それでもやっぱり施工上の不備があったりして、その後、供用開始後、トラブルが起きておりますが、1億6600万の備品を購入するに当たって、何かモデル的なものがあるって、はい、一丁上がりみたいな感じでやってはいないと思うけれども、意思の疎通が必要だと。その意思の疎通をどう図って備品購入されるんですかと。もっと一言で言えば、利用者の意見、事業者の意見が反映されているんですかということです。

それから、21ページ、まちづくり整備事業、駅前周辺調査委託が補正計上されております。これもね、視点としては今の備品購入の侃々諤々、喧々諤々の視点と共通するんですが、やっぱり被災地のまちづくりは極めて重要な課題だし、極めて重いと。もっとシビアな言葉を使えば難しいだろうなと思います。だけれども、やらなくてはならない。今回、調査委託をするということについては一歩前進だと思います。

そこで、地権者なり関係者なりの意見をどう酌み上げていますか。このところを町はどう考えているかということをお尋ねいたします。

それから、最後です。22ページ、住宅管理費で出力管理専用装置。これも勉強不足で雑な質問になるかもしれませんが、蓄電池とはこれ違うんでしょう。太陽光発電の出力コントロール装置というのはどういう装置なのかと。

お答えによって、また次の質問と提案をしたいと思います。
以上です。

○議長（佐々木恵寿君）　ここで10時45分まで休憩とします。
（午前10時24分）

○議長（佐々木恵寿君）　再開します。
（午前10時45分）

○議長（佐々木恵寿君）　答弁。
企画財政課長。

○企画財政課長（西　健一君）　被災者支援総合交付金の返還金について

てお答え申し上げます。

主なものといたしましては、地域住民の課題解決促進事業でございまして、こちらが約4000万円、それからスクールバス運行事業につきまして約2000万円、それから高齢者の集いの場づくり事業につきまして約700万円となっております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 16ページ、町税の還付金のご質問にお答え申し上げます。

ご質問は法人、個人どのようになっているかというご質問でありましたが、中身として主なものでございますが、法人町民税、それから個人住民税の過年度の更正があった際に発生する還付金ということでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、18ページの上水道費、ボーリング工事についてご説明をいたします。

こちらにつきましては、井戸がかれた等々の理由で井戸が欲しいというような方のための井戸の掘削費用であります。

本件、ことは3件ほど予算としておりましたが、1件また追加で計4件分必要になるということで、今回1件分の追加となります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 同じページの営農再開支援事業費についてお答えします。

営農再開支援事業費全体では当初で5億3000万ほどを計上しておりますが、その中の節19負担金、補助及び交付金については4億9700万ほどを計上しております。

今回3500万の委託料を計上しておりますが、昨年度までそれぞれの地区におきまして将来のビジョンというものを話し合っていたいただき、それをまとめました。これからは具体的に貸し手と借り手というそのマッチング作業というものがなってきます。これまで農地を所有していた方の多くが浪江で再開できないという意向がありますので、それをそれぞれの地域の担い手となる方がどの農地を実際にどうやって再開していくか、そういったマッチングをこれから委託でやっていきたいと思っております。

次のページの森林環境譲与税の積立金についてですが、これについては今後、町の全体計画を地権者の意向も踏まえながら検討していきたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） ご質問のあった19ページ、物流システムモデル事業補助金についてご説明いたします。

今現在、浪江町におきましては宅配便、チャーター便こういったものは再開になっておりますけれども、路線便、いわゆる大手の物流が南相馬までしか持ってこないという状況で、この状況は非常に再開事業者の足かせになっているものであります。

それを受けて、今回、町内の再開事業者、地元運送業者、そして県、官民合同チーム、町も立ち会ったもとで協議会を設立いたしまして、共同運送の配送のシステムをつくりました。その際の今年度について、町で一部補助するものであります。

今後は、国に予算を働きかけ、恒久的ではないと思いますが、同時にそういった大手物流会社がこちらに最終的に持ってきていただけるようになるように、再開事業者の再開を促進していきたいと思っております。

次に、20ページに入りまして、情報発信拠点の備品購入についてでございますが、これに関しましても指定管理予定者、それからこの建物の設計者、町と綿密な協議、打ち合わせをして、さらにはまた保健所からも指導を受けながら、こういった備品の購入について進めているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 21ページ、下から2つ目の委託料、浪江駅周辺調査業務委託料について地元の意見を聞くべきであるということについて、お答え申し上げます。

これまで該当地域、駅前周辺につきまして意向調査を行ってきた中で、町の事業があればそれに協力するという意見が多くございました。これを踏まえまして、町の事業等についても検討した上で、今後、事業実施に当たりましては、地権者や地域の皆様のご意見をいただく機会を設けていきたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、22ページの住宅管理費、15工事請負費の中の太陽光出力制御装置取り付け工事についてご説明をいたします。

太陽光発電の出力制御装置は、電力が供給超過のおそれがある場合に電力会社が太陽光発電等の電力の買い取り量を調整するもので、出力制御装置の取り付けは法令に基づき東北電力との電力受給契約で定められております。

今回は幾世橋集合住宅に設置している太陽光発電装置について、

東北電力から出力制御装置の設置依頼があり、それに対応して装置を取りつける費用の計上であります。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 再質問、順次進めていきたいと思います。よろしくお願いします。

15ページについてはわかりました。

それから、町税の還付金ですけれども、法人、個人、更正請求があったということですが、それぞれ何件でしょうか。

それから、更正の請求で1000万という、現在の町税収入からいうと少なくはない、小さくはないと思うんですが、更正請求による還付は個人個人で大体どれくらいになるんでしょうか。件数の金額です。

それから、ボーリングについては井戸が枯渇したので、1件分掘削追加ということです。これもこれまで認可ボーリングの事業費については、同僚議員からも何度か質疑、意見がありましたが、1件700万というのは安くはないというよりも高過ぎると思うんですが、これは出来高払いなのかそれとも見積もりなのか、それとも全くの充て予算なのか、ちょっとお願いします。

それから、森林環境譲与税の町の全体計画は、帰還困難区域も含めた全体計画ということなのか。

昨日の質疑でお答えがなかったんですが、浪江町の民有地はどれぐらいの面積なのかということについてお尋ねしたいと思います。

それから、19ページの物流システム事業、前の議会で10番の渡邊議員の一般質問がありまして、それに早速町が応えて、システム協議会を立ち上げてシステムづくりをするという機敏な対応については、私は高く高く評価をしたい。今後もその姿勢で何事にも当たっていただきたいと思います。

それで、大手物流の参入というか、大手物流が南相馬止まりだと。確かに今、一部地域では帰還困難区域もあるから、さまざまな障害があるということはわかるけれども、大手物流が流入というかできない理由は何ですか。

それから、道の駅の備品購入について保健所の指導もいただいていると、関係者と協議もするという事だけれども、わかりやすく言うから、予算を消化すればいいということではやっぱり本来の意味でというか、求められている浪江町の道の駅の機能を十分に発揮するという点から言えば、無駄なものはやっぱり入れるべきではないと。だから、型どおり協議しました、相入れましたと、しかし余

り利用価値はなかったと。逆にこういうものも買ってほしいという意見だって上がってきていると思うんです。個別には言いません、私のところにも来ています。そういう意味で、形だけの協議ということではなくて、やっぱりそこに入る入店を出店を希望しているそういう人たちの意見も酌み上げると、設備を有効活用すると、費用対効果をしっかり考えると。経済レベルの問題ももちろん大事だけれども、あそこの施設をどうレベルアップしていくかということに直結する話だから、そんな甘いものではないというふうに思います。

改めて現状と今後の取り組みについて、一步踏み込んでお答えいただければと思います。

それから、まちづくり整備事業、意向調査もやって関係者は町が事業計画を組めば協力すると。したがって、町としては駅前周辺をどういうふうにリニューアルということでもいいのか、復興再生していくかという立場から事業委託したんだと思います。

これも本当に新しいまちづくり、冗談ではなくて駅前に牧場つくったらいいべという話あったが、ある町民はあそこに芝生の広場をつくって町民が交流できる、ほかの人が交流できるそういう施設もあればいいなと言っていました。したがって、本当に委託をしました、成果品が上がりましたという形式的な取り組みではなくて、実のある駅前開発を進めていただきたいと思います。そういう立場から町民の意見をどう酌み上げていくのか、いつごろまででこの事業は完成するのか、お尋ねいたします。

それから、住宅管理費、太陽光出力制御装置については電力超過分の買い取りだということでもわかりました。

この装置を設備設置することによって、電気料はどれだけ売電効果が上がるのかということについて、町の試算をお示しいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。

住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 再質問にお答えいたします。

16ページの町税の還付金のご質問ですが、件数ということで質問ですが、見込みになります、法人町民税で15件ほど見込んでおりまして600万、それから住民税の過年度更正の請求分で400万円、合わせまして1000万円、今回増額の補正をさせていただいております。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、18ページのボーリング工事の金額の決定についてご説明をいたします。

公共事業につきましては、土木、建築等々、県の基準等に伴って積算をして発注するという原則がございます。

井戸工事につきましては県の積算基準にありませんので、井戸のボーリングの協会、そちらで出しておる標準仕様書的なものがありますので、そちらをもとに必要な事項で積み上げて金額を出しておるところでございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 林業に関するご質問にお答えします。

町内の民有林全体で約4500ヘクタールほどあります。そのうち解除区域については約900ヘクタールほどあります。

森林の計画のそれは解除区域も含むのかどうかということについては、そこも含めてこれから検討したいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 先ほどのお答えでも申し上げましたとおり、大手物流会社が来ないというのはやはり事業者が少ない、荷量が少ないということでもありますから、やはり荷量をふやして大手物流会社も浪江まで持てきたいというためには再開事業者をふやして浪江の産業を活性化させるということがまず大事だと思いますが、さらにはそういったところにも運んでくれよという熱意を持った働きかけも必要であると思っております。

次に、道の駅の件でございますが、こういった道の駅、多額の金額を投入してやる事業でありますから、単に先ほどの設計者、指定管理者だけではなくて、道の駅の専門家、全国の道の駅の成功例そういった方からも話を聞いたり、あとは道の駅の座談会的なものを開催して、町民からもそういった意見を吸い上げるとこういった取り組みを通して有効な備品を買って、有効で皆様に喜ばれる道の駅にしたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 駅前周辺調査業務についてお答えいたします。

いつごろまでにとということではございますが、復興に係る財源が伴う事業でございますので、長く時間をかけるわけにはいかないと考えてございます。時期を明確にお示しすることは難しいものではございますが、できるだけ早く形にしてまいりたいと考えているところでございます。

また、地域の皆様の声は大切にしていまいりたいと考えております。

ので、適切な方法で地域の皆様のお声を聞いてまいりたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、太陽光発電の出力制御装置のご質問にお答えをいたします。

電気代の節約はというようなご質問でありましたが、こちらについては節約ではなくて、出力の制御になります。地域全体での出力が過剰な出力となった場合につきましては、一部のこういった制御装置で供給の停止をするというようなことになりますので、電気代の節約ではなくて出力の制御ということになりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 住宅管理費、出力管理については、もちろんこれここに書いてあるとおりということですね、制御装置。過剰な出力を停止させるということだから、支払い電気料を抑えることができるという意味でしょうか。出力、家庭で使う電気の消費量、出力を抑制することなんですか。ちょっと調査不足です。

その意味で、一般質問でもちょっと触れたんですが、やっぱり再生エネルギーを大幅に普及すると、しかもこういうコントロールも必要だと思うんだが、今、蓄電池システムがかなり普及していると、国の制度もあるということなので、同時並行で蓄電池システムの事業にも着手してはどうかと思います。関連してお尋ねをします。

それから、まちづくりについてはできるだけ早くということですから、大いにみんなの意見を聞くということですので、そうしたら姿勢としてはわかりました。

それで、形にこだわる必要はないと思うんだが、例えばかつて浪江町でも百人委員会というのをつくってまちづくりの計画づくりやったことがあるんです。現状で誰が参加するかというと、これ百人委員会という看板倒れになるかもしれませんが、できるだけ多くの人の意見を聞く、みんなでまちづくりをしていくと。それは文字どおりまちづくりの復興再生の基本だというふうに思いますので、そこは外さないでいろんな形を考えながら多様な意見を取り入れて早期に駅前周辺、事業化できるように進めていただきたいと、求めておきたいというふうに。

それから、交流情報発信についてはわかりました。これも言葉だけに終わらないように、町ではなかなか意見聞いてくれないんだという意見も上がっていますので、ぜひそこは多くの人の意見を聞いて必要でかつ効果のあるものを設備していくことが大事だというふ

うに。先ほどの答弁で了解をいたしました。

それから、19ページの森林環境譲与税基金で、全体の森林面積が4500ヘクタール。これも数字持ち合わせていないんですが、浪江町は230.1か2か平方キロなんです。2万3000ヘクタール、そのうち8割が森林で、国有林と民有林ということになると国有林がやっぱり7割ぐらいになるのかということで、4500ヘクタールというのは浪江町全体の森林面積ですね。うち解除区域900ヘクタールというふうに答えました。要するに、これは森林環境整備計画については、解除区域を中心に計画づくりを進めていくということになるんでしょうか、再度聞きたいと思います。

それから、18ページの営農再開支援事業で、担い手育成なかなか難しいとそれはそのとおりだと思います。それで、法人化とか担い手づくり、これはこれで積極的に進める必要があると思うんですが、浪江町の農業という点から考えれば、仮に1年後、2年後に帰ってくるということでもなくとも、個人の農家がやっぱり戻らないと、解除区域の農業再開はあるいは農業としての機能は発揮しないというふうに思うんです。

何を言いたいかというと、いろんな支援制度があります。同時に個人の農家で今の担い手にもならない、あるいは法人化にも参加しない、そういう以外の人でも個人で農業再開したいという人がいればどんどん参入する、あるいは参入を誘導するためにも個人に対する直接的な支援、これも制度として考えていく必要があるのではないかとこのように思います。お答えください。

それ以外はわかりました。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、太陽光発電の出力制御についてのご質問にお答えをいたします。

出力制御ですので、あくまで売電の量が減るというようなことでご理解をいただきたいと思います。再度申し上げますが、東北電力管内での全体の電気の供給量が過剰になった場合には、こういったことで太陽光発電の出力制御装置によって、例えば1時間に10キロ売っていたものが電力の供給が過多になるということで、それをあらかじめ8キロに抑えるとかそういったことで制御する立場になりますので、よろしくお願いいたします。

あと、蓄電池の活用についてということですが、こちらにつきましてはスマートコミュニティ事業等でこれから具体的には申し上げますが、今後いろいろな形で考えられていくかと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 民有林の町全体の面積は4500ヘクタールでございます。

それで、解除区域が優先になるのかどうかということですが、それも含めてこれから検討したいと思いますが、解除区域、特に東側が傾向としては線量が低いということはわかっておりますので、そういう方向になるのかなんていう予想はしております。

それと、営農再開についてですが、当然ながら担い手を中心に広大な農地を管理していただくということもありますが、だからといって個々の農家を否定することはそういう気持ちは一切ございませんし、皆さん戻ってきて再開していただきたいと思っております。

これまでも県補助とか町単独の補助とかもありますので、そういった支援を密にこれからも続けていきたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 3番、高野武です。

22ページの9－1－4、13のハザードマップ策定業務委託料として457万3000円を計上してありますが、先ほどの一般質問でハザードマップを新しく作成するために作成を検討してくださいということで要望いたしました、その関係上、質問をいたします。

業務委託ということで新しく作成するための委託なのか、それをまず確認をいたしたいと思えます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） ご質問にお答え申し上げます。

今回の委託料につきましては、先ほどの一般質問にありましたように現在のハザードマップを見直すための委託料でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 新しいハザードマップ上に町内全域の除染廃棄物、産業廃棄物の置き場を一緒に記載していただくよう提案をいたしましたが、それを検討していただけるのか、それを伺います。

あわせて、新しいハザードマップ、これの完成時期、配布時期がわかれば予定があれば一緒に伺いたいと思えます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。

今回の補正予算に上げている委託料の中にはその除染廃棄物の仮置き場の位置を記載するというようなことは、現段階ではまだ想定してございません。それについては別途考えていきたいと思えます。

さらに、完成時期についてはもちろん今年度事業で考えておりま

すので、今年度中には完成をしてお配りまでしたいなと考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） この新しいハザードマップの配布ということで、これは町内全域の居住者なのか、それとも町外の居住者も入るのか、それも伺います。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。

基本的には、現在の町内の居住世帯にお配りしたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 18ページの下のほうで13委託料、先ほど馬場議員の質問にもあったんですが、その答弁でちょっと納得いかない点があったので、再度お尋ねします。

3500万円相当の予算で営農再開ビジョンの策定支援業務委託、前も私も復興組合委員なので、復興組合のビジョン策定には参加したことがありました。しかし、その内容なんですけど、余り農家の方というのはビジョンを策定するのがなかなか難しいと思っています。その上で、そのビジョンを作成する今年度は、私の思う限り、上からこういうふうにしたらいんじゃないかというような話でありました。

それで、今年度のこの営農再開に、違う農家さんがやってくれよみたいな先ほどの調整をしようと言いましたが、やはり業務委託ではなくて、浪江町の町民が誰がこの農家のこの辺の田畑をやっているとかわかる方がいなくて大丈夫なのかというのが心配なんです。やはり農地は多くの方に管理していただいて生産してもらったほうがいいのはわかりますが、他人事みたくなくて、本当にその委託者が浪江の農業を考えて、この人なら大丈夫だとかというのが長年の経験がないとなかなかわからないと思うんです。やはり今のこの行政のやり方は、お金があれば業務を委託して結果はどうでもいいような感じに毎回私は見えます。なので、ここには失礼ですが、町内の方が入る業者では多分ないと思われます。あえて名前言うと語弊があるので言えませんが、多分私が思う業者だと思います。

そこで、提案なんですけど、この業務委託はどこまでをやられるのかどうか、初めにお伺いします。

第2点に19ページ、これも馬場議員の質問と同じになりますが、

一番下、物流システムモデル事業補助金。

何社の業者がこの該当でいるのか、またその業者だけのために170万円の補助金を出すのでは、普通の方もこの事業がわかっている方が少ないかと思われれます。もしくは一般町民の方もこういうふうに物流が来なくて大変な思いをしています。その辺の整合性はどのように考えていますか。

あとは、21ページ、土木費、河川総務費。

河川の環境整備委託、場所と規模とをもう一度確認します。お願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 営農再開ビジョン関係のご質問にお答えします。

委託業務として委託しますが、こちらで一方的に何かをこうなさい、ああしなさいなんていうことはさらさら思っておりません。

今回の大まかな流れとしましては、まず地権者の方々に自分で再開するかしないか、しない場合は誰かに貸してもいいのかだめなのか、そういったことをまずアンケートをとります。それを図上に示して、その段階で地域の方々に集まっていただいて、実際誰が担い手となり得るのか、その後、その図面を見ながらこの辺は誰々がこういうものをつくろうかとそういった地域の方々と相談しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 現在、その協議会に入っている方の部分という印象はあると思うんですが、実際、一般の町民の方に対しては宅配便がありますから、事業者の方の場合だと思っております。そういった方も希望者の方にはその協議会に入っていて、このシステムと一緒にやっていくと。だから、今、協議会に入っている方だけであとは入れませんというわけではございません。

ちょっと数については正確には今は持ち合わせていませんので、後ほど。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 河川総務費の河川環境整備委託料1000万の中身ですが、請戸川が7カ所、約1万4000平米、高瀬川が2カ所、約3000平米を予定しております。これは竹の伐採を予定しております。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 現在、協議会に入っている方でござい

ますが、11社でございまして、これから2社参加していく、ふえていく状況でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 初めに、農業再開ビジョンでお伺いします。

内容はよくわかっています。私が言っているのは、今の内容でしたら、こんなの委託しなくてもいいのかなと思われそうです。なぜならば、先ほどから言っているとおり、ビジョンを策定するのを委託すると、町とその農業者との関連がちょっと薄れると私は思っているから言っているんです。今年度の話はさっきはビジョンで言っただけであって、今回のをそうだとしたわけではないので、課長、勘違いしないでください。

それで、誰がやっているかはビジョン策定者じゃなくて、町が認識しないといけないということを私は思っているから言っているんです。この業務、大変大切だとは思いますが、なぜ町の職員もしくはここに専属の職員を充ててもいいぐらいに私は思います。それだけ町は農業に関して、少し予算どりもしくは人材の確保がかなり少ないのかなと個人的に思われます。町職員だけでなく、委託業務にしないといけない理由があるんでしょうかが1つ。

あと、一番下の19ページの物流システム、合計13名の会社になるというような答弁でしたが、先ほどの一般の人には宅配便あるからいいというような答弁がありました。ここの物流は何を運ぶかはわかりませんが、その企業は宅急便もしくはこういう宅配で来られないような物だけを運ぶのでしょうか。

また、やはり先ほどから言いますが、そういう周知が新しい企業も次々入れますよと言ってはいましたが、私個人でも全然わかっていません。この辺の周知はわかる人だけが入っていて、わからない人は使えないのではかなり不平等さを感じると思います。その辺の周知はどのようにして行われたのか、そこが少し疑問に思われます。

あと、もう一度、河川の件の整備はわかっていました、竹林伐採、面積を聞いてありました。

今年度、今、発注しています。これはなぜ追加になったのか、それとも設計が初めからちょっと甘かったのか、追加でやった理由をお聞かせください。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 営農再開ビジョンの関係でお答えいたします。

委託したからといって、町が丸投げという状態でいるわけではございません。町も積極的にかかわっていきます。

町が主体というか、委託しないでできないのかというご質問でございしますが、営農再開だけに限らず農林水産業全てにおいて今、多忙をきわめております。この件については担当を決めておりますが、担当1人だけでもこなし切れる業務量とは考えてはおりませんので、委託ということをせざるを得ないのかというふうに考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） この事業に関しまして、予算の承認をいただいてからスタートするわけでございますので、周知の点、まだ徹底していない点がありましたら、今後、周知を徹底して皆さんに参加していただくように努めてまいります。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 先ほど面積、請戸川が約1万4000と申し上げましたが、正確には1万3867で、高瀬川が2カ所で2840平米であります。

現在、施工中の竹伐採につきましては復興庁の予算でやっておりますが、さらに県から1000万の竹伐採の予算追加ということでいただきましたので、今回の補正となっております。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） じゃ、2つだけ、営農再開ビジョンでちょっとお聞きします。

この事業の3500万円の内訳は人件費幾らとかいろいろ多分あるかとは思いますが、何人ぐらいの方が常にこの事業に携わられるのかどうか、お聞きします。

また、この結果は農業者に後々全体のビジョンを公表するのかどうか。

あと、最後に、竹林伐採の件でお伺いします。

県の事業が今、追加と聞きましたが、この竹林と今、発注済みの竹林伐採を合わせれば高瀬川と泉田川の竹伐採は全部終わられるのかどうか。また、終わられないのであれば、その残りのところも追加で発注する予定があるのでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議員ご指摘のとおり、この3500万のうち、ほとんどが人件費となっております。その人件費の内訳については、それぞれの作業ごとに何人かけるということですので、常にどこかに何人それ専属でいるということではございません。

それで、その成果についてですが、最終的には貸し手と借り手の受委託契約そこまで持っていきたいと思っております。そうやって

貸し手と借り手のマッチングが整ったということ自体が成果だと思っております。

その結果の公表の件については、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 解除区域の高瀬川、請戸川の竹林につきましては、この予算で伐採をしますが、河川内にある私有地につきましてはこの予算には含まれてはおりません。解除区域の河川の竹は伐採する予定なのですが、河川の中に私有地があって、それはこれの中には含んでいないという状況です。

公共用地については全て終わる予定です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありますか。

8番、平本佳司君。

○8番（平本佳司君） 8番、平本です。

ただいまの山本議員の質疑の中で、答弁の中で、我々の所管でありますまちづくり整備課の先ほどの21ページの8－1－13の委託料の件でございましたが、委員会審査の中では高瀬川が3カ所、また請戸川が6カ所というふうな計9カ所という説明をいただきましたけれども、先ほどの答弁では高瀬川が2カ所、請戸川が7カ所、答弁が違うんですけれども、その辺の整合性をお尋ねしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） まことに申し訳ありません。

手元に地図があるんですけれども、ちょっと数え間違えまして、箇所につきましては委員会のとおりでありまして高瀬川が3カ所、請戸川が6カ所と訂正いたします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第99号 令和元年度浪江町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第99号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第100号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第15、議案第100号 令和元年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第100号 令和元年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第100号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第101号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第16、議案第101号 令和元年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、山崎博文君。

○9番（山崎博文君） 7ページ、節で言います。節の15と18、防犯カメラ設置と小型耐火金庫購入についてご質問いたします。

その前段として、診療所は仮設津島診療所と浪江診療所という2カ所を運営しておりますが、今までこの両診療所において開所以来、現金の管理及び医療機器はかなり高額な医療機器も入れていまして、防犯対策はどういうふうにとっていたのかということをお伺いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 仮設津島診療所事務長。

○仮設津島診療所事務長（横山秀樹君） ご質問にお答えいたします。

まず、現金の管理につきましては、事務員が診療収入関係は金庫に一旦入れまして、翌日に指定金融機関に納入するという形をとっております。

それから、医療機器の管理ですが、施設は夜間については機械警

備を行っておりますので、設備はこちらでセキュリティー管理をしている状況でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（掃部関 久君） 浪江診療所におきましては、現金一部負担金収入については当日の夕方、出納室に納めております。

また、つり銭の管理もしておるんですが、そのつり銭については職員の机に施錠して管理しておりました。それでは不十分であると考えたため、小型耐火金庫を購入したいと考えております。

医療機器の管理につきましては、津島診療所と同様でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 9番、山崎博文君。

○9番（山崎博文君） そこで質問なんですが、なぜ浪江診療所だけが防犯カメラもしくは金庫を購入するののかというちょっと疑問がありますので、お答えいただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（掃部関 久君） 現在、浪江診療所周辺で早朝夜間に徘徊している不審者の情報等もありまして、職員の安全確保のために必要でありますので、カメラを設置することにしたいと考えております。

また、小型耐火金庫の購入につきましては、結構、浪江診療所は社会保険の方とあと一部負担金免除になっていない方が多いので、そのつり銭がかなり必要になってきますので、その管理のために購入することといたします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 101号の補正に対して反対の討論をしたいと思っております。

今回の補正予算で、浪江診療所で備品購入、小型耐火金庫購入するという予算、それから今、質疑ありましたけれども、その必要性については私は全く異論ありません。

それから、施設全体の安全、防犯対策を考えると、これはやっぱり施設管理者として当然なことです。

その上でなんですけれども、防犯カメラの設置について、私は全否定するつもりはありません。委員会で審議しましたところ、設置箇所は玄関正面、それから駐車場側、それと事務室に設置すると。

正面なり駐車場側にカメラ設置するという必要性は、私はあると思います。ただ、事務室に防犯カメラを設置する、先ほどの山崎議員の質問に対して、朝晩周辺を徘徊する町民がいるので、安全のためにとそういう意味で外側に防犯カメラを設置するというのも必要性はわかります。

ただ、事務室に設置することについては、なぜ事務室に設置が必要なんだという議論に対しては明確な回答がありません。その上で、いろいろ私も考えたんだけど、例えば内部で問題があったと、これも例えばなんだけど、教育委員会のあの部屋で中で何かがあったとする、ないと思いますよ。その際、安全防犯だということで、教育委員会のあの事務室に防犯カメラを設置する、通常考えられますか。あり得ない話です。明らかにできない内部の問題があるとなれば、それは必要な調査をすればいい。内部で解決できる話だと思います。

別な角度から、診療所は病気を抱えてさまざまな理由と障害を持って、ある意味では心と体の安全治療のために診療所に行くわけでしょう。その中に、診療室は向いていないにしても、町民の方が患者の方が事務室に防犯カメラを設置されているということがわかった場合、一般的にどういう受けとめ方をしますか。

繰り返しますが、もし何か内部で問題があったとするならば、そういう職員を委縮するような、わかりやすく言うと、設置したいという側の立場の人が威圧、抑圧するようなそういう意図を持って設置する、極めて不健全な事業計画だと思います。考えてみてください。役場庁舎内に防犯カメラ設置している行政体がどこにありますか。内部の問題でしょう、それは。内部の問題があるとなれば、職員の信頼関係を醸成するためにも内部で解決すればいい話。これは過剰警備なんていうものではない。公共の組織として職員の信頼関係、あるべき本来の安全の確保の体制、そのあり方から考えても異常ですよ、これ。金額が多いとか少ないとかという問題ではないです。設置の必要性、合理性ないと私は考えます。

これは改めてこの診療所の事務室に防犯カメラ設置については再検討、撤回してもらいたい、撤回を強く求めた上で職員の自覚、職員の意識、職員の信頼関係、これをどう成長させていくべきかと一歩高いレベルで考えるべき問題だと。防犯カメラあり得ない、再度強調して、反対の討論といたします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

2番、石井悠子君。

○2番（石井悠子君） 私からは、反対ではなくて賛成討論をさせてい

たきます。

今、健康保険課長がおっしゃったようにやっぱり大金を預かったりそういうことをするというので、何かあってから考えるのではなくて、何か物事が起きる前に対策を練るということがあるということとで、私は聞きました。

今、世の中、証拠を残さないと警察の方も動けないという事情があります。やはり車もそうですが、今、ドライブレコーダーなど画像を残すということがやっぱり進められていますし、帰還者もふえています。その中でやはりいろんな方が県内外から来るということとで周りに防犯カメラも必要ですし、事務室の中でも利用される方は顔がわかっている方だけじゃないと思うんです。

それなので、やっぱり予防としてつける必要はあると私は思います。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第101号 令和元年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第101号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第102号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第17、議案第102号 令和元年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第102号 令和元年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第102号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第103号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第18、議案第103号 令和元年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第103号 令和元年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第103号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第104号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第19、議案第104号 令和元年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第104号 令和元年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第104号は、原案のとおり可決されました。
-

◎同意第5号の質疑、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第20、同意第5号 特別功労者の決定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより同意第5号 特別功労者の決定についてを採決します。

採決は、個別に起立により行います。

まず、牛来幹夫氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、牛来幹夫氏については、同意することに決定しました。

次に、佐々木幸夫氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、佐々木幸夫氏については、同意することに決定しました。

次に、（故）山本孝一氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、（故）山本孝一氏については、同意することに決定しました。

次に、畠山熙一郎氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、畠山熙一郎氏については、同意することに決定しました。

以上、同意第5号については、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休議します。

（午前11時55分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前11時55分）

○議長（佐々木恵寿君）　ここで昼食休憩のため、1時半まで休憩します。

（午前 1 1 時 5 6 分）

○議長（佐々木恵寿君）　再開します。

（午後 1 時 3 0 分）

◎報告第5号の質疑

○議長（佐々木恵寿君）　日程第21、報告第5号　財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場　績君）　今期の決算は約1400万の赤字になったんですね。いろいろご苦労があつての経営だと思いますが、施設そのものについて言えば、やっぱりレストランの施設設備を一日も早く実現するというので、また新たな事業展開が期待されるというふうに思います。

1400万の赤字が大きいのか小さいのかというと、いろいろ評価はあると思うんですが、頑張っている皆さんに対して大変きつい評価になると思いますが、職員7名といったかな、今の事業内容で職員体制が町としては介入はできないと思うんですが、かなりの人件費の充当にもなっていると。

なお、貸借対照表で見ると、売掛金が400万、それから買掛金で88万、未払い金で約28万という決算内容から売り上げ等に鑑みて人の配置は適正だと。パートもいるといったかな、パートの数は書いていないですが、パートでカバーしていると雑給が73万7000円、職員のほかにこれだけの人手がかかっているということについて、事業全体から見て、担当課としてはどう改善指導されているかということが第1点。

それから、貸借対照表の件ですけれども、バランスシートで言えばやっぱり売掛金がこれだけあると。もう少し回収をきちんとできないのかというふうに思います。が、一步踏み込んで売掛金というのは今年度発生分なのか、継続分も含まれているのか、過年度分だね、過年度分も含まれているのかどうか。売掛金の回収に対する取り組み、現年度、過年度売り掛けの中身についてお尋ねしたい。

それから、同じく買掛金は88万、これは月々の仕入れ等があるでしょうから、これぐらいでしょう。

未払い金というのはこれ当座の未払いなのか、ある意味では固定

的な未払いなのか、そこも経営を見るときには非常に大事な視点だと思いますが、担当課としてはどのように事業の中身と決算の中身进行分析し、経営改善の指導をどのようになされているのかということについてお尋ねをします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

職員体制につきましてはこれで十分という体制ではありませんけれども、やはり人件費がこのぐらにかかるといいますので、ふやせないで頑張ったという状況であります。やはり客室稼働率をさらにもっと上げて、もう少し人をふやせるような形にすべきだと思いますけれども、いろいろと食事の点もございますので、その辺をカバーするために夜間バスであったり、それから今度は食事施設をつくっていった客室稼働率、お客さんの数を上げて、さらに職員を充実させていきたいというところではありますが、やはり30年度は一生懸命この人数でぎりぎりやっていたというような印象でございます。

売掛金につきましては、これ経常的な未収入金というわけではなくて、やはり年度の3月で切りますので、その時点であるということですので、次の年度、今年度にはそれは下がっていていると、売掛金についても請求しているという状況であります。

未払い金に関しましてもこの時点での未払いでありますので、その後、払っているわけでございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 人的体制については、決算の結果は赤字けれども、現状から言えば必要な体制だという見解だと思います。

売掛金について重ねてお尋ねいたしますが、現年度分として400万以上の売掛金があるということは、あの事業体で売掛金というのはどういう事案ですか。もっとはっきり言ったほうがいい、売掛金は宿泊料なのか、それともそれ以外の何か売り上げにかかわる未収ということですから、それは詳しく中身をお話ししていただきたいというふうに思います。

全体の見通しとしては、稼働率を上げるために今年度の事業には出ていませんが、町としても来年度には玄関も含めたレストランの施設設備の整備をしたいということですから、また誘客の向上が期待できるというふうに思います。

したがって、経営改善にさまざま努力しているそういう中で、この売掛金については回収を早めるとかそういう努力はされてきたん

でしょうか、お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

次に出てくる道の駅とも似ているんですが、公の機関だと支払いがやはり3月いっぱいまで支払わなくて、4月とか5月にその年度のものが払われることが多くて、その辺は役場としても問題はあるわけなんですけど、この410万の中には町が払う宿泊費助成、これが360万ほど入ってまして、それは4月にすぐに支払ったわけでございますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） ふたを開けてみれば、町の月越しの未払い分だったということが今わかったわけですが、売掛金決して小さい金額です。したがって、町の方で360万あると、それは支払いのルールがあつて月おくれになるということのようですが、やっぱり現状が現状ですから、そこは職員にも迷惑かからないような、あるいは経営体として健全経営ができるようなそういう町の対応が必要だと思います。

開店してオープンして2年、3年になるのか、一定の成果が出てきているというふうに思いますが、さらに経営改善ができるようにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。私は思います。お答えは結構です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で報告第5号を終わります。

◎報告第6号の質疑

○議長（佐々木恵寿君） 日程第22、報告第6号 一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） まちづくり会社の売上げが1億1500万ありまして、昨年度は687万円純利益が出ています。

そこで、初めにお伺いしたいのは、今、駅前で行われている軽食とコーヒーショップの売上げはの中で幾らあつて、結果的には利益率は幾らだったかをお伺いします。

また、3ページにいきまして、そのうちで消耗品等が2300万円超あります。売上げの率から言うと、消耗品がかなり多いように思

われますが、どのようなものを買ったのかどうか。

また、昨年度は町から2人の職員が多分行っていたかと思われ
ます。それを除けばどのぐらいの純利益だったのかも重ねてお伺い
します。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁調整のため、暫時休議します。
(午後 1時45分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午後 1時51分)

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。
産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

まず、消耗品が多いのではないかとご質問ですが、最初にオ
ープン時の消耗品、イベントの消耗品、こういったものが最初で
すのでかかりましたので、それを全て上げているということで1300万
ほどになります。

さらに、カフェの売り上げですが、240万ということでございま
すので、全体の売り上げの中の占める割合は2%程度だということ
でございます。

それから、職員2人でざっとですけれども、900万ほど町で払っ
ておりますので、この分がまちづくり会社でもし払ったとするなら
ばマイナス220万程度ということになります。

引き続きお答えいたします。

カフェの売り上げ240万、給与手当その他これに付随する修繕費
全て経費は700万マイナス580万でございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 再質問行います。

今、1億1500万の売り上げのうち、町から発注の事業は幾らほど
あるか、お伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。
産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 1億1500万これは補助金なども入れま
すとそうですが、売上高として1億1500万の中で公共施設管理事業
1200万、地域づくり整備事業4700万、イベント事業に4600万という
ようなことになっております。

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休議します。

（午後 1 時 5 6 分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 1 時 5 7 分）

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。

産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

先ほど申しました金額はほかの企業の分も入ってありましたので、訂正させていただきます。

町発注分を合計しますと、8900万程度でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 再々質問します。

町からの発注工事が大半だと思われます。それで、この売り上げを見てみますと、先ほどの人件費を除くと赤字ということが判明いたします。

それで、今度の道の駅なみえの運営をまちづくり会社に決まった仮にというような私の一般質問の中でありましたが、このような1年だけでも何百万円の赤字になるところを1社とはいえまちづくり会社を、1社のまちづくり会社だけだったものですから認めて、これで運営がうまくいくのかどうか。

それで、先ほどより失礼ですが、8900万円というほとんどの金額を町発注、これなければかなりの赤字になるのかと推測されます。もう少し課長もこの数字を見てどのように思われているか。また、人ごとではないのです、私の一般質問の中でもありましたが、赤字になったら誰が払うんですかと、そうしたら縮小しますと言ったんです。人を減らすとか、それでは事業が成り立たなくなると言うんですが、その答弁とこの金額を見てどのように思われるのか、これが健全財政なのかどうかだけをお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） まちづくり会社の皆さんもいろいろと努力して、黒字に持ってきたわけでございます。努力しておりますが、消耗品等、特に経費がかかりましたので、その分も利益が下がった関係もございます。

それから、道の駅に関しましても大人数の採用になって、その中から減らさざるを得ないという状況も出てくると申したまでで、人

を最初から減らして事業を縮小するというわけではございません。

この段階では頼りなく見えますが、やはり全体でバックアップして、このまちづくり会社及び道の駅これを成功させるために早目に指定管理予定者として選定したわけですので、これからいろいろな準備をして、お客さんをいっぱい引っ張れるような中身に努力していくということだと思います。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 2ページの損益計算書で、売上高1億1500万です。山本議員の質問とだぶる面があるかもしれませんが、この売上高の中に町発注分が幾ら含まれているのかということをして……

〔発言する者あり〕

○16番（馬場 績君） 言ったんだっけ、町発注分8900万と言ったね。

8割強で、そうするとこれもかぶるような話になるんだけれども、当座は町発注が必要だと思うんだけれども、それははっきり言うとも1年限りぐらいでおさめていかないと町がやっぱりおんぶにだっこということになってしまうと思うんです。したがって、まちづくり会社として、売り上げをふやすための経営方針を持っているのかどうなのかとそこが一つやっぱりあると思うんです。町発注分に依存していたのでは、これはとてもとても成長しない、現状を脱皮できないということはもうわかりだと思っただけです。そういう点で町発注以外の売り上げ増の取り組み、経営改善の取り組みをどのように検討しているのかということについてお尋ねをしたいと思います。

それから、裏のページ、3ページに1300万の消耗品、これも先ほどの山本議員とかぶるんですが、イベントのときにお配りする消耗品だと。これも浪江町の現状を考えればそういうリップサービスも必要だと思うんだけれども、もし町としてそういうイベントのときの景品が必要だということであれば、さっきも誰か言っていたんだけれども、町の予算から支出するというほうがかえってすっきりすると。何となくまちづくり会社の形式をつくるためにあれも出す、これも出す、つまりところおんぶにだっこみたいなやり方ではまちづくり会社として初年度はやむを得ない分はあると思うんだけれども、そんなことは続かないし続けるべきではないと思うんです。

したがって、どういう消耗品使ったのかというところまでは聞きませんけれども、中にはイベントのときに配布される景品を楽しみに、原町なんかにいる人も行ってきたとかこれから行くんだとか、見ていたら2回、3回もらった人もいたとかそういう余談まで入ってくるんですけれども、消耗品の出し方、それから町のかかわり

方、これについても改善する必要があると思うんですが、どうか、そのところをお聞きしておきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 今、この皆さんはシルバー人材センター的な役割も果たしております。そういった部分の売り上げもありますけれども、町からの発注のイベントの部分もあります。

ただ、ほかに独自の「視察・語り部事業」であったり、「レンタル事業」、「世界が浪江とつながる事業」、こういった事業にも取り組んでおりますので、そういった部分が既に始まっておりますので、町依存だけではないと、そういった取り組みもやっているということをご報告いたします。

消耗品につきましては、やはりオープン時のいろいろな最初に取りそろえるための消耗品、イベントを最初に通うための消耗品、そういったものを最初ですので、かなりかかったということでこのように計上になっておりますので、特に実質的な初年度であったからこのぐらにかかったというふうに認識しております。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） ご苦労があるというのはわかります。しかし、現状を踏まえた上で、どう改善するかというその方向については明確でないということだけは申し上げておきます。

最後になりますけれども、3ページ、事業管理費として支払報酬852万8000円、これは課長の当初の説明ではこれは税理士に対する支払報酬だと言われたんですけれども、税理士に対する支払報酬こんなにかかるんですか。税理士分は幾らなのか、支払報酬の中身についてもう少し明確にしていきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

支払報酬料850万の中には、金額については後ほど報告させていただきますが、税理士の報酬とイベントの際、タレントが来ていますので、そういったタレントに払ったギャラ、こういったものを合算して850万となっております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で報告第6号を終わります。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第23、発議第2号 原子力損害賠償基準「中間指針」の見直し及び原子力発電所事故に伴う賠償請求権の時効期間延長も含めた法的措置を求める意見書（案）を議題とします。
事務局長に朗読をさせます。
事務局長。

〔事務局長朗読〕

- 議長（佐々木恵寿君） 提出者から提案理由の説明を求めます。
提出者の紺野則夫君、登壇をお願いします。

〔6番 紺野則夫君登壇〕

- 6番（紺野則夫君） それでは、提案理由を申し上げます。

平成23年3月11日、けたたましい響きとともに大地震が発生し、津波、原発事故と連鎖的に被害が拡大し、とうとい命と今まで築き上げてきた家屋、田畑、日々の暮らしまでも浪江町から何もかも奪ってしまいました。

3月15日、この世界に類のない原発事故の惨劇により、浪江町を後にしなければならない道理があるものでしょうか。死の恐怖と明日をも知れない避難に対する不安が交錯する中で、お互いを励まし、生を求めてさまよい、あのとき味わった焦燥感は生涯忘れることはありません。

東京電力は、最後の一人まで賠償貫徹・迅速かつきめ細かな賠償・和解仲介案の尊重という3つの誓いを掲げているにもかかわらず、十分に応えていないのが現実であります。このことは、国の賠償基準「中間指針」を盾にとり、和解案を拒否しているものにほかありません。

原子力損害賠償紛争審査会は早急に中間指針の詳細を再考し、見直すべきである。また、長期の避難生活等の事情により、損害額の把握やその算定の基礎となる資料収集に支障を来している被害者が存在すること、殊に不動産の賠償については相続関係の処理に長期間を要することなど、一般的な不法行為に基づく損害賠償とは異なる特殊性があることから、国は、時効期間の再延長も含めた法的措置等についての検討をすべきことの理由から提案するものであります。

よろしくお願いいたします。

- 議長（佐々木恵寿君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、渡邊泰彦君。

- 10番（渡邊泰彦君） 質問というよりも、同僚議員として本当にあり

がたいことだなと思っております。

ただ一つ、提出先なんですけど、ちょっと内容を見るとこれは経産大臣の関連もあるので、ここを1つ提出先に加えていただいたらとどうかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 提案者、紺野則夫君。

○6番（紺野則夫君） これも皆さんから賛成いただく前にそういうふうなお話をもらいまして、そのことを若干つけ加えるのを忘れておりました。早速これはつけ加えさせて、各提出先に送付したい、そういうふうに考えております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより発議第2号 原子力損害賠償基準「中間指針」の見直し及び原子力発電所事故に伴う賠償請求権の時効期間延長も含めた法的措置を求める意見書（案）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について

○議長（佐々木恵寿君） 日程第24、委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長並びに各特別委員会委員長から、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査または調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査又は調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査又は調査に付することに決定しました。

以上で、今期定例会に付された事件は、全て終了しました。

◎町長あいさつ

○議長（佐々木恵寿君）　ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

町長。

○町長（吉田数博君）　今期定例会が閉会するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、去る9月10日の本会議開会以来、慎重かつ熱心にご審議を賜り、ご提案申し上げました全ての議案についてご承認をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

審議の過程でいただきましたご意見、ご提言につきましては、今後の町政執行に十分生かしてまいりたいと考えております。

また、提出議案につきましては、多数の訂正請求をさせていただいたと大変ご迷惑をおかけいたしました。今後は提案前の事前確認、点検を強化し、再発防止に努めてまいります。

さて、ご承認いただきました議案第81号　工事請負契約の締結につきましては、国内生産拠点整備に向けた大きな一歩であります。棚塩産業団地においては水素製造拠点施設やロボットテストフィールドなど大規模な整備工事がふくそうしておりますので、安全管理、工事間調整等を徹底しながら事業を進めてまいります。

また、議案第89号　物品購入契約の締結につきましては、水産業の再生に向けて重要な設備の導入であります。行政報告でも申し上げましたとおり、来月下旬には漁協施設の落成式を迎え、いよいよ請戸から本格的な水揚げが開始される段階までまいりました。一日も早い請戸「常磐もの」の復活に向け、各種施策に取り組んでまいります。

さらには、議案第99号　一般会計補正予算では、交流情報発信拠点の備品整備につきましても予算計上し、ご承認を賜りました。今後、町再生の核となる施設でありますので、しっかりと整備を進めてまいります。

就任から1年が経過いたしました但、改めて課題が山積していることとその重責を実感しているところであります。去る9月18日には、新たに就任された田中復興大臣と懇談をし、当町の課題解決に向けた取り組みに関する事項について強く要望いたしました。今後も引き続き復興計画第2次に基づき、課題解決に向け、議会の皆様と協議をしながら一体となって、また職員一丸となって各種施策を一つ一つ着実に進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きのご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、先般発生いたしました台風15号におきましては、関東地方

では大規模な停電など大きな被害が発生し、特に当町に対して今も人的支援をいただいている千葉県成田市においても、一部の地域で停電や断水が続いております。今後、我々としてできる限りの支援をと考えておりますので、その際は議員各位のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、昼夜の寒暖差が激しくなってきましたので、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意をいただき、今後の町の復興、町民福祉の向上のため、より一層のご活躍をご祈念申し上げ、閉会のあいさつといたします。

令和元年9月20日、浪江町長、吉田数博。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって、令和元年浪江町9月定例会を閉会します。

（午後 2時28分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会議長 佐 々 木 恵 寿

署 名 議 員 紺 野 榮 重

署 名 議 員 佐 藤 文 子

署 名 議 員 馬 場 績